

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「特別会計改革の実施状況等に関する会計検査の結果について」

平成24年1月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成23年2月14日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、特別会計改革の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月15日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成24年1月

会計検査院

目次

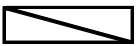
第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	特別会計改革の概要	1
(1)	特別会計の設置	1
(2)	特別会計改革	3
(3)	行政改革推進法	4
(4)	特別会計に関する法律	5
ア	法律の構成	5
イ	法律の概要	6
ウ	特別会計の廃止、統合等	6
エ	特別会計の財務情報の開示	6
(5)	特別会計改革とその他の予算の効率的な執行に向けた取組との関係	6
3	これまでの会計検査の実施状況	7
(1)	検査の要請の内容	8
(2)	検査の結果に対する所見	9
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	10
(1)	検査の観点及び着眼点	10
(2)	検査の対象及び方法	11
第2	検査の結果	12
1	特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況	12
(1)	特別会計の廃止、統合等	12
(2)	一般会計及び特別会計の決算額及び純計額	17
ア	一般会計及び全特別会計の歳出決算額	17
イ	一般会計と各特別会計間等における資金の受入れ及び繰入れの状況	18
ウ	一般会計及び全特別会計の歳出純計額	22
エ	各特別会計の歳出純計額の推移	22
オ	特別会計全体の財政収支	25

(3) 特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況	27
ア 使途別分類による特別会計の分析	27
イ 使途別分類による特別会計及び一般会計全体の支出済歳出額の推移	27
ウ まとめ	58
2 特定財源等の見直し等の状況	63
(1) 特定財源等の概要等	63
(2) 特定財源等の見直し等の状況	65
ア 電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しなど	65
イ 道路特定財源の見直し	77
ウ 将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討	83
(3) まとめ	87
3 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況	88
(1) 剰余金、積立金等の活用状況	88
(2) 剰余金の状況	90
ア 特別会計全体の剰余金の推移	90
イ 剰余金の原資	100
ウ 剰余金の発生要因	106
エ 一般会計からの繰入れを財源とする特別会計における剰余金の状況	110
オ 剰余金の処理	112
カ まとめ	123
(3) 積立金等の状況	126
ア 積立金等の状況	126
イ 積立金等の残高の推移	129
ウ 積立金等の規模	134
エ 積立金等の使用実績	139
オ 積立金等の新設及び廃止	142
カ まとめ	143
(4) 国有財産の売却状況等	145
ア 国有財産現在額の推移	145
イ 土地の売却状況	147

ウ	政府保有株式の売却状況	148
エ	国有財産の有効活用に向けた取組等	150
オ	まとめ	152
4	国の財政状況の透明化の実施状況	154
(1)	国会提出書類	154
ア	予算関係書類	154
イ	決算関係書類	155
(2)	財務書類	156
ア	財務書類の作成に至る経緯	156
イ	財務書類の概要	158
ウ	財務書類の活用状況等	159
(3)	各府省のホームページ等	160
(4)	特別会計における情報の開示の状況	160
ア	国会提出書類等における表示情報等の状況	161
イ	各特別会計における繰入未収金等に関する情報の開示の状況	162
ウ	各特別会計における一般会計からの繰入れに関する情報の開示の状況	169
エ	18年報告において透明性の面からの課題として記述した事項の現在の状況	169
(5)	まとめ	171
第3	検査の結果に対する所見	172
1	検査の結果の概要	172
(1)	特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況	172
ア	特別会計の廃止、統合等	172
イ	特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況	173
(2)	特定財源等の見直し等の状況	177
ア	電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しなど	177
イ	道路特定財源の見直し	179
ウ	将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討	179
(3)	財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況	180

ア	剰余金、積立金等の活用状況	180
イ	剰余金の状況	180
ウ	積立金等の状況	183
エ	積立金等の規模	183
オ	国有財産の売却状況等	183
(4)	国の財政状況の透明化の実施状況	184
ア	国会提出書類、財務書類、各府省のホームページ等	184
イ	特別会計における情報の開示の状況	184
2	所見	185
(1)	特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況	185
(2)	特定財源等の見直し等の状況	185
(3)	財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況	186
(4)	国の財政状況の透明化の実施状況	187
別表1		188
別表2		302
別表3		314
別表4		317

以下、本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。
また、図表における斜線及び網掛けについては、原則として、次のとおりとする。

-  : 表示する事項について該当がないことを示す。
-  : 当該計数が未確定であることを示す。
-  : 当該特別会計及び勘定が廃止されていることを示す。
-  : 当該特別会計及び勘定が統合されたものであることを示す。

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年2月14日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月15日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(二) 検査の内容

特別会計改革の実施状況等に関する次の各事項

- ① 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況
- ② 特定財源等の見直し等の状況
- ③ 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況
- ④ 国の財政状況の透明化の実施状況

2 特別会計改革の概要

(1) 特別会計の設置

国の収入支出は、総覧と理解を容易にし、かつ、財政の健全性を確保する見地から、単一の会計で一体として経理することが望ましいとされるが、国の活動が広範かつ複雑化してくると、単一の会計では、その能率的運営を損い、かつ、不利不便な結果に陥ることも少なくない。このため、例外として、財政法（昭和22年法律第34号）第13条第2項において、①特定の事業を行う場合、②特定の資金を保有してその運用を行う場合、③その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律をもって特別会計を設置できるとされている。

特別会計は、財政法が施行された昭和22年度末には25特別会計が設置されており、41年度には45特別会計にまで増加したが、その後の特別会計の新設や廃止、統合等に

より、図表0-1のとおり、平成17年度末には31特別会計となり、22年度末には18特別会計となっている。

これらの特別会計を設置目的に応じて区分すると、上記の①に当たる「事業特別会計」（17年度：25特別会計、22年度：13特別会計）、②に当たる「資金運用特別会計」（同：2特別会計、同：2特別会計）、③に当たる「その他」（同：4特別会計、同：3特別会計）に分類され、さらに、「事業特別会計」はその事業内容に応じて5区分に、「その他」は2区分に、それぞれ細分される。

また、一つの特別会計の中で複数の事業が実施されていて、それぞれの事業収支を区分する必要がある場合には、その単位として勘定が設けられている。

以下、勘定数を表すに当たっては、便宜上、勘定区分のない特別会計についても1勘定として数えることとする。これにより、17年度の31特別会計の勘定数は63となり、22年度の18特別会計の勘定数は51となる。

図表0-1 特別会計の設置状況

分 類		特別会計名 (勘定数)	
		平成17年度	22年度
①事業特別会計	企 業	国有林野事業 (2)	国有林野事業
	保険事業	地震再保険	地震再保険
		厚生保険 (4)	労働保険 (3)
		船員保険	年金 (7)
		国民年金 (4)	農業共済再保険 (6)
		労働保険 (3)	森林保険
		農業共済再保険 (6)	漁船再保険及び漁業共済保険 (5)
		森林保険	貿易再保険
		漁船再保険及漁業共済保険 (5)	
		貿易再保険	
	公共事業	国営土地改良事業	社会資本整備事業 (5)
		道路整備	
		治水 (2)	
		港湾整備 (2)	
		空港整備	
	行政的事業	登記	登記
		特定国有財産整備	食料安定供給 (7)
		国立高度専門医療センター	特許
		食糧管理 (7)	自動車安全 (3)
		農業経営基盤強化措置	
		特許	
		自動車損害賠償保障事業 (3)	
		自動車検査登録	
	融資事業	産業投資 (2)	
		都市開発資金融通	
②資金運用特別会計		財政融資資金	外国為替資金
		外国為替資金	財政投融资 (3)
③その他	整理区分	交付税及び譲与税配付金 (2)	交付税及び譲与税配付金 (2)
		国債整理基金	国債整理基金
	その他 (エネルギー対策関係)	電源開発促進対策 (2)	エネルギー対策 (2)
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策 (2)	
特別会計数 (勘定数)		31 (63)	18 (51)

(2) 特別会計改革

政府は、12年12月に閣議決定された行政改革大綱に基づいて、様々な分野の行政改革を進めてきた。この中で、15年2月の国会における特別会計の現状についての質疑を契機として、同年3月から財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会等で特別会計の在り方について様々な検討が行われ、特別会計の見直し策が取りまとめられた。

そして、これらを基に17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、特別会計改革が、政策金融改革、総人件費改革、国の資産・債務改革等に並ぶ重要課題として位置付けられるとともに、特別会計改革を含む各改革の着実な実施を図るために、基本的な改革方針及び推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」

を18年の通常国会に提出することとされた。

これを受けて、18年3月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が国会に提出され、同年6月に成立した。

(3) 行政改革推進法

行政改革推進法の主な内容は、図表0-2のとおりである。

図表0-2 行政改革推進法の概要

改革の基本理念（第一章 総則）	
	ア 国民生活の安全に配慮しつつ、政府が実施する必要性の減少した事務・事業を民間に委ねて民間活動の領域を拡大する。 イ 行政機構の整理及び合理化等により、行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑える。
改革重点分野と改革の基本方針等 （第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等）	
	ア 政策金融改革（第4条～第14条） イ 独立行政法人の見直し（第15条、第16条） 平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人について、法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織・業務の在り方、これに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討する。 ウ 特別会計改革（第17条～第41条） （ア）特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化 ・特別会計において経理されている事務・事業の合理化・効率化を図ることにより行い、平成18年度から5年間を目途に計画的に推進する。 ・剰余金及び積立金の縮減等により、財政の健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とする。 （イ）本法律の施行後1年以内を目途とする法制上の措置 ・特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示等の情報の開示のため、法制上の措置等を講ずる。 （ウ）道路特定財源の見直しの方向性 ・道路特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう見直しを行う。 （エ）電源開発促進税の見直し ・電源開発促進税の収入は、一般会計の歳入に繰り入れた上で、毎会計年度必要な金額を特別会計に繰り入れるなどの見直しを行う。 エ 総人件費改革（第42条～第57条） （ア）国家公務員の総人件費改革 ・行政機関等の職員について、平成18年度以降の5年間で、17年度末における総数から、その100分の5に相当する数以上の純減をさせることなどを行う。 （イ）国の事務及び事業の見直し ・行政機関等の職員の純減のため、国の事務及び事業に関し、合理化及び効率化のための措置を講ずる。 （ウ）給与制度の見直し オ 国の資産・債務改革（第58条～第62条） （ア）国の資産圧縮 ・売却可能な国有財産の売却を促進する。

	・ 過大な剰余金等を国債総額の抑制その他国民負担の軽減のために活用する。
	(イ) 国の資産及び債務の管理の在り方の見直し
	・ 国有財産の売却可能性の検討、国有財産及び貸付金の証券化の適否の検討を行う。 ・ 庁舎等の使用状況を実地監査等することにより、使用の効率化を図り、余裕が生じた場合には国以外の者に貸し付けることを検討する。 ・ 未利用地について不整形な土地の区画の変更等により売却の容易化を図るとともに、売却までの間、国以外の者に対する貸付け等を行うことを検討する。
カ	関連諸制度の改革との連携（第63条～第67条） 公務員制度改革、規制改革、競争の導入による公共サービス改革、公益法人制度改革、政策評価の推進との連携を図る。

特別会計改革は、行政改革推進法の改革重点分野の一つとされている。そして、行政改革推進法の改革の基本方針が、国の事務・事業について必要性を考慮した上で民間へ委ねること、行政機構の整理・合理化により、経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることであることなどから、各府省が取り組む特別会計改革の実施は、行政改革推進法に定める各改革重点分野と切り離すことができない。

(4) 特別会計に関する法律

行政改革推進法第19条第1項において、①特別会計の廃止及び統合、②一般会計と異なる取扱いの整理、③企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、同法施行後1年以内を目途に法制上の措置等を講ずることとされた。これを受けて、同法に定められた内容を実行に移すため、19年3月に特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）が成立し、同年4月に施行されている。

ア 法律の構成

特会法施行以前は、特別会計ごとにその設置根拠となる法律が定められており、会計手続についても、その各特別会計の根拠法で区々となっており統一感に欠けるとの指摘があったことから、行政改革推進法で、一般会計と異なる取扱いを整理することとされた。したがって、それまで各特別会計の根拠法で個々に定められていた会計手続を横断的に見直して、特会法は、全ての特別会計を対象として、第1章（総則）に各特別会計に共通する規定を、第2章（各特別会計の目的、管理及び経理）の各節に各特別会計の性格に応じた個別の経理に関する規定をそれぞれ定める、いわゆる一括法として制定された。

イ 法律の概要

特会法では、第1章（総則）に、各特別会計の設置、各特別会計に共通する基準として、歳入歳出予算の区分、予算及び歳入歳出決算の作成及び提出、一般会計からの繰入れや借入金の使途の明確化、決算上収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額（以下「剰余金」という。）の処理、歳出予算の繰越しなどに関する規定が設けられている。そして、第2章（各特別会計の目的、管理及び経理）の各節に、各特別会計の目的、管理する大臣、勘定区分、歳入及び歳出、一般会計からの繰入対象経費、積立金及び資金（以下「積立金等」という。）、借入金対象経費、繰越しなどについて、総則を受けた定義や例外に関する規定が設けられている。

ウ 特別会計の廃止、統合等

行政改革推進法で22年度までに具体的な期限を定めて実施することが定められている特別会計の廃止、統合等の全てを特会法で規定することとしたため、特会法成立前の17年度末に31あった各特別会計の根拠法を一旦廃止することとし、特会法の第2章に、廃止、統合等が行われた後の17の特別会計について規定している。また、特会法は19年度の予算から適用されるため、20年度以降に廃止、統合等が行われる特別会計については、廃止、統合等が行われるまでの間は暫定的に設置される旨の規定が設けられた。

エ 特別会計の財務情報の開示

行政改革推進法では、特別会計の財務状況に関する透明性を高めるため、特別会計の財務情報の開示に関する法制上の措置等を講ずることとされている。これを受けて、特会法では、全特別会計について、企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の状況等を開示する特別会計財務書類を作成し、会計検査院の検査を経て、国会に提出することを義務付けるとともに、特別会計財務書類に記載された情報をはじめ、特別会計の財務状況を適切に示す情報を、インターネット等により開示することとされている。

(5) 特別会計改革とその他の予算の効率的な執行に向けた取組との関係

前記のように、行政改革推進法及び特会法の施行に伴い、特別会計の抜本的な見直しなどを目的とした特別会計改革は、行政改革推進法の各種の重点改革分野と一体的に、各特別会計を所管する府省で進められてきている。

一方、これらの特別会計改革と並行して、予算編成当局である財務省は、14年度か

ら予算の執行状況を把握し翌年度予算へ反映させる取組（以下「予算執行調査」という。）を実施しているほか、各年度に発生した不用額の分析と翌年度予算への反映、会計検査院の検査報告における指摘事項の翌年度予算への反映、国会による決算審議の指摘等の翌年度予算への反映といった毎年度の決算の結果等を翌年度予算へ反映させる取組も実施している。また、「行政刷新会議の設置について」（平成21年9月閣議決定）によって設置された行政刷新会議により21年度から行われた事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）の評価結果等を踏まえた見直しなども加え、特別会計の合理化・効率化については、各方面からのさまざまな取組が行われており、特別会計改革に大きく影響を与えている。

3 これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、毎年、一般会計及び特別会計の会計経理等の状況について検査を実施しており、その検査結果を毎年度の決算検査報告に掲記するなどしている。このうち、13年度以降の決算検査報告に掲記した特別会計の会計経理等についての検査結果の主なものは図表0-3のとおりである。

図表0-3 特別会計の会計経理等に関する決算検査報告掲記事項

決算検査報告	件 名
平成13年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況 ・「電源開発促進対策特別会計電源立地勘定の決算状況について」 ・「特別会計の決算分析について」
平成14年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況 ・「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の決算状況について」
平成16年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況 ・「電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について」 ・「農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について」
平成17年度決算検査報告	国会からの検査要請事項に関する報告 ・「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」（平成18年10月に参議院議長に対して報告した概要を決算検査報告に掲記している。）
平成19年度決算検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの」
平成20年度決算検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどがない

	ようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの」
平成21年度決算 検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「特別会計への一般会計からの繰入れについて、国が実際に支払うべき国庫負担額を繰入金の額とすることなどにより繰入れを適正化するように是正改善の処置を求め、不用になる額が確定しているのにこれを翌年度の財源とするため繰入予算額全額を繰り入れることを行わないようにするための方策を検討したり、繰入れの対象となる経費に係る歳出予算の執行の見込みや不用の見込みを繰入額に確実に反映させたりすることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう意見を表示し、及び改善の処置を要求したもの」 ・「特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの」 ・「特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの」 特定検査対象に関する検査状況 ・「一般会計からの繰入金を歳入としている特別会計における当該繰入金の繰入れ及び繰入れの対象となるべき経費に係る歳出予算の執行の管理等について」
平成22年度決算 検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの」 ・「エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの」

上記のうち、18年10月に会計検査院から参議院議長に報告した「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」（以下「18年報告」という。）は、17年6月に、参議院から、特別会計の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請され、会計検査院が、その要請により実施した会計検査の結果について報告したものであり、その検査の要請の内容及び検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

(1) 検査の要請の内容

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(二) 検査の内容

各府省が所管する各特別会計についての次の各事項

- 1 情報公開等、透明性の状況
- 2 繰越額・不用額、決算剰余金、積立金等残高の推移
- 3 次の特別会計における予算の執行状況
 - ・電源開発促進対策特別会計、特に予算積算との対比
 - ・財政融資資金特別会計、特に予算積算との対比
 - ・農業経営基盤強化措置特別会計、特に決算剰余金の処理状況
- 4 次の特別会計における政府出資法人への出資の状況
 - ・産業投資特別会計産業投資勘定から研究開発法人への出資状況と出資先の財務状況
 - ・電源開発促進対策特別会計から核燃料サイクル開発機構への出資状況と機構の財務状況
- 5 各特別会計の財政統制の状況

(2) 検査の結果に対する所見

特別会計は、一般会計とともにその財政活動を通して国民生活に大きな影響を及ぼしており、今後に予定されている統合等を経て特別会計が一新されたとしても、その財政活動に期待される基本的な役割は変わらないと考えられる。

したがって、一般会計の厳しい財政の現状にかんがみ、各特別会計の今後の財政運営に当たっては、特別会計を所管している各府省において、次のような点に留意して見直しを進めるとともに、政府一体として、行政改革推進法等の趣旨に沿い、財政状況の一覧性の確保、剰余金及び積立金の縮減等現在行っている特別会計の改革を着実に実施し、各特別会計における財政統制をより実効あるものにしていくことが重要である。

ア 一般会計からの繰入金や特定財源、繰越額・不用額、決算剰余金や積立金等、出資法人に対する出資等について、更に分かりやすい情報提供に努め、各特別会計の透明性の向上を図ること

イ 予算の執行状況や決算の精査、分析を一層徹底し、その結果を的確に予算に反映させること

ウ 決算剰余金及び積立金等の内容や残高に留意し、各特別会計やその財源の性格、事業に対する需要の動向等からみて可能な場合は、下記の方策等を講ずることにより、一般会計への繰入れも含めてその有効活用を図るなどの検討を行うこと

(ア) 決算剰余金の一般会計への繰入れ等に必要な規定の整備を図ること

(イ) 積立金等の適正な保有規模について検討すること

エ 事務事業の適切な管理を図り、歳出の合理化に向けた予算執行管理を徹底すること

オ 出資法人に対して、新規事業の採択の適正性、財務状況等について常に注視するなど出資者として適切な管理を行うこと

会計検査院としては、上記の各項を含む特別会計全体の見直しに関する進展を注視するとともに、各特別会計における財政統制の状況について、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、特別会計改革の実施状況等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

ア 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

特別会計の廃止、統合等は、行政改革推進法等に基づき着実に実施されているか、特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組の結果、各特別会計の財政状況がどのように変化しているか。

イ 特定財源等の見直し等の状況

特別会計改革に伴い特定財源等はどのように見直されているか、特定財源等の見直しは、各特別会計の財政状況にどのような影響を与えているか。

ウ 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況

剰余金、積立金等や土地等の資産は財政健全化に向けて活用されているか、多額の剰余金が恒常的に生ずる仕組みとなっている特別会計はないか、特別会計に設置されている積立金等の規模は妥当なものとなっているか、特別会計の剰余金、積立金等の資産を更に有効に活用することはできないか。

エ 国の財政状況の透明化の実施状況

予算書、決算書等の国会提出書類等における特別会計の財務情報の開示はどのよ

うに改善されているか、また、18年報告において、財政状況の透明性の確保が必ずしも十分に図られていないと報告したが、その後に特別会計の制度や財政状況等の情報が分かりやすく提供されるようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

(注)

会計検査院は、特別会計を所管する内閣府等10府省を対象として検査した。検査の対象とする年度は、原則として、18年報告の対象年度に続く17年度から22年度までとしたが、必要に応じて23年度予算の状況等も考慮した。なお、分析の前提となる各要素の集計等に至らなかった一部の事項については、21年度までの計数等により分析を行った。

検査に当たっては、在庁して予算決算に係る関係書類等の分析を行ったほか、上記の10府省から調書を徴するとともに、233人日を要して10府省の内部部局等に対する会計実地検査を実施した。

(注) 内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

第2 検査の結果

1 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

(1) 特別会計の廃止、統合等

特別会計の廃止、統合等については、前記のとおり、行政改革推進法に見直しの期限が明記された特別会計に係る廃止、統合等の全てが特会法に盛り込まれ、特会法成立前にあった各特別会計の根拠法が廃止されることとなった。そして、特会法は、19年度の予算から適用することとされたため、20年度以降に廃止、統合等が行われる特別会計については、廃止、統合等が行われるまでの間は暫定的に設置されることとなった。

行政改革推進法成立前にあった31特別会計は、同法に定められた18年度から22年度までの間に、図表1-1のとおり、廃止、統合等が行われている。

図表1-1 特別会計の廃止、統合等の状況

廃止、統合等の 様	特別会計名（勘定名）						
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
－	交付税及び譲与税配付金 （交付税及び譲与税配付金） （交通安全対策特別交付金）						
②	登記※						注(3)
－	地震再保険						
－	国債整理基金						
①	財政融資資金※			財政投融资 （財政融資資金）			
①及び②	産業投資※ （産業投資） （社会資本整備）			（投資）			
②	特定国有財産整備※					財政投融资（特定国有財産整備） 注(4)	
－	外国為替資金						
①	石油及びエネルギー需給構造高度化対策 （石油及びエネルギー需給構造高度化） （石炭）		エネルギー対策 （エネルギー需給）				
①	電源開発促進対策 （電源立地、電源利用）		（電源開発促進）				
－							エネルギー対策（原子力損害賠償支援） 注(5)
③	国立高度専門医療センター※					注(6)	
－	労働保険（労災、雇用、徴収）						
①	船員保険※					注(7)	

廃止、統合等の 態 様	特別会計名（勘定名）						
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①	国民年金 （基礎年金、国民年金、福祉年金） （業務）		年金 （基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康） （児童手当） （児童手当及び子ども手当） （業務）				
①	厚生保険 （健康、年金） （児童手当） （業務）						
①	農業経営基盤強化措置						
—			食料安定供給 （農業経営基盤強化） （農業経営安定） （米管理、麦管理）				
①	食糧管理 （国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料） （農産物等安定） （業務、調整）		食料安定供給 （米管理、麦管理） （業務、調整）				
②	国営土地改良事業※			食料安定供給（国営土地改良事業） 注(8)			
—	農業共済再保険 （再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設、業務）						
—	森林保険						
—	国有林野事業 （国有林野事業、治山）	国有林野事業					
—	漁船再保険及漁業共済保険 （漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険、業務）		漁船再保険及び漁業共済保険 （漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険、業務）				
—	貿易再保険						
—	特許						
①	治水※ （治水、特定多目的ダム建設工事）			社会資本整備事業 （治水）			
①	道路整備※			（道路整備）			
①	港湾整備※ （港湾整備、特定港湾施設工事）			（港湾）			
①	空港整備※			（空港整備）			
①	都市開発資金融通※			（業務）			
①	自動車損害賠償保障事業※ （保障、保険料等充当交付金） （自動車事故対策）			自動車安全 （保障） （自動車事故対策）			
①	自動車検査登録※			（自動車検査登録）			
特別会計数 （勘定数）	31 （63）	31 （62）	28 （57）	21 （53）	21 （53）	18 （51）	17 （51）

注(1) 廃止、統合等の様欄の①は他の特別会計と統合されたもの、②は一般会計へ統合されたもの、③は独立行政法人へ移行されたものを示す。

注(2) ※印を付した特別会計は、特会法の規定により平成19年度から廃止、統合等が行われるま

での間、暫定的に設置された特別会計である。

- 注(3) 登記特別会計は平成22年度末までの設置とされ、その後、一般会計へ統合された。
- 注(4) 特定国有財産整備特別会計は平成21年度末までの設置とされ、その後、一般会計へ統合されたが、未完了事業終了までの経過措置として財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定が設置されている。
- 注(5) エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定は、行政改革推進法において見直しの期限が明記された特別会計の廃止、統合等とは関係なく、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する経理を明確にすることを目的として、平成23年8月に設置されたものである。
- 注(6) 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末までの設置とされ、その後、同特別会計の業務は6独立行政法人へ移行された。
- 注(7) 船員保険特別会計は平成21年12月31日までの設置とされ、その後、同特別会計の業務は労働保険特別会計又は年金特別会計に統合等された。
- 注(8) 国営土地改良事業特別会計は平成19年度末までの設置とされ、その後、一般会計へ統合されたが、未完了借入事業終了までの経過措置として食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定が設置されている。

特別会計の廃止、統合等を態様ごとに分類すると次のとおりとなっている。

① 他の特別会計と統合されたもの

財政融資資金特別会計等16特別会計は他の特別会計と統合され、新たに6特別会計が設置された。このうち、産業投資特別会計の産業投資勘定と財政融資資金特別会計は統合され、新たに設置された財政投融资特別会計となったが、産業投資特別会計の社会資本整備勘定は、一般会計へ統合された。また、船員保険特別会計は、取り扱う業務によって労働保険特別会計又は年金特別会計に統合等された。

② 一般会計と統合されたもの

登記、特定国有財産整備、国営土地改良事業各特別会計は一般会計へ統合された。

このうち、特定国有財産整備、国営土地改良事業両特別会計は、既往の事業を実施するため、その終了までの間、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が、食料安定供給特別会計に国営土地改良事業勘定がそれぞれ経過措置として設置されている。

③ 独立行政法人へ移行されたもの

国立高度専門医療センター特別会計は廃止され、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）に基づき、新たに設置された6独立行政法人へ移行された。

なお、交付税及び譲与税配付金特別会計等、残りの11特別会計は、廃止、統合等が行われていない。

上記のとおり、見直しの期限が明記された特別会計に係る廃止、統合等が全て行政改革推進法の規定どおりに行われ、18年度に設置されていた31特別会計は、23年度に

は17特別会計になり、勘定数は、18年度の62勘定が、23年度には51勘定となっている。

また、行政改革推進法において、特別会計の在り方等を検討することとされていた事項のうち、特別会計の廃止、統合等に関連するものの検討状況は図表1-2のとおりである。

図表1-2 特別会計の在り方等の検討状況

行政改革推進法の規定（要旨）	検討状況
空港整備特別会計において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討する。（第20条第2項）	平成23年7月に、「空港運営のあり方に関する検討会」による報告書がまとめられ、国管理空港について、航空系及び非航空系事業の経営一体化、民間への運営委託等、空港経営改革の進め方が示された。このほか、羽田空港の整備のために借入れた財政投融资から借入金の償還、政府全体の特別会計の制度の見直しの状況等を踏まえつつ検討を進めている。
地震再保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、その在り方を平成20年度末までに検討する。（第24条）	超長期で収支均衡するなどの地震保険の特殊性、安定的な保険支払能力の確保等を勘案し、再保険機能については特別会計において経理する現行のスキームを引き続き活用することとした。
貿易再保険特別会計については、経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることを通じて、同特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成20年度末までを目途に検討する。（第25条）	民間事業者への業務委託、組合包括保険制度における付保選択制、協調保険の導入等、民間参入を促進する取組を行うこととした。
農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、積立金の管理の透明性の向上を図った上でこれらの特別会計を統合した特別会計において経理することを含め、その在り方を平成20年度末までに検討する。（第26条）	農業共済再保険特別会計と漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合した特別会計で森林再保険を経理することとし、森林保険業務を独立行政法人に移管し、政府による再保険を措置することとした。しかし、独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月閣議決定）等により、特別会計、独立行政法人の在り方について抜本的に見直すこととされたため、特別会計の統合、森林保険業務の独立行政法人への移管は見送ることとした。
森林保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業を独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成20年度末までに検討する。（第27条）	
国有林野事業特別会計については、同特別会計の設置の目的及び国有林野事業の改革のための特別措置法に基づく改革の実施状況を踏まえ、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討する。（第28条）	人工林等に係る樹木の売払いなどの定型的な業務については独立行政法人に移管し、国有財産としての国有林野の管理保全等は国（一般会計）が行うとの基本的な考え方に立ち、関連法案の提出に向けて検討を行っていた。しかし、独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月閣議決定）により独立行政法人の在り方について抜本

	的に見直すこととされたため、国有林野事業の一部を独立行政法人に移管することは見送ることとした。
食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討する。(第30条第2項)	米麦の売買事業及び農業経営基盤強化事業は、特定の歳入をもって、特定の歳出に充当しており、受益と負担の関係を維持しつつ独立採算制を堅持することが必要であり、また、両事業は、それぞれ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）及び農地法（昭和27年法律第229号）等の規定に基づき政府等が行うものとされていることから、一般会計への移行又は独立行政法人への移管は行わず、特別会計により経理することが必要であると整理した。
自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討する。(第31条第2項)	一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討してきたが、独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月閣議決定）等により、特別会計、独立行政法人の在り方について抜本的に見直すこととされたため、検討を中断した。
産業投資特別会計の産業投資勘定は、財政融資資金特別会計に移管し、移管の後の勘定の在り方については、将来において、民間投資その他の状況を勘案し、その廃止を含めて検討する。(第37条第2項)	財政投融资に関する基本問題検討会・産業投資ワーキングチームが「今後の産業投資の在り方について」（平成20年6月）を取りまとめ、財政制度等審議会財政投融资分科会に報告を行った。これを踏まえ、環境・アジアへの投資の促進等の分野、レアメタル探鉱・開発等の国家的プロジェクトの分野等に重点的に活用することとし、その後、「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）等を踏まえ、パッケージ型インフラ海外展開やレアアース等天然資源確保の推進等を図るため、長期リスクマネーの供給源として活用することとしている。

上記図表1-2の行政改革推進法に基づく特別会計の在り方等の検討とは別に、行政刷新会議により22年10月に行われた特別会計に対する事業仕分けの結果を踏まえて、特別会計の廃止、統合等を含めた特別会計制度改革が行われることとされている。

事業仕分けにおいては、社会資本整備事業、地震再保険、貿易再保険、森林保険各特別会計及び自動車安全特別会計自動車検査登録勘定等については廃止し一般会計化するなどの検討が必要との評価結果が出されている。また、食料安定供給、漁船再保険及び漁業共済保険、農業共済再保険各特別会計については、統合して食料に関する新たな特別会計に再編が必要との評価結果が出されるなど上記の検討状況欄で記載し

た内容とは異なる新しい方向性が示されているものもある。

この特別会計制度改革は、23年1月の同会議において、24年の通常国会に関連法案の提出ができるよう検討を進めることとされ、財務省を中心に、23年春を目途に論点の整理を行った上で、具体的な方針を23年の半ばを目途にまとめることとされた。

しかし、23年4月に、同年3月に発生した東日本大震災への対応に政府一丸となって取り組んでいる現状から、特別会計制度改革に向けた作業は一時停止することとされた。その後、同年6月に震災対応に支障のないものから順次作業が再開され、財務省が各府省とともに検討を進め、可能なものについては24年の通常国会に関連法案の提出ができるよう取り組むこととされている。

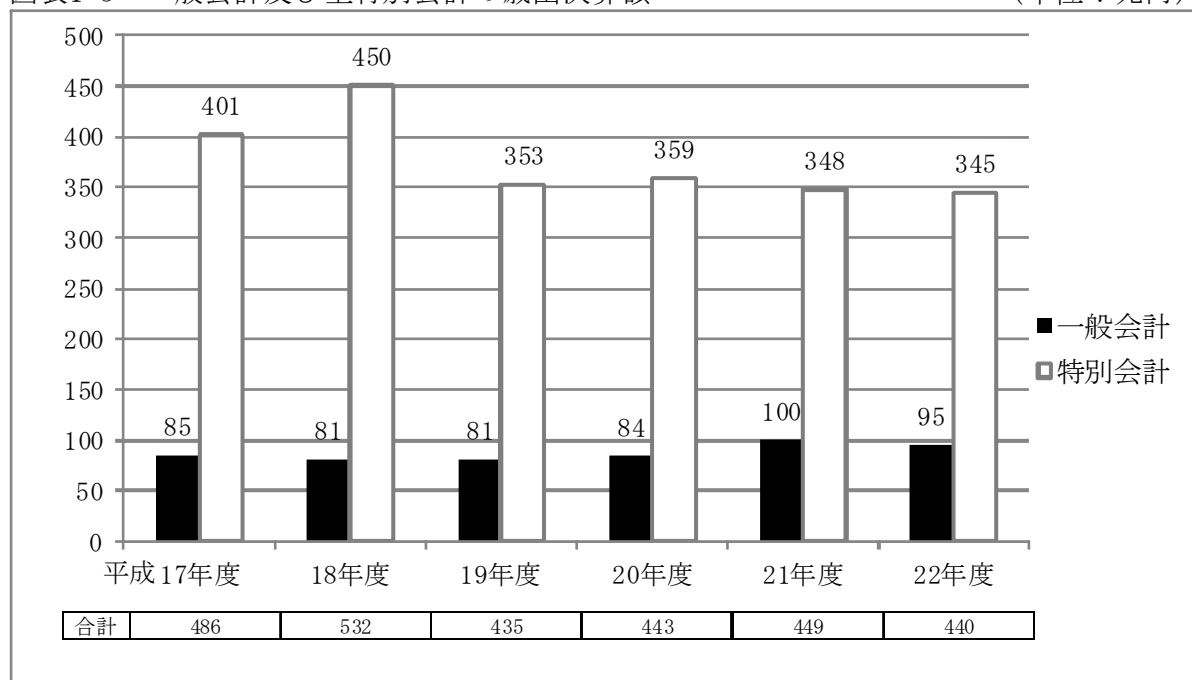
(2) 一般会計及び特別会計の決算額及び純計額

ア 一般会計及び全特別会計の歳出決算額

一般会計及び全特別会計の歳出決算額は、図表1-3のとおり、一般会計は18年度以降増加傾向にあり、特に、21年度は経済対策等が補正予算により実施されたため、100兆円を超えることとなった。また、特別会計は、(1)のとおり、行政改革推進法に基づく廃止、統合等が行われ会計数は減少しているが、後述エ(7)のとおり、国債整理基金特別会計の歳出純計額が18、19両年度に増減したことなどのため、18年度が450兆円でピークとなっており、19年度以降は345兆円から359兆円までの間で推移している。

図表1-3 一般会計及び全特別会計の歳出決算額

(単位：兆円)



イ 一般会計と各特別会計間等における資金の受入れ及び繰入れの状況

国の会計においては、一般会計と各特別会計間、各特別会計相互間、同一特別会計各勘定間で資金の受入れ及び繰入れが行われている。

(ア) 一般会計と各特別会計間での資金の受入れ及び繰入れ

特会法第6条の規定により、各特別会計において経理されている事務・事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができるとされており、22年度では、図表1-4のとおり、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定等14特別会計32勘定に繰入れが行われている。

図表1-4 一般会計から特別会計への繰入れ（平成22年度）

（単位：百万円）

特別会計名	勘定名	収納済歳入額(A)	うち一般会計 からの繰入額(B)	繰入率(B)/(A)
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	55,239,448	18,790,321	34.0%
	交通安全対策特別交付金	75,878	-	-
登記		160,385	62,982	39.2%
地震再保険		70,062	-	-
国債整理基金		201,934,155	19,543,900	9.6%
外国為替資金		3,470,401	-	-
財政投融资	財政融資資金	28,996,929	-	-
	投資	208,570	-	-
	特定国有財産整備	145,650	-	-
エネルギー対策	エネルギー需給	2,135,682	435,200	20.3%
	電源開発促進	373,224	320,400	85.8%
労働保険	労災	1,138,623	370	0.0%
	雇用	2,779,239	71,004	2.5%
	徴収	3,194,108	83	0.0%
年金	基礎年金	23,002,569	-	-
	国民年金	4,704,967	1,689,847	35.9%
	厚生年金	40,405,594	8,432,553	20.8%
	福祉年金	6,381	6,269	98.2%
	健康	8,795,990	4,274	0.0%
	児童手当及び子ども手当	1,760,348	1,506,752	85.5%
	業務	508,404	211,518	41.6%
食料安定供給	農業経営基盤強化	28,140	-	-
	農業経営安定	233,607	-	-
	米管理	440,682	-	-
	麦管理	332,536	-	-
	業務	9,189	-	-
	調整	939,865	137,723	14.6%
	国営土地改良事業	79,890	37,920	47.4%
農業共済再保険	再保険金支払基金	25,803	-	-
	農業	31,362	14,191	45.2%
	家畜	41,331	29,406	71.1%
	果樹	4,893	2,484	50.7%
	園芸施設	3,954	2,625	66.3%
	業務	968	968	99.9%
森林保険		10,126	-	-
国有林野事業		458,138	162,321	35.4%
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	5,735	5,685	99.1%
	漁船特殊保険	18	-	-
	漁船乗組員給与保険	2	-	-
	漁業共済保険	7,714	7,497	97.1%
	業務	821	821	99.9%
貿易再保険		91,055	1,600	1.7%
特許		310,865	19	0.0%
社会資本整備事業	治水	1,077,385	545,899	50.6%
	道路整備	2,469,276	1,073,306	43.4%
	港湾	376,200	228,647	60.7%
	空港整備	497,384	130,105	26.1%
	業務	277,457	-	-
自動車安全	保障	67,461	-	-
	自動車検査登録	42,627	707	1.6%
	自動車事故対策	13,803	-	-
計		386,984,917	53,457,413	13.8%

(イ) 各特別会計相互間及び同一特別会計各勘定間での資金の受入れ及び繰入れ

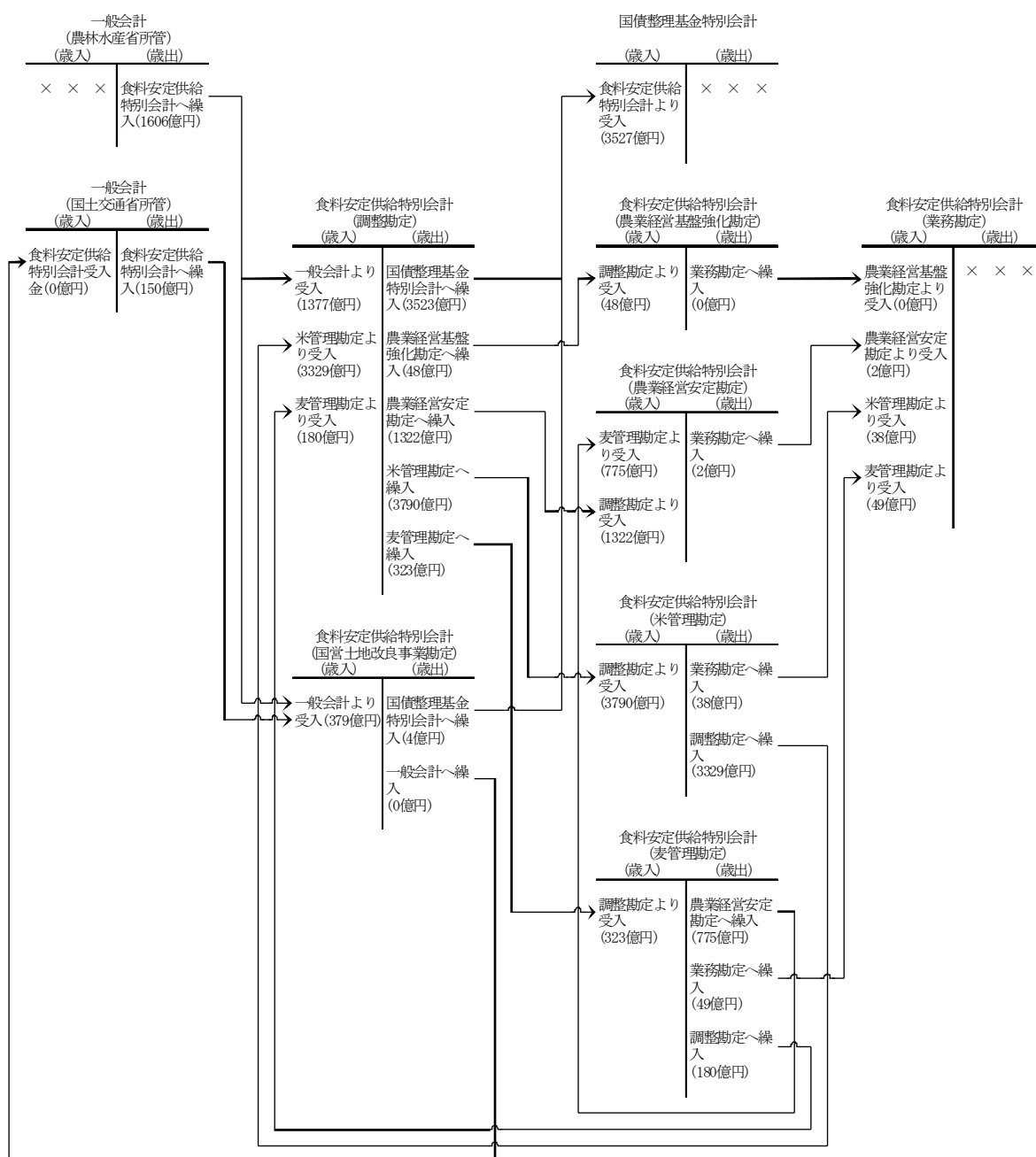
特別会計においては、特会法に基づき、一つの勘定が同じ特別会計の他の勘定の事業に必要な経費を一括して管理することとされているものがある。また、借入れをするなどしている特別会計では、その償還等のための資金を国債整理基金特別会計へ繰り入れて、国債整理基金特別会計が償還等を行っている。そのほか、

契約等に基づく個別の取引の相手方が他の特別会計となっている場合がある。こうした理由により、各特別会計相互間及び同一特別会計各勘定間での資金の受入れ及び繰入れがあり、歳入歳出に重複が生ずる。

(ア)及び(イ)のとおり、歳入歳出には重複が生ずることから、一般会計及び全特別会計を合わせた国の財政規模や会計及び勘定相互間の依存関係をみるためには、これらの重複を控除した純計や重複している状況を見る必要がある。そして、各特別会計の22年度歳入歳出決算における一般会計、他特別会計及び同一特別会計他勘定との資金の主な受入れ及び繰入れの状況は巻末別表2のとおりである。

このような一般会計、他特別会計及び同一特別会計他勘定との資金の受入れ及び繰入れがいずれも行われている食料安定供給特別会計を例にみると、その相関関係は図表1-5のとおりとなっている。

図表1-5 資金の主な受入れ及び繰入れの状況
(平成22年度決算における食料安定供給特別会計の例)



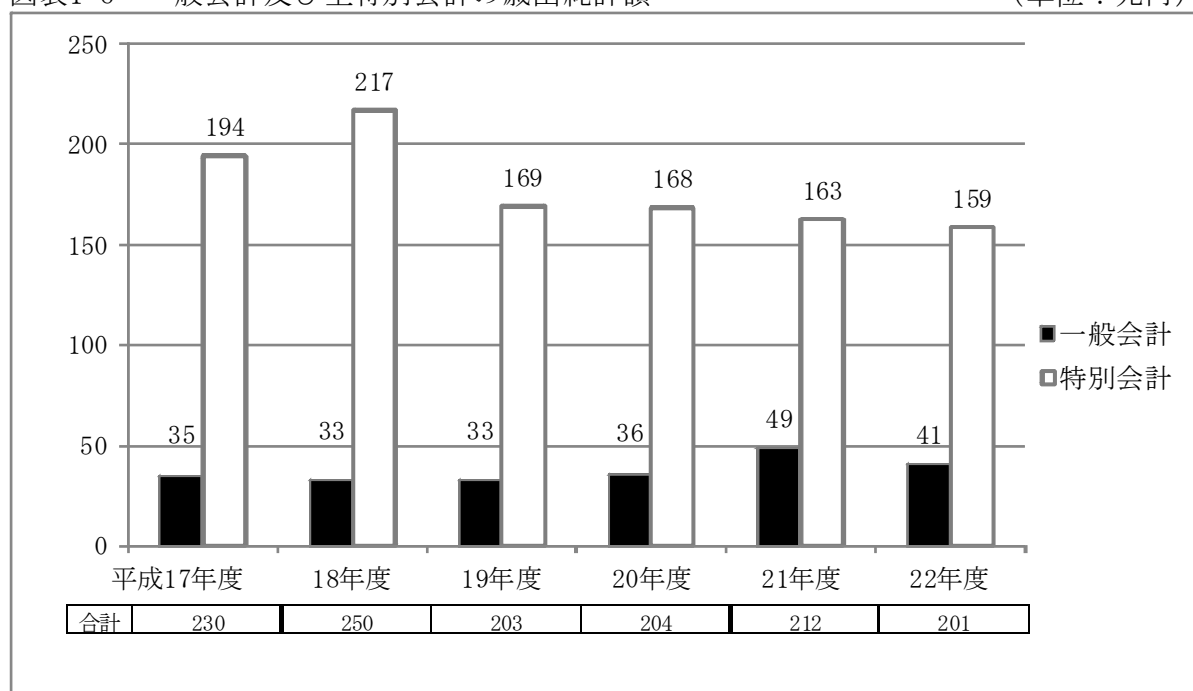
同特別会計の調整勘定は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理各勘定が行う事業に必要な資金を一括して管理し、一般会計からの受入れや食糧証券を発行することなどで得た資金をこれらの勘定に繰り入れている。また、発行した食糧証券の償還等については、米管理、麦管理両勘定から償還等に必要な資金を受

け入れ、これを国債整理基金特別会計に繰り入れている。国営土地改良事業勘定は、土地改良工事のため一般会計からの受入れや資金の借入れを行っており、また、借入金の償還等に必要な資金を国債整理基金特別会計に繰り入れている。業務勘定は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理各勘定に共通する事務費等の経理を行っており、その財源をこれらの勘定から受け入れている。

ウ 一般会計及び全特別会計の歳出純計額

一般会計及び全特別会計の歳出決算額からイのような重複を控除した歳出純計額について、17年度から22年度までの推移は、図表1-6のとおりである。一般会計はアの歳出決算額と同様に経済対策等が補正予算により実施されたため21年度に増加しており、特別会計はアの歳出決算額と同様の理由により18年度が多額となっている。その結果、一般会計と全特別会計を合わせた国全体の歳出純計額は、18年度の250兆円をピークに19年度以降は201兆円から212兆円までの間で推移している。

図表1-6 一般会計及び全特別会計の歳出純計額 (単位：兆円)



エ 各特別会計の歳出純計額の推移

ウの一般会計と全特別会計を合わせた国全体の歳出純計額については、財政法第28条等による予算参考書類等に記載されているが、決算における特別会計別の歳出純計額については公表されている資料がないため、当該予算参考書類を作成するに当たり各府省が財務省に提出している決算純計額報告書等により会計検査院が整理

したところ、特会法における設置目的に応じた分類別及び特別会計別の歳出純計額の推移は図表1-7のとおりとなる。

図表1-7 特別会計の分類別歳出純計額の推移 (単位：百万円)

分類	特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
企業	国有林野事業	267,461	177,149	208,961	194,617	219,171	177,984
	地震再保険	102	94	91	76	58	58
	厚生保険	34,201,265	30,340,126				
	国民年金	15,601,272	16,004,864				
	年金			47,722,841	47,728,905	49,469,455	52,063,821
	船員保険	50,826	50,958	51,212	51,664	38,105	
	労働保険	3,004,771	2,982,679	2,924,930	3,118,740	4,187,007	3,519,464
	農業共済再保険	49,507	62,004	46,977	43,161	57,360	68,874
	森林保険	3,989	5,391	5,223	2,751	1,712	1,678
	漁船再保険及び漁業共済保険	16,454	15,637	16,113	15,541	14,367	14,040
	貿易再保険	5,912	4,723	6,788	15,788	11,924	9,605
	計	52,934,102	49,466,479	50,774,179	50,976,629	53,779,992	55,677,543
公共事業	国営土地改良事業	320,736	306,211	289,883			
	道路整備	3,901,365	3,795,965	3,721,813			
	治水	1,287,009	1,276,833	1,205,768			
	港湾整備	350,523	332,204	315,777			
	空港整備	325,512	353,153	443,718			
	社会資本整備事業				5,631,632	5,360,131	3,783,808
	計	6,185,147	6,064,368	5,976,962	5,631,632	5,360,131	3,783,808
行政的事業	登記	169,887	161,960	160,669	161,543	157,463	148,759
	特定国有財産整備	5,573	4,282	9,741	44,160	32,510	
	国立高度専門医療センター	128,784	118,547	126,673	133,935	148,798	
	食糧管理	565,029	580,281				
	農業経営基盤強化措置	23,462	28,822				
	食料安定供給			720,545	800,763	607,097	504,853
	特許	104,416	104,192	107,137	109,246	109,132	109,009
	自動車損害賠償保障事業	212,498	103,276	71,804			
	自動車検査登録	45,176	45,959	42,748			
	自動車安全				70,380	62,247	57,111
	計	1,254,829	1,147,323	1,239,319	1,320,030	1,117,250	819,735
融資事業	産業投資	135,042	41,184	15,379			
	都市開発資金融通	9,319	7,042	5,433			
	計	144,361	48,226	20,813			
資金運用	財政融資資金	30,882,653	27,482,180	18,061,691			
	財政投融资				9,505,941	10,018,492	8,737,526
	外国為替資金	39,871	24,994	23,791	20,199	15,821	11,621
	計	30,922,525	27,507,174	18,085,483	9,526,141	10,034,314	8,749,147
整理区分	交付税及び譲与税配付金	20,401,486	20,624,332	16,312,667	16,698,469	17,653,404	19,717,315
	国債整理基金	81,491,823	111,325,779	76,006,483	82,954,156	74,252,829	69,609,545
	計	101,893,309	131,950,111	92,319,150	99,652,625	91,906,233	89,326,860
その他	電源開発促進対策	389,130	391,782				
	石油及びエネルギー需給構造高度化対策	580,619	518,577				
	エネルギー対策			926,164	844,483	966,395	859,557
	計	969,750	910,359	926,164	844,483	966,395	859,557
合 計		194,571,487	217,271,191	169,551,035	168,146,160	163,383,489	159,394,637

(注) 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、平成18年度以前は漁船再保険及漁業共済保険特別会計である。

歳出純計額の増減内容を分類別及び特別会計別にみると、保険事業の歳出純計額は、高齢化社会に伴う年金給付の増加の影響等から増加する傾向にある一方で、公共事業の歳出純計額は、国営土地改良事業特別会計が19年度末に工事別の区分に応じ一般会計又は食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に帰属したことから減少していること及び社会資本整備事業特別会計（19年度以前は、道路整備、治水、港湾整備、空港整備各特別会計）の公共事業費が年々減少していることに伴い、歳出純計額が減少している。また、整理区分では国債整理基金特別会計の歳出純計額

が、資金運用では財政投融资特別会計（19年度以前は財政融資資金特別会計）の歳出純計額がそれぞれ大幅に増減しており、各年度の特別会計全体の歳出純計額を増減させる大きな要因となっている。

これら両特別会計の歳出純計額が大幅に増減している理由は、次のとおりである。

(ア) 国債整理基金特別会計（整理区分）

10年度に、旧日本国有鉄道清算事業団及び国有林野事業特別会計の債務の一部（計18兆円）を一般会計が承継したり、総合経済対策や緊急経済対策が補正予算により実施されたりしたため、これらの財源として国債の発行額が9年度に比べて26兆円増加した。そして、10年度に発行した国債の種類のうち、10年国債が14兆円と大量に発行されたため、20年度に国債の満期償還が集中することになった。

そのため、20年度に大量の満期償還を迎えることになる国債について、14年度から買入消却を実施することにより償還時の借換国債の発行額の平準化を図ることとした。そして、18年度は、「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成18年法律第11号。以下「18年度特例法」という。）により、当時の財政融資資金特別会計から12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、この財源を原資として国債の買入消却を実施したことなどから、18年度の歳出純計額が多額となっている。

また、19年度は、国債の買入消却が18年度に比べて減少したことのほか、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定の借入金18兆円を一般会計が承継し、借入金の償還額が減少したことなどから、歳出純計額は大幅に減少している。

(イ) 財政投融资特別会計（資金運用）

13年度に、郵便貯金や年金積立金の全額を資金運用部に預託する制度を廃止し、財政投融资特別会計財政融資資金勘定（19年度以前は財政融資資金特別会計）が発行する公債（以下「財投債」という。）により市場から能動的に資金調達を行うこと、厳格な審査により真に必要な事業に貸付けを行うことなどを柱とした財政投融资改革が行われた。この郵便貯金等の預託制度の廃止に際して、経過的に行っていた預託金の払戻しに必要な財投債の発行が19年度で終了したことに伴い財投債の発行額が減少したことなどにより、同特別会計から財政融資資金への繰入

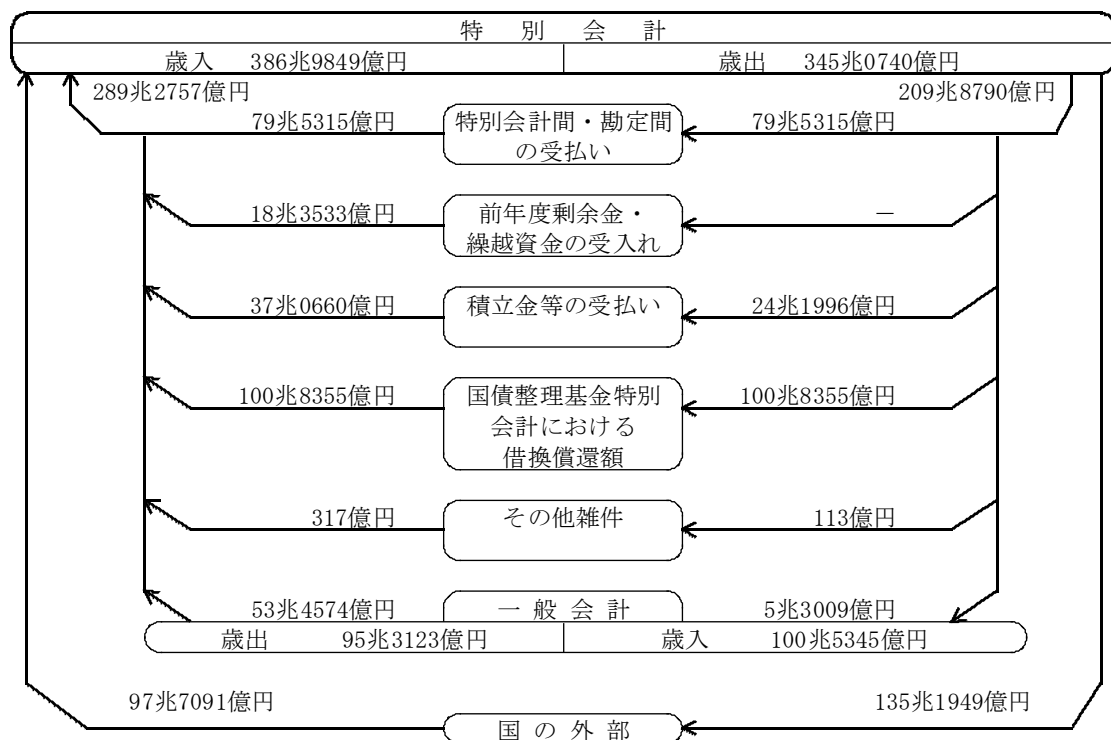
れが減少している。このため、歳出純計額は、17年度の30兆円から22年度の8兆円へと大幅に減少している。

オ 特別会計全体の財政収支

特別会計には、イの歳入歳出の重複以外にも、実質的に国の内部の取引として捉えられるものとして、資金が年度を越えて移動したと捉えられる前年度剰余金等の受入れや歳入歳出外で経理されている積立金等との間の資金の受払いがある。しかし、このような取引区分別にみた財政収支の内訳を示しているものはない。

そこで、22年度決算について、これらの財政収支を主として特別会計の側からみて整理して示すと、図表1-8のとおりとなる。

図表1-8 特別会計の主な財政収支（平成22年度）



イ(ア)のとおり一般会計から特別会計への繰入れ及び特別会計から一般会計への繰入れが行われている。

また、各特別会計相互間等の受入れ及び繰入れはイ(イ)のとおりであり、これらを特別会計間・勘定間の受払い、国債整理基金特別会計における借換償還額及びその他雑件に分類している。このうち、その他雑件とは、厚生年金保険料等の国の内部での受払いや国有財産の有償所管換等である。

そして、上記のほか、前年度剰余金・繰越資金の受入れ及び積立金等の受払いを特別会計の歳入・歳出から除いたものが、債務償還費、社会保障給付費、保険料収入等に当たり、これは実質的に国の外部とのやり取りとして捉えられる。

(3) 特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

行政改革推進法では、前記のとおり、特別会計改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務・事業の合理化・効率化を図ることにより行われるものとし、18年度から22年度までの間を目途に計画的に推進することとしている。また、各府省においては、特別会計の事務・事業の合理化・効率化のために、予算の効率的な執行に向けて、従前から競争的な入札を積極的に導入したり、調達、施設整備等を必要不可欠なものに極力限定したりするなどの取組を実施している。そして、各府省は、特別会計改革が計画的に行われた18年度から22年度までの間においても、特に従前の取組と区分することなく事務・事業の合理化・効率化に取り組んでいるが、毎年度の予算執行の内容が異なるなどのため、そうした取組による縮減の効果を実施された取組ごとに区分して把握することは極めて困難である。しかし、その取組の効果は、実質的には各特別会計の毎年度の支出済歳出額に現れてくることから、特別会計改革の前後において財政支出がどのように変化したかという点から分析を行うこととした。

ア 使途別分類による特別会計の分析

特別会計の事務・事業の合理化・効率化の分析に際しては、特別会計改革等による事務・事業の合理化・効率化により、特別会計改革の開始前である17年度の支出済歳出額がその後どのように推移したかという状況を把握し、その推移を、特別会計全体の推移や同じ期間における一般会計の推移と比較するなどして分析することとした。また、財政支出の額の変動の大きな特別会計や特別会計改革の中で統合された特別会計等について、重点的に分析することとした。

国の予算科目には、主要経費別、使途別等の分類があるが、分析に用いる分類としては、特別会計の事務・事業を実施する際に、財政支出が最終的にどのような性質の経費を対象として支出されているのかという点を示すことができ、かつ、全特別会計を網羅的に、横断的に分析したり、一般会計の同じ区分の経費の推移と比較したりすることができる使途別分類によって分析を行うこととした。

イ 使途別分類による特別会計及び一般会計全体の支出済歳出額の推移

特別会計及び一般会計の予算書・決算書で、歳出の各「目」が使途別分類（人件費、旅費、物件費、施設費、補助費・委託費、他会計へ繰入、その他の使途別性質の種類を示したもの）のいずれに該当するかを示すコード番号が付されており、こ

れにより使途別分類に応じた経費の支出状況を明らかにすることが可能である。

17年度から22年度までの特別会計及び一般会計の決算書の歳出の各「目」を上記の使途別分類を用いて、経費の性質による支出済歳出額の推移及び22年度の支出済歳出額の17年度に対する増減比較（以下「対17年度比」という。）を示すと図表1-9のとおりである。

図表1-9 使途別分類による特別会計及び一般会計全体の支出済歳出額の推移
(単位：百万円、%)

区分	使途別分類名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比(増減)	
								増減額	増減率
特別会計	人件費	651,082	632,259	635,570	600,002	560,464	410,863	△ 240,219	△ 36.8
	旅費	13,355	12,268	11,380	9,923	9,238	7,445	△ 5,910	△ 44.2
	物件費	1,137,771	1,112,737	1,186,635	1,153,954	1,034,419	799,419	△ 338,352	△ 29.7
	施設費	3,719,175	3,764,739	3,888,351	3,702,441	3,868,166	3,002,706	△ 716,468	△ 19.2
	補助費・委託費	29,786,636	28,493,174	24,310,195	25,979,729	27,909,931	31,337,698	1,551,062	5.2
	他会計へ繰入	125,866,661	147,797,400	99,211,859	104,226,050	102,348,905	92,102,357	△ 33,764,304	△ 26.8
	その他	240,008,882	268,766,967	224,039,184	223,526,121	212,328,908	217,413,514	△ 22,595,367	△ 9.4
	うち「債務償還費」を除いた額	60,033,325	57,175,661	57,778,348	55,946,907	56,980,967	56,535,871	△ 3,497,453	△ 5.8
	合計	401,183,565	450,579,547	353,283,177	359,198,223	348,060,034	345,074,005	△ 56,109,560	△ 13.9
	うち「他会計へ繰入」を除いた合計	275,316,903	302,782,146	254,071,317	254,972,173	245,711,129	252,971,647	△ 22,345,256	△ 8.1
一般会計	うち「他会計へ繰入」及び「債務償還費」を除いた合計	95,341,346	91,190,841	87,810,481	87,392,959	90,363,188	92,094,003	△ 3,247,342	△ 3.4
	人件費	4,063,125	4,048,527	4,070,933	4,054,813	3,961,999	3,903,616	△ 159,508	△ 3.9
	旅費	100,726	98,759	97,713	102,717	91,250	90,118	△ 10,607	△ 10.5
	物件費	2,773,920	2,887,960	2,943,821	2,969,618	3,156,014	2,885,376	111,455	4.0
	施設費	1,078,620	947,387	895,419	1,053,564	1,029,109	919,202	△ 159,418	△ 14.7
	補助費・委託費	25,778,769	23,912,765	24,063,244	25,999,932	36,153,732	31,391,448	5,612,678	21.7
	他会計へ繰入	49,883,232	47,771,170	47,854,047	48,041,751	51,624,984	54,175,589	4,292,356	8.6
	その他	1,841,197	1,778,910	1,917,388	2,474,997	4,956,334	1,946,990	105,792	5.7
	合計	85,519,592	81,445,480	81,842,570	84,697,395	100,973,424	95,312,341	9,792,749	11.4
	うち「他会計へ繰入」を除いた合計	35,636,359	33,674,310	33,988,523	36,655,643	49,348,439	41,136,752	5,500,392	15.4
総合計	人件費	4,714,207	4,680,786	4,706,503	4,654,816	4,522,463	4,314,479	△ 399,728	△ 8.4
	旅費	114,081	111,027	109,094	112,640	100,489	97,563	△ 16,517	△ 14.4
	物件費	3,911,692	4,000,697	4,130,457	4,123,572	4,190,433	3,684,795	△ 226,896	△ 5.8
	施設費	4,797,796	4,712,126	4,783,771	4,756,006	4,897,275	3,921,909	△ 875,886	△ 18.2
	補助費・委託費	55,565,405	52,405,940	48,373,440	51,979,661	64,063,663	62,729,146	7,163,741	12.8
	他会計へ繰入	175,749,894	195,568,570	147,065,907	152,267,801	153,973,890	146,277,946	△ 29,471,947	△ 16.7
	その他	241,850,079	270,545,877	225,956,573	226,001,119	217,285,242	219,360,505	△ 22,489,574	△ 9.2
	うち「債務償還費」を除いた額	61,874,522	58,954,571	59,695,737	58,421,905	61,937,301	58,482,861	△ 3,391,661	△ 5.4
	合計	486,703,157	532,025,027	435,125,747	443,895,618	449,033,459	440,386,346	△ 46,316,810	△ 9.5
	うち「他会計へ繰入」を除いた合計	310,953,263	336,456,457	288,059,840	291,627,817	295,059,568	294,108,400	△ 16,844,863	△ 5.4
総合計	うち「他会計へ繰入」及び「債務償還費」を除いた合計	130,977,706	124,865,151	121,799,004	124,048,602	139,711,627	133,230,756	2,253,050	1.7

- 注(1) 「物件費」は、事務遂行上必要な物の取得若しくは維持又は役務の調達等の目的に充てられる経費である。
- 注(2) 「施設費」は、公共事業費など建設工事を伴う工事等に充てられる経費である。
- 注(3) 「補助費・委託費」は、国からの財政支援的な側面を持つ経費及び国の事務・事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる経費である。
- 注(4) 「他会計へ繰入」は、一般会計と特別会計間、各特別会計相互間又は同一特別会計各勘定間での資金の繰入れなどである。
- 注(5) 「その他」は、人件費、旅費及び上記の注(1)から(4)までの経費を除いた経費である。

特別会計全体の支出済歳出額の合計額から一般会計と各特別会計間、各特別会計相互間及び同一特別会計各勘定間での資金の繰入れ及び債務償還費を除いた額は、17年度の95兆3413億円に対して22年度は92兆0940億円となり3兆2473億円（3.4%）減少していて、使途別分類によるそれぞれの経費についてみると補助費・委託費以

外は減少している。一方、特別会計と同様に、一般会計の支出済歳出額の合計額から特別会計間との資金の繰入れなどを除いた額は、17年度の35兆6363億円に対して22年度は41兆1367億円となり5兆5003億円（15.4％）増加していて、使途別分類による経費についてみると補助費・委託費が大きく増加している。

そして、特別会計と一般会計の合計額では、年度によって増減はあるが、一般会計における支出済歳出額の増加により、22年度の支出済歳出額は、17年度と比べて2兆2530億円（1.7％）増加している。

使途別分類により、17年度から22年度までの支出済歳出額の推移及び各「目」別の推移について、特別会計を中心に分析した結果は次の(ア)から(カ)までのとおりである。なお、「他会計へ繰入」は、上記のとおり、会計間等の資金の繰入れの状況を表すものであり、その他に含まれる債務償還費は、債務の償還期日が到来する年度によりその額が大きく変動するものであり、これらは、直接、事務・事業の見直しの対象となる経費とはいえないため、以下の分析の対象に含めていない。また、21年度に労働保険特別会計等に統合された船員保険特別会計及び22年度に独立行政法人に移行した国立高度専門医療センター特別会計については、22年度の支出実績がないため、(ア)から(カ)までにおいて掲げた使途別分類の支出済歳出額の推移を示した図表には統合前又は移行前までの間の執行額を記載しているが、それぞれの分析の対象からは除外している。

(ア) 人件費

各特別会計の17年度から22年度までの人件費の支出済歳出額の推移は図表1-10のとおりである。特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は4108億円となり、17年度の6510億円と比べて2402億円（36.8％）減少している。また、一般会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は3兆9036億円となり17年度の4兆0631億円と比べて1595億円（3.9％）減少している。

そして、特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて3997億円（8.4％）減少している。

図表1-10 各特別会計の人件費の支出済歳出額の推移

(単位：百万円、%)

特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比(増減)	
							増減額	増減率
登記	77,050	74,408	72,969	71,792	69,236	63,793	△ 13,257	△ 17.2
地震再保険	46	43	44	44	44	44	△ 2	△ 5.2
財政投融资	2,926	2,877	2,784	2,857	2,902	2,691	△ 235	△ 8.0
外国為替資金	287	279	273	276	287	288	1	0.5
エネルギー対策	5,943	5,761	5,774	5,911	3,188	3,227	△ 2,716	△ 45.6
国立高度専門医療センター	44,419	45,511	46,433	46,071	47,034		△ 44,419	△ 100.0
労働保険	72,244	70,714	70,162	67,029	65,703	66,411	△ 5,833	△ 8.0
船員保険	1,077	1,049	868	853	660		△ 1,077	△ 100.0
年金	123,597	118,601	121,072	109,875	89,078	2,214	△ 121,382	△ 98.2
食料安定供給	26,471	24,472	25,032	11,026	9,420	6,469	△ 20,002	△ 75.5
農業共済再保険	818	736	724	704	750	736	△ 82	△ 10.0
森林保険	49	49	50	51	47	48	△ 0	△ 1.5
国有林野事業	59,149	54,432	53,364	51,175	48,123	44,685	△ 14,464	△ 24.4
漁船再保険及び漁業共済保険	295	265	257	254	236	222	△ 72	△ 24.6
貿易再保険	276	238	280	275	263	263	△ 13	△ 4.7
特許	26,987	27,502	28,663	28,698	28,939	29,481	2,494	9.2
社会資本整備事業	192,600	188,908	191,371	187,526	180,537	177,467	△ 15,132	△ 7.8
自動車安全	16,838	16,408	15,440	15,577	14,010	12,816	△ 4,021	△ 23.8
特別会計の計	651,082	632,259	635,570	600,002	560,464	410,863	△ 240,219	△ 36.8
一般会計の計	4,063,125	4,048,527	4,070,933	4,054,813	3,961,999	3,903,616	△ 159,508	△ 3.9
国全体の合計	4,714,207	4,680,786	4,706,503	4,654,816	4,522,463	4,314,479	△ 399,728	△ 8.4

- 注(1) 本図表は、平成22年度までの間の年度ごとの支出済歳出額の推移を把握するため、17年度から20年度までに統合等が行われた特別会計の計数を21年度に設置されている特別会計に合わせて便宜的に整理している。以下の図表についても、原則として同様に整理している。
- 注(2) 平成21年度の船員保険特別会計の支出済歳出額は、労働保険特別会計等に統合されるまでの9か月分の執行額である。以下の図表において同じ。
- 注(3) 平成21年度末において設置されている21特別会計のうち、本図表に含まれない交付税及び譲与税配付金特別会計等3特別会計では、人件費が計上されていない。

図表1-10のとおり、17年度から22年度までの人件費の推移は、特別会計、一般会計ともに、行政改革推進法等における総人件費改革に伴う予算定員の減少、近年の人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の改正による俸給や一部手当の見直しなどにより減少傾向にある。

総人件費改革に伴う予算定員の推移、予算定員の増減及び増減理由、特別会計における人件費の増減等については、次のとおりである。

a 予算定員の推移

自衛官及び国会、裁判所等の職員を除いた国の行政機関の予算定員（以下「国の行政機関の予算定員」という。）については、総人件費改革により、17年度末の332,034人に対して、18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減を行うことが目標とされており、毎年度の予算作成時に、各府省の機構・定員に対する総務省の審査が行われている。

国の行政機関の予算定員の推移は、図表1-11のとおり、5年間で29,753人（8.9％）の純減となっていた。この純減を一般会計と特別会計の別にみると、一般会計が17年度の予算定員247,026人に対して1,440人（0.5％）の純増となっている一方、特別会計は17年度の予算定員85,008人に対して31,193人（36.6％）の純減となっており、特別会計の予算定員の純減が、国の行政機関の予算定員の純減につながっている状況となっていた。

図表1-11 国の行政機関の予算定員の推移 (単位：人、％)

区分	予算定員						5年間の 純減数等 (B) - (A) = (C)	5年間の 純減率等 (C) / (A) × 100
	平成17年度 (A)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (B)		
国の行政機関の予算定員	332,034	330,532	328,403	324,281	309,954	302,281	△ 29,753	△ 8.9
一般会計	247,026	246,799	246,066	248,303	248,494	248,466	1,440	0.5
特別会計	85,008	83,733	82,337	75,978	61,460	53,815	△ 31,193	△ 36.6
登記	10,022	9,797	9,568	9,223	8,800	8,182	△ 1,840	△ 18.3
地震再保険	6	6	6	6	6	6	0	0.0
外国為替資金	40	40	40	41	41	42	2	5.0
財政投融资	417	410	404	398	393	387	△ 30	△ 7.1
エネルギー対策	720	716	714	737	402	385	△ 335	△ 46.5
国立高度専門医療センター	5,629	5,658	5,656	5,667	5,680	△ 5,629	△ 100.0	△ 100.0
労働保険	10,757	10,625	10,312	9,890	10,078	9,985	△ 772	△ 7.1
船員保険	214	214	168	166	0	△ 214	△ 100.0	△ 100.0
年金	17,030	16,764	16,534	13,484	416	299	△ 16,731	△ 98.2
食料安定供給	4,029	3,884	3,779	1,623	1,403	762	△ 3,267	△ 81.0
農業共済再保険	105	102	100	98	97	93	△ 12	△ 11.4
森林保険	7	7	7	7	7	7	0	0.0
国有林野事業	5,264	5,171	5,079	4,987	4,895	4,807	△ 457	△ 8.6
漁船再保険及び漁業共済保険	40	37	34	33	33	28	△ 12	△ 30.0
貿易再保険	34	34	34	33	33	32	△ 2	△ 5.8
特許	2,671	2,736	2,820	2,921	2,924	2,923	252	9.4
社会資本整備事業	25,989	25,563	25,186	24,831	24,472	24,142	△ 1,847	△ 7.1
自動車安全	2,034	1,969	1,896	1,833	1,780	1,735	△ 299	△ 14.7

(注) 交付税及び譲与税配付金、国債整理基金、特定国有財産整備各特別会計は、予算定員が措置されていない。

b 予算定員の増減及び増減理由

国の行政機関の予算定員の純減の具体的な方策は、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月閣議決定）において、「厳格な定員管理による純減」及び「業務の大胆かつ構造的な見直しによる純減」とされている。

「厳格な定員管理による純減」では、定員の合理化を実施するとともに、メリハリを付けつつ増員を厳しく限定することにより、予算定員の純減を確保することとされ、「業務の大胆かつ構造的な見直しによる純減」では、事業の要否及び主体について仕分けを行って効率化を図り、事務・事業の削減を強力に進めることにより、予算定員の純減を確保することとされている。

特別会計の予算定員の純減に係る増減理由を、「増員」、「定員合理化等」、「業

務の大胆かつ構造的な見直し等」及び「その他の会計間の移動」に区分して整理すると、図表1-12のとおりである。

図表1-12 特別会計の予算定員の増減理由 (単位：人)

区分		平成17年度	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
予算定員		85,008	83,733		82,337		75,978		61,460		53,815	
予算定員の増減			増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員
			1,310	△ 2,585	19,619	△ 21,015	27,658	△ 34,017	1,164	△ 15,682	610	△ 8,255
増減理由	増員		1,304		1,210		1,054		1,072		555	
	減員			△ 2,529		△ 2,386		△ 2,338		△ 2,369		△ 1,375
	定員合理化等											
	業務の大胆かつ構造的な見直し等			0		△ 146		△ 2,384		△ 12,680		△ 6,260
	その他の会計間の移動		6	△ 56	18,409	△ 18,483	26,604	△ 29,295	92	△ 633	55	△ 620

- 注(1) 「増員」には、単なる増員のほかに他府省からの振替による増員が含まれている。
- 注(2) 「定員合理化等」による減には、単なる減員のほかに他府省への振替による減員が含まれている。定員合理化等については、「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月閣議決定）により、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現するため、府省内はもとより、府省を越えた定員の大胆な再配置を進めるとともに、政府全体を通じた一層の純減の確保に取り組むことにより実施するものとされている。
- 注(3) 「業務の大胆かつ構造的な見直し等」による減には、単なる減員のほかに、独立行政法人等への移行に伴う減員が含まれている。業務の大胆かつ構造的な見直しは、行政ニーズの変化に合わせて業務を大胆に整理するなどして、国の役割を縮小させたり、民間委託を積極的に活用したりすることで、予算定員を減員させるものである。
- 注(4) 「その他の会計間の移動」には、上記の「増員」、「定員合理化等」による減、「業務の大胆かつ構造的な見直し等」による減に含まれない予算定員の増減が計上されている。「その他の会計間の移動」以外の予算定員の増減により、各府省における予算定員は純減になっているが、「その他の会計間の移動」は、各府省の内部の移動にすぎないため、予算定員の純減にはつながらないものである。

c 特別会計の人件費の増減等

22年度の人件費の支出済歳出額が対17年度比で10億円以上増減している特別会計は9特別会計あり、このうち増加している特別会計は、特許特別会計であり、また、減少している特別会計は、年金、食料安定供給、社会資本整備事業、国有林野事業、登記、労働保険、自動車安全、エネルギー対策各特別会計である。そして、これら9特別会計のうち、総人件費改革に基づく予算定員の減少等を主な要因とする社会資本整備事業、労働保険、自動車安全各特別会計を除いた6特別会計それぞれの増減の要因を整理すると、次のとおりである（本報告における増減分析は、増加又は減少の大きい順に記載している。）。

人件費が増加している特別会計		1特別会計
①特許特別会計	17年度269億円→22年度294億円　24億円増加	
一般行政職の定員の合理化については他の特別会計と同様に行っているが、特許出願における審査待ち期間を短縮するために、任期付審査官を増員してきたことによる。		
人件費が減少している特別会計		5特別会計
①年金特別会計	17年度1235億円→22年度22億円　1213億円減少	

20年10月に、政府管掌健康保険の運営が社会保険庁から全国健康保険協会に移行したこと及び22年1月に、年金に係る業務等が社会保険庁から日本年金機構に移行したことによる。なお、日本年金機構に対する運営費交付金は、同特別会計から支出されており、機構の職員人件費に相当する分が含まれている。

②食料安定供給特別会計	17年度264億円→22年度64億円 200億円減少
-------------	----------------------------

総人件費改革に基づく予算定員の縮減に加えて、20年度に一般会計に統合された国営土地改良事業特別会計の予算定員(19年度末2,889人)については、未完了工事への対応のため食料安定供給特別会計に国営土地改良事業勘定として経過措置的に設置されたことによる定員(20年度末979人)を除き、大多数の定員(1,879人)が一般会計に移行しているため同特別会計の人件費が減少していることによる。したがって、農林水産省全体としてみると、同特別会計の人件費の減少分だけ人件費の削減につながっているわけではない。また、21、22両年度に、国営土地改良事業の縮小に伴い、それぞれ152人、81人を一般会計に振り替えており、22年度に、政府所有米穀の販売等業務の民間委託及び食糧麦の即時販売方式への移行に伴い、この業務に係る定員503人を一般会計に振り替えている。

③国有林野事業特別会計	17年度591億円→22年度446億円 144億円減少
-------------	-----------------------------

総人件費改革に基づく予算定員の縮減に加えて、伐採、造林並びに林道の開設及び改良事業の民間委託等の推進と相まって、丸太の生産、造林等の作業について総合的な技能を有する予算定員外の基幹作業職員について、新規の採用を行わないことにより職員数を縮減していることによる。

④登記特別会計	17年度770億円→22年度637億円 132億円減少
---------	-----------------------------

総人件費改革に基づく予算定員の縮減のうち、登記事項証明書交付事務の民間委託(市場化テスト、20年度委託開始)に伴う縮減(1,181人減)などによる。なお、民間委託が開始されたことにより、20年度から登記事項証明書交付事務等委託費が支出されている。

⑤エネルギー対策特別会計	17年度59億円→22年度32億円 27億円減少
--------------	--------------------------

エネルギー対策特別会計の予算定員は、17年度720人から22年度の385人へと335人減少している。その主な要因は、エネルギー対策特別会計の予算執行が不透明にならないよう予算定員の配置を見直したことにより、343人(内訳:エネルギー需給勘定224人、電源開発促進勘定119人)を一般会計の予算定員に振り替えたことによる。これにより、一般会計へ振り替えられた343人の人件費は、20年度までは石油石炭税や電源開発促進税の特定財源を財源とする特別会計から支出されていたが、21年度以降は一般税収等を財源とする一般会計から支出する体制に変更されているため人件費は減少している。したがって、経済産業省全体としてみると、同特別会計の人件費の減少分だけ人件費の削減につながっているわけではない。

表 予算定員の推移

(単位:人)

会計名等	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
エネルギー対策特別会計	720	716	714	737	402	385
エネルギー需給勘定	274	273	270	268	52	52
電源開発促進勘定	446	443	444	469	350	333
経済産業省一般会計	5,123	5,063	5,033	4,974	5,267	5,273

d 特別会計の予算定員の一般会計への振替及び法人への移管等

特別会計の予算定員の純減の中には、上記各特別会計の増減要因の分析にも記載したように、特別会計の予算定員を一般会計に振り替えたり、新設された

法人に人員を移管したりしているものが含まれている。18年度から22年度までの5年間の一般会計への振替及び法人への移管による純減は、図表1-13のとおりとなっている。一般会計への振替は4,236人となっているが、一般会計から特別会計に振り替えられた94人を控除すると、一般会計と特別会計間の振替に伴う特別会計の純減数は4,142人となる。また、法人への移管が20,041人となっており、両者の合計は24,183人となる。対17年度比の特別会計の予算定員の純減数31,193人は、様々な増減要因による人員数の変動の結果であり、実際には、期間中の増減等もあるため、特別会計から振替等した各年度の純減数を合計した24,183人と単純に比較することはできないが、特別会計の予算定員の純減のうちの多くの部分は、一般会計への振替及び法人への移管によるものとなっている。

なお、一般会計の予算定員は、図表1-11のとおり、上記特別会計の純減数4,142人が一般会計に振り替えられているにもかかわらず、一般会計の22年度の予算定員は17年度と比べて1,440人の増加にすぎない状況である。これは、業務見直しなどにより、農林統計部門、食糧管理部門、北海道開発関係等の一般会計の予算定員を大幅に縮減したことによるものである。

図表1-13 特別会計の予算定員の一般会計への振替及び法人への移管の推移（単位：人）

区分	年度	特別会計名	人数	振替等の主な要因
一般会計への振替	平成20	年金	763	保険医療監査部門等の移管に伴う移行
		食料安定供給	1,879	国営土地改良事業特別会計の廃止に伴う移行
	21	エネルギー対策	343	一般会計と特別会計の業務を兼ねていた者を一般会計に移行
		年金	252	年金記録問題確認第三者委員会の設置に伴う総務省への振替
		食料安定供給	152	国営土地改良事業の縮小に伴い、この業務に係る定員を振替
	22	食料安定供給	584	政府所有米穀の販売等業務の民間委託等に伴い、この業務に係る定員を振替（503人）及び国営土地改良事業の縮小に伴い、この業務に係る定員を振替（81人）
		上記以外の計	263	国立高度専門医療センター特別会計廃止に伴う振替等
	合計(a)		4,236	
一般会計から特別会計への振替の合計(b)			94	一般会計及び特別会計職員の混合事業所の事業量調節による振替等
一般会計と特別会計間の振替に伴う特別会計の予算定員の純減数(a)-(b)=(c)			4,142	
法人への移管	平成18	特許	34	業務の一部が独立行政法人工業所有権情報・研修館に移行
	20	年金	2,000	全国健康保険協会に業務が移行
		船員保険	45	全国健康保険協会に業務が移行
	21	年金	12,280	日本年金機構に業務が移行
			2	業務の一部が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に移行
	22	国立高度専門医療センター	5,680	特別会計が廃止され独立行政法人化
	合計(d)		20,041	
(c)+(d)			24,183	
対17年度比の特別会計の予算定員の純減数			31,193	

（注） 一般会計への振替に関しては、各年度50人以上の定員の振替があった特別会計の事例等について、法人への移管に関しては、移管があった全ての特別会計の事例について、それぞれ人数及び振替等の主要因を記載している。

（各特別会計における人件費の支出済歳出額の推移等については巻末別表1を参照）

(イ) 旅費

各特別会計の17年度から22年度までの旅費の支出済歳出額の推移は図表1-14のとおりである。特別会計の合計額は、17年度以降年々減少し、22年度は74億円となっており、17年度の133億円と比べて59億円（44.2%）減少している。また、一般会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は901億円となり17年度の1007億円と比べて106億円（10.5%）減少している。

そして、特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、特別会計、一般会計ともに減少していることから、22年度は、17年度に比べて165億円（14.4%）減少している。

図表1-14 各特別会計における旅費の支出済歳出額の推移

(単位：百万円、%)

特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比(増減)	
							増減額	増減率
交付税及び譲与税配付金	4	5	4	4	4	4	△ 0	△ 12.0
登記	991	956	969	881	674	557	△ 433	△ 43.7
地震再保険	2	2	1	0	1	0	△ 1	△ 83.2
国債整理基金	16	20	23	21	17	20	4	26.9
財政投融资	76	66	60	57	48	44	△ 32	△ 42.7
外国為替資金	137	122	118	125	128	101	△ 36	△ 26.7
特定国有財産整備	15	16	18	22	23	15	0	0.4
エネルギー対策	478	453	444	472	445	451	△ 27	△ 5.7
国立高度専門医療センター	117	121	117	103	102		△ 117	△ 100.0
労働保険	2,269	2,009	1,685	1,550	1,337	1,319	△ 950	△ 41.8
船員保険	29	21	8	6	4		△ 29	△ 100.0
年金	2,430	2,233	1,907	1,509	749	34	△ 2,396	△ 98.5
食料安定供給	1,001	715	670	354	265	190	△ 811	△ 80.9
農業共済再保険	14	12	12	9	6	3	△ 11	△ 76.7
森林保険	1	1	0	1	1	1	△ 0	△ 28.8
国有林野事業	1,117	1,135	1,083	1,023	989	935	△ 182	△ 16.3
漁船再保険及び漁業共済保険	12	12	11	8	7	5	△ 6	△ 54.6
貿易再保険	30	28	23	24	22	20	△ 10	△ 33.7
特許	352	341	361	348	339	333	△ 18	△ 5.3
社会資本整備事業	3,868	3,639	3,508	3,089	3,789	3,174	△ 694	△ 17.9
自動車安全	384	350	348	308	277	232	△ 151	△ 39.4
特別会計の計	13,355	12,268	11,380	9,923	9,238	7,445	△ 5,910	△ 44.2
一般会計の計	100,726	98,759	97,713	102,717	91,250	90,118	△ 10,607	△ 10.5
国全体の合計	114,081	111,027	109,094	112,640	100,489	97,563	△ 16,517	△ 14.4

図表1-14のとおり、22年度の旅費の支出済歳出額が対17年度比で増加している特別会計は、国債整理基金、特定国有財産整備両特別会計であり、その増加額はいずれも微増程度である。また、減少している特別会計は、年金特別会計等17特別会計である。そして、旅費の支出済歳出額が減少した要因としては、年金特別会計、食料安定供給特別会計等で、業務の一部が国以外の法人や一般会計に移行したことによる業務量・定員の減少によるものが大きいと考えられるが、予算定員の減少率を上回る旅費の減少率となっている特別会計もあり、出張を必要不可欠なものに極力限定したり、出張を行う際に割引制度の積極的な利用に努めたりするという取組の効果が出ているものもある。

(各特別会計における旅費の支出済歳出額の推移等については巻末別表1を参照)

(ウ) 物件費

物件費とは、事務遂行上必要な物の取得若しくは維持又は役務の調達等の目的に充てられる経費を整理したものであり、庁費等の一般行政経費のほかに、食料

安定供給特別会計の米麦の買入れなどに要する事業の用に供する経費が含まれている。

各特別会計の17年度から22年度までの物件費の支出済歳出額の推移は図表1-15のとおりである。特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は7994億円となっており、17年度の1兆1377億円と比べて3383億円（29.7%）減少している。一方、一般会計の合計額は、17年度から21年度までは増加しており、22年度は減少に転じたが、22年度の2兆8853億円は、17年度の2兆7739億円と比べて1114億円（4.0%）増加している。

そして、特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、特別会計による支出済歳出額の大幅な減少の影響により、22年度は、17年度と比べて2268億円（5.8%）減少している。

図表1-15 各特別会計の物件費の支出済歳出額の推移（単位：百万円、%）

特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比（増減）	
							増減額	増減率
交付税及び譲与税配付金	144	130	118	93	44	49	△ 94	△ 65.5
登記	73,283	71,410	68,987	67,510	64,000	55,924	△ 17,359	△ 23.6
地震再保険	44	40	36	22	3	3	△ 40	△ 90.9
国債整理基金	167,782	91,677	65,384	41,810	19,272	17,217	△ 150,565	△ 89.7
財政投融资	2,746	2,654	2,666	2,968	1,619	1,605	△ 1,140	△ 41.5
外国為替資金	1,165	1,617	1,754	2,106	1,803	1,738	573	49.1
特定国有財産整備	1,131	800	999	3,003	1,977	1,882	751	66.3
エネルギー対策	11,696	21,554	18,311	4,238	9,053	18,258	6,561	56.0
国立高度専門医療センター	55,684	51,707	53,295	53,593	71,127		△ 55,684	△ 100.0
労働保険	101,428	100,704	103,633	106,579	123,696	114,896	13,467	13.2
船員保険	380	341	307	449	757		△ 380	△ 100.0
年金	191,106	209,015	206,568	231,469	213,803	99,172	△ 91,934	△ 48.1
食料安定供給	366,419	395,301	497,907	474,084	328,928	298,663	△ 67,756	△ 18.4
農業共済再保険	90	76	92	88	66	70	△ 20	△ 22.1
森林保険	331	339	345	345	387	378	47	14.3
国有林野事業	15,301	15,453	15,797	14,251	14,902	16,906	1,604	10.4
漁船再保険及び漁業共済保険	40	36	34	19	19	17	△ 23	△ 58.2
貿易再保険	38	39	135	117	165	158	119	307.9
特許	56,426	55,277	55,522	56,724	57,625	55,990	△ 436	△ 0.7
社会資本整備事業	80,345	81,870	81,777	81,804	111,910	102,603	22,257	27.7
自動車安全	12,181	12,686	12,958	12,670	13,254	13,882	1,700	13.9
特別会計の計	1,137,771	1,112,737	1,186,635	1,153,954	1,034,419	799,419	△ 338,352	△ 29.7
一般会計の計	2,773,920	2,887,960	2,943,821	2,969,618	3,156,014	2,885,376	111,455	4.0
国全体の合計	3,911,692	4,000,697	4,130,457	4,123,572	4,190,433	3,684,795	△ 226,896	△ 5.8

a 特別会計の物件費の増減等

22年度の物件費の支出済歳出額が対17年度比で100億円以上増減している特別会計は6特別会計あり、このうち、増加している特別会計は、社会資本整備事業、労働保険両特別会計であり、また、減少している特別会計は、国債整理基金、年金、食料安定供給、登記各特別会計である。6特別会計それぞれの増減の要因を整理すると、次のとおりである。

物件費が増加している特別会計		2特別会計				
①社会資本整備事業特別会計		17年度803億円→22年度1026億円 222億円増加				
20年度まで使途別分類の施設費に含まれていた経費のうち、直接、工事又は事業の用に供する経費以外の経費（現場事務所等の事務用経費、広報・広聴経費、工事車両以外の公用車等の購入等経費等）を、21年度からは使途別分類の異なる物件費の工事雑費、広報費又は車両費に計上するように予算科目の組替えを行ったことによる影響が大きい。						
表1 物件費（工事雑費、広報費、車両費）の推移		（単位：百万円）				
目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
工事雑費	11,745	12,241	11,820	8,544	26,483	22,308
広報費	—	—	—	—	4,573	3,923
車両費	—	—	—	—	4,352	3,352
上記目の計(A)	11,745	12,241	11,820	8,544	35,410	29,583
また、工事雑費、広報費及び車両費を除いた物件費の推移は、下表のとおりであり、社会資本整備事業特別会計に統合される前の17年度から19年度までと統合後の20年度以降を比べるとその額は微増となっている。この主な要因は、21年度以降の庁費、情報処理業務庁費及び電子計算機借料の増加によるものであり、これらについても上記と同様の理由により施設費に含まれていた経費を組み替えたことによるものであるが、これらの組み替えられた経費の額が把握できないなどのため、経費節減の状況について把握することができない。						
表2 物件費（工事雑費、広報費、車両費を除く）の推移		（単位：百万円）				
目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
各所修繕	331	313	295	266	154	170
滑走路等修繕費	3,018	3,184	3,212	—	—	—
観測予報庁費	884	866	859	—	—	—
空港等保安業務庁費	15,851	17,237	18,545	—	—	—
公共施設等維持管理運営費	—	11	61	189	368	545
航空機運航費	1,716	1,600	1,716	—	—	—
航空保安施設飛行検査庁費	473	446	394	—	—	—
施設施工庁費	1	1	1	1	—	1
自動車重量税	270	276	284	273	254	192
消費税	5,863	5,502	4,240	4,720	874	—
情報処理業務庁費	2	2	542	3,179	8,541	6,884
庁費	6,957	6,676	6,873	42,860	41,457	41,125
通信業務庁費	11,431	11,621	11,362	—	—	—
通信専用料	3,844	3,928	3,497	3,669	3,921	3,756
電子計算機借料	4,441	4,432	4,449	4,315	7,056	6,508
土地建物借料	13,491	13,510	13,607	13,779	13,867	13,832
用地処理事務費	20	16	12	4	3	2
工事雑費、広報費、車両費を除いた物件費の計(B)	68,600	69,628	69,957	73,259	76,500	73,019
物件費（特別会計）の合計(A)+(B)	80,345	81,870	81,777	81,804	111,910	102,603
注(1) 網掛けは、統合後の新たな特別会計に移行したことを示している。以下の表についても同じ。						
注(2) 平成19年度までの滑走路等修繕費、観測予報庁費、空港等保安業務庁費、航空機運航費及び航空保安施設飛行検査庁費のほか通信業務庁費の一部は、20年度に庁費に統合されている。						
②労働保険特別会計		17年度1014億円→22年度1148億円 134億円増加				
行政情報化推進基本計画（平成6年12月閣議決定）に基づく電子政府の実現に向けた取組の一環として決定された電子政府構築計画（平成15年7月策定）に基づき業務・システムの最適化に向けたシステムの見直しを行っており、その設計及び開発の本格化に伴い情報処						

理業務庁費等の支出額が増加していることによる。また、庁費については、競争入札の導入等により減少してきたが、21年度には、急激な雇用情勢の悪化を受け、補正予算により、ハローワークにおける職業相談体制の整備や労働局等における雇用調整助成金窓口の体制の整備を行ったため増加している。

表 主要な経費の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
情報処理業務庁費	12,790	14,747	42,991	48,309	55,420	42,735
庁費	32,766	31,264	29,908	27,643	32,045	31,042
通信専用料	24,060	22,738	21	12	17	17
電子計算機等借料	18,970	18,968	18,849	19,050	26,732	31,286
補装具等支給費	2,101	2,219	2,429	2,563	—	—
上記目の計	90,688	89,937	94,200	97,578	114,215	105,081
物件費（特別会計）の合計	101,428	100,704	103,633	106,579	123,696	114,896

注(1) 平成17年度までは、業務・システムの最適化に係る計画策定に必要な経費を庁費等に計上してきたが、18年度以降は、設計及び開発に着手したことにより、これに必要な経費を情報処理業務庁費に計上している。また、通信専用料のうち、システムに係るデータ通信サービス等の経費を19年度から情報処理業務庁費に計上している。

注(2) 補装具等支給費は、平成21年度に、それまでの現物給付から現金給付へと変更となり、使途別分類のその他に計上している。

物件費が減少している特別会計

4特別会計

①国債整理基金特別会計

17年度1677億円→22年度172億円 1505億円減少

証券会社及び金融機関によって構成される国債募集引受団による国債の引受けを17年度に廃止したこと、18年度からは国債の全額を入札により発行することとしたこと及び行政改革推進法に基づく事務費節減に向けた取組の一環として19年度から手数料水準を民間の手数料を勘案するなどして見直したことから、国債事務取扱手数料が減少したことによる。

表 減少要因と関連のある経費の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国債事務取扱手数料	166,324	90,030	63,762	40,423	18,244	16,381
物件費（特別会計）の計	167,782	91,677	65,384	41,810	19,272	17,217

②年金特別会計

17年度1911億円→22年度991億円 919億円減少

庁費等で通常の経費に加えて、20年10月の全国健康保険協会設立や22年1月の日本年金機構設立に伴う準備経費等に要する経費、年金記録漏れに関する年金記録問題対策の実施経費、電子政府構築計画に基づく新規オープンシステムの構築に要する経費等が生じたことなどにより増加してきたが、全国健康保険協会や日本年金機構に業務が移行したことに伴い、庁費等の業務に要する経費の支出が大幅に減少していることによる。

表 主要な経費の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
モデル事業システム利用庁費	5,480	—	—	—	—	—
社会保険オンラインシステム業務庁費	9,030	18,256	15,616	16,666	22,802	11,866
社会保険オンラインシステム利用庁費	—	954	43,902	16,687	17,651	16,494
成果重視事業システム利用庁費	—	5,481	40,799	69,704	56,896	41,831
庁費	68,131	65,576	76,050	97,578	85,585	3,255
通信専用料	76,430	87,904	—	—	—	—
電子計算機等借料	20,716	20,437	20,331	20,150	23,694	25,378
上記目の計	179,789	198,609	196,700	220,787	206,630	98,827
物件費（特別会計）の合計	191,106	209,015	206,568	231,469	213,803	99,172

(注) 平成17年度のモデル事業システム利用庁費は、18年度から成果重視事業システム利用庁費に移行している。また、従前、通信専用料に計上していたシステムに係るデータ通信サービス等の経費を19年度から社会保険オンラインシステム利用庁費に計上している。

③食料安定供給特別会計

17年度3664億円→22年度2986億円 677億円減少

物件費の多くの部分を占める米管理、麦管理両勘定における米及び麦の買入は、国内の需給動向に影響され、また、特に輸入米麦の買入は、国際価格の動向に影響される性質のものであり、その影響によって買入費が増減することが物件費の増減の主要因となっている。そして、19、20両年度は、国際価格の高騰により買入費が増加したが、21、22両年度は、需要の減少、国際価格の下落等により減少していることによる。また、保管料は、保管料単価の見直しなどにより減少してきたが、22年10月以降は、政府所有米穀の販売等業務の包括的な民間委託及び食糧麦の即時販売方式への移行により、保管に要する経費が、物件費の保管料ではなく、用途別分類の異なる補助費・委託費の米穀販売・管理業務委託費等に計上されていることによる。

表 米麦の買入費、保管料等の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
米買入費	152,411	134,798	158,023	88,332	105,674	62,841
麦買入費	169,588	212,840	295,409	351,764	189,934	212,080
上記2目の計	322,000	347,639	453,433	440,096	295,608	274,921
米麦の買入費を除いた物件費の計	44,419	47,662	44,474	33,988	33,319	23,741
うち保管料	31,179	30,977	27,459	23,824	24,513	13,540
物件費（特別会計）の合計	366,419	395,301	497,907	474,084	328,928	298,663

④登記特別会計

17年度732億円→22年度559億円 173億円減少

電子政府構築計画に基づき、従前の登記情報システムや地図情報システムを長期的に運用コストの低減が期待できるオープンな仕様のシステム構成に移行等するための開発に着手し、20年度から22年度にかけて段階的にシステムの切替えを行っていることから、整備の進捗に応じて、これらのシステム構築に係る経費が減少していることなどによる。

b 各特別会計に共通して設置されている「目」の支出済歳出額の推移

物件費のうち、各特別会計に共通的に設置されている「目」である庁費、通信専用料、電子計算機等借料及び情報処理業務庁費の支出済歳出額について、17年度から22年度までの推移を示すと図表1-16のとおりである。

図表1-16 各特別会計に共通的に設置されている「目」の支出済歳出額の推移
(単位：百万円、%)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比（増減）	
							増減額	増減率
庁費	149,212	142,016	150,637	205,114	194,951	90,537	△ 58,675	△ 39.3
通信専用料	109,920	120,289	3,610	3,762	4,013	3,836	△ 106,084	△ 96.5
電子計算機等借料	60,761	45,160	44,885	44,760	58,442	64,098	3,337	5.4
情報処理業務庁費	55,979	19,080	55,815	65,557	77,060	63,322	7,342	13.1
上記4目の計	375,875	326,547	254,950	319,194	334,467	221,795	△ 154,080	△ 40.9

(注) 電子計算機等借料及び情報処理業務庁費には、それぞれ電子計算機借料及び登記情報処理業務庁費の計数を含めている。

上記の4目は、特別会計の運営に必要な事務的な経費であり、多くの特別会

計に共通して計上されていて、経費節減状況等の分析対象に適した経費であると考えられる。しかし、17年度以降、特別会計の中には、予算科目の見直しなどの結果、複数の庁費を統合していたり、通信専用料に計上していたシステムに係るデータ通信サービス等の経費を情報処理業務庁費に移行していたり、電子政府構築計画に基づくシステム関連経費が大きく増加していたりするなどしているものがあり、また、改革に伴う特殊事情等もあって、それぞれの「目」の支出済歳出額の推移には、事務の合理化・効率化の状況が現れないものもある。

物件費の代表的なものとして、事務・事業用等の備品の購入費、消耗品等の購入費、印刷製本費、光熱水料等の一般行政経費を整理している庁費について、各特別会計の支出済歳出額の推移を示すと、図表1-17のとおりである。

図表1-17 庁費の支出済歳出額の推移 (単位：百万円、%)

特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比(増減)	
							増減額	増減率
交付税及び譲与税配付金	144	130	118	93	44	49	△ 94	△ 65.5
登記	4,657	4,477	4,463	4,175	4,085	3,813	△ 844	△ 18.1
地震再保険	44	40	35	19	1	2	△ 41	△ 95.3
国債整理基金	1,138	1,237	1,340	1,278	941	782	△ 356	△ 31.2
財政投融资	1,839	1,463	295	235	204	204	△ 1,634	△ 88.8
外国為替資金	337	375	287	326	284	277	△ 59	△ 17.7
特定国有財産整備	989	733	622	976	686	679	△ 310	△ 31.3
エネルギー対策	1,182	1,128	1,226	1,120	879	843	△ 338	△ 28.6
国立高度専門医療センター	20,429	18,981	19,758	19,133	18,901		△ 20,429	△ 100.0
労働保険	32,766	31,264	29,908	27,643	32,045	31,042	△ 1,723	△ 5.2
船員保険	290	245	221	380	718		△ 290	△ 100.0
年金	68,131	65,576	76,050	97,578	85,585	3,255	△ 64,875	△ 95.2
食料安定供給	1,199	1,069	1,158	942	791	366	△ 832	△ 69.4
農業共済再保険	84	70	86	83	61	65	△ 19	△ 22.4
森林保険	98	106	114	115	169	168	69	70.9
国有林野事業	9	6	10	9	1,083	1,275	1,265	13147.0
漁船再保険及び漁業共済保険	34	30	29	14	15	12	△ 22	△ 64.2
貿易再保険	28	29	30	27	29	29	0	1.5
特許	3,657	3,359	3,209	3,637	2,817	2,784	△ 873	△ 23.8
社会資本整備事業	6,957	6,676	6,873	42,860	41,457	41,125	34,168	491.1
自動車安全	5,191	5,012	4,796	4,463	4,146	3,757	△ 1,433	△ 27.6
計	149,212	142,016	150,637	205,114	194,951	90,537	△ 58,675	△ 39.3

各特別会計では、庁費について、従前から予算の圧縮、予算執行過程における節減等の努力を行ってきているところであり、特別会計全体の庁費の支出済歳出額の推移をみると、22年度の905億円は、17年度の1492億円と比べて586億円(39.3%)減少している。そして、19年度までと比べると20年度及び21年度は増加しているが、22年度には20年度の半分以上にまで減少している。

20年度及び21年度に特別会計全体の庁費が増加した要因は、年金特別会計で、前記のとおり、20年度から年金記録問題対策に要する経費が生じたこと、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定で、従前は空港等保安業務庁費等の複数の科目で計上していた経費を20年度から庁費に統合したこと、また、国有林野事業特別会計で、21年度に予算科目の組替えを行い、従前は使途別分類による施設費の各種事業費として整理していた庁費的な経費（森林整備事業に必要な物品、郵便料金や電話料金等の通信運搬費等）を庁費として整理することに変更していることが主な要因である。一方、22年度に大幅に減少しているのは、前記のとおり、年金特別会計で、日本年金機構に業務が移行したことによる影響が大きい。

（各特別会計における物件費の支出済歳出額の推移等については巻末別表1を参照）

（エ）施設費

施設費とは、公共事業費等の事業に要する経費を整理したものであり、社会資本整備事業特別会計で経理されている各種直轄の公共事業に関する経費がその代表的なものである。

各特別会計の17年度から22年度までの施設費の支出済歳出額の推移は図表1-18のとおりである。特別会計の合計額は、17年度以降、3兆0027億円から3兆8883億円の間で推移しており、22年度の3兆0027億円は、17年度の3兆7191億円と比べて7164億円（19.2%）減少している。また、一般会計の合計額は、17年度の1兆0786億円をピークに年々減少し、特別会計からの事業の移行の影響により20年度には1兆円に膨らむなどしたが、22年度は9192億円と17年度に比べて1594億円（14.7%）減少している。

そして、特別会計と一般会計を合計した国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて8758億円（18.2%）減少している。

図表1-18 各特別会計の施設費の支出済歳出額の推移

(単位：百万円、%)

特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比（増減）	
							増減額	増減率
登記	5,816	2,445	5,407	7,490	8,158	8,874	3,058	52.5
特定国有財産整備（a）	4,309	3,598	8,605	41,821	30,460	33,904	29,595	686.8
エネルギー対策	119	—	24,502	—	—	—	△ 119	△ 100.0
国立高度専門医療センター	10,738	4,110	9,803	17,070	10,744	—	△ 10,738	△ 100.0
労働保険	6,494	6,494	7,227	6,488	4,860	4,889	△ 1,605	△ 24.7
船員保険	418	281	223	261	140	—	△ 418	△ 100.0
年金	3,853	2,554	660	3,606	1,777	447	△ 3,405	△ 88.3
食料安定供給（b）	297,573	283,252	266,960	91,274	85,147	45,735	△ 251,838	△ 84.6
国有林野事業（c）	76,257	83,608	118,322	110,553	137,623	97,694	21,437	28.1
特許	760	796	540	1,810	348	1,318	557	73.3
社会資本整備事業（d）	3,312,060	3,376,141	3,445,347	3,421,062	3,587,027	2,808,707	△ 503,352	△ 15.1
自動車安全	775	1,456	748	1,000	1,877	1,134	358	46.2
特別会計の計（e）	3,719,175	3,764,739	3,888,351	3,702,441	3,868,166	3,002,706	△ 716,468	△ 19.2
(f)=(a)+(b)+(c)+(d)	3,690,199	3,746,600	3,839,236	3,664,712	3,840,259	2,986,042	△ 704,157	△ 19.0
(f)/(e)（%）	99.2	99.5	98.7	98.9	99.2	99.4		
一般会計の計	1,078,620	947,387	895,419	1,053,564	1,029,109	919,202	△ 159,418	△ 14.7
国全体の合計	4,797,796	4,712,126	4,783,771	4,756,006	4,897,275	3,921,909	△ 875,886	△ 18.2

（注）平成21年度末時点で設置されている21特別会計のうち、本図表に含まれない交付税及び譲与税配付金特別会計等9特別会計では、施設費に該当するものが計上されていない。

図表1-18のとおり、施設費を計上している特別会計は登記特別会計等12特別会計であり、このうち、公共事業等の事業に要する経費を主な内容としているのは、社会資本整備事業、食料安定供給、国有林野事業及び特定国有財産整備の4特別会計であり、これら4特別会計の支出済歳出額の合計で特別会計全体の施設費の大部分（98.7%から99.5%）を占めている。また、これら以外の特別会計では、自らの特別会計の業務で使用する庁舎等の老朽化や狭あいに伴う庁舎工事等に要する経費を主な内容としており、上記の4特別会計と比べると支出済歳出額は少額となっている。

そして、22年度の施設費の支出済歳出額が対17年度比で100億円以上増減している特別会計は4特別会計あり、このうち増加している特別会計は、特定国有財産整備、国有林野事業両特別会計であり、また、減少している特別会計は、社会資本整備事業、食料安定供給両特別会計である。4特別会計それぞれの増減の要因を整理すると次のとおりである。

施設費が増加している特別会計		2特別会計
①特定国有財産整備特別会計	17年度43億円→22年度339億円 295億円増加	
19年度から地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎等の整備が始まり、20年度から本格化したことによるものである。同特別会計については、行政改革推進法に基づき22年度に一般会計に統合されており、21年度末までに完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了するまでの経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設置されている。		

表 増加要因と関連のある経費の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特定施設整備費	4,309	3,598	8,605	41,821	30,460	33,904

②国有林野事業特別会計

17年度762億円→22年度976億円 214億円増加

17年2月に先進国の温室効果ガスの排出量について各国ごとに数値目標を設定するなどとした京都議定書が発効したことに伴い、森林を吸収源とする削減目標が定められたことから、従来の間伐による森林整備だけでは目標を達成できないとして、森林環境保全整備事業費を増加していることによるものである。なお、集中豪雨、地震、台風等により発生した集落周辺の荒廃地等での治山施設の設置や機能の低下した保安林の整備等を行う国有林野内治山事業については、支出済歳出額が年度によって大幅に増加している。これは、18年の梅雨前線豪雨、20年6月の岩手・宮城内陸地震等例年にない甚大な災害の発生による影響が大きい。

表 主要な経費の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国有林野内治山事業費（19年度以前は「国有林野内直轄治山事業費」）	25,748	28,906	51,070	39,296	44,246	22,150
森林環境保全整備事業費	29,954	35,665	49,499	54,301	75,670	60,553
上記目の計	55,702	64,572	100,569	93,598	119,917	82,703
施設費（特別会計）の合計	76,257	83,608	118,322	110,553	137,623	97,694

施設費が減少している特別会計

2特別会計

①社会資本整備事業特別会計

17年度3兆3120億円→22年度2兆8087億円 5033億円減少

13年6月の閣議決定「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に基づく、いわゆる構造改革の下で、公共投資予算を縮小していくために、同特別会計全体の当初予算額を、17年度の3兆2388億円に対して、22年度は2兆3841億円と大幅に削減していることなどによる。所管省によれば、限られた予算の中で最大限の効果の発現を図るため、各事業・各施策分野において、その目的や成果に踏み込んで細かく重点化するなどして効率的な事業の執行に取り組んでいるとしている。

主要な経費の推移をみると、国際競争力の強化等の重要課題に対応するため、中核・中核国際港湾への事業の重点化により港湾改修費が増加していたり、羽田空港における再拡張事業により空港整備事業費が増加していたりしているほかは、おおむね減少傾向にある。

なお、21年度までは、経済対策等のために当初予算額の抑制を上回る規模の補正予算が編成されたため、結果的に、支出済歳出額は、17年度の3兆3120億円に対して、21年度は3兆5870億円と増加している。

表1 当初予算額の推移

(単位：百万円)

勘定名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
治水	754,370	750,435	726,665	707,191	643,571	596,802
道路整備	2,093,624	2,065,114	2,035,514	1,977,800	1,710,100	1,426,920
港湾	224,752	222,706	230,141	237,606	216,384	163,774
空港整備	166,150	262,329	276,091	248,957	249,025	189,528
業務	—	—	—	16,111	11,524	7,106
施設費（特別会計）の計	3,238,897	3,300,586	3,268,413	3,187,666	2,830,606	2,384,131

表2 補正予算額の推移

(単位：百万円)

勘定名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
治水	63,761	48,569	90,031	85,990	277,772	47,380
道路整備	47,505	133,514	128,558	9,348	311,069	174,965
港湾	3,917	3,748	8,384	24,176	185,031	6,479
空港整備	1,671	507	1,275	13,420	13,423	1,200
業務	—	—	—	△ 1,417	—	—
施設費（特別会計）の計	116,854	186,340	228,250	131,517	787,296	230,025

表3 支出済歳出額の推移

(単位：百万円)

勘定名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
治水	820,578	837,825	789,358	807,128	907,438	704,903
道路整備	2,137,614	2,145,348	2,156,623	2,049,736	2,054,417	1,601,807
港湾	233,466	227,637	227,040	251,137	283,411	281,755
空港整備	120,400	165,329	272,324	299,174	333,522	211,088
業務	—	—	—	13,884	8,238	9,152
施設費（特別会計）の計	3,312,060	3,376,141	3,445,347	3,421,062	3,587,027	2,808,707

表4 主要な経費の推移（17年度の支出済歳出額500億円以上）

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域連携推進事業費（18年度に「高速自動車国道建設費」と統合）	967,453	961,617	916,159	845,330	847,971	661,557
交通円滑化事業費	390,934	388,698	422,548	427,705	438,262	314,252
河川改修費（19年度以前は「直轄河川改修費」）	293,663	268,614	244,003	269,331	336,852	249,709
道路維持修繕費（19年度以前は「直轄道路維持修繕費」）	244,344	229,537	236,686	228,086	242,077	—
港湾改修費（19年度以前は「直轄港湾改修費」）	215,188	211,393	211,469	237,269	275,020	276,000
沿道環境改善事業費	148,772	154,831	168,136	152,106	134,437	105,764
交通安全施設等整備事業費	112,295	112,860	107,925	91,122	105,925	71,707
河川維持修繕費（20年度に「直轄河川維持修繕費」と「建設機械整備費」を統合し、「河川維持修繕費に名称変更、22年度に「河川維持費」と「河川管理施設更新費」に再編、22年度の計数は両目の合計）	89,959	90,671	90,117	90,515	88,880	75,111
砂防事業費（19年度以前は「直轄砂防事業費」）	80,512	84,819	81,621	81,514	96,461	77,540
無電柱化推進事業費（20年度以前は「電線共同溝整備事業費」）	80,121	71,700	69,429	60,791	50,950	38,283
空港整備事業費	79,616	123,907	234,724	262,113	293,475	186,011
上記目の計	2,702,862	2,698,654	2,782,822	2,745,888	2,910,315	2,055,938
施設費（特別会計）の合計	3,312,060	3,376,141	3,445,347	3,421,062	3,587,027	2,808,707

注(1) 地域連携推進事業費の一部は、平成22年度に新設された道路更新防災等対策事業費に組み替えられている。

注(2) 道路維持修繕費は、平成22年度に新設された道路維持費及び道路更新防災等対策事業費に組み替えられている。

②食料安定供給特別会計

17年度2975億円→22年度457億円 2518億円減少

20年度に、国営土地改良事業特別会計で経理されていた土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく国営土地改良事業について事業費の一部に借入金を財源とすることで新規着工した地区のうち、19年度末までに工事が完了しなかった地区については、当該事業が完了するまでの間、経過的に食料安定供給特別会計で実施することとし、それ以外の地区については、一般会計で実施することとしたことによるものである。これは、特別会計の事務・事業の見直しの結果ではあるが、一方で、20年度から一般会計に新たに事業費が予算措置されており、農林水産省全体としてみると、同特別会計の歳出の減少分だけ支出が削減されたわけではない。

表 一般会計に移行した主要な経費の推移					(単位：百万円)		
特別会計名等	目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
食料安定供給	かんがい排水事業費（19年度以前は「国営かんがい排水事業費」）	204,830	196,606	193,322	70,248	71,964	38,154
	総合農地防災事業費（19年度以前は「国営総合農地防災事業費」）	50,749	49,249	39,911	18,187	11,172	6,149
	農用地再編整備事業費（19年度以前は「国営農用地再編整備事業費」）	21,820	20,341	18,213	528	362	273
	上記目の計	277,399	266,196	251,448	88,965	83,499	44,577
	施設費（特別会計）の合計	297,573	283,252	266,960	91,274	85,147	45,735
一般会計 （農林水産省）	かんがい排水事業費	—	—	—	115,564	111,829	72,542
	総合農地防災事業費	—	—	—	15,368	21,534	14,259
	農用地再編整備事業費	—	—	—	9,135	16,175	12,751
	上記目の計	—	—	—	140,068	149,538	99,554

(注) 食料安定供給特別会計の平成19年度までの計数は、国営土地改良事業特別会計におけるものであり、20年度以降は、食料安定供給特別会計におけるものである。

(各特別会計における施設費の支出済歳出額の推移等については巻末別表1を参照)

(オ) 補助費・委託費

各特別会計の17年度から22年度までの補助費・委託費の支出済歳出額の推移は図表1-19のとおりである。特別会計の合計額は、24兆円から31兆円の間で推移しており、22年度の31兆3376億円は、17年度の29兆7866億円と比べて1兆5510億円（5.2%）増加している。また、一般会計の合計額は、21年度に経済対策関係経費として補正予算が編成されて大幅に増加したことなどにより、22年度は31兆3914億円となり、17年度の25兆7787億円と比べて5兆6126億円（21.7%）増加している。

そして、特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて7兆1637億円（12.8%）増加している。

また、図表1-19のとおり、補助費・委託費を計上している特別会計のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計から交付される地方交付税交付金等の補助費・委託費が全体の支出済歳出額の大部分（62.9%から72.3%）を占めており、それ以外では、年金、社会資本整備事業、エネルギー対策、労働保険各特別会計から交付される補助金等が主なものとなっている。これらの補助費・委託費には、地方財政対策としての役割を担っている地方交付税交付金等や、所定の要件に該当する場合に法令の規定により定められた額が支給される社会保障給付費等のように、義務的に支出される要素が強いことから事務・事業の見直しによる経費の削

減の対象にはなじみにくい性質を有するものもある。

また、補助費・委託費に含まれる独立行政法人に対する運営費交付金については、各独立行政法人の中期計画において、削減を前提とする運営費交付金の算定ルールが定められ、これにより毎年度の運営費交付金の交付額の抑制が行われている。

図表1-19 各特別会計の補助費・委託費の支出済歳出額の推移 (単位：百万円、%)

特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比(増減)	
							増減額	増減率
交付税及び譲与税配付金(a)	20,401,319	20,624,178	16,312,529	16,698,355	17,653,343	19,717,248	△ 684,070	△ 3.3
登記	12,904	12,826	12,497	14,133	16,781	19,967	7,063	54.7
地震再保険	9	8	8	8	8	9	0	0.9
財政投融资	541	527	511	480	496	542	0	0.1
外国為替資金	48	47	46	44	48	53	5	10.8
エネルギー対策	857,730	858,385	852,591	784,228	913,350	826,000	△ 31,730	△ 3.6
国立高度専門医療センター	10,913	10,947	10,972	10,735	13,136		△ 10,913	△ 100.0
労働保険	371,885	360,240	327,369	568,859	339,518	303,619	△ 68,266	△ 18.3
船員保険	14,572	14,391	15,732	16,174	11,008		△ 14,572	△ 100.0
年金	5,515,408	4,305,087	4,592,408	5,855,702	7,455,286	9,687,550	4,172,142	75.6
食料安定供給	202,390	204,259	213,617	217,205	175,766	157,394	△ 44,996	△ 22.2
農業共済再保険	20,058	20,179	18,898	18,613	18,937	16,863	△ 3,194	△ 15.9
森林保険	976	917	906	883	839	783	△ 192	△ 19.7
国有林野事業	116,901	23,189	21,335	18,546	18,263	18,746	△ 98,155	△ 83.9
漁船再保険及び漁業共済保険	11,610	11,723	12,294	12,262	11,311	11,020	△ 590	△ 5.0
貿易再保険	194	213	176	165	144	203	8	4.4
特許	19,789	19,891	21,509	21,248	20,996	21,359	1,570	7.9
社会資本整備事業	2,093,705	1,948,227	1,832,951	1,714,074	1,237,109	534,085	△ 1,559,620	△ 74.4
自動車安全	135,675	77,932	63,837	28,008	23,584	22,249	△ 113,425	△ 83.6
特別会計の計(b)	29,786,636	28,493,174	24,310,195	25,979,729	27,909,931	31,337,698	1,551,062	5.2
(a)/(b)(%)	68.4	72.3	67.1	64.2	63.2	62.9		
一般会計の計	25,778,769	23,912,765	24,063,244	25,999,932	36,153,732	31,391,448	5,612,678	21.7
国全体の合計	55,565,405	52,405,940	48,373,440	51,979,661	64,063,663	62,729,146	7,163,741	12.8

そして、22年度の補助費・委託費の支出済歳出額が対17年度比で100億円以上増減している特別会計は8特別会計あり、このうち、増加している特別会計は、年金特別会計であり、また、減少している特別会計は、社会資本整備事業、交付税及び譲与税配付金、自動車安全、国有林野事業、労働保険、食料安定供給、エネルギー対策各特別会計である。8特別会計それぞれの増減の要因を整理すると次のとおりである。

補助費・委託費が増加している特別会計		1特別会計				
①年金特別会計	17年度5兆5154億円→22年度9兆6875億円　4兆1721億円増加					
20年10月に政府管掌健康保険事業が国から全国健康保険協会に移行し、従前は国が行っていた適用・徴収・保険給付業務のうち、保険給付業務については同協会が行うこととなり、健康保険事業等の円滑な実施に必要な費用として、同協会に対して保険料等交付金が交付されることになったこと及び22年度に子ども手当制度が創設されて子ども手当交付金が新たに計上されたことなどによるものである。なお、保険料等交付金には、使途別分類のその他に計上されていた保険給付費の支給に要する財源も含まれている。同特別会計の補助費・委託費の大部分を占める保険料等交付金等の社会保障給付関係の経費は、所定の要件に該当する場合に法令の規定により、定められた額を支給する性質を有するものがその大半を占めている。						
表　主要な経費の推移		(単位：百万円)				
目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保険料等交付金	—	—	—	3,291,610	6,352,125	7,107,699
介護納付金	595,387	602,906	607,426	246,472	—	—
後期高齢者支援金	—	—	—	477,076	—	—
前期高齢者納付金	—	—	—	343,166	—	—
退職者給付拠出金	795,067	930,591	1,102,797	237,134	—	—
老人保健拠出金	1,790,045	1,719,998	1,771,163	162,254	—	—
疾病予防検査等委託費	46,812	47,367	52,076	30,576	—	—
子ども手当交付金	—	—	—	—	—	1,613,750
上記目の計	3,227,313	3,300,864	3,533,464	4,788,289	6,352,125	8,721,450
補助費・委託費（特別会計）の合計	5,515,408	4,305,087	4,592,408	5,855,702	7,455,286	9,687,550
(注)　介護納付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金及び疾病予防検査等委託費は、全国健康保険協会の設立に伴い、同協会が納付等を行っている。						
補助費・委託費が減少している特別会計		7特別会計				
①社会資本整備事業特別会計	17年度2兆0937億円→22年度5340億円　1兆5596億円減少					
いわゆる構造改革の下で、公共事業関係の予算が削減されたり、自立した国と地方関係の確立を目的として補助金等が見直されたりしていること及び21年度に道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路整備臨時交付金が廃止されたことなどによるものである。ただし、地方道路整備臨時交付金の廃止に当たり、都道府県及び市町村からの要望を踏まえ、同交付金に代わるものとして、21年度の一般会計に「地域活力基盤創造交付金」が創設され、同年度の支出済歳出額は6158億円となっているため、地方道路整備臨時交付金の廃止が全額、国の支出済歳出額の削減に結びついているわけではない。また、22年度には、一般会計に従前の地方公共団体向けの個別補助金を一つの交付金に一括するなどした「社会資本整備総合交付金」が創設されている。同交付金は、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現に必要な基幹的となる社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業にまで利用することが可能なものとなっている。同交付金の22年度の支出済歳出額は1兆5347億円となっており、同交付金に係る同特別会計の補助金の予算が削減されているため、22年度に同特別会計の補助費・委託費は大幅に減少している。						

表 主要な経費の推移（17年度の支出済歳出額500億円以上）等 （単位：百万円）

特別会計名等	目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
社会資本整備事業	地方道路整備臨時交付金	746,262	748,584	702,004	658,274	193,500	1,799
	地域連携推進事業費補助	287,005	252,857	234,638	209,008	220,949	94,534
	交通連携推進事業費補助	104,979	91,369	89,042	88,235	83,837	25,757
	交通安全施設等整備事業費補助	92,654	74,135	61,112	63,953	58,197	19,491
	交通円滑化事業費補助	88,662	84,678	93,460	91,771	84,022	34,686
	港湾改修費補助	70,690	59,836	51,001	52,592	53,934	28,821
	総合流域防災事業費補助	57,290	54,324	49,944	43,848	47,195	17,873
	都市河川改修費補助	56,396	52,197	45,995	45,633	18	—
	住宅市街地関連道路環境改善事業費補助（19年度以前は「住宅市街地総合整備促進事業費補助」）	55,635	52,916	52,283	52,164	47,996	14,400
	水資源開発事業交付金	54,584	49,375	45,388	31,049	34,914	34,661
	雪寒地域道路事業費補助	54,031	29,839	30,725	22,876	20,795	4,143
	上記目の計	1,668,192	1,550,115	1,455,597	1,359,407	845,361	276,171
	補助費・委託費（特別会計）の合計	2,093,705	1,948,227	1,832,951	1,714,074	1,237,109	534,085
一般会計	地域活力基盤創造交付金	—	—	—	—	615,816	312,642
	活力創出基盤整備総合交付金	—	—	—	—	—	651,711
	市街地整備総合交付金	—	—	—	—	—	221,693
	水の安全・安心基盤整備総合交付金	—	—	—	—	—	462,065
	地域住宅支援総合交付金	—	—	—	—	—	199,288
	上記目の計	—	—	—	—	615,816	1,847,401

注(1) 地方道路整備臨時交付金は平成20年度をもって廃止されており、21年度以降の計数は繰越事業に係るものである。

注(2) 地域活力基盤創造交付金は平成21年度限りの交付金であり、22年度の計数は繰越事業に係るものである。

注(3) 平成22年度の一般会計の活力創出基盤整備総合交付金、市街地整備総合交付金、水の安全・安心基盤整備総合交付金及び地域住宅支援総合交付金を合わせて社会資本整備総合交付金という。なお、社会資本整備総合交付金は、従前の特別会計の補助金だけでなく、一般会計の補助金と合わせて再編されている。

注(4) 都市河川改修費補助、総合流域防災事業費補助等は、平成21年度に新設された河川管理施設機能確保事業費補助及び流域治水対策事業費補助に組み替えられるなどしている。

②交付税及び譲与税配付金特別会計	17年度20兆4013億円→22年度19兆7172億円 6840億円減少
------------------	--------------------------------------

個人の所得課税に係る地方公共団体への本格的な税源移譲を行うまでの間の暫定的な措置として18年度まで計上されていた所得譲与税譲与金等が計上されなくなったことが主な要因である。同特別会計の補助費・委託費は、国税の一定割合を地方公共団体へ交付する地方交付税交付金、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部について補填等を行うために交付する特例交付金、地方揮発油税等の特別税の収入の全部又は一部を地方公共団体に譲与する地方譲与税譲与金等から構成され、地方財政対策の役割を担っている。

③自動車安全特別会計	17年度1356億円→22年度222億円 1134億円減少
------------	-------------------------------

自動車損害賠償保障事業特別会計保険料等充当交付金勘定で、13年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益の20分の11を保険加入者に還元するため、14年度から19年度までの6年間の保険契約に係る保険料の一部を保険料等充当交付金として保険会社等に交付し保険加入者の負担額の引下げを行っていたが、20年度の第1四半期で交付金の交付が終了したことや独立行政法人に対する運営費交付金の財政支出を抑制していることによるものである。

④国有林野事業特別会計	17年度1169億円→22年度187億円 981億円減少
-------------	------------------------------

18年度から、民有林野で都道府県が実施する事業に国が補助を行う補助治山事業については、一般会計で実施することとしたことによるものであり、これは、特別会計の事務・事業の見直しの結果ではあるが、一方で、18年度から一般会計に新たに事業費が措置されており、農林水産省全体としてみると、特別会計の歳出の減少分だけ支出が削減されたわけではない。

表 一般会計に移行した主要な経費の推移 (単位：百万円)

特別会計名等	目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国有林野事業	共生保安林整備事業費補助	4,831	—	—	—	—	—
	後進地域特例法適用団体補助率差額	7,169	—	—	—	—	—
	治山事業費補助	46,276	—	—	—	—	—
	水土保全林整備治山事業費補助	25,594	—	—	—	—	—
	地すべり防止事業費補助	6,550	—	—	—	—	—
	上記目の計	90,421	—	—	—	—	—
	補助費・委託費（特別会計）の合計	116,901	23,189	21,335	18,546	18,263	18,746
一般会計 （農林水産省）	治山事業費補助	—	71,158	65,154	55,843	58,882	32,318
	地すべり防止事業費補助	—	6,029	5,491	5,103	4,972	4,324
	後進地域特例法適用団体補助率差額（治山事業費）	—	7,000	6,404	5,228	3,700	3,223
	上記目の計	—	84,188	77,050	66,175	67,555	39,865

（注） 国有林野事業特別会計の共生保安林整備事業費補助、治山事業費補助及び水土保全林整備治山事業費補助は、一般会計では治山事業費補助として計上されている。

⑤労働保険特別会計 17年度3718億円→22年度3036億円 682億円減少

行政改革推進法における原則として純粋な保険事業に限り経理するとの特別会計改革の基本方針に沿った見直しを行い、労災勘定の労働福祉事業を見直したり、雇用勘定の雇用福祉事業を廃止したりなどしたことや独立行政法人に対する運営交付金の財政支出を抑制していることなどによるものである。なお、20年度は、雇用情勢の悪化を受けて雇用勘定で雇用機会を創出するための補正予算が編成されるなどしたため、支出済歳出額が増加している。

表 支出済歳出額の推移 (単位：百万円)

勘定名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
雇用	270,660	263,403	231,812	476,515	244,115	213,424
労災	98,290	94,003	85,772	82,814	83,968	78,779
徴収	2,934	2,833	9,785	9,529	11,433	11,414
補助費・委託費（特別会計）の計	371,885	360,240	327,369	568,859	339,518	303,619

⑥食料安定供給特別会計 17年度2023億円→22年度1573億円 449億円減少

19年度に新設された農業経営安定勘定の交付金のうち、農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付が予定を大幅に下回ったことなどによるものである。

表1 当初予算額の推移 (単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金	—	—	—	55,516	75,755	76,403
農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金	—	—	139,549	153,152	154,906	154,906
上記目の計	—	—	139,549	208,669	230,662	231,309
補助費・委託費（特別会計）の合計	208,679	214,840	212,287	255,469	269,703	264,478

表2 支出済歳出額の推移 (単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金	—	—	—	24,345	5,409	14,153
農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金	—	—	147,827	150,261	140,475	128,262
上記目の計	—	—	147,827	174,606	145,885	142,416
補助費・委託費（特別会計）の合計	202,390	204,259	213,617	217,205	175,766	157,394

(注) 食料安定供給特別会計は、平成19年度に設置される際に、それまでの事業の廃止、縮小及び再編が行われているため、事業内容の連続性が失われているので、17、18両年度の金額については参考として記載している。	
⑦エネルギー対策特別会計	17年度8577億円→22年度8260億円 317億円減少
エネルギー需給勘定において、17年度の石油ガス国家備蓄基地の完成に伴い（目）石油ガス国家備蓄基地建設委託費の支出済歳出額が減少したことや独立行政法人に対する運営費交付金の財政支出を抑制していることなどによるものである。なお、同特別会計では、地球温暖化対策の強化のため、省エネルギー対策や新エネルギーの開発・利用の促進、二酸化炭素排出抑制対策等に重点的に取り組んできており、21年度に支出済歳出額が増加したのは、エネルギー需給勘定で、地球温暖化対策を推進するための事業である（目）非化石エネルギー等導入促進対策費補助金及び（目）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が補正予算により増額されたことなどによるものである。	

（各特別会計における補助費・委託費の支出済歳出額の推移等については巻末別表1を参照）

（カ）その他

各特別会計の人件費、旅費、物件費、施設費、補助費・委託費等を除いたその他の経費（以下「その他経費」という。）の17年度から22年度までの支出済歳出額の推移は図表1-20のとおりである。特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は217兆4135億円となっており、17年度の240兆0088億円と比べて22兆5953億円（9.4％）減少している。一方、一般会計の合計額は、18年度から21年度まで増加しており、22年度は減少したが、22年度の支出済歳出額は、17年度と比べて1057億円（5.7％）増加している。

そして、特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、特別会計による支出済歳出額の減少の影響により、22年度は、17年度と比べて22兆4895億円（9.2％）減少している。

図表1-20 各特別会計におけるその他経費の支出済歳出額の推移（単位：百万円、％）

特別会計名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比(増減)	
							増減額	増減率
交付税及び譲与税配付金	21	21	18	18	16	16	△ 4	△ 23. 3
登記	28	84	40	105	94	112	83	293. 5
地震再保険	0	0	0	0	-	0	0	106. 3
国債整理基金	188, 904, 666	221, 284, 463	176, 692, 071	178, 142, 317	165, 517, 829	171, 135, 580	△ 17, 769, 085	△ 9. 4
うち「債務償還費」を除いた額	8, 929, 108	9, 693, 157	10, 431, 235	10, 563, 103	10, 169, 888	10, 257, 936	1, 328, 828	14. 8
財政投融资	4, 217, 244	3, 093, 477	1, 962, 069	1, 088, 085	1, 049, 377	713, 194	△ 3, 504, 050	△ 83. 0
外国為替資金	38, 233	22, 926	21, 600	17, 647	13, 553	9, 438	△ 28, 794	△ 75. 3
特定国有財産整備	118	37	118	117	49	847	729	617. 2
エネルギー対策	81, 346	10, 626	13, 574	40, 089	32, 685	11, 637	△ 69, 708	△ 85. 6
国立高度専門医療センター	7, 696	6, 944	6, 979	7, 269	7, 813		△ 7, 696	△ 100. 0
労働保険	2, 417, 153	2, 322, 965	2, 287, 761	2, 371, 058	3, 655, 786	3, 034, 287	617, 133	25. 5
船員保険	34, 352	34, 877	34, 075	33, 922	25, 538		△ 34, 352	△ 100. 0
年金	43, 948, 700	41, 710, 435	42, 802, 726	41, 528, 980	41, 710, 208	42, 274, 453	△ 1, 674, 247	△ 3. 8
食料安定供給	20, 321	11, 157	9, 839	8, 748	9, 453	847	△ 19, 474	△ 95. 8
農業共済再保険	28, 525	41, 000	27, 250	23, 745	37, 599	51, 200	22, 674	79. 4
森林保険	2, 630	4, 082	3, 919	1, 469	435	466	△ 2, 163	△ 82. 2
国有林野事業	24	35	34	140	21	39	15	62. 8
漁船再保険及び漁業共済保険	4, 496	3, 600	3, 514	2, 996	2, 792	2, 775	△ 1, 721	△ 38. 2
貿易再保険	5, 373	4, 203	6, 172	15, 205	11, 328	8, 961	3, 588	66. 7
特許	305	620	782	654	1, 140	805	499	163. 3
社会資本整備事業	199, 508	174, 986	145, 396	230, 712	243, 917	162, 025	△ 37, 482	△ 18. 7
自動車安全	98, 135	40, 421	21, 239	12, 835	9, 264	6, 823	△ 91, 312	△ 93. 0
特別会計の計	240, 008, 882	268, 766, 967	224, 039, 184	223, 526, 121	212, 328, 908	217, 413, 514	△ 22, 595, 367	△ 9. 4
うち「債務償還費」を除いた計	60, 033, 325	57, 175, 661	57, 778, 348	55, 946, 907	56, 980, 967	56, 535, 871	△ 3, 497, 453	△ 5. 8
一般会計の計	1, 841, 197	1, 778, 910	1, 917, 388	2, 474, 997	4, 956, 334	1, 946, 990	105, 792	5. 7
国全体の合計	241, 850, 079	270, 545, 877	225, 956, 573	226, 001, 119	217, 285, 242	219, 360, 505	△ 22, 489, 574	△ 9. 2

また、図表1-20のとおり、その他経費を計上している特別会計のうち、国債整理基金、年金両特別会計の支出済歳出額がその他経費の支出済歳出額全体の大部分を占めており、それ以外では、財政投融资、労働保険両特別会計の支出済歳出額が大きなものとなっている。

そして、22年度のその他経費の支出済歳出額が対17年度比で100億円以上増減している特別会計は10特別会計あり、このうち、増加している特別会計は、労働保険、農業共済再保険両特別会計であり、また、減少している特別会計は、国債整理基金、財政投融资、年金、自動車安全、エネルギー対策、社会資本整備事業、外国為替資金、食料安定供給各特別会計である。

なお、国債整理基金特別会計は、一般会計及び他の特別会計からの繰入資金等を財源として、公債、借入金等の償還及び利子等の支払を行う経理を他の会計と区分するために設置された特別会計であり、使途別分類「その他」の経費の中には、上記の償還及び利子等の支払及び借換債発行に伴う支出が含まれている。このうち、22年度の債務償還費は160兆円となっており、これらは事務・事業の見直しに伴い、合理化、効率化による経費節減効果が期待できる経費とはいえないため、以下の分析の対象には含めていない。

また、労働保険、年金両特別会計には、保険給付費や基礎年金給付費等の社会保障給付そのものに係る経費が多く含まれており、こうした経費もまた、事務・事業の見直しによる経費の削減の対象にはなじみにくい性質の経費であると考えられる。

国債整理基金特別会計を除いた9特別会計それぞれの増減の要因を整理すると、次のとおりである。

その他経費が増加している特別会計		2特別会計				
①労働保険特別会計		17年度2兆4171億円→22年度3兆0342億円 6171億円増加				
雇用勘定で、20年度からの雇用情勢の悪化に伴い、雇用安定等給付金及び失業等給付金が補正予算により追加的に予算措置されたため、支出額が増加したことなどが主な要因である。その他経費に含まれる上記以外の経費は、保険給付費及び労災援護給付金等の保険給付に係るものとなっている。同特別会計のその他経費の大部分を占める労災、雇用両勘定に係る給付費等の社会保障関係の経費は、所定の要件に該当する場合に法令の規定により定められた額を支給する性質を有するものがその大半を占めている。						
表 主要な経費の推移		(単位：百万円)				
目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
雇用安定等給付金	55,521	53,941	47,978	49,793	714,796	426,507
失業等給付金	1,377,171	1,280,278	1,259,799	1,349,592	1,980,506	1,661,646
労災援護給付金（19年度以前は「福祉施設給付金」）	119,024	121,153	118,070	115,357	112,243	108,283
保険給付費	772,303	780,587	776,128	770,673	749,647	744,457
上記目の計	2,324,021	2,235,961	2,201,976	2,285,416	3,557,194	2,940,894
その他経費（特別会計）の合計	2,417,153	2,322,965	2,287,761	2,371,058	3,655,786	3,034,287
②農業共済再保険特別会計		17年度285億円→22年度512億円 226億円増加				
22年度に農業勘定及び果樹勘定で、保険事故の増加に伴い再保険金の支払が多かったことなどによるものである。なお、再保険金の支払は、災害の発生状況によって変動するものである。						
表 増加要因と関連のある経費の推移		(単位：百万円)				
目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
再保険金	28,523	40,998	27,248	23,743	37,598	51,194
その他経費（特別会計）の計	28,525	41,000	27,250	23,745	37,599	51,200
その他経費が減少している特別会計		7特別会計				
①財政投融资特別会計		17年度4兆2172億円→22年度7131億円 3兆5040億円減少				
財政融資資金勘定で、財政投融资改革により郵便貯金や年金積立金の預託義務制度が廃止され、近年、預託金残高の減少により預託金利子の支払が減少していること及び短期運用である日本銀行が保有する国債を売戻条件付きで買い入れる取引の運用規模の縮小により売却及償還差額補填金が減少していることによるものである。						

表 減少要因と関連のある経費の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
売却及償還差額補填金	576,814	536,867	298,541	85,909	78,867	88,087
預託金利息	3,505,488	2,515,524	1,648,243	881,925	639,739	517,524
上記目の計	4,082,302	3,052,392	1,946,784	967,834	718,606	605,611
その他経費（特別会計）の合計	4,217,244	3,093,477	1,962,069	1,088,085	1,049,377	713,194

②年金特別会計

17年度43兆9487億円→22年度42兆2744億円 1兆6742億円減少

業務勘定で、17年度に廃止が決定していた年金資金運用基金に対して、財政融資資金からの長期借入金の繰上償還に対する財政支援としての出資を行ったことの影響が大きく、また、健康勘定で、20年10月に政府管掌健康保険事業が全国健康保険協会に移行したことに伴い、21年度以降の保険給付費に見合う分が使途別分類の補助費・委託費の（目）保険料等交付金として全国健康保険協会に交付されるようになったこと及び国民年金勘定で、旧国民年金法に基づく受給者の減少に伴い国民年金給付が減少していることなどによるものである。同特別会計のその他経費の大部分を占める年金や保険の給付費等の社会保障関係の経費は、所定の要件に該当する場合に法令の規定により定められた額を支給する性質を有するものがその大半を占めている。

③自動車安全特別会計

17年度981億円→22年度68億円 913億円減少

保障勘定において13年度末をもって政府再保険制度を廃止したことに伴い、現在は政府再保険制度下で契約された再保険契約に基づく再保険金の支払のみを行っているため、年々減少していることによるものである。

④エネルギー対策特別会計

17年度813億円→22年度116億円 697億円減少

石油・天然ガスの探鉱・油田ガス田の買収等に必要な資金を供給するために石油開発企業に出資等を行うための財源として、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に出資している出資金の減少によるものである。

⑤社会資本整備事業特別会計

17年度1995億円→22年度1620億円 374億円減少

空港整備勘定で、関西国際空港第2期事業のうち、第2滑走路が供用開始したことなどにより、関西国際空港株式会社に対する出資が減少したこと、道路整備勘定で、日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用した無利子貸付制度の廃止により、道路事業資金収益回収特別貸付金が減少したことなどによるものである。なお、道路整備勘定で、20年度に道路整備に係る地方の財政負担軽減のために、地方道路整備臨時貸付金を設置したり、業務勘定で、経済危機対策の一環として「金融対策」の推進を図るため、21年度に財団法人民間都市開発推進機構が行う事業に要する資金の貸付に必要な経費として都市開発資金貸付金に係る補正予算が編成されたりしているため、年度によって変動が大きくなっている。

表 主要な経費の推移

(単位：百万円)

目名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
関西国際空港株式会社出資金	29,700	17,300	1,100	—	—	—
道路事業資金収益回収特別貸付金	44,497	46,388	36,807	1,365	—	—
地方道路整備臨時貸付金	—	—	—	96,349	60,613	52,200
都市開発資金貸付金	9,312	7,036	5,428	18,766	69,811	8,034
上記目の計	83,510	70,724	43,335	116,480	130,424	60,234
その他経費（特別会計）の合計	199,508	174,986	145,396	230,712	243,917	162,025

⑥外国為替資金特別会計	17年度382億円→22年度94億円 287億円減少
外貨証券の運用に伴い発生する（目）償還差額補填金の支出を要する債券の償還額が減少していることによるものである。	
⑦食料安定供給特別会計	17年度203億円→22年度8億円 194億円減少
米管理勘定の過剰米短期融資資金貸付金事業が16、17両年度の2か年限定の事業であったこと及び農業経営基盤強化勘定の農地保有合理化促進対策資金貸付金を廃止したことなどによるものである。	

（各特別会計におけるその他経費の支出済歳出額の推移等については巻末別表1を参照）

（キ）特別会計の統合による事務・事業の合理化・効率化の状況

前記のとおり、特別会計改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務・事業の効率化を図ることにより行われるものとされているが、そうした取組の効果を実施された取組ごとに区分して把握することは困難である。そこで、特別会計改革に基づき統合した特別会計のうち、業務が一般会計や新たに設置された法人等に移行しておらず、継年的な比較を行うことが可能である財政投融资、エネルギー対策、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計について、統合に伴う事務・事業の合理化・効率化の状況をみるために、統合前後の用途別分類による支出済歳出額の推移（「他会計へ繰入」を除く。）を整理すると、図表1-21のとおりである。

図表1-21 統合した特別会計の支出済歳出額の推移

(単位：百万円、%)

特別会計名	使途別分類名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対17年度比(増減)	
								増減額	増減率
財政投融资	人件費	2,926	2,877	2,784	2,857	2,902	2,691	△ 235	△ 8.0
	旅費	76	66	60	57	48	44	△ 32	△ 42.7
	物件費	2,746	2,654	2,666	2,968	1,619	1,605	△ 1,140	△ 41.5
	補助費・委託費	541	527	511	480	496	542	0	0.1
	その他経費	4,217,244	3,093,477	1,962,069	1,088,085	1,049,377	713,194	△ 3,504,050	△ 83.0
計		4,223,536	3,099,602	1,968,090	1,094,448	1,054,443	718,077	△ 3,505,458	△ 82.9
エネルギー対策	人件費	5,943	5,761	5,774	5,911	3,188	3,227	△ 2,716	△ 45.6
	旅費	478	453	444	472	445	451	△ 27	△ 5.7
	物件費	11,696	21,554	18,311	4,238	9,053	18,258	6,561	56.0
	施設費	119	—	24,502	—	—	—	△ 119	△ 100.0
	補助費・委託費	857,730	858,385	852,591	784,228	913,350	826,000	△ 31,730	△ 3.6
	その他経費	81,346	10,626	13,574	40,089	32,685	11,637	△ 69,708	△ 85.6
計		957,314	896,781	915,199	834,940	958,723	859,575	△ 97,739	△ 10.2
社会資本整備事業	人件費	192,600	188,908	191,371	187,526	180,537	177,467	△ 15,132	△ 7.8
	旅費	3,868	3,639	3,508	3,089	3,789	3,174	△ 694	△ 17.9
	物件費	80,345	81,870	81,777	81,804	111,910	102,603	22,257	27.7
	施設費	3,312,060	3,376,141	3,445,347	3,421,062	3,587,027	2,808,707	△ 503,352	△ 15.1
	補助費・委託費	2,093,705	1,948,227	1,832,951	1,714,074	1,237,109	534,085	△ 1,559,620	△ 74.4
	その他経費	199,508	174,986	145,396	230,712	243,917	162,025	△ 37,482	△ 18.7
計		5,882,088	5,773,772	5,700,353	5,638,269	5,364,291	3,788,064	△ 2,094,024	△ 35.6
自動車安全	人件費	16,838	16,408	15,440	15,577	14,010	12,816	△ 4,021	△ 23.8
	旅費	384	350	348	308	277	232	△ 151	△ 39.4
	物件費	12,181	12,686	12,958	12,670	13,254	13,882	1,700	13.9
	施設費	775	1,456	748	1,000	1,877	1,134	358	46.2
	補助費・委託費	135,675	77,932	63,837	28,008	23,584	22,249	△ 113,425	△ 83.6
	その他経費	98,135	40,421	21,239	12,835	9,264	6,823	△ 91,312	△ 93.0
計		263,992	149,256	114,573	70,402	62,269	57,139	△ 206,852	△ 78.3

(注) 財政投融资特別会計の平成22年度の計数には、22年度に特定国有財産整備特別会計が一般会計に統合されたことに伴い、21年度末までに完了していない事業の経理を行うために経過的に設置される特定国有財産整備勘定の計数を含めていない。

a 財政投融资特別会計の状況

財政投融资特別会計は、行政改革推進法及び特会法により、20年度に、産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に統合され、名称が財政投融资特別会計と改められており、同特別会計には、財政融資資金勘定及び投資勘定の2勘定が設けられた。なお、産業投資特別会計には、産業投資勘定のほかに社会資本整備勘定が設けられていたが、社会資本整備勘定は、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による貸付業務の終了に伴い、上記の統合の際に廃止された。

同特別会計の17年度から22年度までの支出済歳出額の推移をみると、22年度の7180億円は、17年度の4兆2235億円と比べて3兆5054億円(82.9%)減少している。これは、主に、(カ)のとおり、財政投融资改革による預託金残高の減少に伴う預託金利子の支払の大幅な減少によるもの(53ページ参照)であり、人件費、旅費及び物件費のうちの庁費の特別会計の運営に必要な管理的経費(以下、これらの経費を「管理事務経費」という。)は、おおむね減少している。

b エネルギー対策特別会計の状況

エネルギー対策特別会計は、行政改革推進法及び特会法により、19年度に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（石油及びエネルギー需給構造高度化と石炭の2勘定）と電源開発促進対策特別会計（電源立地及び電源利用の2勘定）を統合して設置された特別会計であり、設置の際に、エネルギー需給及び電源開発促進の2勘定が設けられている。なお、石炭勘定は、国内石炭対策が13年度に終了したことに伴い、14年度から借入金等の償還を行う暫定勘定となっていたが、上記統合の際に廃止された。

同特別会計の17年度から22年度までの支出済歳出額の推移をみると、22年度の8595億円は、17年度の9573億円と比べて977億円（10.2%）減少している。これは、主に、(ウ)のとおり、17年度の石油ガス国家備蓄基地の完成に伴い石油ガス国家備蓄基地建設に係る委託費が減少したことや独立行政法人に対する財政支出を抑制したこと（51ページ参照）、(カ)のとおり、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金が減少したこと（54ページ参照）によるものである。また、管理事務経費は、おおむね減少しているが、人件費については、(ア)のとおり、特別会計の定員を一般会計に振り替えたことが減少の主な要因となっている（33ページ参照）。

c 社会資本整備事業特別会計の状況

社会資本整備事業特別会計は、行政改革推進法及び特会法により、20年度に、治水、道路整備、港湾整備、空港整備、都市開発資金融通各特別会計の統合により設置された特別会計であり、設置の際に、治水、道路整備、港湾、空港整備及び業務の5勘定が設けられた。このうち、業務勘定は、各事業に必要な人件費、事務費等について、一括して経理するために設けられた勘定であり、これに必要な財源は、各勘定から業務勘定へ繰り入れられている。なお、旧都市開発資金融通特別会計の事業は業務勘定の中で実施されている。

同特別会計の17年度から22年度までの支出済歳出額の推移をみると、22年度の3兆7880億円は、17年度の5兆8820億円と比べて2兆0940億円（35.6%）減少している。これは、主に、(エ)及び(ウ)のとおり、公共事業関係の予算が削減されてきていること（44ページ及び48ページ参照）のほか、21年度から地方道路整備臨時交付金が廃止されたことによるものである。一方、同交付金に代わる

地域活力基盤創造交付金が一般会計に予算措置されている（48ページ参照）。なお、施設費については、(エ)のとおり、21年度までは予算を抑制している状況が見受けられるが、支出済歳出額は補正予算の編成により左右されて大きく変動する傾向がある（44ページ参照）。また、管理事務経費についてみると、人件費及び旅費は減少しているが、物件費のうちの庁費は増加している。これは、(ウ)のとおり、施設費に含まれていた庁費的な経費を庁費に組み替えたことなどによるものであるが、これらの組み替えられた経費の額が把握できないなどのため、経費節減の状況について把握することができない（38ページ参照）。

d 自動車安全特別会計の状況

自動車安全特別会計は、行政改革推進法及び特会法により、20年度に、自動車損害賠償保障事業特別会計（保障、自動車事故対策及び保険料等充当交付金の3勘定）及び自動車検査登録特別会計を統合して設置された特別会計であり、統合により、保障、自動車検査登録及び自動車事故対策の3勘定が設けられている。

同特別会計の17年度から22年度までの支出済歳出額の推移をみると、22年度の571億円は、17年度の2639億円と比較して2068億円（78.3%）減少している。これは、主に、(カ)のとおり、保険料等充当交付金の交付が終了したこと（49ページ参照）、(カ)のとおり、政府再保険制度の廃止に伴い再保険金の支払が減少したこと（54ページ参照）によるものである。また、管理事務経費は、おおむね減少している。

ウ まとめ

各特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況について、使途別分類により分析した結果は次のとおりである。

(ア) 人件費

各特別会計の17年度から22年度までの人件費の状況をみると、総人件費改革による予算定員の減少や人事院勧告を踏まえた給与法の改正等により、22年度の特別会計全体の人件費は対17年度比で2402億円の減少となっている。こうした人件費の縮減は、業務の一部が一般会計に移行することなどに伴い予算定員が振り替えられていたり、特別会計業務の見直しに伴って新たに設立した法人に人員が移っていたり、直営で行っていた事務・事業が委託により行われるようになったり

したことが主な要因である。これらは、特別会計の人件費を減少させる一方で、一般会計の人件費を増加させたり、他の法人に対する交付金を発生させたり、委託費の支出を増加させたりすることにもつながり得る。

したがって、人件費については、定員の縮減が一般会計への移行や国以外の法人への移行等によるものである場合には、その縮減が人件費以外の国の財政支出にどのように影響しているかなど、特別会計の事務・事業の見直しの実質的な効果について確認し検証していくことが必要である。

(イ) 旅費

各特別会計の17年度から22年度までの旅費の状況をみると、17年度以降、年々減少し、22年度は、17年度と比べて59億円減少しており、特に、年金特別会計、食料安定供給特別会計等で、業務の一部が国以外の法人や一般会計に移行したことに伴い業務量・定員が減少したことが大きな要因となっている。また、予算定員の減少率を上回る旅費の減少率となっている特別会計もあり、出張を必要不可欠なものに極力限定したり、出張を行う際に割引制度の積極的な利用に努めたりするという取組の効果が出ているものもある。

したがって、旅費の執行状況については、業務の移行によるものも含め、今後こうした取組が継続、維持されているかについて確認し検証していくことが必要である。

(ウ) 物件費

各特別会計の17年度から22年度までの物件費の状況をみると、特別会計全体の物件費は大幅に減少している。特に、国債整理基金特別会計で行政改革推進法に基づく事務費節減の取組により国債事務取扱手数料を縮減したこと及び年金特別会計で業務が日本年金機構に移行したことに伴い庁費等が減少したことが大きな要因となっている。そして、各特別会計において共通的に設置されている庁費についてみると、予算科目の見直しが行われた一部の特別会計を除いておおむね減少しており、この減少には、競争的な入札の積極的な導入や調達を必要不可欠なものに極力限定するなどの取組によるものも含まれている。

物件費については、上記のような削減に向けた取組を行うことが可能な経費が多いと思料されることから、国以外の法人へ業務が移行したものも含め、事務・事業の見直しのための取組が継続して実施されているかなどについて確認し検証

していくことが必要である。

(エ) 施設費

各特別会計の17年度から22年度までの施設費の状況をみると、特別会計全体の施設費の大部分を占める社会資本整備事業特別会計で当初予算額の抑制の取組が行われていたり経済対策等のための補正予算が編成されていたりしていることが特別会計全体の施設費の変動に大きく影響している。そして、地震防災機能を発揮するための庁舎等の整備を行う特定国有財産整備特別会計や地球温暖化対応の事業を拡大した国有林野事業特別会計で施設費が増加しているが、いわゆる構造改革の下で公共投資予算を縮小していること及び国営土地改良事業の一般会計への移行が、特別会計全体の施設費を減少させた主な要因となっている。

施設費については、経済対策等のために公共投資の拡大を内容とする補正予算が編成されたり、社会情勢の変化に対応して特定の公共事業に予算を配分する必要が生じたりするなどして事業費が大幅に増加する場合もあるが、そのような状況の下でも、個別の事業の事業費の節減に向けた取組及び公共投資の効率化に向けた取組は必要であるので、競争的な入札の積極的な導入や施設整備を必要不可欠なものに極力限定するなどの合理化・効率化のための取組が継続的に実施されているかなどについて確認し検証していくことが必要である。

(オ) 補助費・委託費

各特別会計の17年度から22年度までの補助費・委託費の状況をみると、地方交付税交付金や社会保障給付費等、義務的に支出される要素が強いことから事務・事業の見直しによる経費の削減になじみにくい補助金、交付金等が計上されている交付税及び譲与税配付金、年金両特別会計を除くと、社会資本整備事業特別会計で道路特定財源の見直しやいわゆる構造改革による公共事業の減少等に伴い補助金が大幅に削減されていたり、労働保険特別会計等で独立行政法人に対する運営費交付金が抑制されていたりするなど、多くの特別会計で支出済歳出額は減少している。一方、国有林野事業特別会計で一般会計に業務が移行したり、社会資本整備事業特別会計で地方道路整備臨時交付金が廃止されたことに伴って一般会計に地域活力基盤創造交付金が設けられたりしていることについては、特別会計の歳出の削減という点では効果がみられるが、業務の移行等に伴い一般会計の財政支出を増加させることになっている。

したがって、補助費・委託費については、特別会計における補助金等の削減が国全体としての財政支出の縮減につながっているか、一般会計に移行したのものも含め補助金等が国からの財政援助的側面の強い財政支出であることを踏まえて補助対象事業が真に必要なものであるか、補助事業が適正に執行されているかなどの点から確認し検証していく必要がある。

(カ) その他

各特別会計の17年度から22年度までのその他経費の状況をみると、年金、労働保険両特別会計の保険給付費や基礎年金給付費等の社会保障給付そのものに係る経費が多く含まれており、また、労働保険特別会計の失業等給付金や雇用安定等給付金のほか、社会資本整備事業特別会計の都市開発資金貸付金のように経済対策等のために補正予算により予算が増額されたものなども多く、これらは特別会計改革の進捗に伴う経費節減状況を把握するための分析対象としてはなじみにくいものである。

しかし、その他経費は、特別会計全体としてみると、使途別分類の中で、最も額の大きな経費であり、債務償還費を除いた額でみても、今回分析の対象とした、人件費、旅費、物件費、施設費及び補助費・委託費よりも額が大きなものとなっている。

したがって、社会保障給付に係る経費を中心とするその他経費についても、経費を適正かつ効率的に活用する必要があるので、経費が法令等に基づき適正に給付されているかなどについて確認し検証していく必要がある。

(キ) 特別会計の統合による事務・事業の合理化・効率化の状況

特別会計を統合したことによる事務・事業の合理化・効率化について、業務が一般会計や新たに設置された法人等に移行しておらず、継年的な比較を行うことが可能である財政投融资特別会計等4特別会計についてみると、管理事務経費等についておおむね減少傾向がみられるが、統合による事務・事業の合理化・効率化に向けた取組との関連性について具体的に把握できたものはなかった。

以上のとおり、特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況について、使途別分類による特別会計からの支出済歳出額の状況をみると、各特別会計で予算の抑制等の財政支出の縮減に向けた取組が行われていることがうかがえるが、一方、特別会計で実施していた事業が一般会計や国以外の法人に移行したこと

による影響が大きいものとなっている。

したがって、特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等については、現在取り組んでいる各特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組を進めるとともに、一般会計や国以外の法人に業務が移行したものについては、単に特別会計の業務が移行しただけでは事務・事業の見直しの効果が特別会計の規模の縮小にとどまってしまうことから、移行後の業務がより効率的に実施されているかという点について留意する必要がある。また、今後、特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組の効果について確認し検証していくことが必要である。

2 特定財源等の見直し等の状況

(1) 特定財源等の概要等

国の歳入の中には、特定の歳出に充てることが法律等において定められているものがある。これらは、税法上特定の経費に充てる目的で課される税による収入、課税根拠となる税法とは別に譲与税法で用途が特定されている税による収入及び特会法等で用途が特定されている税等による収入（以下、これらを合わせて「特定財源等」という。）である。

特定財源等には、一般会計の歳入に計上され、一般会計で特定の支出の財源として使用されているもの、一般会計の歳入に計上され、特別会計の歳出財源として一般会計から特別会計に繰り入れられて、特別会計で使用されているもの、特別会計の歳入に直接計上され、特別会計で使用されているものがある。

このうち、一般会計の歳入に計上され、一般会計で特定の支出の財源として使用される特定財源等は、①公害の影響による健康被害の補償等のための財源とされている自動車重量税の一部、②肉用子牛の生産者に対する生産者補給金の交付や畜産の振興に資するための施策の実施に要する経費の財源とされている牛肉等関税、③畜産振興事業や社会福祉事業の振興のために要する経費の財源とされている日本中央競馬会の国庫納付金、④電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を目的として行う施策の費用である電波利用共益費用の財源とされている電波利用料である。

また、一般会計から特別会計に繰り入れられ、又は特別会計の歳入に直接計上されて、特別会計で歳出財源として使用される特定財源等は、図表2-1のとおり、行政改革推進法が施行された18年度時点では、揮発油税、自動車重量税、電源開発促進税等10種類の国税等であり、これらは交付税及び譲与税配付金特別会計等6特別会計における歳入として収納されていた。

図表2-1 平成18年度 特定財源等一覧（特別会計）

特別会計	勘定	特定財源等	使途	受入方法	繰入額の計算
交付税及び 譲与税配付金	交付税及び譲 与税配付金	地方道路税	道路財源	直入	地方道路税収入 額の全額
		石油ガス税 （地方譲与分）	道路財源	直入	石油ガス税の収 入額の1/2に相 当する額
		自動車重量税 （地方譲与分）	道路財源	直入	自動車重量税の 収入額の1/3に 相当する額
		航空機燃料税 （地方譲与分）	空港財源	直入	航空機燃料税の 収入額の2/13に 相当する額
	交通安全対策 特別交付金	交通反則者納金	交通安全対策財 源	直入	反則金に相当す る額
国債整理基 金	—	たばこ特別税	国債償還等財源	直入	たばこ特別税収 入額の全額
石油及びエ ネルギー需 給構造高度 化対策	石油及びエネ ルギー需給構 造高度化	石油石炭税	石油及びエネ ルギー需給構造 高度化対策財源	一般会計 から繰入	石油石炭税の一 部に相当する額
	石炭	原油等関税	石炭対策終了に 際し借り入れた 借入金の償還等 の財源	直入	原油等関税収入 額の全額
電源開発促 進対策	電源立地・電 源利用	電源開発促進税	電源立地対策及 び電源利用対策 財源	直入	電源開発促進税 収入額の全額
道路整備	—	揮発油税	道路財源	直入	揮発油税収入額 の1/4に相当す る額
			道路財源	一般会計 から繰入	揮発油税収入額 の3/4に相当す る額
		石油ガス税	道路財源	一般会計 から繰入	石油ガス税の収 入額の1/2に相 当する額
空港整備	—	航空機燃料税	空港財源	一般会計 から繰入	航空機燃料税収 入額の11/13に 相当する額

（注） 上表の特定財源等のほか、自動車重量税については、同税創設の経緯等から平成20年度までは、地方譲与分として交付税及び譲与税配付金特別会計に受け入れた額を除いた税収の約8割相当額を一般会計及び道路整備特別会計（20年度は社会資本整備事業特別会計道路整備勘定）の道路整備の財源に充てられてきた。

特定財源等については、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）等において、税収を対応する特定の公共サービス

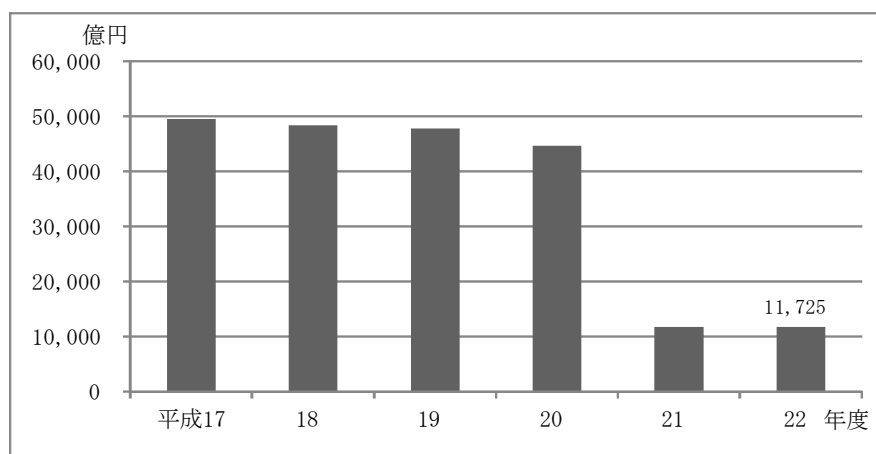
に要する費用の財源に充てることが、一定の合理性を持ち得るとしても、一方で、そのような税収の使途を特定することは、資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向があるなどとされていた。

これら特定財源等の問題点については、特別会計の在り方の検討の中で併せて検討され、行政改革の重要方針において、法律上道路整備の財源とされている揮発油税及び石油ガス税、税創設の経緯等から道路財源とされている自動車重量税、地方の道路整備財源として譲与される地方道路税等の道路特定財源の見直し、空港整備の進捗状況を踏まえた将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討、電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しの各方針が示された。

そして、これらの方針に基づき見直しの検討が行われた結果、19年度に電源開発促進税の税収を全額一般会計に計上した上で必要額を特別会計に繰り入れる仕組みに改められ、また、21年度に道路特定財源が一般財源化された。これらにより、21年度では、特別会計で歳出財源として使用される特定財源等は、航空機燃料税、たばこ特別税、石油石炭税、電源開発促進税及び交通反則者納金の5種類の国税等となっている。

このため、特別会計で歳出財源として使用される特定財源等の収納済歳入額は、図表2-2のとおり、21年度に大きく減少している。

図表2-2 特定財源等の収納済歳入額の推移



(注) 図表2-1に記載した特定財源等の収納済歳入額であり、一般会計から特別会計に繰り入れられているものについては、繰入額ではなく、税収額としている。

前記行政改革の重要方針において見直しの検討を求められた特定財源等についての見直しの状況は以下のとおりである。

(2) 特定財源等の見直し等の状況

ア 電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しなど

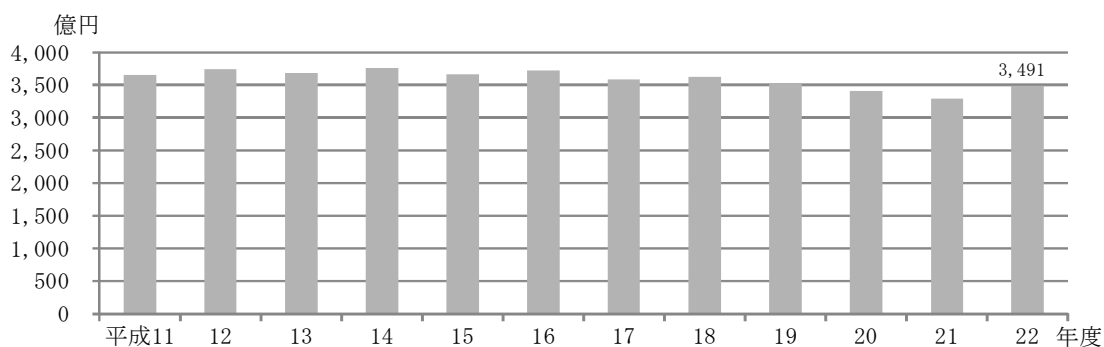
(ア) 電源開発促進税の状況（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定（18年度までは電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定））

a 特定財源等の繰入れ

電源開発促進税は、電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）に基づき電源立地対策及び電源利用対策に要する費用に充てるため一般電気事業者の販売電気に課されるものであり、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に一般会計から繰り入れられている。

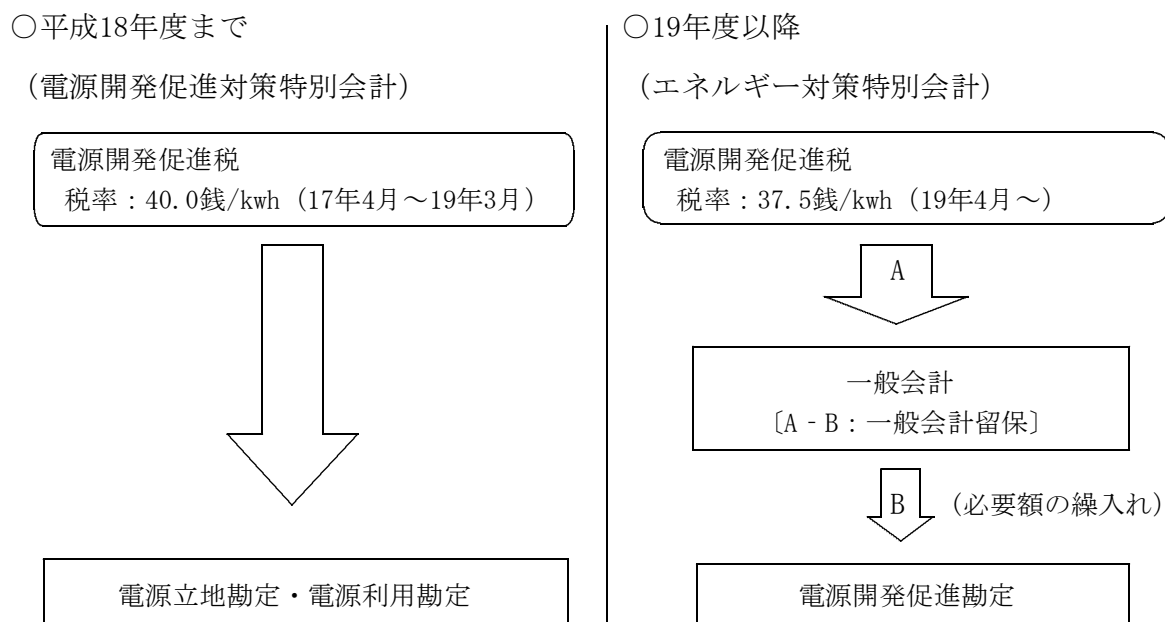
この電源開発促進税の税収の推移は図表2-3のとおりとなっている。

図表2-3 電源開発促進税の税収額（収納済歳入額）の推移



電源開発促進税の税収については、昭和49年度から平成18年度までは、電源開発促進対策特別会計の歳出の動向にかかわらず、全額を直接同特別会計の歳入に組み入れていたが、同特別会計に多額の剰余金が発生するなどしていたため、前記行政改革の重要方針において、電源開発促進税を特別会計に直入する仕組みについて、一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることにより、原子力発電施設の立地・更新等が進展することなどにより財政需要が生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用を図るものとするなどの見直しの方針が示された。その結果、行政改革推進法により、電源開発促進税の税収を、一般会計の歳入に組み入れた上で、電源開発促進税法第1条に規定する措置に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、統合された特別会計に必要な金額を繰り入れることとされた（図表2-4参照）。

図表2-4 電源開発促進税の税収の繰入れの流れ



上記行政改革推進法の規定に基づき、特会法第91条の規定により、一般会計からの繰入額は、電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額と19年度から前年度までの各年度の電源開発促進税の収入額の決算額との合計額から、19年度から前年度までの各年度に一般会計から電源開発促進勘定へ繰り入れた額の合計額を控除した額に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとするとしている。ただし、当該年度における電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の額と予算作成時の当該年度の一般会計からの繰入金以外の前年度剰余金受入その他の歳入の見込額との差額に照らして繰入相当額の一部について繰り入れる必要がないと認められる場合には、その金額について繰り入れないことができるとされている。この規定により、電源開発促進税の税収は、毎年度、同勘定に全額繰り入れるのではなく、当該年度に必要な額を繰り入れることで、一部の金額を一般会計に留保することができることとされた。この一般会計に留保された額は、将来電源立地対策等に必要な額に対して当該年度の電源開発促進税の収入額が不足した場合に、それまでに留保された額を限度に同勘定に繰り入れることとされている。また、各年度において留保された額は、当該年度の一般会計の財源として活用される

こととなる。

17年度から22年度までの電源開発促進税の同勘定への繰入状況と一般会計に留保された額の累計は、図表2-5のとおりであり、22年度末の一般会計に留保された額の累計は1355億円となっている。

図表2-5 電源開発促進税の電源開発促進勘定への繰入状況と一般会計に留保された額(累計)の状況等

(単位：億円)

区 分	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
電源開発促進税歳入額 (a)	3,592	3,629	3,521	3,404	3,292	3,491
電源開発促進勘定への 繰入額 (b)	3,592	3,629	3,179	3,122	3,445	3,204
差額(a)－(b)	—	—	342	282	△ 152	287
一般会計に留保された 額(累計)	—	595	937	1,220	1,067	1,355

注(1) 電源開発促進税の繰入方法は、平成18年度までは「直入」、19年度以降は「一般会計経由」である。

注(2) 平成18年度の一般会計に留保された額(累計)は、18年度特例法の規定による一般会計への繰入額である。

なお、21年度は、経済危機対策の一環として「低炭素革命」の推進を図るために必要な経費を補正予算により追加することとされ、一般会計に留保された額のうちの152億円を一般会計から電源開発促進勘定に繰り入れて、その財源に充てている。

b 特別会計の財政状況

電源開発促進勘定の歳入・歳出の状況は図表2-6及び図表2-7のとおりとなっている。歳入は、18年度までは電源立地、電源利用両勘定に直入されていた電源開発促進税が、19年度以降は一般会計からの繰入れが、それぞれその大部分を占めている。特会法により電源開発促進勘定の歳入及び歳出は、電源立地対策及び電源利用対策の区分に従って整理することとされているため、一般会計からの繰入れについても電源立地対策財源分と電源利用対策財源分とに分けられている。また、歳出は、電源立地地域対策交付金等の電源立地対策費、発電技術等の向上に必要な調査研究事業等の委託費等の電源利用対策費、独立行政法人への交付金等となっている。

図表2-6 電源開発促進勘定における歳入

(単位：億円)								
勘定・項名称	平成17年度		18年度					
	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額				
電源立地勘定	2,162	2,680	2,245	2,586				
電源開発促進税	1,687	1,706	1,681	1,724				
周辺地域整備資金より受入	-	-	80	49				
雑収入	0	7	0	6				
前年度剰余金受入	475	966	483	806				
電源利用勘定	2,329	3,098	2,383	2,942				
電源開発促進税	1,864	1,886	1,859	1,905				
雑収入	6	14	7	12				
前年度剰余金受入	458	1,197	516	1,024				
勘定・項名称	19年度		20年度		21年度		22年度	
	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額
電源開発促進勘定	3,751	4,322	3,714	3,839	3,678	3,912	3,463	3,732
電源立地対策財源一般会計より受入	1,620	1,620	1,671	1,671	1,651	1,651	1,590	1,590
電源利用対策財源一般会計より受入	1,559	1,559	1,451	1,451	1,644	1,794	1,614	1,614
周辺地域整備資金より受入	170	127	200	112	180	101	99	56
独立行政法人原子力安全基盤機構納付金収入	0	13	-	-	-	-	-	-
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	-	-	10	13	-	-	-	0
独立行政法人日本原子力研究開発機構納付金収入	-	-	-	-	-	-	-	1
雑収入	14	18	16	19	12	20	20	28
前年度剰余金受入	386	983	365	571	190	345	139	442

図表2-7 電源開発促進勘定における歳出

(単位：億円)

(単位：億円)

勘定・項名称	平成17年度		18年度	
	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額
電源立地勘定	2,162	1,818	2,245	2,158
電源立地対策費	1,862	1,531	1,591	1,516
独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	148	148	196	196
周辺地域整備資金へ繰入	125	125	136	136
一般会計へ繰入	-	-	297	297
(その他の項)	26	13	24	12
電源利用勘定	2,329	2,073	2,383	2,354
電源利用対策費	1,386	1,161	740	731
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	283	283	157	157
独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	88	88	39	39
独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	450	450	998	998
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	51	48	85	87
一般会計へ繰入	-	-	298	298
(その他の項)	68	42	64	41

勘定・項名称	19年度		20年度		21年度		22年度	
	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額
電源開発促進勘定	3,751	3,716	3,714	3,461	3,678	3,435	3,463	3,176
電源立地対策費	1,691	1,586	1,694	1,479	1,698	1,447	1,638	1,426
電源利用対策費	375	464	387	366	418	438	447	396
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	174	174	132	132	93	95	48	48
独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	228	228	225	225	221	221	206	206
独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	1,044	1,044	1,054	1,054	1,078	1,078	1,044	1,044
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	51	50	50	49	32	31	19	10
周辺地域整備資金へ繰入	110	110	96	96	77	77	-	-
(その他の項)	75	56	73	57	59	43	57	43

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた剰余金の額の推移をみると、図表2-8のとおり、電源開発促進税が直入されていた18年度以前に比べて、19年度以降は低額となっており、また、予算の執行状況の調査を行い不用率の高い事業は予算を減額するなどの取組が行われているが、依然として多額に上っている状況である。

図表2-8 電源開発促進勘定における剰余金の推移

(単位：億円)

勘定名称	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
電源立地	861	427				
電源利用	1,024	588				
計	1,886	1,016				
電源開発促進			606	378	477	555

これは、前記のとおり、一般会計からの繰入れについては、特会法第91条の

規定により、予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、年度途中の予算執行の過程において支出見込額が予算額を下回り不用額の発生が見込まれる場合でも、そのような歳出予算の執行状況にかかわらず毎年度予算額と同額を繰り入れていることが、その一因となっている。

この電源開発促進勘定における剰余金の状況については、「3 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況」において詳述している（112ページ参照）。

c 周辺地域整備資金への繰入れ

電源立地勘定では、原子力発電施設等の立地の遅れなどにより歳出予算の執行が予定を下回る事などから多額の剰余金が生じ、その額は昭和61年度以降1000億円を超える状況が継続していた。この剰余金が、立地の進展に伴って生ずる将来の財政需要に備えるものであることについての透明性・説得性を高めるためとして、平成15年に周辺地域整備資金が設置された。

現在では、特会法第92条第1項の規定により、電源開発促進勘定に周辺地域整備資金を置き、発電用施設等の立地の進捗に伴って必要となる交付金等の支出に対応できるよう資金を積み立てることとされている。

同資金の積立てについては、同勘定からの繰入金及び組入金をもってこれに充てることとされている。そして、繰入金については同条第2項の規定により、予算に定めるところにより繰り入れることとされ、組入金については同条第3項の規定により、同勘定における剰余金のうち周辺地域整備交付金及び原子力発電施設等の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置等に要する費用に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として政令に定める金額を組み入れることとされている。

また、同資金の取崩しについては、同条第5項の規定により、周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を支弁するために必要がある場合に、予算で定める金額に限り、同資金から同勘定の歳入に繰り入れることができるとされている。

各年度の予算参照書に添付されている周辺地域整備資金増減計画表及び決算参照書に添付されている周辺地域整備資金増減実績表に基づいて同資金の増減の推移を示すと図表2-9のとおりである。

図表2-9 周辺地域整備資金の積立て状況

(単位：億円)

年度		平成15	16	17	18	19	20	21	22	23
前年度剰余金からの組入額	予定額	-	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
	実績額	-	91	63	55	32	34	33	35	
	差引	-	91	63	55	32	34	33	35	
電源開発促進勘定の歳出からの繰入額	予定額	260	530	125	136	110	96	77	-	15 (15)
	実績額	260	530	125	136	110	96	77	-	
	差引	-	-	-	-	-	-	-	-	
電源開発促進勘定の歳入への繰入額	予定額	-	-	-	80	170	200	180	99	624 (124)
	実績額	-	-	-	49	127	112	101	56	
	差引	-	-	-	△ 30	△ 42	△ 88	△ 78	△ 43	
年度末現在額	予定額	260	790	1,006	1,124	1,119	1,078	1,052	1,075	578 (1,078)
	実績額	260	881	1,069	1,211	1,225	1,244	1,252	1,231	
	差引	-	91	63	86	106	165	199	156	

注(1) 各年度の予定額については、当該年度の予算参照書に添付されている周辺地域整備資金増減計画表の金額を記載しており、前年度剰余金からの組入れは考慮されていない。

注(2) 平成23年度の予定額は、第1次補正予算の予算参照書に添付されている周辺地域整備資金増減計画表の金額を記載しており、() 内に当初予算の予算参照書に添付されている周辺地域整備資金増減計画表の金額を記載している。

同勘定から同資金への繰入額は毎年度予算額が全額繰り入れられているが、同資金から同勘定の歳入への繰入額は、周辺地域整備交付金の必要額が予定を下回ったことから18年度以降毎年度繰入額は予定額を下回る状況にある。また、前年度剰余金からの組入れについては、当該年度の予算参照書の作成時点においては剰余金の額が判明していないため、予定額は計上されていないが、16年度以降毎年度繰入れの実績がある。そして、同資金の年度末残高は21年度までは毎年度増加している。

22年度は、特会法第92条第3項の規定により21年度の剰余金477億円のうち35億円が同資金に組み入れられたが、同条第2項の規定による同資金への繰入額は同勘定の歳出予算に計上されず、行われなかった。また、同条第5項の規定により周辺地域整備交付金等に要する費用を支弁するための費用99億円が(項)周辺地域整備資金より受入として同勘定の歳入予算に計上されたが、周辺地域整備交付金等の必要額が予定よりも少なかったため、実際には56億円が繰り入れられた。その結果、1231億円が同資金の22年度末の残高となっている。

なお、23年度においては、東日本大震災対応のために編成された第1次補正予算の財源を確保するため、同資金500億円を活用するとし、一般会計からの繰入を同額減額補正している。

また、同勘定における積立金の状況については、「3 財政健全化に向けた
剰余金、積立金等の活用等の状況」にも記載している（136ページ参照）。

(イ) 石油石炭税の状況（エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定（18年度までは石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定））

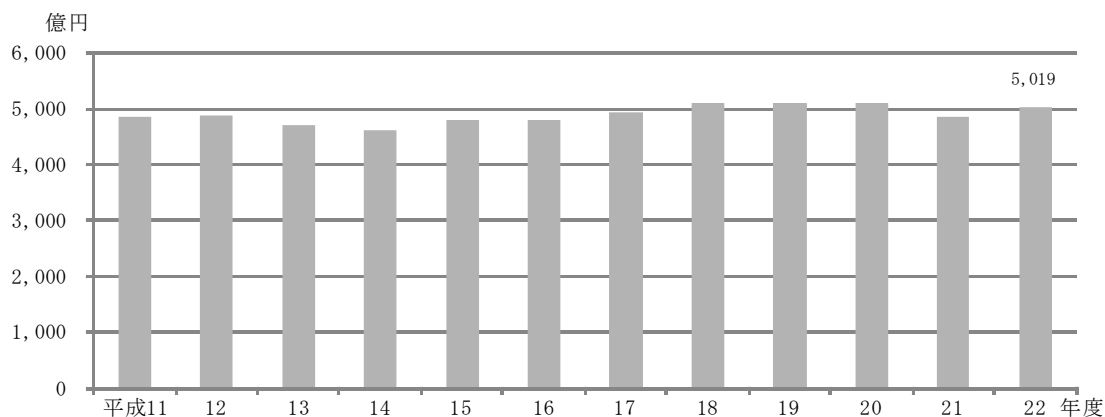
石油石炭税については、前記行政改革の重要方針においては特に言及されていないが、前記のとおり、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定で、特定財源等が特別会計に直入される構造が見直されたのに、剰余金が多額に上っている状況が見受けられたことから、制度発足当時から特定財源等を一般会計から繰り入れることとされていた同特別会計のエネルギー需給勘定についても検査した。その状況は以下のとおりである。

a 特定財源等の繰入れ

石油石炭税は、石油石炭税法（昭和53年法律第25号）に基づき原油等に対して課されるものであり、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に繰り入れられ、エネルギー対策の財源として使用されている。

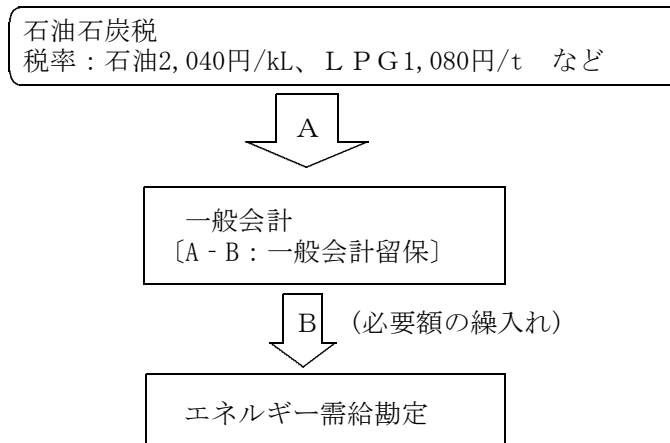
この石油石炭税の税収の推移は図表2-10のとおりとなっている。

図表2-10 石油石炭税の税収額（収納済歳入額）の推移



石油石炭税の税収については、昭和53年の創設以来、毎年度、全額同勘定に繰り入れるのではなく、一般会計経由で同勘定の財政需要に応じて必要額だけを繰り入れる仕組みとなっており、特会法施行後も特会法第90条の規定により同様の仕組みとなっている（図表2-11参照）。

図表2-11 石油石炭税の税収の繰入れの流れ



特会法第90条の規定により、一般会計からの繰入れは、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額と前年度までの石油石炭税の収入額の決算額との合計額から前年度までの各年度に一般会計からエネルギー需給勘定へ繰り入れた額の合計を控除した額に相当する金額を、予算の定めるところにより一般会計から同勘定に繰り入れるものとしてされている。ただし、当該年度における燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の額と予算作成時の当該年度の一般会計からの繰入金以外の前年度剰余金受入その他の歳入の見込額との差額に照らして繰入相当額の一部について繰り入れる必要がないと認められる場合には、その金額について繰り入れないことができるとされている。この規定により、石油石炭税の税収は、毎年度、同勘定に全額繰り入れるのではなく、当該年度に必要な額を繰り入れることで一部の金額を一般会計に留保することができるとされており、制度上、この一般会計に留保された額は、将来燃料安定対策等に必要な額に対して当該年度の石油石炭税の収入額が不足した場合に、それまでに留保された額を限度に同勘定に繰り入れることとされている。また、各年度において留保された額は、一般会計の財源として活用されることとなる。

平成17年度から22年度までの石油石炭税の同勘定への繰入状況と一般会計に留保された額の累計は、図表2-12のとおりであり、22年度末の一般会計に留保された額の累計は7683億円となっている。

図表2-12 石油石炭税のエネルギー需給勘定への繰入状況と一般会計に留保された額（累計）の状況等

（単位：億円）

区 分	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
石油石炭税歳入額 (a)	4,931	5,117	5,128	5,110	4,867	5,019
エネルギー需給勘 定への繰入額 (b)	3,943	3,765	4,538	4,635	5,610	4,352
差額(a)－(b)	988	1,352	590	475	△742	667
一般会計に留保さ れた額(累計)	5,340	6,693	7,283	7,759	7,016	7,683

なお、21年度は、経済危機対策の一環として「低炭素革命」及び「安全・安心確保等」の推進を図るために必要な経費を補正予算により追加することとされ、一般会計に留保された額のうちの742億円を一般会計からエネルギー需給勘定に繰り入れて、その財源に充てている。

b 特別会計の財政状況

エネルギー需給勘定の歳入・歳出の状況は、図表2-13及び図表2-14のとおりとなっている。歳入は、一般会計からの繰入れのほか、国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用の財源に充てるための石油証券及借入金収入が多額に上っている。また、歳出は、国家備蓄石油の取得や国家備蓄石油の管理委託費等の燃料安定供給対策費、非化石エネルギー等の導入促進対策に係る補助金等のエネルギー需給構造高度化対策費のほか、借入金や石油証券の償還のための国債整理基金特別会計への繰入れが多額に上っている。

図表2-13 エネルギー需給勘定における歳入

(単位：億円)

勘定・項名称	平成17年度		18年度	
	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	23,474	25,499	21,264	21,934
一般会計より受入	3,943	3,943	3,765	3,765
石油証券及借入金収入	16,087	13,879	15,211	14,124
備蓄石油売払代	192	44	273	49
雑収入	633	3,319	42	304
前年度剰余金受入	2,617	4,312	1,972	3,690

勘定・項名称	19年度		20年度		21年度		22年度	
	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額
エネルギー需給勘定	22,741	23,316	22,066	22,888	20,020	22,591	20,299	21,356
一般会計より受入	4,538	4,538	4,635	4,635	4,397	5,610	4,352	4,352
石油証券及借入金収入	16,668	14,327	15,466	14,034	14,627	13,867	14,675	13,976
備蓄石油売払代	383	0	127	96	152	163	350	260
雑収入	8	1,502	8	667	37	419	100	329
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構納付金収入	-	-	53	394	-	-	23	26
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	-	-	17	49	-	-	-	0
前年度剰余金受入	1,143	2,948	1,757	3,011	806	2,530	796	2,411

図表2-14 エネルギー需給勘定における歳出

(単位：億円)

勘定・項名称	平成17年度		18年度	
	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	23,474	21,808	21,264	19,285
石油安定供給対策費	2,761	1,915	3,127	1,716
石油生産流通合理化対策費	471	337	364	272
エネルギー需給構造高度化対策費	1,750	1,332	1,633	1,371
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	1,022	1,022	1,060	1,060
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	355	355	349	349
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	811	811	105	105
国債整理基金特別会計へ繰入	16,237	16,002	14,566	14,379
(その他の項)	64	32	56	29

勘定・項名称	19年度		20年度		21年度		22年度	
	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額
エネルギー需給勘定	22,741	20,304	22,066	20,358	20,020	20,179	20,299	19,206
燃料安定供給対策費	3,976	2,550	2,845	1,977	2,724	1,913	2,732	1,954
エネルギー需給構造高度化対策費	1,675	1,576	1,800	1,344	2,008	2,863	2,147	2,288
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	134	134	185	399	65	325	115	115
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	293	293	235	235	205	205	172	172
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	953	953	913	996	849	911	878	878
国債整理基金特別会計へ繰入	15,660	14,758	16,038	15,374	14,138	13,950	14,225	13,786
(その他の項)	48	37	47	30	28	9	26	9

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた剰余金の額の推移は、図表2-15のとおりとなっている。エネルギー需給勘定において多額の剰余金が発生していることについては、予算の執行状況の調査を行い不用率の高い事業は予算を減額するなどの取組が行われているところであり、また、平成19年度決算検査報告において、「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年

度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの」を掲記し、担当府省において、歳出予算の見積りに当たり当該年度の執行実績を踏まえた積算を行うなどの処置を講じている。

これらの取組等により、22年度の剰余金は前年度に比べて減少しているが、依然として多額に上っている状況である。

図表2-15 エネルギー需給勘定における剰余金の推移

(単位：億円)

勘定名称	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
石油及びエネルギー需給構造高度化	3,690	2,648				
エネルギー需給			3,011	2,530	2,411	2,150

これは、前記のとおり、一般会計からの繰入れについては、特会法第90条の規定により、予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、年度途中の予算執行の過程において支出見込額が予算額を下回り不用額の発生が見込まれる場合でも、そのような歳出予算の執行状況にかかわらず毎年度予算額と同額を繰り入れていることがその一因となっている。

また、エネルギー需給勘定における剰余金の状況については、「3 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況」において詳述している（112ページ参照）。

イ 道路特定財源の見直し（社会資本整備事業特別会計道路整備勘定（19年度までは道路整備特別会計））

（ア）道路特定財源制度の沿革

道路特定財源制度は、道路整備を緊急的かつ計画的に行うため、昭和28年に道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和28年法律第73号）により発足した。この制度は、受益者負担・原因者負担の考え方に基づいて自動車利用者に道路整備事業費の負担を求めることとし、揮発油税の税収が道路整備五箇年計画に基づく道路整備のための財源とされた。そして、これに基づき29年に第1次道路整備五箇年計画が策定され、計画的な道路整備が推進されることとなった。道路整備五箇年計画はその後12次まで策定され、平成15年に国土交通省の事業分野別の長期計画を統合した社会資本整備重点計画に統合された。

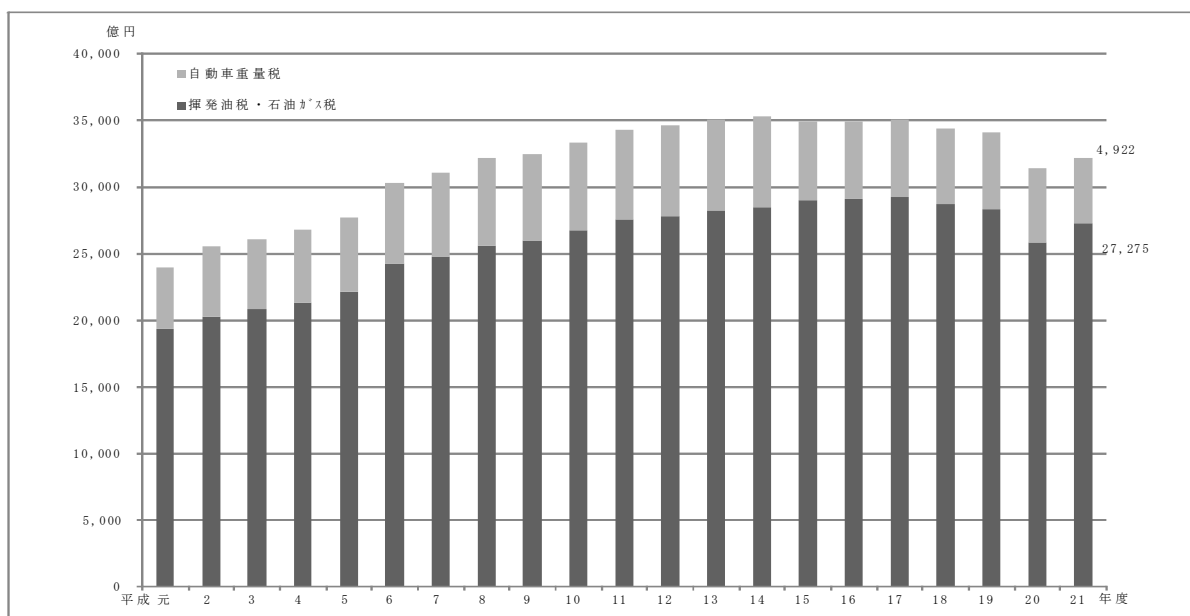
道路特定財源とされる税目及び税率の変遷は次のとおりである。

- ① 揮発油税は、制度発足当初の昭和29年4月の税率が13.0円/Lであった。その後、税率については、道路整備五箇年計画等の財源を賄うため五箇年計画と併せて見直され、49年の税制改正で税率の引上げが行われた際に、暫定的な措置として、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）により税率の特例措置が講じられ、その後の税率引上げの際にも同法により税率の特例措置として改正されてきた。しかし、平成20年度については、関連法案が成立しなかったため暫定税率は失効し、20年4月は本則税率24.3円/Lが適用されたが、その後の関連法案の成立により、同年5月には暫定税率48.6円/Lの適用となっている。
- ② 石油ガス税は、昭和41年に創設され、税収の2分の1が国の道路財源とされ、2分の1が地方の道路整備財源に充てるため石油ガス譲与税として地方に譲与されることとされた。石油ガス税の税率は41年2月から5.0円/kg、42年1月から10.0円/kg、45年1月から17.5円/kgとなっている。
- ③ 自動車重量税は、46年に創設され、税収の4分の1（平成15年度以降は3分の1）が自動車重量譲与税として地方の道路整備財源に充てることとされ、残りが国の財源とされた。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法が昭和33年に廃止され、これに代わって制定された道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号。平成20年4月以降は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」）により、揮発油税については税収額の全額を、昭和41年創設の石油ガス税については税収額の2分の1を、それぞれ道路整備事業の実施に当たり国が支弁する経費である道路整備費に充てることとされた。また、自動車重量税については国の財源とされた分の約8割相当額が税創設及び運用の経緯から道路特定財源とされてきた。

これらの税収の推移は図表2-16のとおりとなっている。

図表2-16 道路特定財源（収納済歳入額）の推移



注(1) 自動車重量税については、収納済歳入額の約8割分を記載している。

注(2) 平成21年度については、道路特定財源ではなく一般財源である。

このように、道路特定財源である揮発油税等の税収が多額に上り、また、道路整備の水準も向上する状況の下、特別会計の在り方の検討の中で、道路特定財源については、全て道路整備に充てるのではなく、納税者の理解が得られる範囲内でできる限り柔軟に対応していく必要があるとされてきた。

その後、前記行政改革の重要方針で示された方針に基づき、行政改革推進法第20条第3項の規定により、道路特定財源制度については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、道路特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解が得られるよう見直しを行うこととされた。その際に、見直しの基本方針として、道路特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成19年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成することなどが示された。

これらを受けて、18年12月に、道路特定財源の見直しに関する具体策として、道路特定財源の税収の全額を毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改めることとし、20年の通常国会で所要の法改正を行うとともに、毎年度の予算で、道路歳出を上回る税収は一般財源とすることなどが閣議決定された。

その後、20年5月に、道路特定財源制度は同年の税制抜本改革時に廃止し、21年度から一般財源化するとした道路特定財源等に関する基本方針が閣議決定された。

(イ) 道路特定財源とその用途

17年度から20年度までの道路特定財源に該当する国分の税収の当初予算額は、図表2-17のとおりとなっている。揮発油税及び石油ガス税については、当該年度の税収の歳入予算額のほか前々年度の予算額と決算額の差額を調整した額（以下「決算調整額」という。）を道路整備費の財源に充てることとされていることから、収入額と決算調整額を合わせた額が予算額として計上されている。また、前記のとおり、自動車重量税については、税創設及び運用の経緯から道路特定財源とされている国の財源とされた分の約8割相当額が計上されている。

図表2-17 道路特定財源の当初予算額

（単位：億円）

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度
揮発油税	29,629	29,573	28,394	27,298
収入額	29,138	28,953	28,449	27,685
決算調整額	491	620	△ 54	△ 386
石油ガス税	152	143	132	139
収入額	150	140	140	140
決算調整額	2	3	△ 7	△ 0
揮発油税と石油ガス税の計	29,781	29,716	28,527	27,438
自動車重量税（約8割分）	5,851	5,712	5,549	5,541
合計	35,632	35,428	34,076	32,979

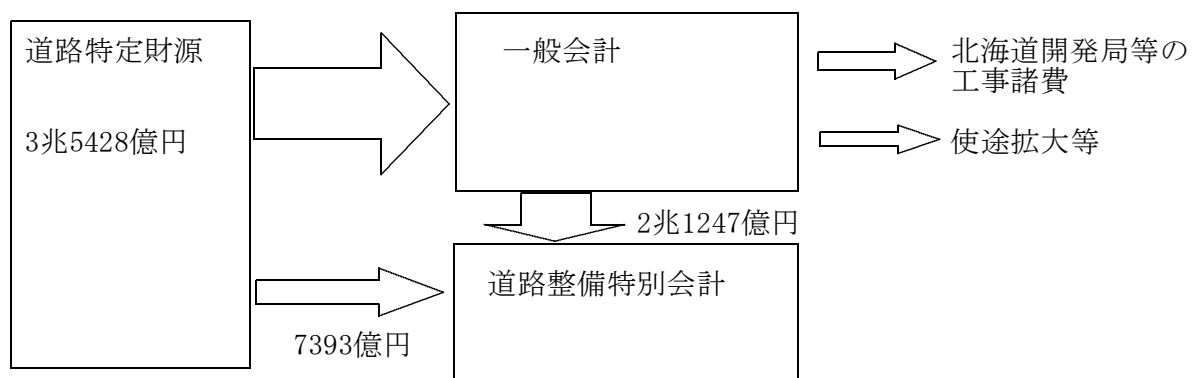
（注） 国土交通省の予算関係資料を基に作成したものである。

そして、道路特定財源のうち揮発油税で地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる額（税収の4分の1相当額）を道路整備勘定の歳入に直接計上することとされており、それ以外は一般会計の歳入に計上した後に、一般会計から道路整備勘定に繰り入れられている。また、自動車重量税は国の一般財源として収納されるため、予算書及び決算書上は自動車重量税を財源とした支出を特定してその状況を把握することができない。

道路特定財源については、道路整備事業等の財源に充てるために、その大部分が一般会計から道路整備勘定に繰り入れられている。ただし、北海道及び沖

縄県における道路整備事業等については、道路整備勘定に繰り入れないで、直接一般会計から支出する方式により、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る道路整備事業等の工事諸費の財源に充てられている。また、15年に道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和34年政令第17号。平成20年5月以降は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令」）を改正し、有料道路の料金の自動收受システムの普及の促進及び高度化に関する調査を行う事業やディーゼル微粒子除去装置の導入支援を道路特定財源の使途の対象に加え、それ以降、18年までの毎年、使途の対象の拡大を行っている。また、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を受けた政府・与党申合せを踏まえて、15年度に一般会計に承継された本州四国連絡橋公団の有利子負債の一部の償還財源にも道路特定財源を充てるなどしている（図表2-18参照）。

図表2-18 道路特定財源の流れ（平成18年度）



このような、道路特定財源の使途の拡大の流れの中、21年度には道路特定財源は全て一般財源化され、使途の制限がなくなった。

（ウ）特別会計の財政状況

道路整備勘定の歳入は、図表2-19のとおり、地方道路整備臨時交付金に充てるために直入される揮発油税や、一般会計からの繰入れのほか、地方公共団体工事費負担金、償還金収入等となっている。このうち一般会計からの繰入れについては、20年度までは、当初予算額の財源には道路特定財源のうち使途拡大等に要する額を除いた額が充てられているが、補正予算による追加額の財源には一般財源が充てられている。

そして、21年度以降は、道路特定財源が全て一般財源化されたことに伴い、

一般会計からの繰入れの財源には全額一般財源が充当されることになり、道路特定財源の一部として地方道路整備臨時交付金に充てるため道路整備勘定に計上されていた揮発油税の計上もなくなった。

また、20年度に創設された地方道路整備臨時貸付金の貸付財源に充てるため、20年度以降は、国債整理基金特別会計からの繰入れが歳入に計上されている。この貸付金が償還された際、償還金は、国債整理基金特別会計に繰り入れることとされている。

図表2-19 道路整備勘定の歳入

項名称	平成17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	当初予算額	取納済歳入額	当初予算額	取納済歳入額	当初予算額	取納済歳入額	当初予算額	取納済歳入額	当初予算額	取納済歳入額	当初予算額	取納済歳入額
揮発油税	7,408	7,408	7,393	7,393	7,099	7,099	6,825	6,825	—	—	—	—
一般会計より受入	22,221	24,574	21,247	22,862	20,597	21,028	19,986	21,969	16,391	21,799	12,218	10,733
改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	437	1,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業投資特別会計より受入	534	444	361	463	202	381	—	—	—	—	—	—
国債整理基金特別会計より受入	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	1,000	652	800	508
地方公共団体工事費負担金収入	6,095	6,295	6,058	6,546	6,038	6,384	5,978	5,993	5,232	6,143	3,658	4,181
償還金収入	1,047	1,290	1,092	1,220	1,235	1,304	1,344	1,381	1,341	1,391	1,317	1,350
改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	—	85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附帯工事費負担金収入	468	334	411	305	323	242	230	180	209	172	178	148
受託工事納付金収入	436	144	370	181	231	185	253	160	294	315	280	206
独立行政法人土木研究所納付金収入	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度剰余金受入	130	7,571	155	8,622	294	9,092	352	7,792	222	8,579	248	7,385
雑収入	153	247	151	268	154	233	130	271	136	196	163	178
計	38,933	49,794	37,242	47,865	36,177	45,951	36,100	45,575	24,828	39,252	18,865	24,692

道路整備勘定の歳出は、前記の特別会計に直入した揮発油税を財源とした地方道路整備臨時交付金、一般会計からの繰入れや地方公共団体工事費負担金等を財源とした道路事業費や道路環境整備事業費、財源を国債整理基金特別会計から受け入れて実施している地方道路整備臨時貸付金や過去の貸付金の償還金収入の一般会計への繰入れなどとなっている。

道路整備勘定における歳出について、地方道路整備臨時交付金を「揮発油税財源分」、一般会計からの繰入れなどが財源となっている経費を「一般会計からの繰入対象経費」、直入される揮発油税、一般会計からの繰入れのいずれも財源となっていない経費を「その他」としてその推移を整理すると図表2-20のとおりである。

図表2-20 道路整備勘定における歳出額の推移

区 分	平成17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額
揮発油税財源分	7,408	7,462	7,393	7,485	7,099	7,020	6,825	6,582	-	1,935	-	17
一般会計からの繰入対象経費	28,974	30,548	27,959	29,550	27,497	29,458	26,928	28,215	22,466	27,967	16,780	19,997
その他	2,550	3,161	1,890	1,736	1,580	1,639	2,347	2,197	2,362	1,963	2,084	1,690
計	38,933	41,172	37,242	38,772	36,177	38,118	36,100	36,995	24,828	31,866	18,865	21,706

(注) 平成21、22両年度の揮発油税財源分の支出済歳出額は全て前年度からの繰越分である。

道路特定財源が一般財源化された21年度以降の歳出合計額は、当初予算、支出済歳出額とも大きく減少しており、21年度に、揮発油税を財源とした地方道路整備臨時交付金が廃止されたことや、22年度に、地方公共団体が行う社会資本整備について、それまでの個別補助金が原則廃止されたことがその大きな要因となっている。

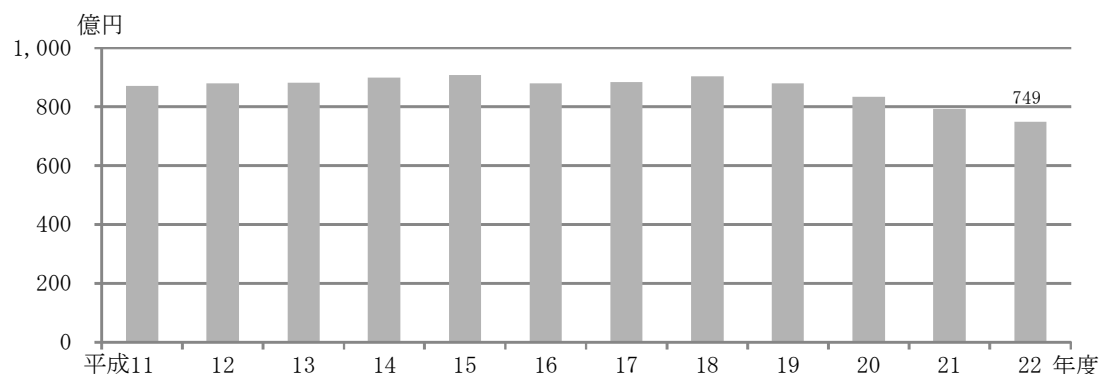
なお、21年度の地方道路整備臨時交付金の廃止に当たり、都道府県及び市区町村からの要望を踏まえ、同交付金に代わるものとして、道路整備を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め地方の実情に応じて使用できる地域活力基盤創造交付金が一般会計に創設され、9400億円が予算措置された（支出済歳出額6158億円）。また、22年度には、活力創出基盤整備等の基幹となる事業の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金として社会資本整備総合交付金が一般会計において創設された。

ウ 将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定（19年度までは空港整備特別会計））

(ア) 航空機燃料税の状況

航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）に基づき航空機燃料に対して課される航空機燃料税については、収入額の13分の11に相当する額が国の特定財源等として一般会計から社会資本整備事業特別会計空港整備勘定に繰り入れられて空港の緊急的な整備等の財源に充てられ、残りの13分の2に相当する額が、航空機燃料譲与税として地方公共団体の空港対策費用の財源に充てられている。このうち、国の財源とされた分の税収の推移は図表2-21のとおりとなっている。

図表2-21 国の財源とされた航空機燃料税の税収額（収納済歳入額）の推移



航空機燃料税の税率は昭和53年3月以降26,000円/kLとなっており、平成9年に沖縄路線、11年に特定離島路線に対する軽減措置が設けられている。

なお、航空機燃料税については、23年度からの3年間の集中改革期間には、26,000円/kLから18,000円/kL（沖縄路線13,000円/kLから9,000円/kL、特定離島路線19,500円/kLから13,500円/kL）に減額することとされている。

航空機燃料税の繰入れについて、前記行政改革の重要方針では、「特別会計の歳出・借入金の抑制の努力を講じつつ、引き続き空港整備に投入していくものとするが、その適否については常に点検を行い、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとする」などの見直しの方針が示され、行政改革推進法では、「空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする」こととされた。

これについては、22年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略会議の報告書の中で、以下のように記述されている。

3. 航空分野

（略）

戦略3：「民間の知恵と資金」を活用した空港経営の抜本的効率化

1. 現状の課題・問題点

空港整備勘定（旧空港整備特会）は、空港の利用者である航空会社が負担する着陸料等の空港使用料や一般会計からの繰り入れ（いわゆる真水）を主な財

源とし、国が管理する空港の整備、維持・運営を行うとともに、地方自治体が管理する空港の整備にも補助を行ってきた。この空港整備勘定によって、結果として利用実績が乏しい空港も含め整備を行い、全国で98の空港が供用されている。

国も最近になって空港政策を「整備」から「運営」へとシフトさせ、平成20年に「空港整備法」を「空港法」と改正したところである。この際、空港を整備の財布である空港整備勘定の在り方についても必要な見直しを行うべきであったが、実際には、空港政策のシフトが不完全な状態のままとなっている。

(以下略)

2. 課題に対応した政策案

(略)

2-2：公租公課も含めた空港整備勘定の各歳入・歳出のあり方の見直し

(略)

(2) 課題に対応した政策案

(略)

③ 空港整備勘定の更なる見直し

2-1において先述したとおり、空港関連企業と空港の経営一体化及び民間への経営委託（コンセッション）ないし民営化について検討が進んだ段階で、関係法令の整備等、空港整備勘定においても更なる見直しを実施する。

(以下略)

この報告を受けて、国土交通省では22年12月に「空港運営のあり方に関する検討会」を立ち上げ、民間への経営委託・民営化についての具体的な手法等についての検討を行っている。

(イ) 特別会計の財政状況

空港整備勘定の歳入には、図表2-22のとおり、一般会計からの繰入れのほか、空港使用料収入、借入金等があり、空港使用料収入は主に空港等維持運営費や債務の償還に、一般会計からの繰入れは空港整備事業費や航空路整備事業費にそれぞれ充てられている。

一方、空港整備勘定の歳出には、空港整備事業費、空港等維持運営費、債務の償還に係る経費の国債整理基金特別会計への繰入れなどがある。このうち空港整備事業費は、16年度に始まった羽田空港の再拡張事業等の実施により21年度までは増加している。

図表2-22 空港整備勘定歳入、歳出、借入金残高

(単位：億円)

区 分	平成17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22 年度	
項名称	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額	当初予算額	収納済歳入額
一般会計より受入	1,651	1,508	1,665	1,484	1,624	1,663	1,532	1,644	1,423	1,857	1,126	1,301
改革推進公共投資事業 償還金財源一般会計より受入	21	64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
空港使用料収入	2,121	2,154	2,123	2,211	2,170	2,196	2,171	2,118	2,083	1,981	2,044	1,943
地方公共団体工事費負担金収入	68	77	71	77	57	57	59	58	58	62	34	32
借入金	628	497	1,086	689	1,090	1,105	966	956	1,134	1,436	881	984
(その他の項)	481	1,041	773	1,317	718	1,604	699	1,529	599	899	525	712
計	4,973	5,344	5,721	5,781	5,660	6,626	5,428	6,306	5,300	6,237	4,612	4,973
項名称	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額	当初予算額	支出済歳出額
空港整備事業費	1,406	914	2,369	1,332	2,483	2,433	2,120	2,642	2,092	2,828	1,564	1,803
北海道空港整備事業費	66	60	58	73	65	61	98	81	89	115	86	77
離島空港整備事業費	39	38	9	9	15	16	18	17	13	13	4	6
沖縄空港整備事業費	46	41	76	68	77	71	94	85	98	156	67	95
航空路整備事業費	244	266	256	271	268	264	302	301	302	343	235	214
空港等維持運営費	1,567	1,454	1,545	1,479	1,506	1,469	1,488	1,434	1,497	1,353	1,476	1,347
国債整理基金特別会計へ繰入	1,052	1,048	1,056	1,050	1,055	1,043	1,035	1,032	1,038	1,028	1,035	1,026
(その他の項)	549	598	349	353	188	191	270	246	167	154	142	138
計	4,973	4,423	5,721	4,638	5,660	5,551	5,428	5,841	5,300	5,995	4,612	4,709
借入金残高	9,015		8,919		9,221		9,367		9,973		10,114	

そして、この空港整備事業費の財源には一般会計からの繰入れのほか、空港使用料収入や地方公共団体の負担金が充てられているが、羽田空港の再拡張事業については、整備事業費の2割程度を地方公共団体の無利子貸付金で、残りの事業費のおおむね8分の3を一般会計からの繰入れで、8分の5を財政融資資金からの借入金で賄うこととしている。

また、空港整備勘定では空港整備事業費の財源として従来、財政融資資金からの借入れを行っており、地方公共団体からの借入れと合わせた借入金残高は、18年度には減少しているが、羽田空港再拡張事業により、その後は増加する傾向にある。羽田空港の整備のための借入金の償還については、空港に係る経費をその収益で負担することを明確化するために、特定財源等ではなく、空港の使用の対価として徴収している空港使用料を財源として充当することとしている。

国の財源とされた分の航空機燃料税は、空港整備勘定の歳入に一般財源と合わせて「一般会計より受入」として一括して計上されており、その内訳は図表2-23のとおりである。国の財源とされた分の航空機燃料税については、特別会計の予算書や決算書には記載されていないため、この金額を把握するには、一般会計の

予算書や決算書で、「航空機燃料税財源」の記載がある社会資本整備事業特別会計への繰入額を集計する必要がある。

図表2-23 空港整備勘定の収納済歳入額のうち（項）一般会計より受入の額の推移

（単位：億円）

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般会計より受入	1,508	1,484	1,663	1,644	1,857	1,301
うち航空機燃料税財源分	919	850	925	924	780	715
うち航空機燃料税以外の分	589	634	737	719	1,077	585

(3) まとめ

特定財源等の問題点については、前記行政改革の重要方針において、道路特定財源の見直し、空港整備の進捗状況を踏まえた将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討、電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しの各方針が示された。

そして、エネルギー対策特別会計においては、19年度に電源開発促進税の税収を全額一般会計に計上した上で必要額を同特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる仕組みに改められた。これにより、特別会計における歳出の動向に関わらず、税収の状況により特別会計の歳入が決まっていた状況から、当該年度の歳出に必要な額を繰り入れることとすることにより、剰余金の額は18年度以前と比べて減少した。

しかし、同特別会計の電源開発促進勘定及びエネルギー需給勘定への一般会計からの繰入れについては、特会法の規定により予算の定めるところにより繰り入れることとされているため、年度途中で不用額の発生が見込まれる場合でも歳出予算の執行状況を踏まえた繰入れの減額を行うことができないことも要因の一つとなり、なお多額の剰余金が発生している状況である。

道路特定財源については、前記の見直しの方針に示されたとおりに、21年度に一般財源化されて、使途の制限は一切なくなり、制度上は道路特定財源とされた揮発油税等の歳入が道路整備に充てられるという義務付けがなくなった。そして、21、22両年度の道路整備勘定の歳出額は減少しているものの、道路整備事業等の公共事業費に占める割合は大きいことから、今後もその支出が適切か留意する必要がある。

航空機燃料税の将来的な在り方については、具体的な方向性が示されていないことから、空港の整備について、配置的側面からの整備はおおむね出来上がっているものの、航空機燃料税が航空機の安全運航の確保に必要な事業等の財源になっていることなども踏まえて、今後の見直しの状況に留意する必要がある。

3 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況

(1) 剰余金、積立金等の活用状況

行政改革推進法第17条第2項では、特別会計改革に当たっては、18年度から22年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とすることとされている。

また、同法第58条第1項において、国有財産の売却、剰余金及び積立金の見直しなどを行うことにより国の資産の圧縮を図るなどとされている。

そして、この目標に対して、図表3-1のとおり、5年間で特別会計の剰余金11兆0362億円、積立金35兆4175億円、計46兆4538億円を一般会計等に繰り入れている。

図表3-1 剰余金及び積立金の活用状況 (単位：億円)

平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
特別会計名	金額	特別会計名	金額	特別会計名	金額	特別会計名	金額	特別会計名	金額
①剰余金の活用（一般会計へ繰入れ）									
外国為替資金	16,220	外国為替資金	16,290	外国為替資金	18,000	外国為替資金	24,000	外国為替資金	28,506
産業投資	1,202	産業投資	794	財政投融资	516	貿易再保険	491	社会資本整備事業	1,148
電源開発促進対策	595	貿易再保険	491	貿易再保険	491	社会資本整備事業	33	貿易再保険	491
農業経営基盤強化措置	295	登記	38	特許	42	特許	8	食料安定供給	390
		自動車検査登録	28	社会資本整備事業	33			財政投融资	210
		特許	15					登記	11
		都市開発資金融通	5					特許	10
								農業共済再保険	0
計	18,312	計	17,663	計	19,083	計	24,533	計	30,770
②積立金の活用（一般会計へ繰入れ）									
				財政投融资	41,580	財政投融资	73,350	財政投融资	47,541
								食料安定供給	104
計	-	計	-	計	41,580	計	73,350	計	47,645
③積立金の活用（国債整理基金特別会計へ繰入れ）									
財政融資資金	120,000			財政投融资	71,600				
計	120,000	計	-	計	71,600	計	-	計	-
18年度合計	138,312	19年度合計	17,663	20年度合計	132,263	21年度合計	97,883	22年度合計	78,415
							18年度から22年度までの累計	464,538	
							うち剰余金を活用した分	110,362	
							うち積立金を活用した分	354,175	

(注) 本表は、剰余金及び積立金の活用が行われた時点での特別会計名を表記している。

このうち、剰余金の活用については、特会法が施行されるまでは、各特別会計の根拠法に基づいて処理されており、特別会計によっては剰余金を一般会計に繰り入れる規定が定められていないものもあったが、各特別会計に係る共通ルールとして、特会

法第8条第1項において、「各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。」と規定された。また、同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。」と規定された（以下、この規定を「一般会計繰入規定」という。）。

そして、18年度以降、特会法（18年度は各特別会計の根拠法）に基づき、剰余金の一部（18年度計1兆7717億円、19年度計1兆7663億円、20年度計1兆9083億円、21年度計2兆4533億円及び22年度計2兆7270億円）を一般会計に繰り入れた。

また、18年度に18年度特例法の規定により、電源開発促進対策特別会計から595億円を、22年度に「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成22年法律第7号。以下「22年度特例法」という。）の規定により、外国為替資金特別会計から3500億円を、それぞれ一般会計に繰り入れている。

これらのうち、電源開発促進対策特別会計から繰り入れた595億円については、18年度特例法において、後日、予算の定めるところにより、繰入金に相当する額に達するまでの金額を、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れるものとする規定されている。

また、22年10月に行われた特別会計に対する事業仕分けの結果を受けて、財務省は、同年12月に、外国為替資金特別会計の剰余金については、外国為替資金特別会計の積立金が中長期的な必要水準（現在の試算では、保有外貨資産の約30％）に達していないことから、当分の間、毎年度の剰余金の30％以上を外国為替資金特別会計に留保し、積立金の保有外貨資産に対する割合を中長期的な必要水準に向け高めていくことを基本としつつ、外国為替資金特別会計の財務状況や一般会計の財政状況も勘案して一般会計繰入額を決定するなどとするルールを定めている。

積立金の活用については、そのほとんどが財政投融资特別会計財政融資資金勘定（19年度までは財政融資資金特別会計）の積立金を用いたものであり、18年度に18年度特例法の規定により12兆円を、20年度に特会法の規定により7兆1600億円を、それぞれ国債整理基金特別会計に繰り入れている。また、20年度に「平成20年度における財

政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」（平成21年法律第4号）の規定により4兆1580億円を、21年度に「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」（平成21年法律第17号）の規定により7兆3350億円を、22年度に22年度特例法の規定により4兆7541億円を、それぞれ一般会計に繰り入れており、当該積立金の22年度末残高は1008億円となっている。

(2) 剰余金の状況

ア 特別会計全体の剰余金の推移

特別会計における剰余金の17年度から22年度までの発生状況をみると、図表3-2のとおり、その合計額は17年度の50兆9574億円から20年度の28兆5413億円へと減少傾向であったが、21年度は1兆2917億円増加して29兆8330億円、22年度は12兆0778億円増加して41兆9109億円となっている。このうち、国債整理基金特別会計の剰余金が全体のおおむね6割から7割を占めているため、同特別会計の剰余金の変動が特別会計全体の剰余金の変動に大きく影響している。同特別会計の剰余金を除いた額の推移をみると、17年度の16兆4514億円から21年度の9兆1025億円へと減少傾向であったが、22年度は2兆0778億円増加して11兆1803億円となっている。

国債整理基金特別会計では、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度以降に繰り越して使用することができるとされているため、同特別会計の剰余金の主なものは、翌年度以降に繰り越して使用する債務償還費のための財源（以下「基金」という。）及び翌年度の国債の償還に必要な借換債（いわゆる前倒債）の発行分に係る公債金の発行収入となっている。17年度以降、基金の残高は11兆円から13兆円程度で推移しているが、前倒債の発行額は5兆円から22兆円の間で大きく変動しており、この前倒債の発行額の変動に伴い剰余金の額が変動している。

図表3-2 特別会計の剰余金の発生状況

(単位：百万円)

特別会計名	勘定名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	2,018,255	2,014,821	1,146,233	624,128	773,720	1,890,035
	交通安全対策特別交付金	18,042	11,986	5,654	5,987	5,515	4,713
登記		27,059	37,298	33,382	27,498	16,799	11,151
地震再保険		58,696	61,230	64,092	65,282	66,602	70,003
財政投融资	財政融資資金	3,950,797	2,839,984	2,483,877	2,302,267	1,481,707	1,084,145
	投資	167,808	114,983	126,638	74,792	68,696	79,808
	社会資本整備	59,635	39,147	7,063			
外国為替資金		2,965,340	3,532,230	3,926,783	3,376,100	2,922,522	2,981,855
特定国有財産整備		27,310	36,412	166,520	119,107	134,967	108,175
エネルギー対策	エネルギー需給	369,051	264,890	301,197	253,004	241,163	215,062
	電源開発促進	188,675	101,634	60,636	37,827	47,741	55,576
	石炭	69,344	29,972				
国立高度専門医療センター		952	12,666	15,105	17,437	40,829	
労働保険	労災	285,856	258,597	327,716	364,002	156,275	94,537
	雇用	1,524,508	1,538,329	908,247	783,858	190,583	290,345
	徴収	30,997	77,321	70,792	33,533	21,630	23,669
船員保険		7,697	5,453	4,657	4,030	7,609	
年金	基礎年金	1,414,181	1,432,230	1,567,549	1,592,221	1,901,068	2,465,687
	国民年金	△ 107,063	△ 119,390	△ 359,331	△ 419,943	△ 225,066	239,186
	厚生年金	967,214	1,102,130	937,816	313,949	△ 773,368	290,500
	福祉年金	2,908	2,447	42	72	84	30
	健康	124,520	105,557	△ 107,759	634,692	45,857	182,672
	児童手当	12,040	26,611	31,182	22,644	12,338	△ 2,406
	業務	57,866	52,500	62,640	71,209	75,946	72,600
食料安定供給	農業経営基盤強化	81,309	46,714	12,412	5,873	12,387	23,031
	農業経営安定			4,283	34,848	81,480	90,638
	食糧管理	11,471	24,812	34,854	8,697	6,263	35,683
	業務	314	767	617	—	890	0
	調整	—	1,726	22,809	36,584	42,855	28,499
	国営土地改良事業	28,066	34,622	93,042	11,030	11,627	6,597
農業共済再保険	再保険金支払基金	15,302	18,952	20,124	21,766	19,588	13,367
	農業	22,968	10,695	20,090	8,228	1,493	611
	家畜	12,620	12,201	14,143	13,640	14,370	10,094
	果樹	4,882	3,275	3,777	4,533	4,041	1,626
	園芸施設	1,254	1,402	1,875	2,163	1,760	1,299
	業務	0	0	0	0	0	0
森林保険		9,832	7,315	6,622	8,315	8,915	8,447
国有林野事業		15,354	13,505	△ 373	8,059	9,748	720
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	△ 381	97	120	446	138	122
	漁船特殊保険	18	25	85	47	30	18
	漁船乗組員給与保険	3	4	10	12	6	2
	漁業共済保険	673	416	437	363	216	107
	業務	0	0	0	0	0	0
貿易再保険		568,238	781,941	797,493	154,325	86,962	32,254
特許		104,884	138,759	184,623	197,781	197,385	201,573
社会資本整備事業	治水	244,990	204,720	253,384	205,613	329,254	95,258
	道路整備	862,252	909,283	783,359	857,934	738,566	298,618
	港湾	24,082	35,606	40,701	33,651	66,587	31,180
	空港整備	92,138	114,337	107,491	46,461	24,265	26,453
	業務	27,560	33,136	36,942	37,244	162,901	51,213
自動車安全	保障	66,414	64,258	62,579	61,628	60,016	59,013
	自動車検査登録	15,101	17,098	14,430	10,394	7,182	6,008
	自動車事故対策	380	233	5,480	457	361	600
小計		16,451,435	16,054,963	14,302,164	12,073,812	9,102,526	11,180,395
国債整理基金		34,506,038	34,901,799	28,334,963	16,467,493	20,730,554	30,730,516
国債整理基金特別会計の剰余金の計に占める割合		67.7%	68.4%	66.4%	57.6%	69.4%	73.3%
計		50,957,473	50,956,763	42,637,128	28,541,306	29,833,081	41,910,912
〈参考〉 特別会計数		31	31	28	21	21	18

注(1) 剰余金が「△」となっているのは、収納済歳入額が支出済歳出額を下回ったためである。

注(2) 平成19年度に食糧管理特別会計が農業経営基盤強化措置特別会計と統合し、食料安定供給特別会計として設置された際、統合前に区分されていた国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管

理、輸入飼料各勘定が新たに米管理勘定と麦管理勘定に区分されたことにより、統合前後の各勘定の推移をみるできないため、これらを合算して食糧管理勘定と表示している。

注(3) 国有林野事業特別会計では、特会法等により、企業的に運営することとされ、発生主義による経理手法をとることとされているため、収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を「剰余金」とはしていないが、他の特別会計と同様に分析するため、便宜的に「剰余金」として整理することとする。

注(4) 小計欄及び計欄の金額は、各特別会計の計数を単純に合計したものである（船員保険特別会計は平成22年1月1日に廃止されたため、同特別会計の剰余金は労働保険特別会計の雇用勘定及び年金特別会計の健康勘定の21年度の歳入に繰り入れられており、21年度の小計欄及び計欄の金額は重複計上となっている。）。

図表3-2の特別会計の勘定ごとの剰余金の推移をみると、財政投融资特別会計財政融資資金勘定や自動車安全特別会計保障勘定のように減少傾向にある特別会計（勘定）がある一方で、年金特別会計基礎年金勘定や地震再保険特別会計のように増加傾向にある特別会計（勘定）もある。

(ア) 17年度から22年度まで連続して剰余金が500億円以上かつ剰余金率が30%以上の特別会計（勘定）の状況

17年度から22年度まで連続して剰余金が500億円以上の特別会計（勘定）は、図表3-3のとおり、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定等11特別会計15勘定ある。このうち各年度の剰余金の収納済歳入額に対する割合

（以下「剰余金率」という。）が連続して30%以上のものは、地震再保険特別会計、外国為替資金特別会計及び特許特別会計となっている。

図表3-3 平成17年度から22年度まで連続して剰余金が500億円以上の特別会計（勘定）の
剰余金及び剰余金率の推移
(単位：百万円)

特別会計名	勘定名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	2,018,255	2,014,821	1,146,233	624,128	773,720	1,890,035
		(2.7%)	(2.6%)	(2.2%)	(1.2%)	(1.4%)	(3.4%)
地震再保険		58,696	61,230	64,092	65,282	66,602	70,003
		(99.8%)	(99.8%)	(99.8%)	(99.8%)	(99.9%)	(99.9%)
国債整理基金		34,506,038	34,901,799	28,334,963	16,467,493	20,730,554	30,730,516
		(15.4%)	(13.6%)	(13.8%)	(8.4%)	(11.1%)	(15.2%)
財政投融资	財政融資資金	3,950,797	2,839,984	2,483,877	2,302,267	1,481,707	1,084,145
		(8.2%)	(4.0%)	(6.3%)	(5.4%)	(3.8%)	(3.7%)
	投資	167,808	114,983	126,638	74,792	68,696	79,808
		(35.8%)	(43.0%)	(58.8%)	(30.3%)	(17.1%)	(38.2%)
外国為替資金		2,965,340	3,532,230	3,926,783	3,376,100	2,922,522	2,981,855
		(98.3%)	(90.3%)	(86.2%)	(86.0%)	(94.0%)	(85.9%)
エネルギー対策	エネルギー需給	369,051	264,890	301,197	253,004	241,163	215,062
		(14.4%)	(12.0%)	(12.9%)	(11.0%)	(10.6%)	(10.0%)
労働保険	労災	285,856	258,597	327,716	364,002	156,275	94,537
		(20.4%)	(18.7%)	(22.8%)	(25.1%)	(13.0%)	(8.3%)
	雇用	1,524,508	1,538,329	908,247	783,858	190,583	290,345
		(44.5%)	(45.0%)	(33.1%)	(27.8%)	(5.7%)	(10.4%)
年金	基礎年金	1,414,181	1,432,230	1,567,549	1,592,221	1,901,068	2,465,687
		(7.6%)	(7.4%)	(7.8%)	(7.6%)	(8.6%)	(10.7%)
	業務	57,866	52,500	62,640	71,209	75,946	72,600
		(1.1%)	(8.2%)	(11.9%)	(13.3%)	(3.7%)	(14.2%)
特許		104,884	138,759	184,623	197,781	197,385	201,573
		(50.0%)	(57.0%)	(63.2%)	(64.3%)	(64.3%)	(64.8%)
社会資本整備事業	治水	244,990	204,720	253,384	205,613	329,254	95,258
		(14.4%)	(13.6%)	(17.1%)	(14.7%)	(19.6%)	(8.8%)
	道路整備	862,252	909,283	783,359	857,934	738,566	298,618
		(17.3%)	(18.9%)	(17.0%)	(18.8%)	(18.8%)	(12.0%)
自動車安全	保障	66,414	64,258	62,579	61,628	60,016	59,013
		(24.6%)	(42.1%)	(51.9%)	(77.9%)	(84.9%)	(87.4%)

(注) 上段には剰余金を、下段には剰余金率を計上している。

17年度から22年度まで連続して剰余金が500億円以上かつ剰余金率が30%以上の特別会計（勘定）における剰余金の発生状況は、次のとおりである。

a 地震再保険特別会計

再保険料収入の増減及び保険事故の発生に伴う再保険金の支払額の増減により、各年度の剰余金の額は変動することになる。

17年度以降、保険契約の増加により再保険料収入が増加している一方、保険事故の発生に伴う再保険金の支払が皆無であったことから、剰余金は増加している。

なお、23年3月に再保険金の支払を要する保険事故（平成23年東北地方太平洋沖地震）が発生したが、22年度中に再保険金の支払請求がなかったため、同年度における再保険金の支払はなかった。23年度には支払請求に応じて支払が生ずることとなる。

b 外国為替資金特別会計

外貨証券等による外国為替資金の運用収入が、外国為替資金証券の発行割引料等の各種費用の支払を上回ったため、剰余金が発生している。

19年度までは、外国（運用先）における金利上昇と円安による運用収入の増加等により剰余金は増加しているが、20年度以降は、外国（運用先）における金利低下と円高による運用収入の減少等により剰余金は減少している。

c 特許特別会計

特許審査で、審査請求から審査着手までの審査順番待ち期間が生じているため、審査請求の際に納付された審査請求料が審査着手までの間、剰余金となっている（後記(イ) dにおいて詳述している。）。

(イ) 21年度の剰余金が17年度の剰余金より500億円以上増加した特別会計（勘定）の状況

特別会計の勘定ごとの剰余金について、21年度の剰余金が17年度の剰余金より500億円以上増加したものの状況は、次のとおりである。

a 特定国有財産整備特別会計

歳入で、18年度、19年度及び21年度の国有財産売払収入の収納済歳入額が歳入予算額よりも多かったこと、歳出で、20年度以降の特定国有財産整備費の支出済歳出額が歳出予算現額を大きく下回ったことから、図表3-4のとおり、多額の剰余金が発生している。特に19年度では、国有財産売払収入を歳入予算で206億円と見込んでいたところ、収納済歳入額は1556億円となり、1665億円の剰余金が発生している。この剰余金の全額を翌年度の歳入に繰り入れるなどしているため、20年度は1191億円、21年度は1349億円、22年度は1081億円の剰余金がそれぞれ発生している。

図表3-4 国有財産売払収入等の歳入予算額、収納済歳入額等の推移 (単位：百万円)

区 分		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
剰余金		27,310	36,412	166,520	119,107	134,967	108,175
国有財産売払収入	歳入予算額	53,881	49,919	20,641	20,600	23,115	17,463
	収納済歳入額	38,092	76,401	155,672	20,428	44,290	8,339
前年度剰余金受入	歳入予算額	7,968	19,393	2,548	162,452	95,615	86,096
	収納済歳入額	48,919	27,310	36,412	166,520	119,107	134,967
歳入計	歳入予算額	68,135	74,445	32,627	187,946	123,372	103,947
	収納済歳入額	93,040	108,149	196,933	192,150	168,404	145,650
特定国有財産整備費	歳出予算現額	5,139	3,756	10,363	66,790	73,517	50,173
	支出済歳出額	4,437	3,651	8,977	43,845	31,754	35,110

また、21年度では、21年10月の事業仕分けの評価結果を踏まえ、公務員宿舍整備を凍結したこと、出先機関改革の動きを踏まえ、一部の合同庁舎に係る予算執行を見合わせたことなどから、特定国有財産整備費の支出済歳出額が歳入予算現額の半分以上になったこともあり、剰余金が増加している。

特定国有財産整備特別会計では、特定国有財産整備計画による事業がスクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づいて実施されている。同整備計画では、新施設の取得に伴って不用となる旧施設の処分対象財産の売払収入を財源として新施設を取得することとしており、原則として、売払収入の範囲内で新施設の整備費を賄う収支相償の仕組みとなっている。

そして、事業の実施に当たっては、整備費を借入金で賄い、新施設を整備して一般会計へ無償で引き渡した後に、一般会計から無償で引き受けた処分対象財産を売り払った収入で借入金の償還及び利子の支払を行うこととなっている。また、新施設の整備の大半がPFI事業であり、新施設の整備費は10年程度の割賦で支払われることとなっている。

このため、剰余金は、今後の整備費等の支払及び借入金の償還に充てるものとして、その全額を翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

b 年金特別会計基礎年金勘定

昭和60年に改正される前の国民年金法（昭和34年法律第141号）においては、被用者年金加入者の被扶養配偶者は国民年金の任意加入の対象者とされていたが、改正後の国民年金法においては、全国民共通の国民年金（基礎年金制度）に強制加入（第3号被保険者）とされることとなった。その際、元任意加入者が納付した保険料に相当する額については、基礎年金の給付に充てることができるとされていたが、各年金制度グループ間の公平を図る観点から、従来の国民

年金勘定から切り離し、各年金制度が共通して関わる基礎年金勘定の積立金として管理するとともに、その一定部分を各被用者年金の保険者の基礎年金への拠出金の軽減等に充てることとされた。しかし、元任意加入者の被扶養配偶者がどの被用者年金制度に加入していたかの網羅的なデータがなかったことから、関係者間での意見の合意に至らなかったため、これまで基礎年金勘定の積立金を基礎年金給付の費用に充ててはなかった（後記(3)イ(ウ)参照）。

そのため、毎年度、積立金より生ずる運用収入が計上されるものの、この運用収入も上記の積立金と同じ理由により費用に充てていないことから、この運用収入が剰余金となっている。そして、この剰余金を積立金に積み立てるための根拠規定がないため、全額が翌年度の歳入に繰り入れられており、図表3-5のとおり、運用収入が剰余金として累積する状況となっている。

図表3-5 剰余金と積立金の運用収入等の推移（単位：百万円）

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
剰余金	1,414,181	1,432,230	1,567,549	1,592,221	1,901,068	2,465,687
積立金の運用収入の累積	746,224	756,108	767,984	779,267	785,852	796,490
拠出金の未精算分	419,898	424,818	541,949	547,444	840,825	1,392,492
拠出金の未精算分の運用収入の累積	248,058	251,303	257,615	265,509	274,389	276,705

また、剰余金の中には各年金保険者からの拠出金の未精算分もあり、これは翌々年度において精算されるものであるが、この未精算分から生ずる運用収入については、上記の積立金の運用収入と同様に、関係者間での意見の合意に至らなかったため、基礎年金給付の費用に充てていないことから剰余金となり、また、この剰余金を積立金に積み立てるための根拠規定がないため、全額が翌年度の歳入に繰り入れられており、剰余金として累積する状況となっている。

c 食料安定供給特別会計農業経営安定勘定

食料安定供給特別会計農業経営安定勘定が設置された平成19年度以降の剰余金の推移をみると、図表3-6のとおり、42億円から906億円に大きく増加している。20年度以降剰余金が大幅に増加した要因は、20年度から始まった（項）農業経営安定事業費（目）農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金（以下「収入減少影響緩和交付金」という。）に多額の不用が発生することを把握していたにもかかわらず、その不用見込額に対応する財源も含めて同特別会計調整勘定を通じて一般会計から繰り入れていたことによるものである。

図表3-6 剰余金及び収入減少影響緩和交付金の不用額の推移 (単位：百万円)

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度
剰余金	4,283	34,848	81,480	90,638
収入減少影響緩和交付金の不用額	—	31,171	70,345	62,249

この事態について、会計検査院は、22年10月に、農林水産大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により意見を表示したが、農林水産省は、収入減少影響緩和交付金の財源として同特別会計調整勘定を通じて一般会計から繰り入れた額と実際に交付した額との差額を特別会計に保有して翌年度の財源に充てることにより、財政状況に左右されずに安定的な事業の運営を確保することなどが必要であるとして、23年9月現在においては、会計検査院の指摘の趣旨に沿った方策の検討には至っていない。

d 特許特別会計

特許審査においては、審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化したことから、審査請求から審査着手までの順番待ち期間が生じている。このため、審査請求の際に納付された審査請求料が審査着手までの間、剰余金となっている。この審査着手前に納付された審査請求料は、特別会計財務書類では前受金とされており、図表3-7のとおり、剰余金は17年度の1048億円から22年度の2015億円に増加しており、前受金が剰余金の大部分を占める規模となっている。

図表3-7 剰余金、前受金等の推移 (単位：百万円、か月、万件)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
剰余金 (A)	104,884	138,759	184,623	197,781	197,385	201,573
前受金 (B)	97,509	116,293	147,005	156,728	142,773	122,671
(A) - (B)	7,375	22,465	37,618	41,053	54,611	78,901
順番待ち期間	25.6	26.6	28.2	29.2	29.0	27.2
順番待ち件数	79	86	90	84	69	54

上記特許審査の順番待ち期間については、「知的財産推進計画2006」（平成18年6月知的財産推進本部決定）等において、20年に29か月台、25年に11か月とする中・長期目標が設定されており、特許庁は、この目標を達成するために任期付審査官を確保したり、先行技術調査の外注を拡大したりするなどの取組を行っている。この結果、特許審査の順番待ち期間は20年度の29.2か月をピークに22年度では27.2か月に短縮され、順番待ち件数は19年度の90万件をピークに

22年度では54万件に減少し、これに伴い、前受金も20年度の1567億円をピークに22年度では1226億円に減少している。

一方、剰余金のうち、前受金に該当しない部分は、17年度の73億円から22年度の789億円に増加している。特許庁では、この部分には審査に着手した事案に係る審査請求料の未使用分、システム開発の遅延に伴い不用が生じたことによる分等が含まれているとしており、21年度以降はこの部分の増加が剰余金を増加させる要因となっている。

e 社会資本整備事業特別会計治水勘定

社会資本整備事業特別会計治水勘定の17年度以降の剰余金の推移をみると、図表3-8のとおり、21年度までの各年度において多額の剰余金が生じている。その大半を占めているものは、個々の事業の執行状況に応じて気象や用地の関係等により翌年度繰越額が生じたため、その翌年度繰越額の財源として剰余金となったものである。

図表3-8 剰余金、翌年度繰越額の財源等の推移 (単位：百万円)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
剰余金	244,990	204,720	253,384	205,613	329,254	95,258
翌年度繰越額の財源	212,986	170,173	226,992	186,327	295,120	69,152
地方公共団体等の負担金の精算分	1,709	2,310	1,389	1,332	13,305	

また、21年度までは、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていなかったことも剰余金の発生要因となっていた。この事態について、会計検査院が、22年10月に、国土交通大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求したところ、国土交通省は、当該指摘の趣旨に沿い、22年度においては、一般会計からの繰入をより適切かつ効率的なものとするよう、歳出の繰越しや不用が見込まれたものについては、一般会計からの繰入額に可能な限り反映させることとしたため、剰余金が大幅に減少している。

このほか、地方公共団体等の負担金収入を歳出の繰越しや不用の有無にかかわらず、年度内におおむね全額徴収し、後年度に精算することとしているため、負担金の翌年度における精算分が剰余金に含まれている。

f 社会資本整備事業特別会計業務勘定

20年度までの剰余金は、図表3-9のとおり、17年度の275億円から20年度の37

2億円まで若干の増加傾向で推移していたが、21年度は1629億円と大きく増加している。これは、財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する国からの無利子貸付金及び補助金について、会計検査院が、業務の規模の縮小等に応じて国に償還又は返納させることとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう、国土交通大臣に対して21年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示したところ、国土交通省は、当該指摘の趣旨に沿い、財団法人民間都市開発推進機構に対する無利子貸付金1097億円を21年度に償還させるなどしたため、同年度の（目）運用金回収が1273億円となり、剰余金が1629億円となったものである。

なお、この剰余金1629億円のうち1148億円は、一般会計繰入規定により22年度の一般会計の歳入に繰り入れられている。

図表3-9 剰余金と（目）運用金回収の推移（単位：百万円）

区 分		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
剰余金		27,560	33,136	36,942	37,244	162,901	51,213
（目）運用金回収	歳入予算額	43,027	31,604	26,174	19,890	19,630	16,087
	収納済歳入額	44,863	32,898	29,386	21,178	127,356	15,433

(ウ) 一般会計と統合されるなどした特別会計の剰余金の処理状況

18年度から22年度までの間における特別会計の廃止、統合等の状況は、1(1) (12ページ参照) のとおりであるが、このうち、一般会計と統合されたもの、独立行政法人へ移行されたもの及び取り扱う業務によって複数の特別会計に統合等されたものについて最終年度の剰余金の処理状況は、次のとおりである。

a 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石炭勘定（18年度末まで設置）

18年度の剰余金299億円の全額が19年度のエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の歳入に繰り入れられた。

b 産業投資特別会計社会資本整備勘定（19年度末まで設置）

19年度の剰余金70億円の全額が20年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。

c 国営土地改良事業特別会計（19年度末まで設置）

19年度の剰余金930億円のうち、廃止後も経過措置として特別会計で経理することとされた事業に係る分387億円は20年度の食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定の歳入に繰り入れられ、残りの543億円は20年度の一般会計の歳入に

繰り入れられた。

d 船員保険特別会計（21年12月末まで設置）

21年度の剰余金76億円のうち、失業保険給付費等に対する国庫負担分を超過して受け入れた額である2億円は21年度の労働保険特別会計雇用勘定の歳入に繰り入れられ、残りの73億円は21年度の年金特別会計健康勘定の歳入に繰り入れられた後に全国健康保険協会に承継された。

e 特定国有財産整備特別会計（21年度末まで設置）

廃止後も経過措置として特別会計で経理することとされた事業に係る分として、21年度の剰余金1349億円の全額が22年度の財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定の歳入に繰り入れられた。

f 国立高度専門医療センター特別会計（21年度末まで設置）

21年度の剰余金408億円のうち、厚生労働大臣が指定した386億円は6独立行政法人（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）へ承継され、残りの21億円は22年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。

g 登記特別会計（22年度末まで設置）

22年度の剰余金111億円の全額が23年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。

イ 剰余金の原資

決算上収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額が剰余金であるため、収納済歳入額のうち歳出の財源に充てられなかった分が剰余金となることになる。

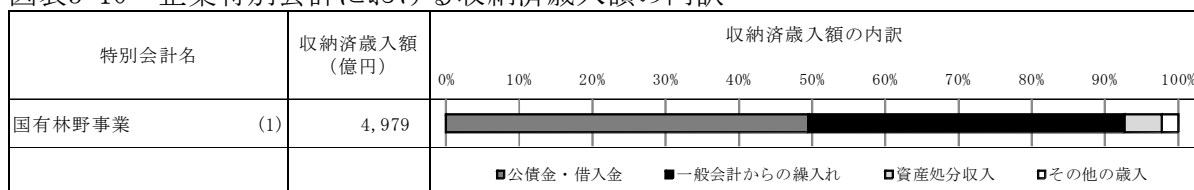
そして、特別会計の歳入は、一般会計からの繰入れ、他特別会計（他勘定）からの繰入れ、公的サービスの対価として徴収される自己財源（保険料収入、手数料収入等）、公債金・借入金、地方公共団体等の負担金収入等の多種多様なものとなっている。このうち、一般会計からの繰入れは、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費が法令に定められている場合において、当該経費の財源に充てるために必要があるときに限って行うことができるとされている。このように、特別会計の歳入については、法令等により特定の歳出の財源に充てることとされているものなどを除き、一般的には、歳出の財源にどの歳入を充てるかを明確に整理していないため、どの歳入が歳出の財源に充てられ、どの歳入が剰余金となったかという点について

明確に示すことはできない。そこで、特会法における設置目的に応じた分類ごとに、各特別会計（勘定）の剰余金の原資となる収納済歳入額について、21年度を例に、歳入の性質ごとに区分して整理して、歳入の主なものを示すと次のとおりである。

(ア) 企業特別会計

企業特別会計である国有林野事業特別会計の収納済歳入額の内訳は、図表3-10のとおりであり、公債金・借入金、一般会計からの繰入れが主な歳入となっている。

図表3-10 企業特別会計における収納済歳入額の内訳



(注) ()内は勘定数である。以下の図表において同じ。

国有林野事業は、木材価格の低迷などにより多額の累積債務を計上したことから、10年に抜本的な改革を行い、国有林野の管理運営が木材生産機能重視から公益的機能重視に転換された。これに伴い、同特別会計は一般会計からの繰入れを前提とした特別会計へ移行された。その際、累積債務3兆8875億円のうちの2兆8421億円は一般会計に帰属させ、残りの1兆0454億円は木材の販売収入等により同特別会計が償還することとし、償還できるまでの間、債務の累増を防止するために、その利子補給のための資金を一般会計から繰り入れることとされた。

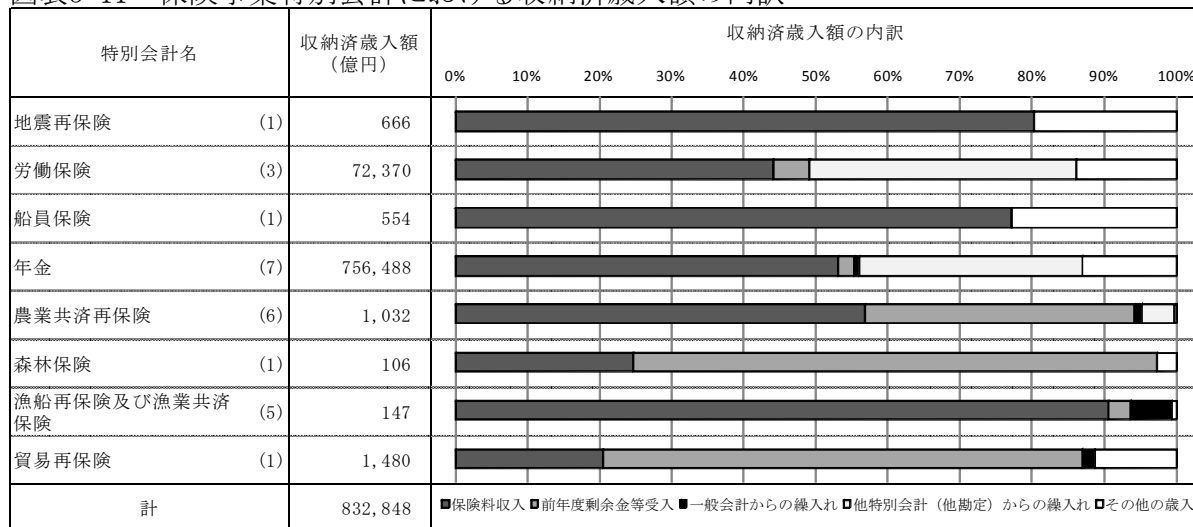
なお、同特別会計では、公共事業として治山事業、森林整備事業等も行われているため、後記(ウ)の公共事業特別会計と同様に、一般会計からの繰入れのほかに地方公共団体の負担金収入も収納済歳入額に含まれている。

(イ) 保険事業特別会計

保険事業特別会計の収納済歳入額の内訳は、図表3-11のとおりであり、保険料収入（保険料等に対する国庫負担があるものは、国庫負担としての一般会計からの繰入金を含む。）が主な歳入となっている。このうち、労働保険特別会計及び年金特別会計では、保険料収入のほかに他特別会計（他勘定）からの繰入れが多額に計上されているが、これは労働保険特別会計徴収勘定で収納した保険料収入を同特別会計労災勘定又は雇用勘定に繰り入れたものや、基礎年金の給付に要する費用に充てるために年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定から同特別会計

基礎年金勘定に繰り入れたものなど、勘定間において資金が移動したものである。

図表3-11 保険事業特別会計における収納済歳入額の内訳



(注) この図表の「保険料収入」には、保険料等に対する国庫負担分である「一般会計からの繰入れ」を含めている。

保険事故等が生じないことなどにより不用が生じた場合、剰余金が発生することとなる。ただし、この剰余金の中には、支払義務が発生している保険金等の未払額（以下「支払備金」という。）、未経過期間に対応する責任に相当する額として算定した保険料等（以下「未経過保険料」という。）に相当する分が含まれているものもあり、これらは翌年度の歳入に繰り入れられなければならないものである。また、このような保険の制度では、単年度において収支を均衡させるのではなく、長期間で収支を均衡させることを前提として保険料率を設定しているため、支払備金や未経過保険料に相当する分以外の剰余金は、積立金に繰り入れるなどして、将来の歳出の財源に充てることが想定されているものである。このため、積立金の目的を果たすために必要な規模、水準等が適切に定められていれば、その範囲内で剰余金を積立金に積み立てることは、制度の趣旨に沿うものであり、特に問題はないものである。

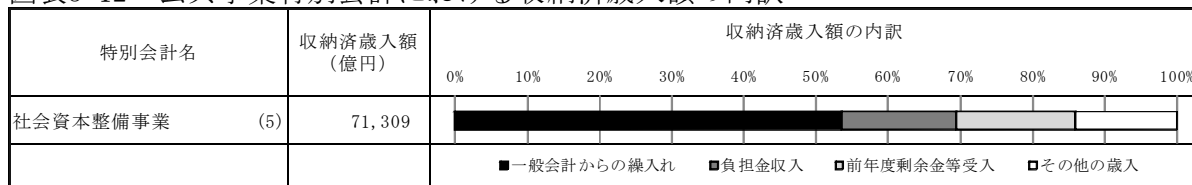
また、保険給付等に対する国庫負担分を超過して一般会計から繰り入れられた分（以下「繰入超過額」という。）も剰余金となるが、労働保険特別会計雇用勘定^(注)等3特別会計6勘定では、特会法により、当該超過額を翌年度又は翌々年度において精算することとされている。

(注) 3特別会計6勘定 労働保険特別会計雇用勘定、船員保険特別会計、年金特別会計国民年金勘定、同特別会計厚生年金勘定、同特別会計福祉年金勘定及び同特別会計児童手当勘定

(ウ) 公共事業特別会計

公共事業特別会計である社会資本整備事業特別会計の収納済歳入額の内訳は、図表3-12のとおりであり、社会資本を整備するための事業費に係る国の負担分である一般会計からの繰入れのほかに、事業費に係る地方公共団体等の負担金収入が主な歳入となっている。

図表3-12 公共事業特別会計における収納済歳入額の内訳

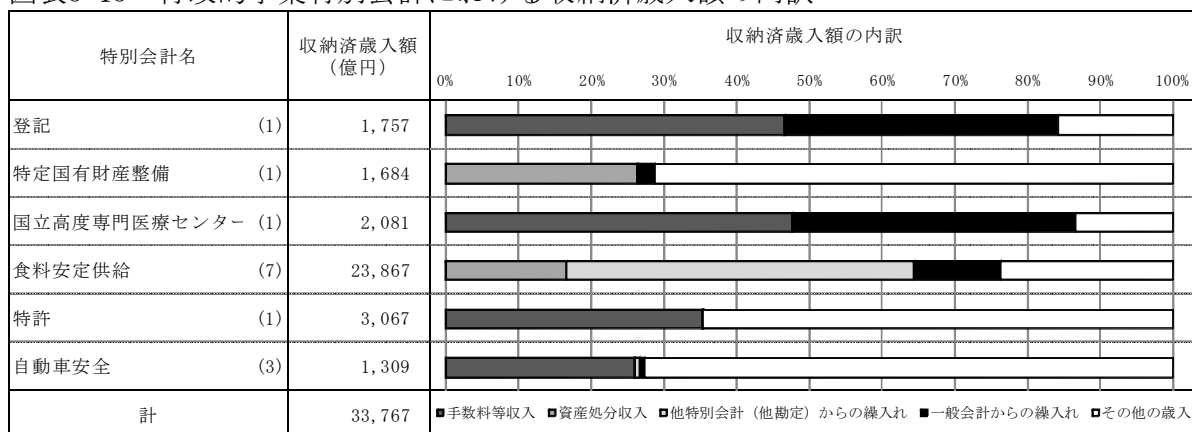


同特別会計では、社会資本を整備するための事業費が歳出に計上されているが、歳出の翌年度繰越額や不用額により剰余金が発生することになる。このため、剰余金には、翌年度へ繰り越した事業の財源や事業費の減額等により歳出が不用となったことに伴う地方公共団体等の負担金の精算に必要な財源等が含まれており、これらの財源をそれ以外の歳出の財源に充てることはできないものとなっている。

(エ) 行政的事業特別会計

行政的事業特別会計の収納済歳入額の内訳は、図表3-13のとおりであり、公的サービスの対価として徴収される手数料等収入が主な歳入となっていたり、国の財産の売却代である資産処分収入が主な歳入となっていたりしている。

図表3-13 行政的事業特別会計における収納済歳入額の内訳



食料安定供給特別会計米管理勘定及び麦管理勘定では、年間を通じて随時米麦の売買を行っており、その資金繰りは売却収入をもって次の買入れのための財源に充てることを原則として、なお不足する場合には食糧証券を発行して、同特別会計の外部から現金を借り入れて資金を手当てしている。このため、資金繰り

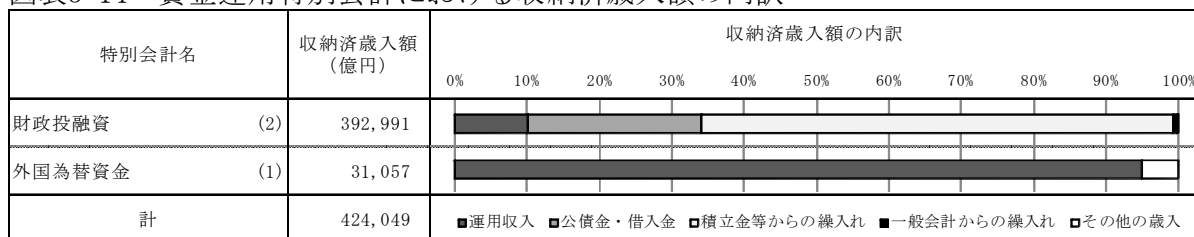
の過程で年度末に一時的に生ずる手許現金が剰余金となるが、これは翌年度当初の米麦の買入費の支払のために使用するものとなっている。

なお、食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定では、公共事業として土地改良事業が行われているため、(ウ)の公共事業特別会計と同様に、一般会計からの繰入れのほかに地方公共団体の負担金収入も収納済歳入額に含まれている。

(オ) 資金運用特別会計

資金運用特別会計の収納済歳入額の内訳は、図表3-14のとおりであり、運用収入が主な歳入となっている。このうち、財政投融资特別会計財政融資資金勘定では、運用収入のほかに積立金等からの繰入れや公債金・借入金が多額に計上されているが、これは財政融資資金において資金調達及びその償還を行う際に同特別会計の歳入歳出を通り抜けるものであり、剰余金にはならないものである。

図表3-14 資金運用特別会計における収納済歳入額の内訳



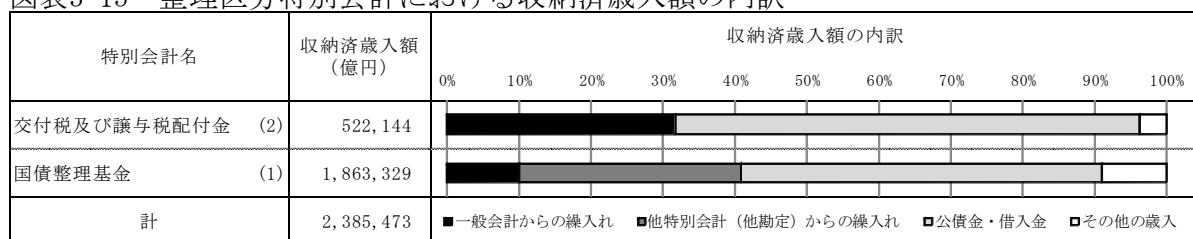
資金運用特別会計の剰余金を処理する際には、それぞれの資金の運用に伴う金利リスク等を勘案し、特別会計の財務の健全性を確保するため、所要額を積立金に積み立てつつ、一般会計や国債整理基金特別会計に繰り入れることとされている。

なお、財政投融资特別会計財政融資資金勘定は、財政融資資金の貸付金利を調達金利と同じ水準に設定し、また、一般会計からの繰入れがないことを前提に運営することとされているため、同勘定の財務の健全性を維持する必要があることから、特会法において、剰余金が発生した場合は、これを積立金として積み立てることとし、一般会計繰入規定を適用しないこととされている。

(カ) 整理区分特別会計

整理区分特別会計の収納済歳入額の内訳は、図表3-15のとおりである。

図表3-15 整理区分特別会計における収納済歳入額の内訳



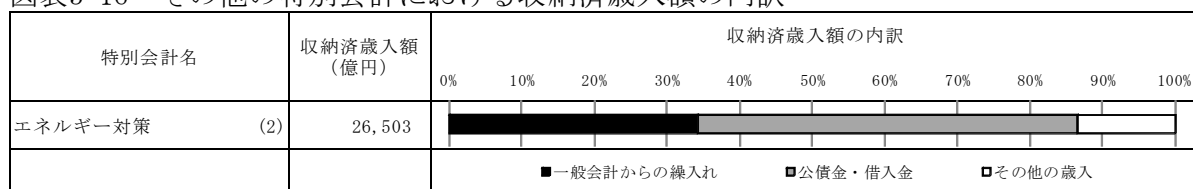
交付税及び譲与税配付金特別会計では、地方交付税等として地方公共団体に配付するための資金を、国債整理基金特別会計では、債務償還のための資金をそれぞれ区分して整理しており、これらの資金の財源とするために一定のルールに基づいて繰り入れられる一般会計からの繰入れ及び他特別会計（他勘定）からの繰入れが主な歳入となっている。

なお、両特別会計は、剰余金を翌年度以降の歳出の財源に充てるため、特会法において、剰余金が発生した場合は、一般会計繰入規定を適用しないこととされている。

(キ) その他の特別会計

その他の特別会計に区分されるエネルギー対策特別会計の収納済歳入額の内訳は、図表3-16のとおりであり、一般会計からの繰入れ及び公債金・借入金が主な歳入となっている。

図表3-16 その他の特別会計における収納済歳入額の内訳



同特別会計における一般会計からの繰入れは、2(2)（65ページ参照）のとおり、特定財源である石油石炭税収入及び電源開発促進税収入を繰り入れるものとなっている。また、国家備蓄石油等を購入する際には、石油証券を発行してその資金を調達しているが、実際の資金需要が歳入予算額を下回った場合、当該資金需要の分しか石油証券を発行しないように資金繰りを行っているため、原則として、石油証券の発行収入から剰余金は発生しないことになっている。

以上のとおり、特別会計の歳入は、多種多様なものとなっており、特別会計の中には、公的サービスの対価として徴収される手数料等収入を主な財源としていて、受益と負担の関係が明確となっているものもあれば、保険事業特別会計のように、

単年度で収支を均衡させるのではなく、長期間で収支を均衡させる保険の制度を前提として保険料率を設定しているため、剰余金を将来の歳出の財源に充てることが想定されているものもあり、剰余金を一般会計に繰り入れるべきとは言い難いものもある。

一方、一般会計からの繰入を歳入とする特別会計では、一般会計からの繰入が法令に基づいて行われていることから、一般会計から繰り入れられた資金は法令に規定された歳出の財源に充てなければならず、また、当該歳出が不用となったことなどにより剰余金が発生した場合は、当該剰余金を翌年度以降における一般会計の負担を軽減させるように活用する必要がある。

ウ 剰余金の発生要因

(ア) 剰余金の発生要因

剰余金の主な発生要因は、①歳入予算額を超える歳入、②歳入予算と歳出予算の差額、③歳出の翌年度繰越額の財源、又は④歳出の不用額となっている（図表3-17参照）。それぞれの要因ごとに剰余金の発生との関連を示すと次のとおりである。

① 歳入予算額を超える歳入

各特別会計（勘定）では、予算編成時に見込まれる収入額を歳入予算額として計上しているが、収納済歳入額がこれを上回ることがあり、この上回った分は剰余金となる。

② 歳入予算と歳出予算の差額

各特別会計（勘定）では、予算編成時に見込まれる収入額を歳入予算額として計上する一方、業務の実施に必要な経費を歳出予算額として計上している。その結果、歳入予算額が歳出予算額を上回ることがあり、この上回った分のうち、収納済となった分は剰余金となる。

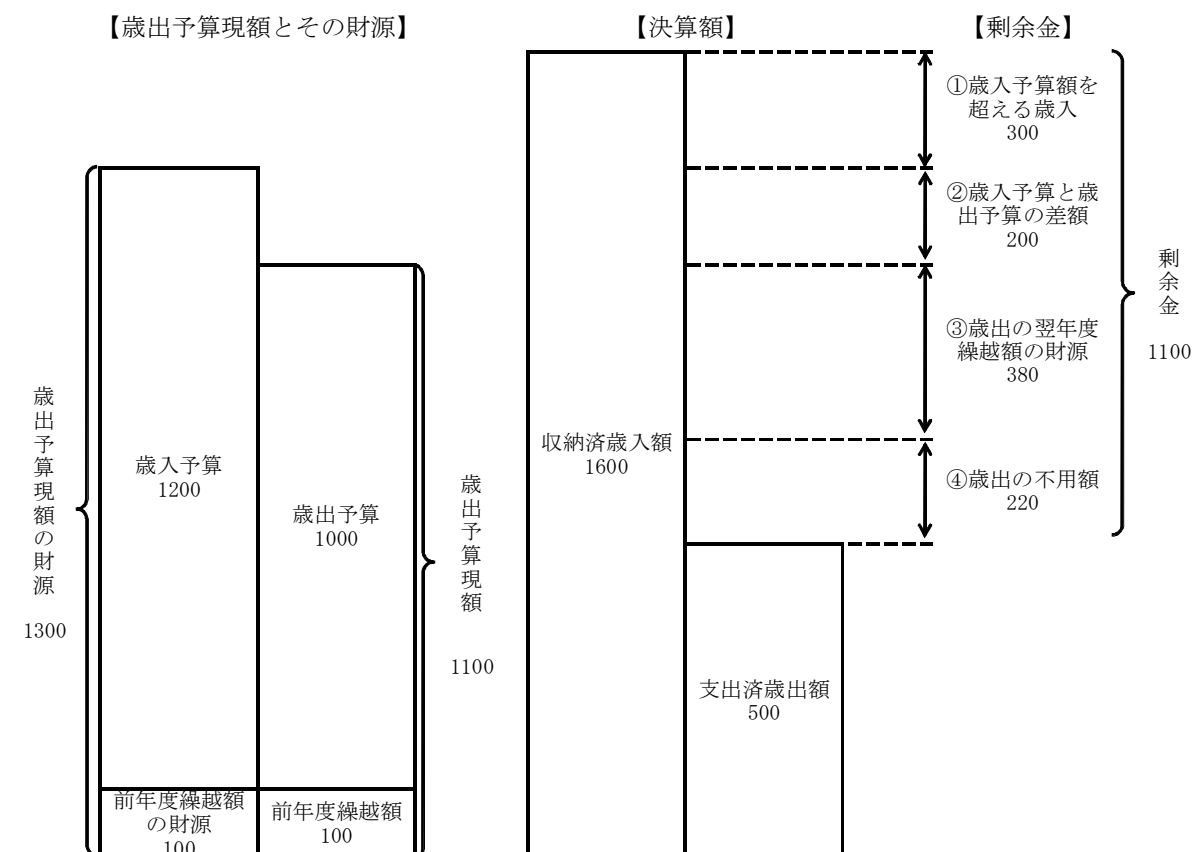
③ 歳出の翌年度繰越額の財源

歳出予算額の一部を翌年度に繰り越す場合、その繰越額に見合う財源を確保しておく必要がある。この財源には、当該特別会計において収納済となったものや、当該特別会計に繰り入れずに一般会計等において翌年度に繰り越すものなどがあるが、このうち当該特別会計において収納済となった分は剰余金となる。

④ 歳出の不用額

歳出予算現額のうち支出せずに不用となった分のうち、見合いの財源が収納済となった分は剰余金となる。

図表3-17 剰余金の発生イメージ



(イ) 発生要因別の剰余金の状況

21年度の各特別会計の剰余金を、それぞれの歳入歳出決定計算書等を基に発生要因別に分類すると、図表3-18のとおりとなる。このうち、年金特別会計国民年金勘定及び同特別会計厚生年金勘定では、支出済歳出額が収納済歳入額を上回ったため、計算上、剰余金がマイナスとなっている。そこで、この2勘定を除くと、剰余金は30兆8315億円となり、この発生要因は、「歳出の翌年度繰越額の財源」が13兆6924億円（2勘定を除いた剰余金30兆8315億円に占める割合44.4%）、「歳入予算と歳出予算の差額」が11兆1789億円（同36.2%）、「歳出の不用額」が4兆1062億円（同13.3%）及び「歳入予算額を超える歳入」が1兆8538億円（同6.0%）となっている。

図表3-18 各特別会計の発生要因別の剰余金の額 (単位：百万円)

特別会計名	勘定名	剰余金	発生要因			
			歳入予算額を超える歳入	歳入予算と歳出予算の差額	歳出の翌年度繰越額の財源	歳出の不用額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	773,720	151,399	206,300	—	416,021
	交通安全対策特別交付金	5,515	—	790	—	4,725
登記		16,799	—	4,256	5,377	7,165
地震再保険		66,602	—	—	—	66,602
国債整理基金		20,730,554	—	8,126,382	12,526,132	78,039
財政投融资	財政融資資金	1,481,707	—	971,586	—	510,120
	投資	68,696	37,822	5	12,600	18,268
外国為替資金		2,922,522	—	1,462,636	—	1,459,885
特定国有財産整備		134,967	33,762	58,794	11,557	30,852
エネルギー対策	エネルギー需給	241,163	98,184	—	62,481	80,497
	電源開発促進	47,741	14,819	—	12,152	20,769
国立高度専門医療センター		40,829	1,214	—	—	39,614
労働保険	労災	156,275	—	76,061	3,360	76,852
	雇用	190,583	126,053	—	494	64,035
	徴収	21,630	—	—	—	21,630
船員保険		7,609	1,279	—	—	6,330
年金	基礎年金	1,901,068	1,175,570	—	—	725,497
	国民年金	△ 225,066	△ 225,066	—	—	—
	厚生年金	△ 773,368	△ 773,368	—	—	—
	福祉年金	84	24	—	—	60
	健康	45,857	—	—	—	45,857
	児童手当	12,338	—	—	65	12,272
	業務	75,946	5,342	—	7,411	63,192
食料安定供給	農業経営基盤強化	12,387	91	2,865	—	9,430
	農業経営安定	81,480	704	—	—	80,776
	米管理	78	—	—	78	—
	麦管理	6,185	—	—	—	6,185
	業務	890	890	—	—	—
	調整	42,855	12,146	25,708	—	4,999
	国営土地改良事業	11,627	7,154	—	2,319	2,154
農業共済再保険	再保険金支払基金	19,588	2,407	—	—	17,180
	農業	1,493	166	104	—	1,222
	家畜	14,370	22	6,966	—	7,382
	果樹	4,041	—	2,157	—	1,883
	園芸施設	1,760	—	—	—	1,760
	業務	0	0	—	—	0
森林保険		8,915	—	5,614	—	3,301
国有林野事業		9,748	—	—	2,217	7,531
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	138	—	—	—	138
	漁船特殊保険	30	—	—	—	30
	漁船乗組員給与保険	6	—	—	—	6
	漁業共済保険	216	—	201	—	14
	業務	0	—	—	—	0
貿易再保険		86,962	—	—	—	86,962
特許		197,385	11,822	169,810	629	15,123
社会資本整備事業	治水	329,254	12,118	—	295,120	22,015
	道路整備	738,566	36,449	—	673,763	28,354
	港湾	66,587	1,153	—	64,476	957
	空港整備	24,265	—	—	4,630	19,634
	業務	162,901	120,137	—	6,956	35,808
自動車安全	保障	60,016	1,692	57,249	—	1,074
	自動車検査登録	7,182	1,220	1,481	632	3,849
	自動車事故対策	361	169	—	—	191
計		29,833,081	855,387 (2.8%)	11,178,974 (37.4%)	13,692,458 (45.8%)	4,106,261 (13.7%)
年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定を除いた額		30,831,515	1,853,821 (6.0%)	11,178,974 (36.2%)	13,692,458 (44.4%)	4,106,261 (13.3%)

注(1) 年金特別会計国民年金勘定及び同特別会計厚生年金勘定の剰余金が「△」となっているのは、支出済歳出額が収納済歳入額を上回ったためである。

注(2) 「歳入予算額を超える歳入」欄には、収納済歳入額が歳入予算額を上回った額を計上しているが、上回った額には前年度繰越額の財源のように歳出の増加を伴うものなどがあるため、このような歳出の増加を伴うものを除くなどした額を計上している。

注(3) 計欄及び「年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定を除いた額」欄の金額は、各特別会計の計数を単純に合計したものである（船員保険特別会計は平成22年1月1日に廃止されたため、同特別会計の剰余金は労働保険特別会計の雇用勘定及び年金特別会計の健康勘定の21

年度の歳入に繰り入れられており、計欄及び「年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定を除いた額」欄の金額は重複計上となっている。。

注(4) 計欄及び「年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定を除いた額」欄の（ ）は発生要因別の比率を示す。

注(5) 国有林野事業特別会計では、特会法等により、企業的に運営することとされ、発生主義による経理手法をとること、出納整理期間を設けないこと、支出未済の繰越制度を設けることなどが定められており、収納済歳入額が支出済歳出額を超過した場合は、持越現金として翌年度に持ち越して整理し、支出未済繰越や明許繰越等の翌年度繰越額の財源に充てることとされているため、平成21年度に発生した剰余金のうち「歳出の不用額」に分類される分以外は「歳出の翌年度繰越額の財源」に分類している。

① 「歳入予算額を超える歳入」を要因とする剰余金

年金特別会計国民年金勘定及び同特別会計厚生年金勘定は、支出済歳出額が収納済歳入額を上回り、計算上、剰余金がマイナスとなっているため、これらのマイナスの剰余金を除いた「歳入予算額を超える歳入」を要因とする剰余金は1兆8538億円となっている。このうち、年金特別会計基礎年金勘定（1兆1755億円）が1兆8538億円の63.4%を占めており、次いで交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定（1513億円）、労働保険特別会計雇用勘定（1260億円）となっている。

労働保険特別会計雇用勘定の1260億円は、歳入予算で見込んでいなかった20年度の繰入超過額を前年度繰越資金受入として受け入れたものである。繰入超過額は、翌年度において一般会計からの繰入金から減額することとされているにもかかわらず、減額されておらず一般会計からの繰入金が過大になっていた。この事態について、会計検査院が、一般会計から繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう厚生労働大臣に対して22年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるなどしたところ、厚生労働省は、当該指摘の趣旨に沿い、22年度では、21年度の繰入超過額1437億円を一般会計からの繰入金から減額して繰り入れており、「歳入予算額を超える歳入」を要因とする剰余金の発生が抑制されている。

② 「歳入予算と歳出予算の差額」を要因とする剰余金

「歳入予算と歳出予算の差額」を要因とする剰余金の計11兆1789億円のうち、国債整理基金特別会計（8兆1263億円）が全体の72.6%を占めており、次いで外国為替資金特別会計（1兆4626億円）、財政投融资特別会計財政融資資金勘定（9715億円）となっている。

これらの特別会計では、歳入予算に翌年度の国債の償還に必要な借換債（い

わゆる前倒債）の発行分に係る公債金の発行収入が含まれるなどしているため、歳入予算が歳出予算を上回っている。

③ 「歳出の翌年度繰越額の財源」を要因とする剰余金

「歳出の翌年度繰越額の財源」を要因とする剰余金の計13兆6924億円のうち、国債整理基金特別会計（12兆5261億円）が全体の91.4%を占めており、次いで社会資本整備事業特別会計道路整備勘定（6737億円）、同特別会計治水勘定（2951億円）となっている。

④ 「歳出の不用額」を要因とする剰余金

「歳出の不用額」を要因とする剰余金の計4兆1062億円のうち、外国為替資金特別会計（1兆4598億円）、年金特別会計基礎年金勘定（7254億円）、財政投融资特別会計財政融資資金勘定（5101億円）、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定（4160億円）の4特別会計4勘定で全体の75.7%を占めている。

エ 一般会計からの繰入れを財源とする特別会計における剰余金の状況

剰余金の原資となる特別会計の歳入には、イのとおり、一般会計からの繰入れ、他特別会計（他勘定）からの繰入れ、公的サービスの対価として徴収される自己財源等の多種多様なものがあるため、剰余金を活用するに当たっては、その原資が何であったかという点に留意する必要がある。このうち、一般会計からの繰入れを歳入とする特別会計では、一般会計からの繰入額の財源として、税収等を充ててなお不足する部分の財源に充てるために建設国債又は特例国債が発行されていることを踏まえると、資金を効率的に活用する観点から、可能な限り一般会計からの繰入れを抑制して、一般会計の財源が剰余金にならないようにする必要がある。

会計検査院は、20年度に一般会計からの繰入れを歳入としている特別会計を対象に検査した結果、歳出予算の執行過程で把握された不用見込額を一般会計からの繰入額に確実に反映させ、繰入れを抑制することにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう、22年10月に、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し又は改善の処置を要求するとともに、平成21年度決算検査報告において、特別会計における不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させることなどにより、繰入額を極力抑制して一般会計からの繰入れを適切かつ効率的なものとしていくことが望まれる旨を特定検査

対象に関する検査状況として掲記した。

特別会計の剰余金のうち歳出の不用額を要因とする分については、上記のように不用見込額を一般会計からの繰入額に反映すれば、不用額の見合いの財源を確保しないこととなり、それだけ特別会計における剰余金の発生を抑制したり、一般会計の歳出を削減したりすることが可能となる。

22年度において、一般会計からの繰入を歳入とする特別会計は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定等14特別会計32勘定となっている。この14特別会計32勘定で、歳出予算の不用見込額を一般会計からの繰入額へ反映させたことにより一般会計からの繰入を抑制した状況を、これらの特別会計を所管する府省から調書を徴するなどして検査したところ、図表3-19のとおり、不用見込額8361億円を一般会計からの繰入額に反映させ、繰入を抑制しており、同額の剰余金を縮減させた状況となっている。

図表3-19 一般会計からの繰入の抑制状況 (単位：百万円)

特別会計名	勘定名	一般会計からの繰入れ							備考
		歳入予算額 (A)	前年度繰越額 に係る一般会 計からの繰入 れ (B)	その他の 増減要因 (C)	計 (D)=(A)+(B)+(C)	収納済歳入額 (E)	抑制額 (E)-(D)	不用見込額を 反映した分	
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	18,790,321	—	—	18,790,321	18,790,321	—	—	
登記		67,683	—	—	67,683	62,982	△ 4,701	△ 4,701	☆
国債整理基金		20,235,956	—	—	20,235,956	19,543,900	△ 692,056	△ 692,056	★
エネルギー対策	エネルギー需給	435,200	—	—	435,200	435,200	—	—	
	電源開発促進	320,400	—	—	320,400	320,400	—	—	
労働保険	労災	370	—	—	370	370	—	—	
	雇用	301,039	—	—	301,039	71,004	△ 230,035	△ 86,264	○
	徴収	87	—	—	87	83	△ 3	△ 3	★
年金	国民年金	1,689,847	—	—	1,689,847	1,689,847	—	—	
	厚生年金	8,432,946	—	—	8,432,946	8,432,553	△ 392	—	
	福祉年金	8,818	—	—	8,818	6,269	△ 2,548	△ 2,548	
	健康	15,208	—	—	15,208	4,274	△ 10,934	△ 7,495	☆
	児童手当及び子ども手当	1,506,760	—	—	1,506,760	1,506,752	△ 7	△ 7	
食料安定供給	業務	211,830	—	—	211,830	211,518	△ 311	△ 311	★
	調整	138,901	—	—	138,901	137,723	△ 1,178	△ 1,178	☆
	国営土地改良事業	31,082	10,653	1,703	43,439	37,920	△ 5,518	△ 517	☆
農業共済再保険	農業	14,191	—	—	14,191	14,191	—	—	
	家畜	31,326	—	—	31,326	29,406	△ 1,919	△ 38	○
	果樹	2,499	—	—	2,499	2,484	△ 15	—	○
	園芸施設	3,001	—	—	3,001	2,625	△ 376	—	○
	業務	1,122	—	—	1,122	968	△ 154	△ 154	
国有林野事業		168,747	9,785	1,082	179,615	162,321	△ 17,293	△ 1,366	☆
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	6,164	—	—	6,164	5,685	△ 478	—	
	漁業共済保険	8,236	—	—	8,236	7,497	△ 739	—	
	業務	880	—	—	880	821	△ 58	△ 58	★
貿易再保険		1,600	—	—	1,600	1,600	—	—	
特許		19	—	—	19	19	—	—	
社会資本整備事業	治水	638,908	19,811	13,670	672,390	545,899	△ 126,491	△ 19,365	☆
	道路整備	1,350,971	3,792	60,332	1,415,095	1,073,306	△ 341,789	△ 16,384	☆
	港湾	164,687	92,980	3,629	261,296	228,647	△ 32,649	△ 2,887	☆
	空港整備	115,472	27,799	—	143,272	130,105	△ 13,166	△ 821	
自動車安全	自動車検査登録	731	—	—	731	707	△ 23	△ 23	☆
計		54,695,016	164,824	80,416	54,940,257	53,457,413	△ 1,482,844	△ 836,185	

注(1) 備考欄の「☆」は、平成22年10月に会計検査院法第36条の規定により意見を表示するなどしたものの、又は平成21年度決算検査報告において特定検査対象に関する検査状況を掲記したも

のであり、「★」は、20年度においても21年2月末の不用見込額を一般会計からの繰入額に反映し、一般会計からの繰入額を抑制していたものである。

注(2) 備考欄の「○」は、22年10月に会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるなどしたものであり、当該指摘の趣旨に沿い、労働保険特別会計雇用勘定では1437億7066万円を、農業共済再保険特別会計の家畜、果樹及び園芸施設各勘定では18億8078万円、1547万円及び3億7631万円を、それぞれ一般会計からの繰入金から減額しているため、抑制額にはこれらの減額分が含まれている。

しかし、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定においては、ア(イ) c のとおり、同特別会計調整勘定を通じた一般会計からの繰入額について、会計検査院の指摘の趣旨に沿った方策の検討には至っていないことから、一般会計からの繰入額が十分に抑制されておらず、22年度においても剰余金が多額となっている。

一方、エネルギー対策特別会計においては、2(2) (65ページ参照) のとおり、特定財源を全額一般会計に計上した上で、同特別会計における燃料安定供給対策、電源立地対策等に要する費用の財源を一般会計から繰り入れているが、特会法第90条及び第91条の規定では予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、予算執行の過程において不用見込額を把握した場合でも一般会計からの繰入額に反映させることができず、不用見込額の財源を含めて予算額の全額を一般会計から繰り入れていることが、剰余金が多額となる一因になっている。そして、同特別会計の21年度の剰余金2889億円のうち22年度の歳入に繰り入れられた2853億円については、後記オ(イ)のとおり、翌年度繰越額等の財源746億円及びあらかじめ22年度の歳入予算において見込まれていた分（以下「予算計上分」という。）936億円は22年度の歳出の財源に充てられるものの、予算計上分を上回った分（以下「予算未計上分」という。）1171億円は23年度の歳出の財源に充てられることになっている。

オ 剰余金の処理

(ア) 21年度の剰余金に係る決算処理

21年度の特別会計全体の剰余金29兆8330億円に係る決算処理の状況をみると、図表3-20のとおり、翌年度（22年度）の歳入に繰入額が26兆4797億円（剰余金に占める割合88.7%）と最も多く、次いで一般会計の歳入に繰入額2兆6593億円（同8.9%）、積立金等に積立て6305億円（同2.1%）となっている。

図表3-20 剰余金の決算処理状況

(単位：百万円)

特別会計名	勘定名	剰余金	翌年度（平成22年度）の歳入に繰入れ	一般会計の歳入に繰入れ	積立金等に積立 て	その他
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	773,720	773,720	—	—	—
	交通安全対策特別交付金	5,515	5,515	—	—	—
登記		16,799	15,699	1,100	—	—
地震再保険		66,602	—	—	66,602	—
国債整理基金		20,730,554	20,730,554	—	—	—
財政投融资	財政融資資金	1,481,707	—	—	1,481,707	—
	投資	68,696	68,696	—	—	—
外国為替資金		2,922,522	421,841	2,500,681	—	—
特定国有財産整備		134,967	134,967	—	—	—
エネルギー対策	エネルギー需給	241,163	241,163	—	—	—
	電源開発促進	47,741	44,201	—	3,540	—
国立高度専門医療センター		40,829	—	2,166	—	38,662
労働保険	労災	156,275	199,779	—	△ 43,504	—
	雇用	190,583	144,265	—	46,318	—
	徴収	21,630	21,630	—	—	—
船員保険		7,609	—	—	—	7,609
年金	基礎年金	1,901,068	1,901,068	—	—	—
	国民年金	△ 225,066	—	—	△ 225,066	—
	厚生年金	△ 773,368	0	—	△ 773,368	—
	福祉年金	84	84	—	—	—
	健康	45,857	38,484	—	—	7,373
	児童手当	12,338	8,072	—	4,265	—
	業務	75,946	45,685	—	30,261	—
食料安定供給	農業経営基盤強化	12,387	12,387	—	—	—
	農業経営安定	81,480	81,480	—	—	—
	米管理	78	78	—	—	—
	麦管理	6,185	6,185	—	—	—
	業務	890	—	890	—	—
	調整	42,855	4,680	38,174	—	—
農業共済再保険	国営土地改良事業	11,627	11,627	0	—	—
	再保険金支払基金	19,588	19,588	—	—	—
	農業	1,493	4,742	—	△ 3,248	—
	家畜	14,370	11,592	—	2,778	—
	果樹	4,041	3,568	472	—	—
	園芸施設	1,760	1,308	—	452	—
森林保険		8,915	7,434	—	1,481	—
国有林野事業		9,748	—	—	—	9,748
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	138	34	—	103	—
	漁船特殊保険	30	0	—	30	—
	漁船乗組員給与保険	6	0	—	6	—
	漁業共済保険	216	216	—	—	—
	業務	0	0	—	—	—
貿易再保険		86,962	49,195	—	37,767	—
特許		197,385	196,345	1,040	—	—
社会資本整備事業	治水	329,254	329,254	—	—	—
	道路整備	738,566	738,566	—	—	—
	港湾	66,587	66,587	—	—	—
	空港整備	24,265	24,265	—	—	—
	業務	162,901	48,060	114,841	—	—
自動車安全	保障	60,016	59,951	—	64	—
	自動車検査登録	7,182	7,182	—	—	—
	自動車事故対策	361	—	—	361	—
計 (剰余金に占める割合)		29,833,081	26,479,768 (88.7%)	2,659,368 (8.9%)	630,550 (2.1%)	63,393 (0.2%)

注(1) 計欄の金額は、各特別会計の計数を単純に合計したものである（船員保険特別会計は平成22年1月1日に廃止されたため、同特別会計の剰余金は労働保険特別会計の雇用勘定及び年金特別会計の健康勘定の21年度の歳入に繰り入れられており、計欄の金額は重複計上となっている。）。

注(2) 積立金等に積立での「△」は、特別会計の決算において歳出が歳入を上回ったり、剰余金が生じて翌年度への繰越額等を控除したりすることなどにより生じた不足を補足するため、積立金等を取り崩したものである。

注(3) 年金特別会計業務勘定の「翌年度（平成22年度）の歳入に繰入れ」のうち56億円は、同特別

会計健康勘定の歳入に繰り入れられるものである。

注(4) 食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定の「翌年度（平成22年度）の歳入に繰入れ」の全額は、同特別会計調整勘定の歳入に繰り入れられるものである。

注(5) 農業共済再保険特別会計農業勘定の決算の結果、翌年度において積立金から補足すべき額が32億円あるため、これも便宜的に剰余金の決算処理に含めて整理することとし、「翌年度（平成22年度）の歳入に繰入れ」には、剰余金から繰り入れる14億円と積立金から補足する32億円を合算した47億円を計上している。

注(6) 農業共済再保険特別会計農業勘定の「翌年度（平成22年度）の歳入に繰入れ」のうち46億円及び果樹勘定の「翌年度（平成22年度）の歳入に繰入れ」のうち15億円は、いずれも同特別会計再保険金支払基金勘定の歳入に繰り入れられるものである。

注(7) 「その他」としたものは、国有林野事業特別会計の剰余金を翌年度に持ち越して保有することとされたもののほか、(2)ア(ウ)のとおり、平成21年度までの設置であった国立高度専門医療センター特別会計の剰余金が6独立行政法人（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）に、船員保険特別会計の剰余金が労働保険特別会計雇用勘定及び年金特別会計健康勘定に、年金特別会計健康勘定の剰余金が全国健康保険協会に、それぞれ承継されたものである。

(イ) 剰余金の活用状況

21年度の剰余金のうち、一般会計や他の特別会計の歳入に繰り入れられたり、独立行政法人等に承継されたりしたものは、一般会計等でそれぞれ活用され、積立金等に積み立てられたものは、後記(3)エのように活用されることとなる。これら以外の翌年度（22年度）の歳入に繰り入れられたもの及び翌年度に持ち越して保有することとされたものの活用状況は、次のとおりである。

a 翌年度（22年度）の歳入に繰り入れられた21年度の剰余金の活用状況

交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定等17特別会計41勘定では、21年度の剰余金のうち26兆4797億円が22年度の歳入に繰り入れられている。この22年度の歳入に繰り入れられた剰余金は、22年度の歳入において前年度剰余金受入等として受け入れられており、図表3-21のとおり、このうち、14兆0700億円は翌年度繰越額の財源、未経過保険料、支払備金、各種負担金の精算のための財源等であり、22年度に特定の歳出の財源に充てられることなどが決まっているものである。そして、10兆6954億円は予算計上分、1兆7142億円は予算未計上分となっており、これらは、22年度以降の歳出予算の財源等として活用されるものである。

この22年度の歳入に繰り入れられた21年度の剰余金のうち26兆4797億円の22年度における活用状況は、各特別会計（勘定）の前年度剰余金受入等の予算額の算出方法等を基に整理すると、次のような分類となる。

① 22年度の歳入に繰り入れられた剰余金のほぼ全額を22年度中に歳出予算の

財源として活用することとしているもの

8特別会計20勘定

- ② 21年度の剰余金の一部を22年度ではなく、23年度の歳出予算の財源として活用することとしているもの

8特別会計16勘定

- ③ 21年度の剰余金のうち22年度中に歳出予算の財源として活用する分が特定できないもの

4特別会計5勘定

図表3-21 翌年度（平成22年度）の歳入に繰り入れられた21年度の剰余金の状況
(単位：百万円)

特別会計名	勘定名	翌年度（平成22年度）の歳入に繰り入れ (A)	翌年度繰越額等の財源 (B)	予算計上分 (C)	予算未計上分 (A)-(B)-(C)	備考
① 22年度の歳入に繰り入れられた剰余金のほぼ全額を22年度中に歳出予算の財源として活用することとしているもの【8特別会計20勘定】						
交付税及び譲与税配付金	交通安全対策特別交付金	5,515	—	5,515	—	
国債整理基金		20,730,554	12,526,132	8,204,421	0	
労働保険	労災	199,779	199,779	—	—	※
	雇用	144,265	144,265	—	—	※
年金	厚生年金	0	0	—	—	※
	福祉年金	84	—	84	0	*
	児童手当	8,072	65	8,006	0	*
農業共済再保険	再保険金支払基金	25,784	—	25,784	0	*
	農業	104	104	—	—	※
	家畜	11,592	11,592	—	—	※
	果樹	2,010	2,010	—	—	※
	園芸施設	1,308	1,308	—	—	※
	業務	0	—	0	—	*
森林保険		7,434	7,434	—	—	※
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	34	34	—	—	※
	漁船特殊保険	0	0	—	—	※
	漁船乗組員給与保険	0	0	—	—	※
	漁業共済保険	216	216	—	—	※
	業務	0	—	0	—	*
貿易再保険		49,195	—	49,195	—	
小計		21,185,954	12,892,946	8,293,008	0	
② 21年度の剰余金の一部を22年度ではなく、23年度の歳出予算の財源として活用することとしているもの【8特別会計16勘定】						
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	773,720	—	572,750	200,969	
登記		15,699	5,377	10,285	35	
エネルギー対策	エネルギー需給	241,163	62,481	79,676	99,006	
	電源開発促進	44,201	12,152	13,950	18,098	
労働保険	徴収	21,630	—	14,482	7,148	
年金	基礎年金	1,901,068	—	1,178,923	722,145	
	健康	44,098	—	10,134	33,963	
	業務	40,071	7,411	4,506	28,153	
食料安定供給	調整	104,812	78	72,925	31,808	
	国営土地改良事業	11,627	2,320	6,760	2,546	
特許		196,345	629	186,811	8,904	
社会資本整備事業	治水	329,254	308,425	6,076	14,752	
	道路整備	738,566	676,921	24,853	36,791	
	港湾	66,587	64,949	54	1,583	
	空港整備	24,265	4,630	7,641	11,992	
	業務	48,060	6,956	6,025	35,078	
小計		4,601,173	1,152,335	2,195,857	1,252,980	
③ 21年度の剰余金のうち22年度中に歳出予算の財源として活用する分が特定できないもの【4特別会計5勘定】						
財政投融资	投資	68,696	12,600	56,096	—	
外国為替資金		421,841	—	—	421,841	
特定国有財産整備		134,967	11,557	86,096	37,314	
自動車安全	保障	59,951	—	59,036	915	
	自動車検査登録	7,182	632	5,320	1,230	
小計		692,640	24,789	206,550	461,301	
計		26,479,768	14,070,070	10,695,416	1,714,281	

注(1) 年金特別会計健康勘定の「翌年度（平成22年度）の歳入に繰り入れ」には、同勘定の剰余金から繰り入れることとされた384億円と同特別会計業務勘定の剰余金から繰り入れることとされた56億円を合算した440億円を計上している。

注(2) 食料安定供給特別会計調整勘定の「翌年度（平成22年度）の歳入に繰り入れ」には、同勘定の剰余金から繰り入れることとされた46億円と同特別会計農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定の剰余金から繰り入れることとされた1001億円を合算し

た1048億円を計上している。

- 注(3) 農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定の「翌年度（平成22年度）の歳入に繰入れ」には、同勘定の剰余金から繰り入れることとされた195億円と同特別会計農業勘定及び果樹勘定の剰余金から繰り入れることとされた46億円及び15億円を合算した257億円を計上している。
- 注(4) 「備考」欄の「※」は、翌年度繰越額等の財源だけを平成22年度の歳入に繰り入れていたものであり、「＊」は、21年度の決算が確定した後に編成される補正予算で前年度剰余金受入等の予算額を修正計上するなどして、剰余金のうち22年度の歳入に繰り入れられた額のほぼ全額を22年度の歳出予算の財源に充てることとしていたものである。
- 注(5) 国債整理基金特別会計の翌年度繰越額等の財源12兆5261億円については、同特別会計の歳出予算における支出残額は、翌年度以降に繰り越して使用できるとされているため、平成22年度以降に活用されるものであるが、便宜的に22年度において活用される分に含めて整理している。

- ① 22年度の歳入に繰り入れられた剰余金のほぼ全額を22年度中に歳出予算の財源として活用することとしているもの（8特別会計20勘定）

交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定等8特別会計20勘定では、翌年度繰越額等の財源だけを22年度の歳入に繰り入れていたり、21年度の決算が確定した後に編成される補正予算で前年度剰余金受入等の予算額を修正計上するなどして、剰余金のほぼ全額を22年度の歳出予算の財源に充てることとしていたりするほか、次のように、22年度中に活用等することとされていた。

交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定では、交通反則者納金が納付されたものの、これを財源に交付される交通安全対策特別交付金が未交付である分等の55億円が剰余金となるが、この剰余金は22年度に交付することとされているため、55億円は22年度の歳出の財源に充てられることとなる。

国債整理基金特別会計では、21年度の剰余金20兆7305億円のうち12兆5261億円は翌年度繰越額の財源であり、残りの8兆2044億円は、翌年度の国債の償還に必要な借換債（いわゆる前倒債）の発行分に係る公債金の発行収入等であるため、22年度の歳出予算の財源に充てられることとなる。

貿易再保険特別会計では、21年度の剰余金869億円のうち、22年度に特会法附則第47条に基づき一般会計へ繰り入れる491億円と同額を前年度剰余金受入として歳入予算に計上し、同額を22年度の一般会計の歳入に繰り入れている。このため、22年度の歳入に繰り入れられた491億円の全額が22年度の歳出予算の財源に充てられることとなる。

- ② 21年度の剰余金の一部を22年度ではなく、23年度の歳出予算の財源として

活用することとしているもの（8特別会計16勘定）

交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定等8特別会計16勘定では、21年度の剰余金から22年度の予算計上分を控除するなどして23年度の前年度剰余金受入等の予算額を算出している。このため、21年度の剰余金の一部は23年度に活用されるものとなっている。

22年度における8特別会計16勘定の歳入予算額の合計は97兆8349億円であり、これに含まれる予算計上分は、図表3-22のとおり、2兆1958億円である。このうち、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定等4特別会計4勘定では、歳入予算額が歳出予算額を上回っており、この歳入予算額が歳出予算額を上回った分（以下「歳入超過予算分」という。）3841億円は、予算上、22年度の剰余金になることが見込まれている。一方、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定等5特別会計12勘定では、歳入予算額と歳出予算額が同額であるため、歳入超過予算分は生じていない。

図表3-22 平成22年度における8特別会計16勘定の予算計上分の活用状況（単位：百万円）

特別会計名	勘定名	歳入予算額	予算計上分	歳出予算額	歳出予算額の財源に充てることが見込まれる予算計上分	歳入超過予算分	歳入超過予算分に含まれる予算計上分による額
		(A)	(B)	(C)	(B)/(A)×(C)	(D)=(A)-(C)	(B)/(A)×(D)
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	54,895,056	572,750	54,697,756	注(1) 571,404	197,300	注(1) 1,345
登記		158,823	10,285	158,012	10,232	810	52
エネルギー対策	エネルギー需給	2,042,658	79,676	2,042,658	79,676	—	—
	電源開発促進	346,322	13,950	346,322	13,950	—	—
労働保険	徴収	3,360,540	14,482	3,360,540	14,482	—	—
年金	基礎年金	22,278,585	1,178,923	22,278,585	1,178,923	—	—
	健康	8,632,841	10,134	8,632,841	10,134	—	—
	業務	447,882	4,506	447,882	4,506	—	—
食料安定供給	調整	1,441,709	72,925	1,438,843	注(2) 70,060	2,865	注(2) 2,865
	国営土地改良事業	67,282	6,760	67,282	6,760	—	—
特許		302,226	186,811	119,085	73,608	183,141	113,202
社会資本整備事業	治水	852,857	6,076	852,857	6,076	—	—
	道路整備	2,066,001	24,853	2,066,001	24,853	—	—
	港湾	217,557	54	217,557	54	—	—
	空港整備	464,154	7,641	464,154	7,641	—	—
	業務	260,423	6,025	260,423	6,025	—	—
計		97,834,924	2,195,857	97,450,807	2,078,391	384,117	117,466

注(1) 交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定では、地方譲与税の未譲与分1997億円が予算計上分に含まれているが、未譲与分は法令により22年度に交付することとされているため、同額は「歳出予算額の財源に充てることが見込まれる予算計上分」に含まれることとして整理している。

注(2) 食料安定供給特別会計調整勘定では、農業経営基盤強化勘定由来の21年度の剰余金分28億円が歳入超過予算分となっているため、同額を「歳入超過予算分に含まれる予算計上分による額」欄に計上し、予算計上分から同額を除いた額を「歳出予算額の財源に充てることが見込まれる予算計上分」欄に計上している。

交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定のうち22年度の歳出の財源に充てることとされている地方譲与税の未譲与分を除いたも

の、登記特別会計及び特許特別会計では、前述のとおり、一般的には、歳出の財源にどの歳入を充てるかを明確に整理していないため、どの歳入が剰余金となったかということ特定することはできない。したがって、歳入超過予算分に予算計上分がどの程度含まれているかを明確に示すことはできない。

そこで、このような特別会計については、歳入予算額に占める予算計上分の割合から「歳出予算額の財源に充てることが見込まれる予算計上分」及び「歳入超過予算分に含まれる予算計上分に由来する額」を試算して、22年度予算における予算計上分の活用状況を整理すると、図表3-22のとおりとなり、予算計上分2兆1958億円のうち2兆0783億円は22年度の歳出予算の財源に充てることが見込まれているが、歳入超過予算分に含まれる予算計上分に由来する額と整理された1174億円については、計算上、22年度の歳出予算の財源には充てられず、22年度の剰余金となることを見込まれている状況となっている。

なお、22年度の歳出予算の財源に充てることが見込まれている2兆0783億円についても、22年度の予算執行の結果、歳出が不用等になれば、その分は22年度の剰余金になることとなる。

8特別会計16勘定における予算未計上分の活用状況は、図表3-23のとおりであり、年金特別会計健康勘定等2特別会計3勘定において22年度の歳出予算の財源として見込んでいた一般会計からの繰入れなどを抑制し、代わりに予算未計上分を活用するなどとして、22年度の歳出の財源に291億円が充てられているものの、残りの1兆2238億円は、22年度でも剰余金となり、23年度予算において、歳入予算に計上されて歳出予算の財源に充てられたり、一般会計に繰り入れられたりするなどとされている。

このうち、一般会計からの繰入れを歳入とする特別会計の中には、21年度の剰余金を23年度の歳入予算に計上することにより、同年度の一般会計からの繰入れを抑制させているものもあるが、財政資金の一層の効率的な活用を促進するためには、発生した剰余金を翌々年度の歳入予算に計上するのではなく、翌年度の一般会計からの繰入額に反映させ、繰入れを抑制するなどして、可能な限り翌年度に活用するための方策を検討することが望まれる。

図表3-23 平成22年度における8特別会計16勘定における予算未計上分の活用状況
(単位：百万円)

特別会計名	勘定名	予算未計上分 (A)	平成22年度の 歳出の財源に 充当 (B)	22年度の剰余 金見込み (C)=(A)-(B)	23年度歳入予 算に計上 (D)	23年度におい て一般会計へ 繰入れ (E)	その他 (C)-(D)-(E)
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	200,969	—	200,969	200,969	—	—
登記		35	—	35	—	35	—
エネルギー対策	エネルギー需給	99,006	—	99,006	99,006	—	—
	電源開発促進	18,098	—	18,098	18,098	—	0
労働保険	徴収	7,148	—	7,148	7,148	—	—
年金	基礎年金	722,145	—	722,145	722,145	—	—
	健康	33,963	22,952	11,011	11,011	—	—
	業務	28,153	0	28,153	28,153	—	—
食料安定供給	調整	31,808	6,185	25,623	16,100	9,522	0
	国営土地改良事業	2,546	—	2,546	2,546	—	0
特許		8,904	—	8,904	8,722	181	—
社会資本整備事業	治水	14,752	—	14,752	14,425	—	327
	道路整備	36,791	—	36,791	36,791	—	0
	港湾	1,583	—	1,583	1,583	—	—
	空港整備	11,992	—	11,992	11,992	—	0
	業務	35,078	—	35,078	26,521	8,556	0
計		1,252,980	29,137	1,223,842	1,205,216	18,297	329

③ 21年度の剰余金のうち22年度中に歳出予算の財源として活用する分が特定できないもの（4特別会計5勘定）

財政投融资特別会計投資勘定等4特別会計5勘定では、22年度の全ての歳入の決算見込額から全ての歳出の決算見込額を差し引くなどして23年度の前年度剰余金受入等の予算額を算出しているため、21年度の剰余金のうちの22年度中に活用する分、23年度に繰り入れる分を明確に整理できないものとなっている。

そこで、当該4特別会計5勘定において22年度の歳入に繰り入れられた21年度の剰余金6926億円の22年度における活用状況について、22年度の歳入決算見込額に占める21年度の剰余金の割合から、22年度の歳出決算見込額の財源に「21年度の剰余金を充当した額」及び22年度の剰余金見込額の中の「21年度の剰余金に由来する額」を試算すると図表3-24のとおりとなり、21年度の剰余金6926億円のうち1980億円は歳出決算見込額に充てられ、4945億円は剰余金見込額になる計算となる。

図表3-24 4特別会計5勘定の剰余金の平成22年度における活用状況 (単位：百万円)

特別会計名	勘定名	歳入決算 見込額	平成22年度の 歳入に繰り入 れられた21年 度の剰余金	歳出決算 見込額	21年度の剰余 金を充当した 額	剰余金 見込額	21年度の剰余 金に由来する 額
		(A)	(B)	(C)	(B) / (A) × (C)	(D) = (A) - (C)	(B) / (A) × (D)
財政投融资	投資	208,006	68,696	155,410	51,326	52,595	17,370
外国為替資金		3,387,301	421,841	685,007	85,308	2,702,294	336,533
特定国有財産整備		154,070	134,967	56,786	49,746	97,283	85,221
自動車安全	保障	63,246	59,951	5,273	4,998	57,972	54,953
	自動車検査登録	43,364	7,182	40,229	6,663	3,134	519
計		3,855,989	692,640	942,707	198,043	2,913,281	494,597

上記の①、②及び③を踏まえて、21年度の剰余金のうち、翌年度（22年度）の歳入に繰り入れられた26兆4797億円の22年度における活用状況について、前年度剰余金受入等の予算額の算出方法等を基に整理すると、図表3-25のとおり、計算上は、22年度に活用されるものが24兆6438億円となっており、残りの1兆8359億円は23年度以降に活用されることになる。

図表3-25 翌年度歳入に繰り入れられた剰余金の活用状況

(単位：百万円)

特別会計名	勘定名	翌年度（平成22年度）の歳入に繰り入れ	22年度において活用される分				23年度以降に活用される分
		(A)	(B)	翌年度繰越額等の財源	予算計上分のうちの活用分	予算未計上分のうちの活用分	
① 22年度の歳入に繰り入れられた剰余金のほぼ全額を22年度中に歳出予算の財源として活用することとしているもの【8特別会計20勘定】							
交付税及び譲与税配付金	交通安全対策特別交付金	5,515	5,515	—	5,515	—	—
国債整理基金		20,730,554	20,730,554	12,526,132	8,204,421	—	0
労働保険	労災	199,779	199,779	199,779	—	—	—
	雇用	144,265	144,265	144,265	—	—	—
年金	厚生年金	0	0	0	—	—	—
	福祉年金	84	84	—	84	—	0
	児童手当	8,072	8,072	65	8,006	0	—
農業共済再保険	再保険金支払基金	25,784	25,784	—	25,784	—	0
	農業	104	104	104	—	—	—
	家畜	11,592	11,592	11,592	—	—	—
	果樹	2,010	2,010	2,010	—	—	—
	園芸施設	1,308	1,308	1,308	—	—	—
	業務	0	0	—	0	—	—
森林保険		7,434	7,434	7,434	—	—	—
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	34	34	34	—	—	—
	漁船特殊保険	0	0	0	—	—	—
	漁船乗組員給与保険	0	0	0	—	—	—
	漁業共済保険	216	216	216	—	—	—
	業務	0	0	—	0	—	—
貿易再保険		49,195	49,195	—	49,195	—	—
小 計		21,185,954	21,185,954	12,892,946	8,293,008	0	0
② 21年度の剰余金の一部を22年度ではなく、23年度の歳出予算の財源として活用することとしているもの【8特別会計16勘定】							
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	773,720	571,404	—	571,404	—	202,315
登記		15,699	15,610	5,377	10,232	—	88
エネルギー対策	エネルギー需給	241,163	142,157	62,481	79,676	—	99,006
	電源開発促進	44,201	26,102	12,152	13,950	—	18,098
労働保険	徴収	21,630	14,482	—	14,482	—	7,148
年金	基礎年金	1,901,068	1,178,923	—	1,178,923	—	722,145
	健康	44,098	33,087	—	10,134	22,952	11,011
	業務	40,071	11,917	7,411	4,506	0	28,153
食料安定供給	調整	104,812	76,323	78	70,060	6,185	28,488
	国営土地改良事業	11,627	9,080	2,320	6,760	—	2,546
特許		196,345	74,238	629	73,608	—	122,107
社会資本整備事業	治水	329,254	314,502	308,425	6,076	—	14,752
	道路整備	738,566	701,774	676,921	24,853	—	36,791
	港湾	66,587	65,004	64,949	54	—	1,583
	空港整備	24,265	12,272	4,630	7,641	—	11,992
	業務	48,060	12,981	6,956	6,025	—	35,078
小 計		4,601,173	3,259,864	1,152,335	2,078,391	29,137	1,341,309
③ 21年度の剰余金のうち22年度中に歳出予算の財源として活用する分が特定できないもの【4特別会計5勘定】							
財政投融资	投資	68,696	51,326				17,370
外国為替資金		421,841	85,308				336,533
特定国有財産整備		134,967	49,746				85,221
自動車安全	保障	59,951	4,998				54,953
	自動車検査登録	7,182	6,663				519
小 計		692,640	198,043				494,597
計		26,479,768	24,643,862				1,835,906

(注) 国債整理基金特別会計の翌年度繰越額等の財源12兆5261億円については、同特別会計の歳出予算における支出残額は、翌年度以降に繰り越して使用できるとされているため、平成22年度以降に活用されるものであるが、便宜的に22年度において活用される分に含めて

整理している。

b 翌年度に持ち越して保有することとされた剰余金の活用状況

国有林野事業特別会計については、特会法等により、企業的に運営することとされ、発生主義による経理手法をとること、出納整理期間を設けないこと、支出未済の繰越制度を設けることなどが定められているため、収納済歳入額が支出済歳出額を超過した場合、これを持越現金として翌年度に持ち越して整理し、支出未済繰越や明許繰越等の翌年度繰越額の財源に充てることとされている。

しかし、持越現金の17年度以降の残高の推移をみると、図表3-26のとおり、年々増加する傾向にあり、19年度以降、持越現金が翌年度繰越額の財源を上回る状況となっている。

図表3-26 国有林野事業特別会計の剰余金及び持越現金等の推移 (単位：百万円)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
剰余金	15,354	13,505	△ 373	8,059	9,748	720
持越現金 (A)	13,355	26,861	26,488	34,547	44,296	45,016
翌年度繰越額の財源 (B)	21,264	28,146	21,760	23,405	25,622	22,871
差額 (A) - (B)	△ 7,908	△ 1,284	4,727	11,142	18,673	22,144

これは、林野庁において、林産物収入等の自己収入が歳入予算額を下回ることが見込まれる場合には、それに見合うよう事業費を抑制する厳格な収支管理に努めた結果、決算において歳出が歳入を上回ることがほとんどなかったため、持越現金が年々増加することとなったものである。

なお、林野庁では、持越現金の額が翌年度繰越額の事業費を上回り、年度中に考えられる不測の事態を十分に上回るだけの余裕が生じた場合は、まず債務の返済に充てるべきものとしている。

カ まとめ

特別会計の剰余金については、18年度から22年度までの間に、11兆0362億円を一般会計に繰り入れている。

特別会計全体の剰余金は、17年度から20年度までは減少傾向であったものの、その後増加して、21年度は29兆8330億円、22年度は41兆9109億円となり、17年度から22年度までは30兆円から50兆円程度の間で推移している。

特別会計の勘定ごとの剰余金の推移をみると、減少傾向にある特別会計（勘定）がある一方で、増加傾向にある特別会計（勘定）もある。そして、17年度から22年度まで連続して剰余金が500億円以上の特別会計は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定等11特別会計15勘定あり、このうち剰余金率が連続して30%以上のものは地震再保険特別会計等3特別会計3勘定となっている。また、21年度の剰余金が17年度の剰余金より500億円以上増加した特別会計（勘定）は、特定国有財産整備特別会計等5特別会計6勘定となっている。

一般会計から繰り入れた額を財源とする特別会計では、一般会計からの繰入額の財源に一般税収や建設国債又は特例国債による財源が充てられていることなどを踏まえると、可能な限り一般会計からの繰入を抑えて、剰余金を縮減する取組を行うことが必要である。会計検査院は、22年10月に、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して、特別会計における歳出予算の執行過程で把握された不用見込額を一般会計からの繰入額に確実に反映させ、繰入を抑えることにより、繰入を適切かつ効率的なものとするよう、会計検査院法第36条の規定により意見を表示するなどした。そして、22年度では、一般会計から繰り入れた額を財源とする14特別会計32勘定で、不用見込額8361億円を一般会計からの繰入額に反映させ、繰入を抑えており、同額の剰余金を縮減させている。しかし、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定では、23年9月現在においては、会計検査院の指摘の趣旨に沿った方策の検討には至っておらず、22年度においても剰余金が多額となっている。

一方、エネルギー対策特別会計では、特定財源を全額一般会計に計上した上で、同特別会計における燃料安定供給対策、電源立地対策等に要する費用の財源を一般会計から繰り入れているが、特会法の規定では予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、予算執行の過程において不用見込額を把握した場合でも一般会計からの繰入額に反映させることができず、不用見込額の財源を含めて予算額の全額を一般会計から繰り入れていることが、剰余金が多額となる一因になっている。

特別会計の剰余金のうち翌年度の歳入に繰り入れられた分は、翌年度の歳入において前年度剰余金受入等として受け入れられた上で、当該特別会計の歳出の財源等として活用されることとなる。そして、特別会計の中には、剰余金の一部を、翌年度ではなく、翌々年度に予算計上することにより、同年度の一般会計からの繰入れ

を抑制しているものもあるが、この場合、剰余金が翌々年度まで活用されないこととなる。

このように、一般会計から繰り入れた額を財源とする特別会計では、多くの特別会計で一般会計からの繰入を抑制し、剰余金を縮減する取組が行われているものの、国の財政状況が厳しい現状を踏まえると、引き続き一般会計からの繰入を可能な限り抑制するなどして、剰余金を縮減していく必要がある。しかし、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定では、前記の22年10月の会計検査院法第36条の規定による意見表示に対して、23年9月現在においては、当該指摘の趣旨に沿った方策の検討には至っておらず、22年度においても剰余金が多額となっていることから、当該指摘の趣旨に沿った方策について検討し、剰余金の縮減に取り組む必要がある。一方、エネルギー対策特別会計では、予算執行の過程において不用見込額を把握した場合でも一般会計からの繰入を抑制することができないことが、剰余金が多額となる一因になっていることを踏まえて、剰余金の縮減のための取組について検討する必要がある。

また、特別会計全体の剰余金は依然として多額に上っており、その大部分が翌年度の歳入に繰り入れられているが、特別会計の中には、剰余金の一部を翌年度ではなく、翌々年度に活用することとしているものがあることから、財政資金の一層の効率的な活用を促進するため、翌々年度に活用される剰余金を翌年度の一般会計からの繰入額に反映させるなどして可能な限り翌年度に活用するための方策を検討する必要がある。さらに、特別会計の中には受益と負担の関係が明確となっているものがあること、保険事業特別会計のように剰余金が将来の歳出の財源として想定されているものがあることなどに留意した上で、国の財政状況が厳しい現状に鑑み、剰余金のうち可能な部分については一般会計に繰り入れるなどして、財政資金をより効果的に活用する取組を更に進めていく必要がある。

(3) 積立金等の状況

ア 積立金等の状況

特会法等により特別会計に設置されている積立金等は、17年度から22年度までの間で34資金あり、現在又は将来の事業の財源に充て、又は決算上の不足に備えることなどを目的として設置されている。

そして、これらの積立金等の設置目的、主な財源、使途、22年度末現在における運用状況等は図表3-27のとおりとなっている。

図表3-27 積立金等の状況

特別会計名	勘定名	積立金等の名称	設置目的	財源	使途	運用状況等 (平成22年度末現在)
地震再保険		積立金	再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	歳出の財源	財政融資資金へ預託
国債整理基金		国債整理基金	国債の償還及び発行を円滑に行うため	B	歳出の財源	国債の保有
外国為替資金		積立金	外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、外国為替資金特別会計の健全な運営を確保するため	A	不足の補足	財政融資資金へ預託
財政投融资	財政融資資金	積立金	決算上の不足を補足するため	A	不足の補足 他会計へ繰入	財政投融资の対象となっている機関への貸付けなど
	投資	投資財源資金	投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため	B	歳出の財源	※
エネルギー対策	電源開発促進	周辺地域整備資金	電源立地の進展に伴い、将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保するため	B	歳出の財源 不足の補足	日本銀行預金
国立高度専門医療センター		積立金	国立高度専門医療センターの経営費に充てるため	A	歳出の財源	
労働保険	労災	積立金	労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る）に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
	雇用	積立金	雇用保険事業の失業等給付費に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託 繰替使用
		雇用安定資金	雇用安定事業費に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
船員保険		積立金	船員保険事業の財源に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足	

特別会計名	勘定名	積立金等の名称	設置目的	財源	使途	運用状況等 (平成22年度末現在)
年金	基礎年金	積立金	基礎年金給付費に充てるため	B	歳出の財源 不足の補足	財政融資資金へ預託
	国民年金	積立金	国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金 の財源に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足 他勘定へ繰入	年金積立金管理運用独立行政法人へ寄託 繰替使用
	厚生年金	積立金	厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足 他勘定へ繰入	年金積立金管理運用独立行政法人へ寄託 繰替使用
	健康	事業運営安定資金	健康保険事業の財源に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足 他勘定へ繰入	
	児童手当及び子ども手当	積立金	児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに児童育成事業費の財源に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足	財政融資資金へ預託 繰替使用
	業務	特別保健福祉事業資金	運用益により、特別保健福祉事業を行うため	B	歳出の財源 不足の補足 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
食料安定供給	調整	調整資金	米管理、麦管理、業務各勘定の損益計算上の利益又は損失を整理し、米管理、麦管理両勘定の運営の健全化に資するため	B	損失の減額処理	*
		積立金	農地等の買取代金及び農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置に要する費用の財源に充てるため	B	歳出の財源	※
農業共済再保険	農業	積立金	農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
	家畜	積立金	家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
	果樹	積立金	果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足 他勘定へ繰入	※
	園芸施設	積立金	園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
森林保険		積立金	保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足	財政融資資金へ預託
国有林野事業		特別積立金引当資金	一般会計へ繰り入れるため	A	他会計へ繰入	※

特別会計名	勘定名	積立金等の名称	設置目的	財源	使途	運用状況等 (平成22年度末現在)
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	積立金	普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足	財政融資資金へ預託
	漁船特殊保険	積立金	特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足	財政融資資金へ預託
	漁船乗組員給与保険	積立金	漁船乗組員給与保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足	財政融資資金へ預託
	漁業共済保険	積立金	漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるため	A	不足の補足	※
貿易再保険		積立金	再保険金等の財源に充てるため	A	歳出の財源 不足の補足	財政融資資金へ預託
自動車安全	保障	積立金	再保険金等の財源に充てるため	B	歳出の財源 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
	自動車事故対策	積立金	自動車事故対策計画を安定的に実施するため	B	歳出の財源 他勘定へ繰入	財政融資資金へ預託
外国為替資金		外国為替資金	政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするため	C		
財政投融资	財政融資資金	財政融資資金	特別会計の積立金等の預託、財投債の発行等により集められた資金を統合管理し運用するため	C		

- 注(1) 本図表における特別会計名及び勘定名は、平成22年度末現在で積立金等が廃止されているものは積立金等が設置されていた最終年度における名称であり、それ以外は22年度における名称である。以下、(3)積立金等の状況における図表については同様である。
- 注(2) 「財源」の「A」は剰余金、「B」は一般会計からの繰入金、積立金等を設置している特別会計からの繰入金又は旧特別会計（旧勘定）からの承継金、「C」はその他の財源で返済義務のあるものを示す。財源が複数ある場合には、主なものを示している。
- 注(3) 「運用状況等（平成22年度末現在）」の※は22年度末現在において残高がないものであり、*で示している食料安定供給特別会計調整勘定の調整資金は、後述のとおり現金で保有しているものではない。また、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金については、財政融資資金へ預託されているが、毎年度の資金需要を勘案して約定期間が1年未満での預託となっており、年度末現在では日本銀行預金となっている。

これらの積立金等の主な財源は、剰余金、一般会計からの繰入金等である。剰余金の処理については(2)オのとおりであり、特会法において剰余金を積立金等に積み立てる規定が設けられている。一般会計からの繰入金等を財源としているものとしては、国債の償還等のため特会法等に基づき一般会計から資金を受け入れている国債整理基金特別会計の国債整理基金や、一般会計を経由して電源開発促進税を財源として受け入れているエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金等がある。

そして、22年度末に残高のある23資金（食料安定供給特別会計調整勘定の調整資金、外国為替資金特別会計の外国為替資金及び財政投融资特別会計の財政融資資金を除く。）の22年度末現在における運用状況等についてみると、特会法等に基づき財

政融資資金に預け入れる方法で運用されているほか、年金特別会計の国民年金、厚生年金両勘定では国民年金法及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき年金積立金管理運用独立行政法人に寄託する方法によっても運用されている。また、積立金等を設置した特別会計の一時的な資金不足への対応として繰替使用されているものもある。これらの運用状況等は、地震再保険特別会計等の積立金については、予算参照書及び決算参照書に添付されている積立金明細表に約定期間ごとの財政融資資金への預託状況や繰替使用中の金額といった情報が記載され公表されているが、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金、労働保険特別会計雇用勘定の雇用安定資金及び年金特別会計業務勘定の特別保健福祉事業資金については、このような情報が記載された明細表は添付されていない。なお、国債整理基金特別会計の国債整理基金については、特別会計財務書類において、同特別会計が保有する国債の明細が記載されている。

イ 積立金等の残高の推移

上記34資金の17年度末から22年度末までの残高の推移は、図表3-28のとおりとなっている。また、これらのうち、外国為替資金証券の発行収入を財源とする外国為替資金及び他の積立金等からの預託金や財投債発行収入等を財源とする財政融資資金を除く32資金の22年度末の残高の合計は172兆3291億円となっており、最も多額となっているのは年金特別会計厚生年金勘定の積立金で113兆1621億円、次いで外国為替資金特別会計の積立金で20兆5585億円となっている。なお、農業共済再保険特別会計果樹勘定、国有林野事業特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計漁業共済保険勘定の3資金については、特会法等に積立金等に関する規定はあるが、17年度末から22年度末までの間には残高がない。

図表3-28 積立金等の残高の推移

(単位:百万円)

特別会計名	勘定名	積立金等の名称	平成17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
地震再保険		積立金	944,040	1,002,737	1,063,968	1,128,061	1,193,343	1,259,945
国債整理基金		国債整理基金	11,416,913	12,644,736	11,112,838	11,117,162	12,465,209	13,703,806
外国為替資金		積立金	14,209,102	15,552,443	17,455,673	19,582,456	20,558,557	20,558,557
財政投融资	財政融資資金	積立金	22,449,338	14,400,135	17,240,120	8,405,997	3,373,265	100,872
	投資	投資財源資金	0	0	0	0	-	-
エネルギー対策	電源開発促進	周辺地域整備資金	106,954	121,106	122,587	124,426	125,251	123,155
国立高度専門医療センター		積立金	962	192	1,862	655	255	
労働保険	労災	積立金	7,698,995	7,775,337	7,822,880	7,941,318	8,196,718	8,153,213
	雇用	積立金	1,602,572	2,803,155	4,153,492	4,883,165	5,045,381	5,210,007
		雇用安定資金	567,375	810,617	1,000,421	1,067,853	800,063	504,755
船員保険		積立金	111,963	119,361	124,686	129,286	124,284	
年金	基礎年金	積立金	724,607	724,607	724,607	724,607	724,607	724,607
	国民年金	積立金	9,245,283	8,868,543	8,616,984	8,095,494	7,691,959	7,482,178
	厚生年金	積立金	131,412,199	128,985,388	126,112,676	123,696,347	120,263,876	113,162,160
	健康	事業運営安定資金	264,974	402,168	492,168	128,883		
	児童手当及び子ども手当	積立金	79,609	90,239	103,153	103,070	88,803	79,324
	業務	特別保健福祉事業資金	1,502,304	1,503,101	1,511,089	1,511,937	296	552
食料安定供給	調整	調整資金	70,134	90,410	60,047	73,753	141,979	112,043
		積立金	16,342	16,342	15,342	15,342	15,342	-
農業共済再保険	農業	積立金	8,879	31,749	42,345	62,338	70,468	67,219
	家畜	積立金	30,574	32,849	32,727	34,736	36,955	39,733
	果樹	積立金	-	-	-	-	-	-
	園芸施設	積立金	14,059	13,679	14,487	15,661	17,058	17,510
森林保険		積立金	18,400	18,481	16,837	15,283	15,880	17,361
国有林野事業		特別積立金引当資金	-	-	-	-	-	-
漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険	積立金	11,809	11,109	10,895	10,524	10,894	10,997
	漁船特殊保険	積立金	4,391	4,409	4,163	4,249	4,295	4,325
	漁船乗組員給与保険	積立金	1,257	1,261	1,265	1,275	1,287	1,294
	漁業共済保険	積立金	-	-	-	-	-	-
貿易再保険		積立金	-	-	-	649,907	705,842	743,609
自動車安全	保障	積立金	176,900	95,800	44,800	32,000	26,400	22,100
	自動車事故対策	積立金	273,700	262,700	251,400	247,200	238,500	229,800
計			202,963,648	196,382,665	198,153,525	189,802,997	181,836,304	172,329,135
外国為替資金		外国為替資金	101,854,428	106,318,148	107,414,898	109,785,524	112,461,531	116,401,851
財政投融资	財政融資資金	財政融資資金	339,547,917	288,511,794	243,953,744	203,147,085	178,139,576	169,057,469

注(1) 船員保険特別会計は平成21年12月31日までの設置であり、21年度末欄は21年12月31日現在の額である。また、同特別会計に所属していた積立金は、一部が全国健康保険協会に承継され、残りは労働保険特別会計の労災、雇用両勘定の積立金となった。このうち労働保険特別会計の労災、雇用両勘定の積立金となったものはこれらの勘定の21年度末欄にも含まれているため、21年度末の合計欄からはこの重複分を除いている。

注(2) 年金特別会計健康勘定の事業運営安定資金は、平成20年10月1日に廃止され、全国健康保険協会に承継されたため、20年度末欄は同資金が廃止された日の前日の額である。

注(3) 食料安定供給特別会計調整勘定の積立金は、平成18年度までは農業経営基盤強化措置特別会計の積立金である。以下の図表についても同様である。

これらのうち、積立金等の残高が大きく変動等しているものについて、その主な

ものの要因等は次のとおりである。

(7) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定（積立金）

本積立金の残高は17年度末22兆4493億円から22年度末1008億円に大きく減少している。これは、(1)のとおり、18年度から22年度までの間において、本積立金から国債整理基金特別会計に計19兆1600億円が、一般会計に計16兆2471億円がそれぞれ繰り入れられたためである。また、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「特会法施行令」という。）において、積立金の保有すべき規模、水準等として、予定貸借対照表上の資産の合計額の1000分の100に相当する額を積み立てる上限額とされていたが、19年度までに郵便貯金や年金積立金の預託金の払戻しがほぼ終了し、財投債の発行年限を調整することにより金利変動リスクが減少してきたことなどから、財政制度等審議会の意見を踏まえ、この率は20年度から1000分の50に引き下げられている。

(イ) 労働保険特別会計雇用勘定（積立金）

本積立金の残高は17年度末1兆6025億円から22年度末5兆2100億円に大きく増加している。

本積立金は、特会法により、毎会計年度の雇用安定事業及び能力開発事業（以下「雇用保険二事業」という。）以外に係る歳入額から当該年度の雇用保険二事業以外に係る歳出額を控除して残余がある場合に、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を積立金として積み立てるものとされているものである。そして、雇用保険二事業以外に係る収納済歳入額及び支出済歳出額等、これらの差引額（積立金に積み立てる額）、失業等給付に係る雇用保険の保険料率等は図表3-29のとおりとなっている。

図表3-29 雇用保険二事業以外に係る収支等

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収納済歳入額(A)	2,897,790	2,876,416	2,221,365	2,289,577	2,589,732	2,186,715
支出済歳出額等(B)	1,697,207	1,526,079	1,491,692	1,590,666	2,248,106	1,822,121
うち失業等給付費	1,377,171	1,280,278	1,259,799	1,349,592	1,980,506	1,661,646
差引額(A)-(B)	1,200,582	1,350,336	729,673	698,910	341,626	364,594
積立金残高	1,602,572	2,803,155	4,153,492	4,883,165	5,045,381	5,210,007
保険料率	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	0.8%	1.2%

注(1) 支出済歳出額等とは、支出済歳出額、翌年度へ繰越額及び国庫負担金に対する一般会計からの繰入れの超過額に相当する額である。

注(2) 保険料率は農林、水産、建設等の事業以外に係るものである。

注(3) 平成21、22両年度においては、本積立金の一部を労働保険特別会計雇用勘定の歳入に繰り入れて使用している。また、21年度においては、船員保険特別会計の廃止に伴い、同特別会計の積立金の一部が本積立金となった。

本積立金の残高は18、19両年度末に大きく増加している。これは、歳入面において17年度から保険料を1.4%から1.6%へ引き上げたことにより保険料収入が増加したこと、及び歳出面において失業等給付費が減少したことにより、17、18両年度における収納済歳入額と支出済歳出額等との差引額が大きくなったためである。

なお、19年度以降の収納済歳入額と支出済歳出額等との差引額は、財政状況等を勘案し保険料率を引き下げたり、失業等給付費が増加傾向であったりしたため、減少傾向にある。

(ウ) 年金特別会計基礎年金勘定（積立金）

本積立金の残高は7246億円で推移しており変動がない。

本積立金は、(2)ア(i) bのとおり、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者が国民年金に任意加入とされていた昭和61年4月以前の元任意加入者が納付した保険料に相当する額を積み立てているものであり、61年の基礎年金制度創設時に基礎年金の給付に充てるために設置された。しかし、現在まで本積立金は基礎年金の給付に充てられておらず、また、新たな積立ても行われなため残高は61年度末から変動がない。

なお、本積立金を基礎年金の給付に充てるために必要な法律案が平成19年度に国会に提出されたが、21年7月の衆議院の解散によってこの法律案は廃案となって

いる。

(エ) 年金特別会計国民年金勘定（積立金）

本積立金の残高は17年度末9兆2452億円から22年度末7兆4821億円に減少している。これは、20年度までは、国民年金事業の給付費等の財源に充てるため、予算へ計上した上で本積立金から年金特別会計国民年金勘定の歳入に繰入れを行っていること、また、21年度までの同勘定の収支は、保険料及び国庫負担金の受入れなどの歳入に対し、基礎年金受給権者数の増加等により保険給付費及び基礎年金拠出金等の歳出が超過し、決算において不足が生じており、本積立金からこの不足を補足していることによる。

(オ) 年金特別会計厚生年金勘定（積立金）

本積立金の残高は17年度末131兆4121億円から22年度末113兆1621億円に減少している。これは、17年度以降毎年度、厚生年金保険事業の保険給付費等の財源に充てるため、予算へ計上した上で本積立金から年金特別会計厚生年金勘定の歳入に繰入れを行っていること、また、21年度には、20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショックの影響を受けた景気低迷に伴い、保険料徴収の対象となる給料等の報酬が減少したことなどにより保険料収入が大幅に減少したため歳入が歳出を下回り、決算において不足が生じており、22年度に本積立金からこの不足を補足したことによる。

(カ) 年金特別会計業務勘定（特別保健福祉事業資金）

特別保健福祉事業資金の残高は、20年度末までは1兆5000億円程度で推移していたが、22年度末には5億円にまで大きく減少している。これは、昭和61年度から平成元年度までの間の厚生年金保険に対する国庫負担の繰延額の返済見合い分を、元年度に一般会計から当時の厚生保険特別会計業務勘定に繰り入れ、本資金を設置し、その運用益を用いて被用者保険の拠出金負担の緩和等を図る特別保健福祉事業が実施されてきたが、21年度からは一般会計において新たに高齢者医療運営円滑化等事業として実施されることとなり、同年度に本資金が清算されたためである。

(キ) 自動車安全特別会計保障勘定（積立金）

本積立金の残高は17年度末1769億円から22年度末221億円へと毎年度減少している。

本積立金は、政府が再保険を行う制度を廃止した13年度以前の自動車損害賠償責任保険及び責任共済に係る再保険料が積み立てられたものであるが、再保険制度を廃止した後、新たな再保険料の積立てが行われていない一方で、政府再保険に係る保険金は、当該保険及び共済の最長契約可能期間が60か月であるため18年度末までの契約自動車の運行による事故について支払われ、また、症状固定までに長期間を要する後遺障害があることなどからその後も当分の間支払われることとなるため、毎年度減少している。

以上のように、積立金等の残高が大きく変動等しているものは(ア)から(キ)までのとおりである。これら以外では、地震再保険特別会計のような保険事業特別会計において、受け入れた保険料が積立金として積み立てられるが、積立金を使用するような保険事故が起きていないことなどから、残高が逓増しているものがある。

ウ 積立金等の規模

上記の32資金における積立金等の保有すべき規模、水準等については、特会法に基づき決算参照書等に添付されている積立金明細表等によると、図表3-30のとおりとされている。

図表3-30 積立金等の保有すべき規模、水準等

特別会計名	勘定名	積立金等の名称	積立金等の保有すべき規模、水準等
地震再保険		積立金	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額（平成22年度予算4兆3012億円）を勘案し積立金として保有すべき規模を算定している
国債整理基金		国債整理基金	—
外国為替資金		積立金	外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損をおおむね下回らない水準として保有外貨資産の100分の30を目安とし、中長期的にはこの水準まで積み立てることが望ましいとしている
財政投融资	財政融資資金	積立金	将来の大幅な金利変動に対しても財務の健全性を保つことができる水準として、予定貸借対照表上の資産の合計額の1000分の50に相当する額を積み立てる上限額としている
	投資	投資財源資金	—
エネルギー対策	電源開発促進	周辺地域整備資金	将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用（22年度末現在約1980億円）を積立目標額としている
国立高度専門医療センター		積立金	—
労働保険	労災	積立金	将来の年金給付の原資として、毎年度末の年金受給者数等を基に、これらの者に必要となる給付費用（21年度末8兆1249億円）を算出し、積立金として保有すべき規模を算定している
	雇用	積立金	—
		雇用安定資金	—

特別会計名	勘定名	積立金等の名称	積立金等の保有すべき規模、水準等
船員保険		積立金	—
年金	基礎年金	積立金	—
	国民年金	積立金	既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間を100年程度と設定し、この期間について給付と負担の均衡を図ることとされており、積立金の水準目標を、この期間の最終年度において給付費の1年程度の保有となるようにしている
	厚生年金	積立金	
	健康	事業運営安定資金	
	児童手当及び子ども手当	積立金	—
	業務	特別保健福祉事業資金	—
食料安定供給	調整	調整資金	主要食糧の需給及び価格が年度途中において変動することを考慮し、会計運営に支障が生じることのない水準（22年度末予定額94億円）としている
		積立金	—
農業共済再保険	農業	積立金	ソルベンシー・マージン比率 注(2) 22年度末現在 農業勘定：約39%、家畜勘定：約208%、園芸施設勘定：約261%
	家畜	積立金	
	果樹	積立金	
	園芸施設	積立金	
森林保険		積立金	ソルベンシー・マージン比率 注(2) 22年度末現在約450%
国有林野事業		特別積立金引当資金	—
漁船再保険及び 漁業共済保険	漁船普通保険	積立金	ソルベンシー・マージン比率 注(2) 22年度末現在 漁船普通保険勘定：—、 漁船特殊保険勘定：約99%、漁船乗組員 給与保険勘定：約130%
	漁船特殊保険	積立金	
	漁船乗組員給与保険	積立金	
	漁業共済保険	積立金	
貿易再保険		積立金	ソルベンシー・マージン比率 注(2) 22年度末現在約196%
自動車安全	保障	積立金	—
	自動車事故対策	積立金	—

注(1) 括弧書きは、積立金等の保有すべき規模、水準等を具体的に示していないが、保有すべき規模、水準等に対する考え方を公表しているもの及びソルベンシー・マージン比率を試算して公表しているものである。

注(2) ソルベンシー・マージン比率とは、民間保険会社が、大規模災害による保険金支払の急激な増加、運用環境の悪化等通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度自己資本、準備金等の支払余力を有するかを示す際に用いられる経営健全性の指標である。なお、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計漁船普通保険勘定の積立金明細表において、22年度末のソルベンシー・マージン比率は、純資産が皆無となるため算出できないとされている。

地震再保険特別会計、外国為替資金特別会計、財政投融资特別会計財政融資資金勘定、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定、労働保険特別会計労災勘定及び食料安定供給特別会計調整勘定（調整資金）の6資金については、必要な金額や上限額を具体的に示している。なお、労働保険特別会計労災勘定の積立金については積立金明細表には具体的な金額が示されていないが、財務省が作成しているパンフレットには示されており、また、必要な積立金の算定方法をホームページで公表している。

上記の6資金以外では、年金特別会計のように、既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの100年程度の期間に年金の給付に支障が生じないようにするために必要な額を保有するなどの考え方を有するものや、保険事業の一部の特別会計のように、ソルベンシー・マージン比率を試算して公表しているものはあるが、国債整理基金特別会計の国債整理基金や労働保険特別会計雇用勘定の積立金のように積立金明細表等に保有規模に対する考え方等も明記していないものもある。

積立金等の規模、水準等に関する状況について、特に留意すべき特別会計（勘定）は次のとおりである。

(ア) 国債整理基金特別会計（国債整理基金）

22年10月に行われた特別会計に対する事業仕分けにおいて、オペレーショナルリスクに十分配慮しつつ繰上償還に充てることも含め検討を行うという評価結果が示されたことを踏まえて、国債整理基金の活用による繰上償還を行い、残高を必要最小限の水準に縮減するとしている。その水準については、過去における1日当たりの国債発行の最大額である9兆2000億円程度を考慮し、24年度末における残高を9兆円台とするとしている。

(イ) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定（周辺地域整備資金）

会計検査院は、周辺地域整備資金の資金規模及び将来の積立目標額が適正なものとなっているかなどについて検査を行った結果、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して、23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、同法第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告した（平成22年度決算検査報告452ページ参照）。

その概要は以下のとおりである。

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。

しかし、原子力発電施設の立地の進捗は滞っており、安全審査指針類の改定、エネルギー基本計画の見直しなどにより、今後長期にわたり進捗が図られないことも想定

される。また、昨今の厳しい財政状況に鑑み、不要不急の資金は可能な限り削減し、より一層の有効活用を図ることが求められており、さらに、今般の東日本大震災の被災地の復興、原子力発電施設の周辺地域における安全対策のための措置等に多額の費用が必要とされることが見込まれる。

このような状況を踏まえ、当面の間は、着工済み3基のみを同資金の積立ての対象にするなどして、同資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後同資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の現実性の指標にするなどし需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定して同資金に係る需要額を算定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討する必要がある。

(ウ) 食料安定供給特別会計調整勘定（調整資金）

調整資金は食料安定供給特別会計調整勘定の赤字繰越しを行わないことを目的として設置されており、同特別会計の米管理、麦管理、業務各勘定において、毎年度の損益計算上生じた利益又は損失は、調整勘定に移して整理され、その結果、同勘定に利益又は損失が生じた場合には、その利益の額を本資金に組み入れ、又は、その損失の額を限度として本資金を減額して整理される。なお、本資金には一般会計からの繰入金が充てられている。

本資金は、年度末において、国が備蓄や日常的に行う売買のために在庫として保有する米麦の市場価格による評価額から食糧証券の発行残高等を差し引いた額を表したものであり、現金で保有しているものではない。

そして、本資金の規模、水準等については、21年度から、予算参照書に添付されている調整資金増減計画表に記載されており、22年度では「最近の予算編成にあつては、年度末の繰越額について調整資金の設置の趣旨を踏まえ、主要食糧の需給及び価格が年度途中において変動することを考慮し、平成22年度の会計運営に支障が生じることのない水準としている」とされている。この水準は、米麦の需給状況や国際価格等を勘案し財務当局と協議の上で決定され、22年度では94億円となっている。

この水準として算出された予定額に対する実績額についてみると、図表3-31の

とおり、毎年度大きなかい離が生じている。

図表3-31 調整資金の予定額と実績額

(単位：百万円)

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予定額(A)	4	19,816	12,431	12,443	9,716	9,480
実績額(B)	70,134	90,410	60,047	73,753	141,979	112,043
差額(B)-(A)	70,130	70,593	47,616	61,309	132,262	102,563

(注) 各年度の予定額については、当該年度の予算参照書に添付されている調整資金増減計画表(平成17、18両年度は食糧管理特別会計の資金増減経過表)の金額を記載している。次表についても同様。

そして、本資金の予定額の算出内訳とその実績額についてみると、図表3-32のとおりとなっている。

図表3-32 調整資金の予定額の算出内訳と実績額との対比

(単位：百万円)

年度 (平成)	前年度からの繰越し	一般会計からの繰入れ	利益又は損失(△)	年度末繰越額
予定額				
17	△10,127	207,800	△197,668	4
18	19,826	199,800	△199,809	19,816
19	39,593 (90,716)	146,000 (151,000)	△173,162 (△204,275)	12,431 (37,441)
20	37,441	132,000	△156,997	12,443
21	77,597	114,000	△181,880	9,716
22	105,054	75,500	△171,073	9,480
実績額				
17	△8,808	207,800	△128,856	70,134
18	70,134	199,800	△179,524	90,410
19	90,716	151,000	△181,669	60,047
20	60,047	132,000	△118,294	73,753
21	73,753	114,000	△45,773	141,979
22	141,979	75,500	△105,435	112,043

注(1) 括弧書きは、補正後の金額である。

注(2) 平成19年度の「前年度からの繰越し」は、特会法附則第66条第2号の規定による廃止前の食糧管理特別会計輸入飼料勘定の積立金及び調整勘定の調整資金が、特会法附則第209条第3項の規定によりこの勘定に所属する調整資金とみなされたものである。

予定額と実績額に毎年度かい離が生ずる要因は、図表3-32のとおり毎年度予算額と同額を一般会計から繰り入れている一方、米麦の需給状況や競争入札の結果等により米麦の売買価格の見込みと実績との間で差が生じ、決算時において、米管理、麦管理、業務各勘定の損益を整理した結果、予算上見込んでいた損失よりも実際の損失が少なかったためである。

(エ) 食料安定供給特別会計調整勘定(積立金)

21年11月に行われた事業仕分けにおいて、本積立金の一般会計への返還という評価結果が示されたことを踏まえて、農林水産省は、22年度に、本積立金の全額を食料安定供給特別会計調整勘定の歳入に繰り入れ、一部を事業に要する費用の財源とし、残りを一般会計へ繰り入れており、22年度末に残高は皆無となった。

(ウ) 農業共済再保険特別会計農業、家畜、園芸施設各勘定（積立金）

農業共済再保険特別会計では、農業、家畜、果樹、園芸施設各勘定において支払うべき共済掛金に係る国庫負担金を一般会計から繰り入れている。

しかし、実際に農業共済組合等が引き受けた共済金額は国庫負担金の算出の基礎とした共済金額を下回っていたため、一般会計からの繰入金が過大となっている事態が見受けられた。この事態について、会計検査院は、22年10月に、農林水産大臣に対して、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求した。

これを受け、農林水産省は、22年度以降、各年度の共済の引受実績等に応じて一般会計から繰り入れることとするなど、一般会計からの繰入れについて適正化するための処置を講じた。しかし、積立金についてみると、特会法第146条等の規定により、実際に支払うべき共済掛金に係る国庫負担金として一般会計から繰り入れた額からその年度の再保険金等の支払額等を差し引いた額を積立金として積み立てることとされているが、上記の事態により、過去において一般会計から過大に繰り入れられた額について積立金として積み立てられたものがある。

この一般会計から過大に繰り入れられた額の22年度末の累計額は、家畜勘定120億7938万円、果樹勘定213億5148万円、園芸施設勘定94億8148万円、計429億1235万円となっており、農林水産省は、近年、保険事故の発生が少ない農業勘定において、共済掛金に係る国庫負担金である一般会計からの繰入れを抑制することで、同特別会計全体としての累計額を23年度までに可能な限り縮小するとしている。

22年度末の各積立金の残高は、農業勘定672億1961万円、家畜勘定397億3322万円、園芸施設勘定175億1077万円であるが、上記のとおり、本来、農業勘定において支払うべき共済掛金に係る国庫負担金について一般会計からの繰入れが抑制され、同勘定の積立金の額も抑制されている結果となっている。

エ 積立金等の使用実績

積立金等の使用には、予算に計上して積立金等から当該積立金等を設置している

特別会計の歳入に繰り入れて歳出の財源としたり他会計や他勘定へ繰り入れたりする場合や、特別会計の決算において歳出が歳入を上回ったり、剰余金が生じても翌年度への繰越額等を控除したりすることなどにより生じた不足を補足するため当該決算の翌年度の歳入に繰り入れる場合等がある。歳入に繰り入れた資金は、保険事業の特別会計のように保険金の給付に充てるなど本来の目的として使用されているほか、(1)のとおり国債整理基金特別会計及び一般会計に繰り入れているものもある。そして、17年度以降の積立金等の歳入に繰入れ及び不足の補足による使用実績は図表3-33のとおりとなっている。

図表3-33 積立金等の使用実績 (単位:百万円)

特別会計名	勘定名	積立金等の名称	平成17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
			歳入に繰入れ	不足の補足	歳入に繰入れ	不足の補足	歳入に繰入れ	不足の補足	歳入に繰入れ	不足の補足	歳入に繰入れ	不足の補足	歳入に繰入れ	不足の補足
地震再保険		積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国債整理基金		国債整理基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国為替資金		積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財政投融资	財政融資資金	積立金	-	-	12,000,000	-	-	-	11,318,000	-	7,335,000	-	4,754,100	-
	投資	投資財源資金	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
エネルギー対策	電源開発促進	周辺地域整備資金	-	-	4,992	-	12,798	-	11,223	-	10,194	-	5,635	-
国立高度専門医療センター		積立金	2,000	-	900	-	100	-	1,700	-	655	-		
労働保険	労災	積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,504
	雇用	積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	538,910	-	177,000	-
		雇用安定資金	-	-	-	-	-	-	-	-	225,906	41,883	-	295,308
船員保険		積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	8,991	-		
年金	基礎年金	積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国民年金	積立金	453,863	170,679	282,813	107,063	149,026	119,390	173,699	359,331	-	419,943	-	225,066
	厚生年金	積立金	6,249,692	-	3,416,658	-	3,985,328	-	3,360,475	-	3,754,929	-	6,343,067	773,368
	健康	事業運営安定資金	-	-	-	-	24,755	-	268,356	107,759				
	児童手当及び子ども手当	積立金	-	-	-	-	-	-	17,000	-	26,200	-	13,744	-
	業務	特別保健福祉事業資金	8,637	-	8,629	-	11,361	-	18,997	-	1,505,038	-	-	-

特別会計名	勘定名	積立金等の 名称	平成17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
			歳入に 繰入れ	不足の 補足	歳入に 繰入れ	不足の 補足	歳入に 繰入れ	不足の 補足	歳入に 繰入れ	不足の 補足	歳入に 繰入れ	不足の 補足	歳入に 繰入れ	不足の 補足
食料安定供給	調整	調整資金	-	128,856	-	179,524	-	181,669	-	118,294	-	45,773	-	105,435
		積立金	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	15,342 (うち 10,468)	-
農業共済再保 険	農業	積立金	-	2,709	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,248
	家畜	積立金	-	-	-	-	-	121	-	-	-	-	-	-
	果樹	積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	園芸施設	積立金	-	2,153	-	379	-	-	-	-	-	-	-	-
森林保険		積立金	-	-	-	-	-	1,643	-	1,554	-	-	-	-
国有林野事業		特別積立金引 当資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁船再保険及 び漁業共済保 険	漁船普通保険	積立金	-	1,195	-	699	-	213	-	371	-	-	-	-
	漁船特殊保険	積立金	-	70	-	-	-	245	-	-	-	-	-	-
	漁船乗組員給 与保険	積立金	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	漁業共済保険	積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貿易再保険		積立金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車安全	保障	積立金	195,396	-	81,190	-	51,602	-	12,907	-	5,813	-	4,364	-
	自動車事故対 策	積立金	11,578	-	11,380	-	11,533	-	9,170	-	9,157	-	9,061	-
計			6,921,167	305,666	15,806,564	287,666	4,247,507	303,284	15,191,531	587,311	13,420,798	507,601	11,322,316	1,445,932
外国為替資金		外国為替資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財政投融资	財政融資資金	財政融資資金	10,440,881	-	26,016,686	-	16,021,228	-	17,538,581	-	18,222,530	-	12,451,220	-

注(1) 下線を付したものは、(1)で示したとおり、国債整理基金特別会計及び一般会計に繰り入れたものである。

注(2) 地震再保険特別会計においては、平成23年3月に再保険金の支払を要する保険事故（平成23年東北地方太平洋沖地震）が発生したが、22年度中に再保険金の支払請求がなかったため、同年度における再保険金の支払はなかった。23年度には支払請求に応じて支払が生ずることとなる。

注(3) 食料安定供給特別会計調整勘定の調整資金における不足の補足欄は、同特別会計の米管理、麦管理、業務各勘定における損益計算上の利益又は損益を調整勘定に移して整理した結果、調整勘定に損失が生じたため同資金を減額したものである。

注(4) 農業共済再保険特別会計農業勘定の平成17、22両年度の不足の補足欄は、それぞれ16、21年度に同特別会計の再保険金支払基金勘定から受け入れた資金を償還するため、16、21年度の決算を受けて積立金から補足したものである。

注(5) 農業共済再保険特別会計園芸施設勘定の平成18年度の不足の補足欄は、16年度に同特別会計の再保険金支払基金勘定から受け入れた資金を償還するため、17年度の決算を受けて積立金から補足したものである。

イのとおり、財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び年金特別会計国民年金、

厚生年金両勘定のように多額の積立金を使用しているものがある一方、地震再保険特別会計のように積立金を使用するような保険事故が発生していなかったり、外国為替資金特別会計のように決算上不足が生じていなかったりなどしているため、17年度以降の使用実績がないものもある。

なお、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）による津波等により、家屋、園芸施設、漁船等に大規模な被害が発生したことから、今後は、これらの被害に対応する歳出の財源に充てるために、地震再保険、農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険各特別会計で保有する積立金から多額の資金が各特別会計の歳入に繰り入れられることなどが想定される。漁船再保険及び漁業共済保険特別会計漁船普通保険勘定では、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第35条の規定により、23年度の再保険金の支払財源に充てるため、積立金の全額を23年度の同勘定の歳入に繰り入れることとしている。

オ 積立金等の新設及び廃止

17年度以降に新設及び廃止された積立金等は次のとおりである。

(ア) 新設された積立金等

貿易再保険特別会計では、従前積立金は設置されていなかったが、特会法の施行に際し、剰余金の一般会計への繰入れが規定されることに伴い、同特別会計における受益と負担の関係を明らかにする必要性が生じたため、独立行政法人日本貿易保険から受領した再保険料等を再保険金等の支払の財源として同特別会計に留保するとして、19年度に積立金が設置された。そして、19年度に発生した剰余金の一部を20年度に積立金として積み立てたため、20年度末から残高が生じている。

(イ) 廃止された積立金等

a 国立高度専門医療センター特別会計（積立金）

国立高度専門医療センター特別会計は特会法の規定に基づき21年度末までの設置であったため、所属していた積立金は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律に基づき全額が一般会計に帰属した。

b 船員保険特別会計（積立金）

船員保険特別会計は特会法等の規定に基づき21年12月31日までの設置であったため、所属していた積立金は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19

年法律第30号)に基づき、図表3-34のとおり、一部が全国健康保険協会に承継され、残りは労働保険特別会計の労災、雇用両勘定の積立金となった。

図表3-34 船員保険特別会計の廃止に伴う積立金の承継等 (単位：百万円)

積立金残高 (平成21年12月31 日現在)	全国健康保険協会 へ承継	労働保険特別会計 労災勘定の積立金 へ	労働保険特別会計 雇用勘定の積立金 へ
124,284	23,810	98,258	2,215

c 年金特別会計健康勘定（事業運営安定資金）

年金特別会計健康勘定の事業運営安定資金は健康保険事業の財源に充てるために設置されたものであるが、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）に基づき政府が管掌する健康保険事業は全国健康保険協会が管掌することとなり、それに伴い本資金は20年10月1日に廃止され、全額が同協会に承継された。

カ まとめ

特別会計の積立金等については、財政健全化の目標に対して、18年度から22年度までの間に、財政投融资特別会計財政融資資金勘定等の積立金35兆4175億円を国債整理基金特別会計及び一般会計に繰り入れている。また、年金特別会計厚生年金勘定の積立金を厚生年金保険事業の保険給付費等の財源に充てるために使用するなど、積立金等の本来の目的にも使用されている。このため、特別会計全体の積立金等の残高は減少傾向にあるが、22年度末では172兆3291億円と依然として多額になっている。

特別会計の財政状況を明らかにするためには、これらの積立金等について、その状況等を明らかにし説明責任を果たすことが重要である。これらの積立金等の保有すべき規模、水準等は、地震再保険特別会計の積立金等6資金では具体的に示されている。一方、それ以外の積立金等では、保険事業の一部の特別会計においてソルベンシー・マージン比率を試算して公表するなどの取組が行われているが、積立金等の保有すべき規模、水準等が具体的に示されていない。なお、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金については、積立目標額が具体的に示されているが、同資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを積立ての対象にするなどして、同資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後需要額の

算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、会計検査院は意見を表示した。

このように、特会法により定められている各積立金等の目的を果たすために必要な規模、水準等が示されていないものがあるため、特別会計の積立金等の有効活用を図る上での財政統制が機能しにくい状況となっている。

(4) 国有財産の売却状況等

ア 国有財産現在額の推移

国有財産は、国有財産法（昭和23年法律第73号）において、国の事務・事業又はその職員の住居の用に供するなど国が行政目的を遂行するために供される財産である行政財産と、国の行政目的に直接供されない財産であり、貸付け、売払いなどができる普通財産に分類される。

国有財産法では、財務大臣が普通財産の管理又は処分を行うこととされており、行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に引き継がなければならないこととされている。ただし、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、当該普通財産を所管する各省各庁の長が管理し、又は処分するものとされている。

国有財産現在額の17年度末から22年度末までの間の推移は、図表3-35のとおりとなっており、一般会計、特別会計とも22年度末の現在額は17年度末に比べて増加している。

図表3-35 国有財産現在額の推移 (単位：億円)

会 計	分 類	平成17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
一般会計	行政財産	196,186	202,856	208,995	217,337	223,096	177,502
	普通財産	356,658	466,073	401,381	392,913	422,229	410,292
	計	552,844	668,930	610,376	610,251	645,325	587,795
特別会計	行政財産	130,019	131,159	132,198	129,458	129,537	124,396
	普通財産	169,150	267,478	309,101	283,979	298,884	299,747
	計	299,169	398,637	441,300	413,438	428,422	424,144
合計	行政財産	326,205	334,016	341,193	346,796	352,634	301,898
	普通財産	525,809	733,552	710,483	676,893	721,113	710,040
	計	852,014	1,067,568	1,051,676	1,023,690	1,073,748	1,011,939

このうち、特別会計に所属する行政財産及び普通財産の区分別の現在額の17年度末から22年度末までの間の推移は、図表3-36のとおり、行政財産については、12兆円台から13兆円台で推移しており、普通財産については、大部分を占める政府出資等が増加傾向にあることなどから、17年度末の16兆9150億円から22年度末の29兆9747億円に増加している。

図表3-36 特別会計に所属する行政財産及び普通財産の区分別の現在額の推移
(単位：億円)

分 類	区 分	平成17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
行政財産	土地	21,116	21,110	20,956	19,804	19,164	16,959
	立木竹	66,146	66,464	66,962	67,481	68,116	68,616
	工作物	33,524	34,285	34,835	34,554	35,102	34,051
	上記以外	9,232	9,298	9,443	7,619	7,154	4,768
	計	130,019	131,159	132,198	129,458	129,537	124,396
普通財産	土地	3,193	3,125	2,776	2,397	2,239	2,024
	政府出資等	165,641	264,076	305,989	281,171	296,198	297,398
	上記以外	314	276	335	410	446	324
	計	169,150	267,478	309,101	283,979	298,884	299,747
合 計		299,169	398,637	441,300	413,438	428,422	424,144

また、特別会計に所属する土地の会計別の推移は、図表3-37のとおりとなっている。行政財産については、数量では、森林、原野等の財産を管理する国有林野事業特別会計の占める割合（22年度末における特別会計全体に占める割合99.9%）が著しく高くなっており、台帳価格では、空港用地等の財産を管理する社会資本整備事業特別会計の占める割合（同64.3%）が最も高くなっている。また、普通財産については、数量では、国有農地等の財産を管理、処分する食料安定供給特別会計の占める割合（同51.9%）が最も高く、台帳価格では、庁舎等の施設を整備し、それにより不用となった旧施設の跡地等の財産を処分する特定国有財産整備特別会計の占める割合（同44.8%）が最も高くなっている。

図表3-37 特別会計に所属する土地の会計別の推移 (単位：万㎡、億円)

特別会計名	分 類	平成17年度末		18年度末		19年度末		20年度末		21年度末		22年度末	
		数量	台帳価格	数量	台帳価格	数量	台帳価格	数量	台帳価格	数量	台帳価格	数量	台帳価格
登記	行政財産	5	27	5	26	5	26	5	31	5	49	6	40
	普通財産	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	5	27	5	26	5	26	5	32	6	50	6	41
財政投融资	行政財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通財産	—	—	—	—	—	—	1	29	1	29	0	20
	計	—	—	—	—	—	—	1	29	1	29	0	20
特定国有財産整備	行政財産	—	—	—	—	—	—	0	6	—	—	—	—
	普通財産	370	2,042	334	2,047	373	1,741	295	1,479	285	1,261	209	907
	計	370	2,042	334	2,047	373	1,741	295	1,486	285	1,261	209	907
エネルギー対策	行政財産	1,150	743	1,150	743	1,150	743	1,150	743	1,150	743	1,150	642
	普通財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	計	1,150	743	1,150	743	1,150	743	1,150	743	1,150	743	1,150	642
国立高度専門医療センター	行政財産	68	1,315	68	1,309	75	1,338	75	1,363	75	1,365		
	普通財産	3	50	3	55	3	55	3	55	1	11		
	計	72	1,365	72	1,365	78	1,394	79	1,419	77	1,376		
労働保険	行政財産	118	704	116	708	115	713	113	710	112	707	110	629
	普通財産	13	47	13	43	13	46	14	45	14	44	18	45
	計	131	751	129	751	129	759	128	756	126	751	129	675
船員保険	行政財産	60	112	59	111	59	110	59	110				
	普通財産	2	6	2	5	2	5	2	6				
	計	62	118	62	116	62	116	61	116				
年金	行政財産	219	2,300	205	2,169	204	2,154	68	988	8	396	4	385
	普通財産	11	104	7	37	6	41	6	36	64	152	67	193
	計	230	2,404	212	2,207	210	2,196	74	1,025	72	548	72	578
食料安定供給	行政財産	95	588	79	514	55	335	20	245	17	222	—	—
	普通財産	4,785	56	4,643	103	4,472	77	4,397	57	4,378	72	4,377	259
	計	4,881	644	4,723	617	4,527	412	4,417	302	4,395	295	4,377	259
国有林野事業	行政財産	8,536,777	3,094	8,535,911	3,083	8,535,289	3,075	8,534,440	3,070	8,533,898	3,068	8,533,429	3,064
	普通財産	4,394	29	4,150	28	3,651	30	3,625	27	3,543	23	3,529	22
	計	8,541,172	3,124	8,540,062	3,111	8,538,941	3,106	8,538,066	3,097	8,537,442	3,092	8,536,959	3,087
特許	行政財産	1	456	1	456	1	456	1	456	1	456	1	630
	普通財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	456	1	456	1	456	1	456	1	456	1	630
社会資本整備事業	行政財産	6,792	10,913	6,804	11,125	6,797	11,150	6,805	11,229	6,820	11,303	6,917	10,905
	普通財産	299	831	298	800	242	765	247	647	244	631	228	566
	計	7,091	11,744	7,103	11,925	7,040	11,916	7,052	11,877	7,064	11,934	7,146	11,472
自動車安全	行政財産	161	859	161	862	158	849	158	847	160	850	160	661
	普通財産	2	25	0	3	2	13	2	10	2	10	1	7
	計	164	885	161	865	161	863	160	857	162	861	162	668
合 計	行政財産	8,545,451	21,116	8,544,564	21,110	8,543,913	20,956	8,542,899	19,804	8,542,251	19,164	8,541,781	16,959
	普通財産	9,882	3,193	9,454	3,125	8,769	2,776	8,596	2,397	8,535	2,239	8,434	2,024
	計	8,555,334	24,310	8,554,018	24,236	8,552,682	23,733	8,551,495	22,201	8,550,786	21,403	8,550,215	18,984

イ 土地の売却状況

特別会計に所属する普通財産の管理及び処分については、各特別会計を所管する各省各庁の長が行うこととされており、各府省では、従来、廃止及び統合によって使用しなくなった庁舎や宿舎に係る土地等の売却等に取り組んでいる。

特別会計に所属する普通財産の土地の売却状況についてみると、図表3-38のとおり、18年度から22年度までの間の売却実績は、3708億円（売却した土地の面積1410万㎡、これに係る台帳価格1869億円）となっている。

この売却実績の主なものは、特定国有財産整備特別会計において、庁舎等の集約立体化・移転再配置等のために施設を整備し、それにより不用となった旧施設の跡地を売却した2871億円（同152万㎡、同1260億円）で、全体の売却実績の77.4%を占めている。そして、同特別会計の売却実績の推移についてみると、19年度に警察大学校等の跡地を1347億円（同6万㎡、同194億円）で売却したことなどにより、売却実績が1466億円（同30万㎡、同267億円）と前年度に比べて倍増しているが、20年度は172億円（同18万㎡、同139億円）、21年度は365億円（同41万㎡、同318億円）、22年度は99億円（同22万㎡、同103億円）となっている。

図表3-38 特別会計に所属する普通財産の土地の売却実績の推移 (単位：万㎡、億円)

年度 特別会計名	平成18年度			19年度			20年度			21年度			22年度			計		
	数量	台帳 価格	売却 価格	数量	台帳 価格	売却 価格	数量	台帳 価格	売却 価格	数量	台帳 価格	売却 価格	数量	台帳 価格	売却 価格	数量	台帳 価格	売却 価格
登記	0	0	0	—	—	—	0	1	0	0	0	0	—	—	—	0	2	1
財政投融资	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	4	3
特定国有財産整備	38	432	767	30	267	1,466	18	139	172	41	318	365	22	103	99	152	1,260	2,871
国立高度専門医療 センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	1	/	/	/	0	1	1
労働保険	1	12	19	1	6	11	1	4	4	1	4	4	1	4	4	6	31	45
船員保険	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	10	10	/	/	/	3	11	12
年金	5	76	10	1	12	15	1	15	12	2	13	11	0	8	10	11	125	58
食料安定供給	98	11	35	47	18	38	51	12	29	32	6	15	19	0	5	250	49	124
国有林野事業	233	12	61	168	16	53	147	8	33	192	5	18	91	4	10	833	48	177
社会資本整備事業	23	69	122	65	77	103	12	33	38	10	49	49	35	72	68	147	303	381
自動車安全	2	24	22	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	1	1	3	30	29
計	405	640	1,041	314	399	1,689	233	219	295	284	410	477	172	199	204	1,410	1,869	3,708

(注) 本図表には、土地と土地以外のものとをまとめて売却し、土地と土地以外のものとに売却価格を分けられない場合の土地以外のものの売却価格を含んでいる。

特別会計に所属する普通財産の土地の入札状況についてみると、図表3-39のとおり、18年度から22年度までの間に入札を実施した5,449件のうち落札に至ったのは1,379件となっており、入札実施件数に占める割合は、18年度の35.9%から22年度の16.1%に低下している。一方、入札不調は、同期間において3,180件に上り、入札実施件数に占める割合は、18年度の48.4%から22年度の67.5%に上昇し、入札結果の大半を占めるようになっている。

このように、入札を実施しても落札に至らない割合が増加しているのは、経済情勢の変化等により国内の不動産市況が悪化したこと、条件の良い土地の売却が進んだ結果、相対的に条件の良くない土地の割合が増えていることなどが原因と考えられる。

図表3-39 特別会計に所属する普通財産の土地の入札状況 (単位：万㎡、億円)

年度 区分	平成18年度			19年度			20年度			21年度			22年度			計		
	件数 割合	面積	台帳価格	件数 割合	面積	台帳価格	件数 割合	面積	台帳価格	件数 割合	面積	台帳価格	件数 割合	面積	台帳価格	件数 割合	面積	台帳価格
入札実施	1,064	225	174	1,007	199	191	1,108	153	267	1,241	213	449	1,029	170	281	5,449	962	1,363
落札	382 35.9%	98	84	257 25.5%	53	65	242 21.8%	31	94	332 26.7%	87	221	166 16.1%	41	64	1,379 25.3%	313	530
不調	516 48.4%	106	65	592 58.7%	113	74	669 60.3%	89	107	708 57.0%	102	142	695 67.5%	114	158	3,180 58.3%	526	547
不落	166 15.6%	19	24	158 15.6%	33	52	197 17.7%	31	65	201 16.1%	23	85	168 16.3%	14	58	890 16.3%	122	285

(注) 土地の入札に関する書類等が現存し把握できた実績を集計している。

ウ 政府保有株式の売却状況

政府保有株式は、一般会計及び特別会計所属の普通財産の政府出資等に区分され、

その22年度末の状況は図表3-40のとおりとなっており、台帳価格の合計は22兆5445億円となっている。

図表3-40 政府保有株式の状況 (単位：億円)

法人名	台帳価格	政府保有割合	左の会計別内訳	現行法上の政府保有義務
日本郵政㈱	99,999	100%	一般会計 (36%)、国債整理基金特別会計 (64%)	1／3 超 (注)
㈱日本政策金融公庫	43,893	100%	一般会計 (81.7%)、財政投融资特別会計 (18.3%)	総数
㈱日本政策投資銀行	23,961	100%	財政投融资特別会計	—
㈱商工組合中央金庫	1,410	46.5%	財政投融资特別会計	—
日本電信電話㈱	19,810	36.6%	財政投融资特別会計	1／3 以上
日本たばこ産業㈱	15,025	50.0%	財政投融资特別会計	設立時総数の1／2以上かつ発行済総数の1／3 超
東日本高速道路㈱	1,367	100%	一般会計 (0.05%)、社会資本整備事業特別会計 (99.95%)	1／3 以上
中日本高速道路㈱	1,784	100%	一般会計 (0.05%)、社会資本整備事業特別会計 (99.95%)	1／3 以上
西日本高速道路㈱	1,367	100%	一般会計 (0.05%)、社会資本整備事業特別会計 (99.95%)	1／3 以上
首都高速道路㈱	160	50.0%	社会資本整備事業特別会計	国及び地方公共団体で1／3 以上
阪神高速道路㈱	158	50.0%	社会資本整備事業特別会計	国及び地方公共団体で1／3 以上
本州四国連絡高速道路㈱	83	66.6%	社会資本整備事業特別会計	国及び地方公共団体で1／3 以上
成田国際空港㈱	2,180	100%	一般会計 (10%)、社会資本整備事業特別会計 (90%)	—
東京地下鉄㈱	1,894	53.4%	一般会計 (3%)、国債整理基金特別会計 (50.4%)	—
関西国際空港㈱	4,031	66.4%	財政投融资特別会計 (7.6%)、社会資本整備事業特別会計 (58.8%)	1／2 以上
㈱産業革新機構	886	90.2%	財政投融资特別会計	1／2 以上
中部国際空港㈱	313	40.0%	社会資本整備事業特別会計	—
日本アルコール産業㈱	72	33.3%	一般会計	—
輸出入・港湾関連情報処理センター㈱	49	100%	一般会計	1／2 超
日本環境安全事業㈱	—	100%	一般会計	1／2 超
旧石油公団から承継した17社	6,994	14.2%～62.7%	エネルギー対策特別会計	—
計	225,445			

(注) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成21年法律第100号）により現在は売却対象外となっている。

また、政府保有株式の18年度から22年度までの間の売却実績は図表3-41のとおりとなっており、このうち特別会計に所属するものの売却実績は、エネルギー対策特別会計において、旧石油公団から承継した石油資源開発株式会社等の株式を19、20両年度に売却した1166億円（台帳価格955億円）となっている。なお、政府は20年10月に策定した経済対策の一環として、政府保有株式の市中売却を一時凍結し、21、22両年度には政府保有株式の売却を行っていない。

図表3-41 政府保有株式の売却実績 (単位：億円)

会計名	実施時期	法人名	株式数	台帳価格	売却価格
エネルギー対策特別会計	平成19年6月	石油資源開発 (株)	9,111,000	802	856
一般会計	20年3月	日本アルコール産業 (株)	39,999	136	145
エネルギー対策特別会計	20年7月	日本ノースシー石油 (株)	112,140	105	220
エネルギー対策特別会計	20年7月	タイ沖石油開発 (株)	17,200	47	90
計 (うち特別会計)			9,280,339 (9,240,340)	1,091 (955)	1,311 (1,166)

エ 国有財産の有効活用に向けた取組等

(7) 国有財産の有効活用に向けた取組

財務省では、各府省が所管する国有財産について、適正な管理及び有効活用の促進を図るとともに、不要又は余剰となる財産の処分を促進するなどのため、国有財産法に基づく監査を実施したり、国有財産の有効活用に向けた取組を実施したりしている。その取組のうち、国有財産である土地の活用に関するものの主な内容は以下のとおりである。

a 行政財産（土地）の使用状況実態監査

行政財産（土地）の使用状況実態監査は、財務省が一般会計及び各特別会計に所属する行政財産のうち、庁舎等及び宿舍の土地の使用状況、建物の経年状況並びに効率化のための整備コストを調査の上、現に未利用又は今後未利用になることが見込まれる財産（以下「Ⅰ類財産」という。）及び法定容積率に照らし非効率な利用となっており、かつ建物が築後30年以上経過している財産で、不要又は余剰となる財産を処分することにより効率化することが見込まれる財産（以下「Ⅱ類財産」という。）を、使用を効率化することが必要又は適当と認められる財産（以下「効率化検討対象財産」という。）と判定し、処理計画を策定するために、20年度に行ったものである。

20年度に実施した上記の監査で、効率化検討対象財産と判定し、処理計画を策定した財産については、21年度以降、処理状況のフォローアップ監査を実施している。21年度のフォローアップ監査の結果によると、特別会計に所属する行政財産について、230件（財産総面積19万㎡、これに係る台帳価格64億円）は、処理計画に定めた行政財産の用途廃止や所管換等の処理が行われたが、Ⅰ類財産404件（同53万㎡、同164億円）、Ⅱ類財産115件（同40万㎡、同196億円）、計519件（同94万㎡、同361億円）は、未利用のまま用途廃止等の処理が行われていなかったり、非効率な利用のまま財産の集約化による余剰部分の有効活用が図られていなかったりなどしている状況になっていた。

b 各省各庁所管普通財産実態監査

各省各庁所管普通財産実態監査は、各府省が所管する特別会計（特定国有財産整備特別会計は除く。）所属の普通財産及び一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条の規定に基づき財務大臣が現に管理している財産を除く。）のう

ち未利用地について、財務省が20年度以降毎年度、その処分等の進捗状況等を把握し、その処理促進を図るために実施しているものである。21年度の監査結果によると、特別会計所属の普通財産について、298件（財産総面積28万㎡、これに係る台帳価格74億円）は、売却等の処分が行われていたが、1,953件（同230万㎡、同532億円）は、売却等の処分が行われていない状況になっていた。

c 新成長戦略における国有財産の有効活用

財務省は、強い経済の実現に向けた戦略を示した「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）に盛り込まれた施策の実施に当たって、国有財産の有効活用を図っていくこととしている。その中で、一般会計所属普通財産（未利用国有地）については、従来の原則売却優先との管理処分方針を見直し、売却に加えて、定期借地権を利用した新規貸付けなど個々の土地の特性に応じた最適な活用手段を選択できるよう管理処分方式の多様化を図ることとしており、特別会計所属普通財産（未利用国有地）については、国有財産全体の有効活用を図るため、各府省から財務省への処分等事務の委任を進めることとしている。また、従来の書面中心の監査から現地における深度ある監査に移行し、特別会計所属の普通財産等を重点的な監査対象として国有財産の監査の充実・強化を図ることとしている。

(イ) 会計検査院の国有財産に関する会計検査

会計検査院は、国の所有する物品や国有財産等を検査することとされており、毎年、一般会計及び特別会計に所属する国有財産の検査を多角的な観点から実施している。そして、その検査結果を毎年度の決算検査報告に掲記しており、23年10月には、財務大臣に対して、特定国有財産整備特別会計の貸借対照表に計上されている資産のうち剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した（平成22年度決算検査報告146ページ参照）。

その概要は以下のとおりである。

財務省は、国の庁舎等その他の施設の用に供する国有財産について、その使用の効率化や配置の適正化を図るなどのために特定国有財産整備計画（以下「整備計画」と

いう。)を事案ごとに策定し、整備計画による事業に関する経理は、特定国有財産整備特別会計（以下「特々会計」という。）で経理していた。そして、特々会計は平成21年度限りで廃止され、同年度末において未完了となっている整備計画による事業に関する経理は、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定（以下「特定勘定」という。）を設けて行うこととされた。財務省は、特別会計改革の一環として、19年9月から、既に施設整備が終了している整備計画において処分対象財産の売払収入が整備費を上回っているなどの場合、引受け済みの処分対象財産を無償で一般会計へ所属替したり、一般会計に所属している未引受けの処分対象財産について、当該整備計画を変更して処分対象財産から除外したりしている。しかし、特々会計の21年度末貸借対照表には多額の資産・負債差額が生じており、新施設が整備済みであって整備費の支払も完了している整備計画については今後整備費は発生しないため、当該整備計画に係る不動産が今後の整備費を賄うためには必要でなく剰余となっている事態が見受けられた。したがって、財務省において、剰余となっている不動産を特定勘定から一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後は、整備費の発生の有無を勘案するなどして剰余となる不動産の有無について分析・検討を行うこととし、剰余となる不動産が生じた場合は一般会計へ無償で所属替等することにより、国有財産の有効活用を図るよう処置を講ずる必要がある。

オ まとめ

特別会計に所属する普通財産の管理及び処分については、各特別会計を所管する各省各庁の長が行うこととされており、各府省では、従来、廃止及び統合によって使用しなくなった庁舎や宿舍に係る土地等の売却等に取り組んでいる。

特別会計に所属する普通財産の土地の売却状況についてみると、18年度から22年度までの間の売却実績は3708億円となっているが、19年度をピークに減少傾向にある。そして、入札状況についてみると、入札を実施しても落札に至らない割合が増加している。また、特別会計に所属する政府保有株式の売却実績は、20年10月に政府保有株式の市中売却を一時凍結したこともあり、19、20両年度の計1166億円となっている。

財務省は、各府省が所管する国有財産について、適正な管理及び有効活用の促進を図るとともに、不要又は余剰となる財産の処分を促進するなどのため、国有財産

法に基づく監査を実施したり、国有財産の有効活用に向けた取組を実施したりしている。このうち、財務省が実施した行政財産（土地）の使用状況実態監査では、一部の土地について未利用のまま用途廃止等の処理が行われていなかったり、非効率な利用のまま財産の集約化による余剰部分の有効活用が図られていなかったりなどしている状況が、各省各庁所管普通財産実態監査では、一部の土地について売却等の処分が行われていない状況が、それぞれ見受けられている。

特別会計を所管する各府省は、特別会計に所属する普通財産の土地について、引き続き売却等に努めるとともに、入札を実施しても落札されず売却できない土地等については、土地売却のノウハウを有する財務省への処分等事務の委任を積極的に活用したり、管理処分方式の多様化へ向けて検討したりすることが必要であると認められる。また、行政財産の土地について、未利用となっているものの用途廃止等を遅滞なく行うとともに、非効率な利用等となっているものの集約化を進め、余剰部分の有効活用を図るなどの必要があると認められる。

4 国の財政状況の透明化の実施状況

国の財務等に関する各種の情報については、国会における予算の議決や決算の審議を受けるために内閣から国会に提出される予算、決算及びこれに関する書類（以下「国会提出書類」という。）や各府省のホームページ等により提供されてきたが、行政改革の重要方針及び行政改革推進法において、一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすこととされ、国会提出書類を見直し、国の財政状況の透明化を図ることとされた。

また、発生主義等の企業会計の考え方を活用し国の財政状況等を分かりやすく開示することなどを目的として、一般会計、特別会計等に係る財務書類が作成及び公表されてきたが、このうち特別会計については、特会法の施行に伴い、企業会計の慣行を参考とした特別会計財務書類を作成し、会計検査院の検査を経て国会へ提出することや、特別会計財務書類を含めた特別会計の財務に関する情報をインターネット等により開示することが規定された。

これら財政状況の透明化の実施状況のうち、主に特別会計に関するものについてみると次のとおりとなっている。

(1) 国会提出書類

ア 予算関係書類

各年度の財政運営に必要な基礎的事項について定めた予算総則、特別会計別に「項」ごとの見積額を示した歳入歳出予算等を内容とする予算のほか、予算の添付書類としての予算参照書が作成され国会に提出されている。

この予算参照書は、特会法等により規定されている歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書、前々年度末における積立金明細表、当該年度に借入れを予定する借入金についての借入れ及び償還の計画表等で構成されている。これらの書類は積立金が設置されていないなど作成する対象がない場合を除き全特別会計で共通して作成され、添付されている。また、これらとは別に、特別会計ごとに特会法等により添付することが規定されている書類がある。例えば、地震再保険特別会計等では前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書が、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定を除く。）では前年度及び当該年度の予定財産目録が、社会資本整備事業特別会計（業務勘定を除く。）等では前年度及び当該年度の事業計画表がそれぞれ添付されている。これらのうち、特会法が施行さ

れた19年度以降に新たに添付されることとされた書類は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の「当該年度に発行を予定する公債の発行及び償還の計画表」、食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定の「前々年度の農地等の売払い及び買収に関する実績表」等である（特会法により予算参照書に添付することが規定されている書類については巻末別表3を参照）。

また、歳入歳出予定計算書については、従前は歳出予算が社会保障費や公共事業費等の施策ごとの経費を示す主要経費別に区分されていなかったため、重要施策等への資金配分の状況が把握できなかったが、前記のとおり、行政改革の重要方針等により記載内容等を見直し、20年度予算から主要経費別内訳が記載された。同時に、主要経費別分類を示すコード番号が付されたため、主要経費別分類によって一般会計と特別会計とを、又は各特別会計相互を比較することが容易となった。

さらに、予算書・決算書の表示科目について、財政制度等審議会により、①事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい、②政策目的ごとに区分されておらず事後の評価になじみにくいなどの問題点が指摘され、財政の透明性の向上を図るとともに、予算の一層の効率化を図るため、表示科目と政策評価における政策とを原則として対応させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化をさらに進める方向で見直しを行うことが提言されたことなどから、19年6月に閣議決定された経済財政改革の基本方針2007において、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する。」とされた。そして、20年度予算から表示科目の一部が変更され、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させて政策評価を実施することが可能となった。

イ 決算関係書類

特別会計別に、歳入では収納済歳入額、収納未済歳入額等を、歳出では支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額等をそれぞれ「項」ごとに示した歳入歳出決算のほか、歳入歳出決算の添付書類としての決算参照書が作成され国会に提出されている。

この決算参照書は、特会法等により規定されている歳入歳出決定計算書、債務に関する計算書、当該年度末における積立金明細表等で構成されている。これらの書類は積立金が設置されていないなど作成する対象がない場合を除き全特別会計で共

通して作成され、添付されている。また、これらとは別に、特別会計ごとに特会法等において添付することが規定されている書類がある。例えば、地震再保険特別会計等では当該年度の貸借対照表及び損益計算書が、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定を除く。）等では当該年度の財産目録が、社会資本整備事業特別会計（業務勘定を除く。）等では当該年度の事業実績表がそれぞれ添付されている。これらのうち、特会法が施行された19年度以降に新たに添付されることとされた書類は、食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定の「当該年度の農地等の売払い及び買収に関する実績表」である（特会法により決算参照書に添付することが規定されている書類については巻末別表4を参照）。

また、歳入歳出決定計算書については、従前は歳出決算の主要経費別内訳が記載されていなかったため、重要施策等への資金配分の状況が把握できなかったが、前記のとおり、行政改革の重要方針等により記載内容等を見直し、20年度決算から歳入歳出予定計算書と同様に主要経費別内訳が記載され、主要経費別分類を示すコード番号が付された。また、歳入歳出予定計算書には事項別内訳が記載されているのに対し、歳入歳出決定計算書には従前は事項別内訳が記載されていなかったため、予算書と決算書との間で事項別の比較を行うことが困難であったが、主要経費別内訳と同様に、20年度決算から事項別内訳が記載され、予算書と決算書との間で事項別の比較を行うことが容易になった。

(2) 財務書類

ア 財務書類の作成に至る経緯

11年2月に内閣総理大臣の諮問機関である経済戦略会議により答申された「日本経済再生への戦略」において、国民に対して財政及び資産の状況を分かりやすく開示する観点から、企業会計原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきであるとの提言がなされ、これを踏まえて、10年度決算分から一般会計及び全ての特別会計を連結した「国の貸借対照表（試案）」が、これに加え12年度決算分からは政府出資法人を連結した連結貸借対照表が、それぞれ作成され公表された。

また、特別会計については、従来、一部の特別会計において財務諸表が作成され、予算書及び決算書に添付されているが、全ての特別会計で作成されているものではなく、また、作成のための統一した基準がないため、各特別会計間での比較ができないなどの状況となっている。こうした中で、特別会計の財政状況をより明らかに

するため、企業会計的な考え方を導入した財務諸表の作成についての検討が財政制度等審議会により行われ、その検討結果が15年6月に「新たな特別会計財務書類について」としてまとめられた。この中で、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を可能な限り活用した統一的な基準に基づいた「新たな特別会計財務書類の作成基準」が示され、これに基づいて作成上の問題点等の検討のため試作されたものを含めて11年度決算分から、各府省により、全ての特別会計で特別会計財務書類が作成され公表された。

そして、公会計が担うべき意義及び目的を検証するとともに、公会計として開示すべき情報等に関し総合的な検討を行うことを目的として、「公会計に関する基本的考え方」が15年6月に財政制度等審議会により取りまとめられた。この中で、省庁別財務書類を作成し説明責任の履行及び行政の効率化を進めること、また、国全体の財政状況の開示についても検討することとされた。これを受け、16年6月に「省庁別財務書類の作成について」が財政制度等審議会により取りまとめられ、14年度決算分から各省庁により省庁別財務書類が作成された。そして、省庁別財務書類に加えて、一般会計省庁別財務書類及び特別会計財務書類についても、それぞれの作成基準が策定され、これらの財務書類を合わせて省庁別財務書類が構成されることとされた。これにより、特別会計財務書類は、15年度決算分から省庁別財務書類の体系に組み込まれ、上記の「新たな特別会計財務書類の作成基準」は見直されて、「特別会計財務書類の作成基準」として新たに示された。

さらに、各省庁の省庁別財務書類を合算することにより、国全体の財務書類を作成することが可能となり、「国の貸借対照表（試案）」に代わり、15年度決算分から財務省により国の財務書類が作成された。

それまでの特別会計財務書類は、法令等に基づいて作成されたものではなく、国会への提出という手続がとられていないものであったが、18年6月に財政制度等審議会により取りまとめられた「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」において、特別会計財務書類を法定化することとされたことなどから、特会法に特別会計財務書類に関する規定が設けられた。

そして、19年度決算分からは、同法に基づいて、各特別会計を所管する大臣がその管理する特別会計について特別会計財務書類を作成して、内閣が特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出することとされ、また、各特別会計を所管

する大臣が特別会計財務書類に記載された情報等をインターネット等により開示することとされた。特別会計財務書類の作成については、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）が定められた。この作成基準は、16年6月に「省庁別財務書類の作成について」において示されたものと同じ内容であるため、これらに基づき作成された特別会計財務書類は18年度決算分以前のものと比較して分析することが可能となっている。

また、特別会計財務書類の公表は、18年度決算分では20年3月に行われていたが、特会法施行後の19年度決算分以降は、特別会計財務書類作成対象年度の翌年度の1月（21年度決算分では23年1月）に行われており、公表時期が早まっている。

イ 財務書類の概要

これらの財務書類の概要を、財務書類別に示すと図表4-1のとおりとなる。

図表4-1 財務書類の概要

財務書類名	体系	作成単位	連結対象法人	作成及び公表等の根拠法令
国の財務書類 〔国の財務書類（一般会計及び特別会計） 一般会計財務書類〕	貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書	国全体	国の業務と業務関連性がある特殊法人等	—
省庁別財務書類				
省庁別財務書類		一般会計歳出予算の所管	所掌している業務と業務関連性がある特殊法人等	—
一般会計省庁別財務書類		一般会計歳出予算の所管	—	—
特別会計財務書類		特別会計（勘定区分が設けられている特別会計においては勘定）	特別会計の業務と業務関連性がある特殊法人等	特会法第19条第1項及び第20条

これらの財務書類は、会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする貸借対照表、業務実施に伴い発生した費用を明らかにする業務費用計算書、貸借対照表の資産・負債差額の増減を要因別に明らかにする資産・負債差額増減計算書、財政資金の流れを業務収支と財務収支の区分別に明らかにする区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書という体系により構成されている。

また、国の業務、各省庁が所掌している業務又は特別会計の業務と業務関連性がある特殊法人等と連結した財務書類も作成されている。

さらに、国の財務書類については、一般会計と特別会計を合わせた国全体のもののほか、一般会計省庁別財務書類を合算した一般会計財務書類が作成されている。

特別会計財務書類については、アのとおり、その作成及び公表、会計検査院による検査並びに国会への提出が特会法により規定されているが、国の財務書類、省庁別財務書類及び一般会計省庁別財務書類については、作成及び公表等が法令により定められているものではない。

そして、会計検査院は、特会法施行令第35条第2項の規定に基づき、内閣から各特別会計財務書類の送付を受け、これを検査し、内閣に対して検査を行った旨を通知して同書類を内閣へ回付している。この検査は、正確性及び合規性の観点から、各特別会計財務書類が、特会法、特会法施行令、作成基準等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して行っている。

検査の結果、作成基準等と異なる処理をするなどして、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、19年度分で8特別会計14事項、20年度分で3特別会計7事項、21年度分で6特別会計10事項見受けられた。これらは、全て各省において所要の訂正が行われた。

ウ 財務書類の活用状況等

財務書類は、国会における審議等において活用されているほか、一層の活用に向けた取組が行われている。

(1) アのとおり、予算・決算と政策評価の連携を強化するための検討が行われ、予算書・決算書の表示科目の見直しにより、20年度から予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させて政策評価を実施することが可能となったが、財務書類は政策評価の単位での開示となっていないため、省庁別財務書類を活用した政策評価単位でのコスト情報の開示の方法等について検討が行われてきた。そして、21年度決算から政策評価の単位を基本とした政策別コスト情報が各府省のホームページで公表されている。これは、省庁別財務書類の業務費用計算書において人件費や庁費等の形態別に表示されている費用を各省庁の政策評価項目ごとに表示したものである。そして、その意義及び目的は、「政策別コスト情報の把握と開示について」（22年7月財政制度等審議会）において、予算書・決算書では共通的な経費として計上されている人件費や庁費等を一定の基準により各政策に配分等することにより、①行政担当者にとっては自ら担当する行政分野の費用の全体像の把握が一段と容易になり、自らの事業のコストに対する意識の醸成、経年変化や他事業との比較を通じた効率化への取組を促す効果が期待できる、②政策別コスト情報として把

握された費用の全体像を国民に情報提供していくことは、国民の行政活動に関する理解の促進につながるとされている。

(3) 各府省のホームページ等

各府省は、従前は所管する特別会計に関する財務状況をホームページ等で適宜公表していたが、前記のとおり、特会法により特別会計の財務に関する情報をインターネット等により開示することとされたことから、更に詳細な情報を開示している。開示する内容は特会法施行令第36条により規定されており、その主なものは、特別会計の目的、一般会計からの繰入額及びその理由、剰余金の額、発生理由及び処理方法、積立金等の残高等である。

また、財務省は、特別会計の現状等の情報開示の一環として、特別会計の制度の意義や仕組み、各特別会計の事業内容や財務状況等を分かりやすく説明するためにパンフレットを作成し、これを配布するとともにホームページにおいても公表するなどしている。

さらに、予算の効率性を高めていくため、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月閣議決定）において、22年度予算から、「予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化」や「年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除」等の取組を実施するとされている。これらの取組のうち、「予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化」に係るものとして、各府省は、ホームページにおいて、所管する予算の概算要求書及び政策評価調書を公開することなどとされ、22年度予算から概算要求書、政策評価調書等が各府省のホームページで公表されている。

また、特会法施行令により、特別会計の歳入歳出予算に基づき、各項の金額を各目に区分し、必要に応じて各目の金額を細分し、これらの計算の基づくところを示した歳入歳出予定額各目明細書を作成することが規定されている。この歳入歳出予定額各目明細書は、従前はインターネットによる開示はされていなかったが、上記の閣議決定に基づく取組の一環として、23年度予算から各府省のホームページで公表されている。

(4) 特別会計における情報の開示の状況

(1)から(3)のとおり、特別会計の財政状況については透明性の向上が図られてきているが、特別会計の財務等に関する情報は分量が膨大で内容也多岐にわたることから、必要な情報の有無等を把握しにくい場合がある。

特別会計の財政状況の透明性を高めるためには、情報を分かりやすい形で提供することが重要であると考えられるため、1から3までの検査及び18年報告での検査を踏まえ、特別会計における情報の開示の状況についてみると、次のような状況が見受けられた。

ア 国会提出書類等における表示情報等の状況

(ア) 純計

1(2)イ（18ページ参照）のとおり、一般会計及び特別会計の歳入歳出には重複が生ずるため、一般会計及び全特別会計を合わせた国の財政規模や会計及び勘定相互間の依存関係をみるためには、これらの重複を控除した純計や重複している状況を確認することが必要であり、従来、財政法第28条等による予算参考書類等に国全体としての純計額が記載されている。これに加えて、前記行政改革の重要方針等により、当該予算参考書類に一般会計及び特別会計全体を合わせた所管（主管）別及び主要な経費別の純計額が20年度から記載された。しかし、決算における特別会計別及び勘定別の純計額は示されていないため、各特別会計、各勘定の純計での規模の把握が困難な状況となっている。また、1(2)オ（25ページ参照）のとおり、歳入歳出の重複以外にも実質的に国の内部の取引として捉えられるものとして、資金が年度を越えて移動したと捉えられる前年度剰余金等の受入れや歳入歳出外で経理されている積立金等との間の資金の受払いがあるが、このような取引区分別にみた財政収支の内訳を示しているものはない。

(イ) 特定財源等

2(2)ウ(イ)（85ページ参照）のとおり、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定では特定財源等である航空機燃料税財源を一般会計を経由して受け入れているほか、一般財源も一般会計から受け入れている。しかし、同特別会計の予算参照書及び決算参照書においては、「一般会計より受入」としてまとめて表示されているため、特定財源等分の額を把握することができない。航空機燃料税財源分の金額を把握するには、繰り入れる側である一般会計の予算参照書及び決算参照に示されている歳出科目の「目」のうち、「航空機燃料税財源」の記載がある同特別会計への繰入額を集計する必要がある。

(ウ) 積立金等

積立金等に関する情報として、予算参照書及び決算参照書に積立金明細表及び

資金増減実績表が、更に予算参照書には資金増減計画表が添付されている。これらの書類には、19年度予算から、積立金等の目的や根拠等が記載され透明性の向上が図られているが、3(3)ウ（134ページ参照）のとおり、積立金等の保有すべき規模、水準等については、地震再保険特別会計等の6資金以外は、ソルベンシー・マージン比率を用いて試算しているものなどはあるが、具体的には示されていない。なお、これら6資金のうち労働保険特別会計労災勘定については、財務省が作成しているパンフレットには積立金の保有すべき規模、水準等の具体的な金額が示されているが、積立金明細表には示されていない。積立金等については、18年報告において、「積立金等の保有量については、設置目的、使途、特別会計の事業規模等に応じ、それぞれ適正規模があると考えられるが、ほとんどの資金においては、そのような基準を具体的に定めていない。このため、積立金等の残高が適正な水準であるかどうかを判断できず、資金の有効活用を図る上での財政統制が機能しにくい状況となっている。」としているが、これら6資金以外は現時点においても同様の状況となっている。したがって、積立金等の有効活用を図る上での財政統制の機能を向上させるため、積立金等の保有すべき規模、水準等を具体的に示すことについて検討する必要がある。

また、3(2)ア(i)b（95ページ参照）及び3(3)イ(ウ)（132ページ参照）のとおり、年金特別会計基礎年金勘定の積立金は基礎年金の給付に充てられておらず、新たな積立ても行われなため残高は昭和61年度末から変わっていないが、これを財政融資資金に預託して運用しているため、これに係る収入が発生している。この運用収入は法令により積立金に積み立てることとされていないため、積立金に積み立てられずに毎年度剰余金となり翌年度の歳入に繰り入れられている。そして、平成22年度末での運用収入の累積額は7964億円となっているが、この累積額は定期的に公表されていない。しかし、これは将来基礎年金の給付に充てられることとなるため、この累積額についての定期的な情報の開示を検討する必要がある。

イ 各特別会計における繰入未収金等に関する情報の開示の状況

各特別会計における一般会計及び他の特別会計（他の勘定）からの繰入未収金（繰戻未収金を含む。以下同じ。）については、国会提出書類では、一般会計については国の債務に関する計算書に、特別会計については各特別会計の債務に関する計算書に、将来繰り入れる側からみた他会計への繰入未済金（繰戻未済金を含む。以

下同じ。)としてそれぞれ示されており、また、特別会計財務書類では、発生主義により整理されているという点で国会提出書類と違いがあるほか、会計間の繰入未収金に加えて勘定間での繰入未収金も記載されている。そして、21年度末におけるこれらの状況は図表4-2のとおりとなっている(図表4-2では、注(1)に記載のとおり、国会提出書類については、将来繰り入れられる特別会計側からみた繰入未収金として整理している。)。なお、国の債務に関する計算書には、従前一般会計から他会計への繰入未済金は記載されていなかったが、平成20年度決算検査報告における会計検査院の検査結果を踏まえ、21年度から記載されることとなった。

今回、特別会計の財政状況の透明性という観点から、特別会計と一般会計との間の繰入れなどについてみたところ、国会提出書類及び特別会計財務書類に計上されているもののほかに、一般会計が特別会計に対して将来的に繰入れの義務等を負っているものが、図表4-2のとおり、特定国有財産整備特別会計等5特別会計8勘定で見受けられた。

図表4-2 平成21年度末における各特別会計の繰入未収金の状況 (単位：百万円)

特別会計名		国会提出書類		特別会計財務書類		左に計上されていないもの	
勘定名		繰入元会計名 (勘定名)	繰入未収金 注(1)	繰入元会計名 (勘定名)	繰入未収金	繰入元会計名 (勘定名)	繰入未収金
交付税及び譲与税配付金							
交付税及び譲与税配付金		一般	2,946,485	一般	6,250,285	—	—
国債整理基金		一般	925,521	一般	925,521	—	—
		社会資本整備事業 (道路整備)	165,278	社会資本整備事業 (道路整備)	165,278		
特定国有財産整備		—	—	—	—	一般	19,149
エネルギー対策							
エネルギー需給		—	—	—	—	一般	701,628
電源開発促進		一般注(2)	13,600	一般	59,500	一般	106,798
		一般注(3)	45,900				
船員保険		—	—	一般	0	—	—
年金							
基礎年金		—	—	(国民年金)	565,789	—	—
				(厚生年金)	2,521,374		
国民年金		一般	445,400	一般注(4)	445,400	一般	未確定
		—	—	一般注(5)	313,480	—	—
				一般注(6)	12,314		
				(基礎年金)	232,751		
厚生年金		一般	2,635,000	一般注(7)	2,635,000	一般	未確定
		—	—	一般注(5)	1,353,730	—	—
				一般注(6)	845,440		
				(基礎年金)	146,057		
				労働保険	1,845		
福祉年金		—	—	一般注(6)	1,854	—	—
児童手当		—	—	一般	37,499	—	—
食料安定供給							
農業経営基盤強化		—	—	(調整)	60,592	—	—
農業経営安定		—	—	(調整)	4,680	—	—
麦管理		—	—	(調整)	4,905	—	—
調整		—	—	(米管理等)	551,733	—	—

特別会計名	国会提出書類		特別会計財務書類		左に計上されていないもの	
勘定名	繰入元会計名 (勘定名)	繰入未収金 注(1)	繰入元会計名 (勘定名)	繰入未収金	繰入元会計名 (勘定名)	繰入未収金
農業共済再保険						
再保険金支払基金	—	—	(農業)	4,637	—	—
			(果樹)	1,558		
貿易再保険	—	—	—	—	一般	921,019
自動車安全						
保障	一般	49,000	一般	49,000	一般	1,747
自動車事故対策	一般	435,768	一般	435,768	一般	95,133

注(1) 国会提出書類では、各会計の他会計への繰入未済金（繰戻未済金を含む。）について記載されているが、本表では他会計からの繰入未収金（繰戻未収金を含む。）に着目し、将来繰り入れられる特別会計側の繰入未収金として整理している。

注(2) 文部科学省所管

注(3) 経済産業省所管

注(4) 国民年金国庫負担金（国庫負担の繰延額）

注(5) 4月分徴収決定済未収額

注(6) 平成21年度国庫負担金の繰入未収額

注(7) 厚生年金国庫負担金（国庫負担の繰延額）

図表4-2の「左に計上されていないもの」欄に記載した、一般会計が特別会計に対して将来的に繰入れの義務等を負っているものについて、その内容等を各特別会計各勘定ごとに示すと図表4-3のとおりとなる。

図表4-3 一般会計が特別会計に対して将来的に繰入れの義務等を負っているもの

繰入先特別会計名 (勘定名)	内 容	繰入状況等 (百万円)	繰入れの根拠法	今後の繰入れの 目 途
特定国有 財産整備	平成14年度の特定国有財産整備計画により、国家公務員共済組合連合会から借り受けている公務員宿舍を建て替えるため取得し、その費用の財源の一部を、後日、一般会計から繰り入れることとすることが法令に定められているもの	14年度から 16年度 11,154 17年度 3,942 18年度 3,942 19年度 3,942 20年度 3,942 21年度 3,942	特会法附則第176条第2項「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第35号）附則第3条「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成18年政令第184号）附則第2条	原則として28年度までの間において分割して繰り入れる予定
		21年度末残高 19,149 (参考) 22年度末残高 19,149		

繰入先特別会計名 (勘定名)	内 容	繰入状況等 (百万円)	繰入の根拠法	今後の繰入の 目 途
エネルギー対策 (エネルギー需給)	石油石炭税及び電源開発促進税の収入は、一般会計の歳入に組み入れた上、原則として、予算で定めるところにより一般会計から繰り入れるが、財政需要等に応じて繰入れを行わず、繰り入れることが必要となるまでの間、一般会計に留保されているもの	75ページ参照	特会法第90条 特会法第91条 行政改革推進法第36条第2項	明示されていない
		21年度末残高 701,628 (参考) 22年度末残高 768,359		
エネルギー対策 (電源開発促進)		68ページ参照		
		21年度末残高 106,798 (参考) 22年度末残高 135,564		
年金(国民年金)	6年度及び7年度に、一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定(19年度以降は年金特別会計国民年金勘定)に繰り入れるべき国庫負担金の一部(4454億円)が繰り延べられたが、これが繰り延べられなかったとした場合に生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、後日、一般会計から繰り入れることとすることが法律に定められているもの	繰入実績なし	「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)第3条 「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例等に関する法律」(平成7年法律第60号)第7条	明示されていない
		21年度末残高 未確定 (参考) 22年度末残高 未確定		
年金(厚生年金)	7年度から10年度までに、一般会計から厚生保険特別会計年金勘定(19年度以降は年金特別会計厚生年金勘定)に繰り入れるべき国庫負担金の一部(2兆6350億円)が繰り延べられたが、これが繰り延べられなかったとした場合に生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、後日、一般会計から繰り入れることとすることが法律に定められているもの	繰入実績なし	「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例等に関する法律」第6条 「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成8年法律第41号)第3条 「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成9年法律第27号)第3条 「平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成10年法律第35号)第3条	明示されていない
		21年度末残高 未確定 (参考) 22年度末残高 未確定		

繰入先特別会計名 (勘定名)	内 容	繰入状況等 (百万円)	繰入れの根拠法	今後の繰入れの目途
貿易再保険	政府の再保険等に関して取得した債権等であって、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府等について、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要となる額を、一般会計から繰り入れることができることが法律に定められているもの	国際約束で定めるところにより免除又は放棄した額(A) 1,166,342 元年度から16年度 231,237 17年度 2,000 18年度 4,800 19年度 2,500 20年度 2,386 21年度 2,400 上記の(A)と21年度までに繰り入れた額との差額 921,019 (参考) 22年度 1,600 上記の(A)と22年度までに繰り入れた額との差額 919,419	特会法第186条第1項第3号	明示されていない

繰入先特別会計名 (勘定名)	内 容	繰入状況等 (百万円)	繰入れの根拠法	今後の繰入れの目途
自動車安全（保障）	6年度(8100億円)及び7年度(3100億円)に自動車損害賠償責任再保険特別会計（20年度以降は自動車安全特別会計）から一般会計に繰り入れた額を繰り入れなかったとした場合に生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、後日、一般会計から繰り入れることとすることが法律に定められているもの	15年度 6,111	「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第7条 「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第10条	原則として30年度までの間において分割して繰り入れる予定
		21年度末残高 1,747 〔参考〕 22年度末残高 2,409		
自動車安全（自動車事故対策）		15年度 50,813		
		21年度末残高 95,133 〔参考〕 22年度末残高 102,061		
		21年度末残高等合計 1,845,475 〔参考〕 22年度末残高等合計 1,946,964		

注(1) 特定国有財産整備特別会計は、平成22年度以降は財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定である。

注(2) 年金特別会計の国民年金、厚生年金両勘定について、運用収入相当額は繰入の際に確定するものであるが、繰入の実績がないため残高が未確定となっている。

これらは、一般会計が特定国有財産整備特別会計等5特別会計8勘定に対して、特会法等に基づき、将来的に繰入れの義務等を負っているものではあるが、繰入れの時期及び金額が法令等に明記されていなかったり、必要があるときに限り一般会計から繰り入れることができるとされているもので、国会の議決を受けない限り、当該金額に関して、一般会計が特別会計に繰り入れる義務を負うというものではなかったりすることなどから、国会提出書類及び特別会計財務書類には記載されておらず、このような義務等が存在することが表示されていないと考えられる。しかし、将来これらの繰入れを行う際には、その財源として、一部を除いて租税収入等一般会計の歳入を充てる必要があると考えられることから、後年度の財政負担の要因となる可能性もあるものである。

したがって、前記行政改革の重要方針にあるように、一般会計及び特別会計を通じて一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすために、このような状況についての情報の開示を検討する必要がある。

ウ 各特別会計における一般会計からの繰入れに関する情報の開示の状況

3(3)ウ(オ) (139ページ参照) のとおり、農業共済再保険特別会計では一般会計から過大に繰り入れられた額の累計額が、22年度末時点で、家畜勘定120億7938万円、果樹勘定213億5148万円、園芸施設勘定94億8148万円、計429億1235万円あるが、この累計額について、農林水産省は、近年、保険事故の発生が少ない農業勘定で、共済掛金に係る国庫負担金である一般会計からの繰入れを抑制することで、同特別会計全体としての累計額を23年度までに可能な限り縮小するとしている。

しかし、家畜、果樹、園芸施設各勘定では依然としてこの累計額は残ることになる。そして、家畜、果樹、園芸施設各勘定と農業勘定とでは共済保険の加入者はそれぞれ異なるため、各勘定の累計額はそれぞれの勘定において処理すべきものである。特別会計の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすために、こうした累計額の状況についての情報の開示を検討する必要がある。

エ 18年報告において透明性の面からの課題として記述した事項の現在の状況

18年報告において、特別会計の財政状況の透明性の確保が必ずしも十分に図られていないとした事項は次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>① 一般会計繰入率について、率という形で明示した情報は定期的に提供されていない。また、特定財源等のうち一般会計経由分については、一般財源による繰入額と合わせて「一般会計より受入」として科目表示されるため、予算書・決算書からはその額は把握できない。</p> <p>② 歳入歳出予定計算書では科目別のほか事項別にも区分することとされているが、歳入歳出決定計算書では事項別に区分することとされていないため、一般会計と同様、予算書・決算書上で事項別の対比を行うことは困難となっている。</p> <p>③ 繰越額・不用額について、年度ごとの推移が一覧できる形で示されておらず、また、ほとんどの積立金等については保有規模に関する基準が示されていない。</p> <p>④ 同一の出資法人に対して、一般会計又は他の特別会計から出資等が行われている場合、それらを集計した形での情報は示されていない。</p> <p>⑤ 一般会計と特別会計間、特別会計間、特別会計と積立金等の間など国の内部の資金の動きの全体が分かるものは示されていない。</p> |
|---|

- ⑥ 一般会計と同様な主要経費別分類を示す科目コードが付されていないため、重点施策等への資金配分の状況が把握できない。また、一般会計からの繰入金、積立金等の残高、出資額等について、各特別会計を横並びで一覧できるものを定期的に示しているものはない。

これらの事項について、その後の状況は次のとおりである。

- ① 一般会計繰入率については、定期的に情報が提供されていないが、(3)のとおり、19年度から、特会法による特別会計の財務に関する情報の開示として、一般会計からの繰入額及びその理由が各府省のホームページで公表されている。また、一般会計経由の特定財源等については、ア(イ)のとおり、特別会計の予算書・決算書からはその額は把握できない。
- ② (1)イのとおり、20年度から事項別内訳が記載されている。
- ③ 繰越額・不用額については、財務省が毎年度作成し国会に提出している「決算の説明」において、22年度から、特別会計の繰越額・不用額の5か年の推移が記載されている。また、積立金等の保有規模に関する基準については、3(3)ウ(134ページ参照)のとおり、一部の積立金等については公表されているが、多くの積立金等については示されていない。
- ④ 一般会計と特別会計とが同一の出資法人に出資し又は補助金等を交付している場合、それらを集計した形での一覧情報は示されていないが、国の財務書類に国の業務と業務関連性がある特殊法人等を連結した連結財務書類に、17年度分から、これらの特殊法人等に対する国からの出資額等が記載され、19年度から公表されており、その情報は財務省のホームページにも公表されている。また、国の業務を遂行する上で重要な役割を担っている独立行政法人に対する交付金や補助金等の支出額が「決算の説明」に記載されており、20年度からは、財務省のホームページにも公表されている。
- ⑤ ア(ア)のとおり、歳入歳出外で経理されている積立金等との間の資金の受払いなどを含めた国の内部の資金の動きの全体が分かるものは示されていない。
- ⑥ (1)ア及びイのとおり、20年度から主要経費別分類を示すコード番号が付されている。また、積立金等の残高については、18年から毎年定期的に、財務省作成のパンフレットに各特別会計が一覧できる形で記載され、財務省のホームページで公表されている。一般会計からの繰入金、出資額等については、各特別会計を横

並びで一覧できるものを定期的を示しているものはないが、19年度から、①のとおり、一般会計からの繰入額及びその理由が各府省のホームページで公表されており、また、④のとおり、連結財務書類に出資法人に対する国からの出資額等が記載されており財務省のホームページで公表されている。

(5) まとめ

国の財政状況については、国会提出書類、財務書類、各府省のホームページ等により、国の財務等に関する各種の情報について公表する事項を増やしたり、予算と決算が対応する形で情報を公表したりすることなどで、その透明性の向上が図られてきている。しかし、次のとおり、国の財政状況を明らかにする上で重要であると思料される情報が開示されていない状況が見受けられた。

積立金等については、地震再保険特別会計等の6資金以外は、ソルベンシー・マージン比率を用いて試算して公表しているものなどはあるが、その保有すべき規模、水準等が具体的には示されていない状況となっている。また、年金特別会計基礎年金勘定では、積立金を財政融資資金に預託して運用しているが、これに係る運用収入の累積額が定期的に公表されていない状況となっている。

各特別会計における繰入未収金等に関する情報の開示については、一般会計が特会法等に基づき特定国有財産整備特別会計等5特別会計8勘定に対して将来的に繰入れの義務等を負っている状況についての情報が開示されていない状況となっている。また、各特別会計における一般会計からの繰入れに関する情報の開示については、農業共済再保険特別会計における一般会計からの過大な繰入額の累計額等の状況についての情報が開示されていない状況となっている。

18年報告において透明性の面からの課題として記述した事項については、歳入歳出決定計算書に20年度から事項別内訳が記載されるなどした一方、現在でも、①一般会計繰入率が定期的に情報提供されていない、②多くの積立金等でその保有すべき規模、基準等が具体的に示されていない、③一般会計と特別会計とが同一の出資法人に出資し又は補助金等を交付している場合にそれらを集計した形での一覧情報が提供されていない、④積立金等との間の資金の受払いなどを含めた国の内部の資金の動きの全体が分かるものが示されていないなどの状況となっている。

このように、透明性の向上が図られてきているが、上記の状況に関する情報の開示について更なる充実を図るよう検討する必要がある。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

会計検査院は、特別会計改革の実施状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、①特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況については、特別会計の廃止、統合等は、行政改革推進法等に基づき着実に実施されているか、特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組の結果、各特別会計の財政状況がどのように変化しているか、②特定財源等の見直し等の状況については、特別会計改革に伴い特定財源等はどのように見直されているか、特定財源等の見直しが、各特別会計の財政状況にどのような影響を与えているか、③財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況については、剰余金、積立金等や土地等の資産は財政健全化に向けて活用されているか、多額の剰余金が恒常的に生ずる仕組みとなっている特別会計はないか、特別会計に設置されている積立金等の規模は妥当なものとなっているか、特別会計の剰余金、積立金等の資産を更に有効に活用することはできないか、④国の財政状況の透明化の実施状況については、予算書、決算書等の国会提出書類等における特別会計の財務情報の開示はどのように改善されているか、また、18年報告において、財政状況の透明性の確保が必ずしも十分に図られていないと報告したが、その後に特別会計の制度や財政状況等の情報が分かりやすく提供されるようになっているかなどに着眼して、内閣府等10府省において会計実地検査を行った。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

ア 特別会計の廃止、統合等

特別会計の廃止、統合等については、行政改革推進法で見直しの期限が明記された特別会計に係る廃止、統合等の全てが特会法に盛り込まれ、特会法成立前にあった各特別会計の根拠法が廃止されることとなった。そして、特会法は、19年度の予算から適用することとされたため、20年度以降に廃止、統合等が行われる特別会計については、廃止、統合等が行われるまでの間は暫定的に設置されることとなった。特別会計の廃止、統合等を態様ごとに分類すると、①他の特別会計と統合されたもの（財政融資資金特別会計等16特別会計）、②一般会計と統合されたもの（登記特別会計等3特別会計）、③独立行政法人へ移行されたもの（国立高

度専門医療センター特別会計）となっており、交付税及び譲与税配付金特別会計等11特別会計は、特別会計の廃止、統合等が行われていない。

上記のとおり、見直しの期限が明記された特別会計に係る廃止、統合等が全て行政改革推進法の規定どおりに行われ、18年度に設置されていた31特別会計は、23年度には17特別会計になり、勘定数は、18年度の62勘定が、23年度には51勘定となっている（12～17ページ参照）。

イ 特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

特別会計改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務・事業の効率化を図ることにより行われるものとされているが、毎年度の予算執行の内容が異なるなどのため、そうした取組の効果を実施された取組ごとに区分して把握することは困難である。しかし、その取組の効果は各特別会計の毎年度の支出済歳出額に現れてくる。そこで、特別会計の事務・事業を実施する際に、財政支出がどのような性質の経費を対象として支出されているのかという点を示すことができ、かつ、全特別会計を網羅的に、横断的に分析したり、一般会計の同じ区分の経費の推移と比較したりすることができる使途別分類によって分析を行った。

（ア）人件費

17年度から22年度までの人件費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は4108億円となっており、17年度の6510億円と比較して2402億円（36.8%）減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額では、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて3997億円（8.4%）減少している。

17年度から22年度までの人件費の状況をみると、総人件費改革による予算定員の減少や人事院勧告を踏まえた給与法の改正による減少もあるが、業務の一部が一般会計に移行することなどに伴い予算定員が振り替えられていたり、特別会計業務の見直しに伴って新たに設立した法人に人員が移っていたり、直営で行っていた事務・事業が委託により行われるようになったりしたことが特別会計全体の人件費を減少させた主な要因である（29～35ページ参照）。

（イ）旅費

17年度から22年度までの旅費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合

計額は、17年度以降年々減少し、22年度は74億円となっており、17年度の133億円と比べて59億円（44.2％）減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、特別会計、一般会計ともに減少していることから、22年度は、17年度と比べて165億円（14.4％）減少している。

17年度から22年度までの旅費の状況をみると、年金特別会計、食料安定供給特別会計等で、業務の一部が国以外の法人や一般会計に移行したことに伴い業務量・定員が減少したことが特別会計全体の旅費を減少させた大きな要因となっている。また、予算定員の減少率を上回る旅費の減少率となっている特別会計もあり、出張を必要不可欠なものに極力限定したり、出張を行う際に割引制度の積極的な利用に努めたりするという取組の効果が出ているものもある（35～36ページ参照）。

（ウ）物件費

17年度から22年度までの物件費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は7994億円となっており、17年度の1兆1377億円と比べ3383億円（29.7％）減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、特別会計による支出済歳出額の大幅な減少の影響により、22年度は、17年度と比べて2268億円（5.8％）減少している。

17年度から22年度までの物件費の状況をみると、国債整理基金特別会計で行政改革推進法に基づく事務費節減の取組により国債事務取扱手数料を縮減したこと及び年金特別会計で業務が日本年金機構に移行したことに伴い庁費等が減少したことが特別会計全体の物件費を減少させた大きな要因となっている。そして、各特別会計に共通的に設置されている庁費についてみると、予算科目の見直しが行われた一部の特別会計を除いておおむね減少しており、この減少には、競争的な入札の積極的な導入や調達を必要不可欠なものに極力限定するなどの取組によるものも含まれている（36～42ページ参照）。

（エ）施設費

17年度から22年度までの施設費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、17年度以降、3兆円台で推移しており、22年度の3兆0027億円は、17年度の3兆7191億円と比べて7164億円（19.2％）減少している。特別会計と一般

会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて8758億円（18.2%）減少している。

17年度から22年度までの施設費の状況をみると、特別会計全体の施設費の大部分を占める社会資本整備事業特別会計で当初予算額の抑制の取組が行われていたり経済対策等のための補正予算が編成されていたりしていることが特別会計全体の施設費の変動に大きく影響している。そして、地震防災機能を発揮するための庁舎等の整備を行う特定国有財産整備特別会計や地球温暖化対応の事業を拡大した国有林野事業特別会計で施設費が増加しているが、いわゆる構造改革の下で公共投資予算を縮小していること及び国営土地改良事業の一般会計への移行が、特別会計全体の施設費を減少させた主な要因となっている（42～46ページ参照）。

(ウ) 補助費・委託費

17年度から22年度までの補助費・委託費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、24兆円から31兆円の間で推移しており、22年度の31兆3376億円は、17年度の29兆7866億円と比べて1兆5510億円（5.2%）増加している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は、17年度と比べて7兆1637億円（12.8%）増加している。

17年度から22年度までの補助費・委託費の状況をみると、地方交付税交付金や社会保障給付費等、義務的に支出される要素が強いことから事務・事業の見直しによる経費の削減になじみにくい補助金、交付金等が計上されている交付税及び譲与税配付金、年金両特別会計を除くと、社会資本整備事業特別会計で道路特定財源の見直しやいわゆる構造改革による公共事業の減少等に伴い補助金が大幅に削減されていたり、労働保険特別会計等で独立行政法人に対する運営費交付金が抑制されていたりするなど、多くの特別会計で支出済歳出額は減少している。一方、国有林野事業特別会計で一般会計に業務が移行したり、社会資本整備事業特別会計で地方道路整備臨時交付金が廃止されたことに伴って一般会計に地域活力基盤創造交付金が設けられたりしていることについては、特別会計の歳出の削減という点では効果がみられるが、業務の移行等に伴い一般会計の財政支出を増加させることになっている（46～51ページ参照）。

(カ) その他

17年度から22年度までのその他経費の支出済歳出額の推移をみると、特別会計の合計額は、年度によって増減はあるが、22年度は217兆4135億円となっており、17年度の240兆0088億円と比べて22兆5953億円（9.4%）減少している。特別会計と一般会計とを合わせた国全体の合計額は、特別会計による支出済歳出額の減少の影響により、22年度は、17年度と比べて22兆4895億円（9.2%）減少している。

17年度から22年度までのその他経費の状況をみると、年金、労働保険両特別会計の保険給付費や基礎年金給付費等の社会保障給付そのものに係る経費が多く含まれており、また、労働保険特別会計の失業等給付金や雇用安定等給付金のほか、社会資本整備事業特別会計の都市開発資金貸付金のように経済対策等のために補正予算により予算が増額されたものなども多く、これらは特別会計改革の進捗に伴う経費節減状況を把握するための分析対象としてはなじみにくいものである（51～55ページ参照）。

（キ）特別会計の統合による事務・事業の合理化・効率化の状況

特別会計改革に基づき統合した特別会計のうち、業務が一般会計や新たに設置された法人等に移行しておらず、継年的な比較を行うことが可能である財政投融资、エネルギー対策、社会資本整備事業及び自動車安全各特別会計の17年度から22年度までの支出済歳出額の推移をみると、次のような状況となっていた。

- ① 財政投融资特別会計の22年度の支出済歳出額は7180億円となっており、17年度の4兆2235億円と比べて3兆5054億円と大幅に（82.9%）減少している。これは、主に、財政投融资改革による預託金残高の減少に伴う預託金利子の支払の大幅な減少によるものであり、管理事務経費は、おおむね減少している。
- ② エネルギー対策特別会計の22年度の支出済歳出額は8595億円となっており、17年度の9573億円と比べて977億円（10.2%）減少している。これは、主に、17年度の石油ガス国家備蓄基地の完成に伴い石油ガス国家備蓄基地建設に係る委託費が減少したことや独立行政法人に対する財政支出を抑制したこと、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金が減少したことによるものである。また、管理事務経費は、おおむね減少しているが、人

件費については、特別会計の定員を一般会計に振り替えたことが減少の主な要因となっている。

- ③ 社会資本整備事業特別会計の22年度の支出済歳出額は3兆7880億円となっており、17年度の5兆8820億円と比べて2兆0940億円（35.6%）減少している。これは、主に、公共事業関係の予算が削減されてきていることのほか、21年度から地方道路整備臨時交付金が廃止されたことによるものである。一方、同交付金に代わる地域活力基盤創造交付金が一般会計に予算措置されている。また、管理事務経費は、人件費及び旅費は減少しているが、物件費のうちの庁費は増加している。これは、施設費に含まれていた庁費的な経費を庁費に組み替えたことなどによるものであるが、これらの組み替えられた経費の額が把握できないなどのため、経費節減の状況について把握することができない。

- ④ 自動車安全特別会計の22年度の支出済歳出額は571億円となっており、17年度の2639億円と比べて2068億円（78.3%）減少している。これは、主に、保険料等充当交付金の交付が終了したこと、政府再保険制度の廃止に伴い再保険金の支払が減少したことによるものである。また、管理事務経費は、おおむね減少している（55～58ページ参照）。

（2）特定財源等の見直し等の状況

特定財源等の問題点については、前記行政改革の重要方針で、道路特定財源の見直し、空港整備の進捗状況を踏まえた将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討、電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しの各方針が示された。

ア 電源開発促進税が特別会計に直入される構造についての見直しなど

（ア）電源開発促進税の状況

電源開発促進税の税収については、昭和49年度から平成18年度までは、電源開発促進対策特別会計の歳出の動向にかかわらず、全額を直接同特別会計の歳入に組み入れていたが、同特別会計に多額の剰余金が発生するなどしていたため、前記行政改革の重要方針において、一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることにより、原子力発電施設の立地・更新等が進展することなどにより財政需要が生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用を図るものとするなどの見直しの方針が示された。そして、行政改革推進法により、電源

開発促進税の税収を、19年度以降、一般会計の歳入に組み入れた上で、電源開発促進税法第1条に規定する措置に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、統合された特別会計に必要な金額を繰り入れることとされた。

そして、特会法第91条の規定により、毎年度、同勘定に電源開発促進税の税収の全額を繰り入れるのではなく、当該年度に必要な額を繰り入れることで一部の金額を一般会計に留保することができることとされた。この一般会計に留保された額は、将来電源立地対策等に必要な額に対して当該年度の電源開発促進税の収入額が不足した場合に、それまでに留保された額を限度に同勘定に繰り入れることとされている。また、各年度において留保された額は、当該年度の一般会計の財源として活用されることとなる。

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた剰余金の額の推移をみると、電源開発促進税が直入されていた18年度以前に比べて、19年度以降は低額となっており、また、予算の執行状況の調査を行い不用率の高い事業は予算を減額するなどの取組が行われているが、依然として多額に上っている状況である。これは、一般会計からの繰入れについては、特会法第91条の規定により、予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、年度途中の予算執行の過程において支出見込額が予算額を下回り不用額の発生が見込まれる場合でも、そのような歳出予算の執行状況にかかわらず毎年度予算額と同額を繰り入れていることが、その一因となっている（65～73ページ参照）。

(イ) 石油石炭税の状況

石油石炭税については、前記行政改革の重要方針では特に言及されていないが、(ア)のとおり、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定で、特定財源等が特別会計に直入される構造が見直されたのに、剰余金が多額に上っている状況が見受けられたことから、制度発足当時から特定財源等を一般会計から繰り入れることとされていた同特別会計のエネルギー需給勘定についても検査した。

石油石炭税の税収については、昭和53年の創設以来、毎年度、全額を同勘定に繰り入れるのではなく、一般会計経由で同勘定の財政需要に応じて必要額だけを繰り入れる仕組みとなっており、特会法施行後も特会法第90条の規定により同様の仕組みとなっている。この規定により、毎年度、同勘定に石油石炭税の税収の全額を繰り入れるのではなく、当該年度に必要な額を繰り入れること

で一部の金額を一般会計に留保することができるとされており、制度上、この一般会計に留保された額は、将来燃料安定対策等に必要な額に対して当該年度の石油石炭税の収入額が不足した場合に、それまでに留保された額を限度に同勘定に繰り入れることとされている。また、各年度において留保された額は、一般会計の財源として活用されることとなる。

エネルギー需給勘定において多額の剰余金が発生していることについては、予算の執行状況の調査を行い不用率の高い事業は予算を減額するなどの取組が行われているところであり、また、平成19年度決算検査報告にエネルギー需給勘定における剰余金に関する意見表示を掲記している。これらの取組等により、22年度の剰余金は前年度に比べて減少しているが、依然として多額に上っている状況である。これは、一般会計からの繰入れについては、特会法第90条の規定により、予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、年度途中の予算執行の過程において支出見込額が予算額を下回り不用額の発生が見込まれる場合でも、そのような歳出予算の執行状況にかかわらず毎年度予算額と同額を繰り入れていることがその一因となっている(73～77ページ参照)。

イ 道路特定財源の見直し

道路特定財源制度については、前記行政改革の重要方針で示された方針を受けて、18年12月に、道路特定財源の見直しに関する具体策として、道路特定財源の税収の全額を毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改めることとし、20年の通常国会で所要の法改正を行うとともに、毎年度の予算で、道路歳出を上回る税収は一般財源とすることなどが閣議決定された。

その後、20年5月に、道路特定財源制度は同年の税制抜本改革時に廃止し、21年度から一般財源化するとした道路特定財源等に関する基本方針が閣議決定された。

道路特定財源については、上記見直しの方針に示されたとおりに、21年度に一般財源化されて、使途の制限は一切なくなり、制度上は道路特定財源とされた揮発油税等の歳入が道路整備に充てられるという義務付けがなくなった(77～83ページ参照)。

ウ 将来的な航空機燃料税の一般財源化の検討

航空機燃料税の繰入れについては、前記行政改革の重要方針で特別会計の歳出・借入金の抑制の努力を講じつつ、引き続き空港整備に投入していくものとする

が、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとするなどの見直しの方針が示され、行政改革推進法では、「空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする」こととされた。

これについては、空港運営の民間への経営委託・民営化についての具体的な手法等の検討が行われている状況であり、航空機燃料税の将来的な在り方について具体的な方向性は示されていない（83～87ページ参照）。

（3）財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況

ア 剰余金、積立金等の活用状況

行政改革推進法第17条第2項では、特別会計改革に当たっては、18年度から22年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とすることとされている。

そして、この目標に対して、5年間で特別会計の剰余金11兆0362億円、積立金35兆4175億円、計46兆4538億円を一般会計等に繰り入れている（88～90ページ参照）。

イ 剰余金の状況

（ア）特別会計全体の剰余金の推移

特別会計における剰余金の17年度から22年度までの発生状況をみると、その合計額は17年度の50兆9574億円から20年度の28兆5413億円へと減少傾向であったが、21年度は1兆2917億円増加して29兆8330億円、22年度は12兆0778億円増加して41兆9109億円となっている。このうち、国債整理基金特別会計の剰余金が全体のおおむね6割から7割を占めているため、同特別会計の剰余金の変動が特別会計全体の剰余金の変動に大きく影響している。同特別会計の剰余金を除いた額の推移をみると、17年度の16兆4514億円から21年度の9兆1025億円へと減少傾向であったが、22年度は2兆0778億円増加して11兆1803億円となっている。

また、特別会計の勘定ごとの剰余金の推移をみると、17年度から22年度まで連続して剰余金が500億円以上かつ剰余金率が30%以上となっている特別会計は、地震再保険特別会計、外国為替資金特別会計及び特許特別会計となっている。このように剰余金が恒常的に生ずる仕組みは、次のとおりである。

- ① 地震再保険特別会計では、再保険料収入の増減及び保険事故の発生に伴う再保険金の支払額の増減により、各年度の剰余金の額は変動することになる。17年度以降、保険契約の増加により再保険料収入が増加している一方、保険事故の発生に伴う再保険金の支払が皆無であったことから、剰余金は増加している。
- ② 外国為替資金特別会計では、外貨証券等による外国為替資金の運用収入が、外国為替資金証券の発行割引料等の各種費用の支払を上回ったため、剰余金が発生している。19年度までは、外国（運用先）における金利上昇と円安による運用収入の増加等により剰余金は増加しているが、20年度以降は、外国（運用先）における金利低下と円高による運用収入の減少等により剰余金は減少している。
- ③ 特許特別会計では、特許審査で、審査請求から審査着手までの審査順番待ち期間が生じているため、審査請求の際に納付された審査請求料が審査着手までの間、剰余金となっている（90～100ページ参照）。

(イ) 剰余金の原資

特別会計の歳入は、多種多様なものとなっており、特別会計の中には、公的サービスの対価として徴収される手数料等収入を主な財源としていて、受益と負担の関係が明確となっているものもあれば、保険事業特別会計のように、単年度で収支を均衡させるのではなく、長期間で収支を均衡させる保険の制度を前提として保険料率を設定しているため、剰余金を将来の歳出の財源に充てることが想定されているものもあり、剰余金を一般会計に繰り入れるべきとはいえないものもある。

一方、一般会計からの繰入れを歳入とする特別会計では、一般会計からの繰入れが法令に基づいて行われていることから、一般会計から繰り入れられた資金は法令に規定された歳出の財源に充てなければならないが、また、当該歳出が不用となったことなどにより剰余金が発生した場合は、当該剰余金を翌年度以降における一般会計の負担を軽減させるように活用する必要がある（100～106ページ参照）。

(ウ) 一般会計からの繰入れを財源とする特別会計における剰余金の状況

一般会計から繰り入れた額を財源とする特別会計では、一般会計からの繰入

額の財源に一般税収や建設国債又は特例国債による財源が充てられていることなどを踏まえると、可能な限り一般会計からの繰入を抑制して、剰余金を縮減する取組を行うことが必要である。会計検査院は、22年10月に、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して、特別会計における歳出予算の執行過程で把握された不用見込額を一般会計からの繰入額に確実に反映させ、繰入を抑制することにより、繰入を適切かつ効率的なものとするよう、会計検査院法第36条の規定により意見を表示するなどした。そして、22年度では、一般会計から繰り入れた額を財源とする14特別会計32勘定で、不用見込額8361億円を一般会計からの繰入額に反映させ、繰入を抑制しており、同額の剰余金を縮減させている。しかし、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定では、23年9月現在においては、会計検査院の指摘の趣旨に沿った方策の検討には至っておらず、22年度においても剰余金が多額となっている。

一方、エネルギー対策特別会計では、特定財源を全額一般会計に計上した上で、同特別会計における燃料安定供給対策、電源立地対策等に要する費用の財源を一般会計から繰り入れているが、特会法の規定では予算の定めるところにより繰り入れることとされていることから、予算執行の過程において不用見込額を把握した場合でも一般会計からの繰入額に反映させることができず、不用見込額の財源を含めて予算額の全額を一般会計から繰り入れていることが剰余金が多額となる一因になっている（110～112ページ参照）。

(エ) 剰余金の処理

21年度の特別会計全体の剰余金29兆8330億円に係る決算処理の状況をみると、翌年度（22年度）の歳入に繰入れが26兆4797億円（剰余金に占める割合88.7%）と最も多く、次いで一般会計の歳入に繰入れ2兆6593億円（同8.9%）、積立金等に積立て6305億円（同2.1%）となっている。

特別会計の剰余金のうち翌年度の歳入に繰り入れられた分は、翌年度の歳入において前年度剰余金受入等として受け入れられた上で、当該特別会計の歳出の財源等として活用されることとなる。そして、特別会計の中には、剰余金の一部を、翌年度ではなく、翌々年度に予算計上することにより、同年度の一般会計からの繰入を抑制しているものもあるが、この場合、剰余金が翌々年度まで活用されないこととなる（112～123ページ参照）。

ウ 積立金等の状況

特会法等により特別会計に設置されている積立金等は、17年度から22年度までの間で34資金あり、現在又は将来の事業の財源に充て、又は決算上の不足に備えることなどを目的として設置されている。この34資金のうち、外国為替資金証券の発行収入を財源とする外国為替資金及び他の積立金等からの預託金や財投債発行収入等を財源とする財政融資資金を除く32資金の22年度末の残高の合計は172兆3291億円となっており、最も多額となっているのは年金特別会計厚生年金勘定の積立金で113兆1621億円、次いで外国為替資金特別会計の積立金で20兆5585億円となっている。なお、農業共済再保険特別会計果樹勘定、国有林野事業特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計漁業共済保険勘定の3資金については、特会法等に積立金等に関する規定はあるが、17年度末から22年度末までの間には残高がない（126～134ページ参照）。

エ 積立金等の規模

特別会計の財政状況を明らかにするためには、これらの積立金等について、その状況等を明らかにし説明責任を果たすことが重要である。これらの積立金等の保有すべき規模、水準等は、地震再保険特別会計の積立金等6資金では具体的に示されている。一方、それ以外の積立金等では、保険事業の一部の特別会計においてソルベンシー・マージン比率を試算して公表するなどの取組が行われているが、積立金等の保有すべき規模、水準等が具体的に示されていない。このように、特会法により定められている各積立金等の目的を果たすために必要な規模、水準等が示されていないものがあるため、特別会計の積立金等の有効活用を図る上で財政統制が機能しにくい状況となっている（134～139ページ参照）。

オ 国有財産の売却状況等

特別会計に所属する普通財産の管理及び処分については、各特別会計を所管する各省各庁の長が行うこととされており、各府省では、従来、廃止及び統合によって使用しなくなった庁舎や宿舎に係る土地等の売却等に取り組んでいる。

特別会計に所属する普通財産の土地の売却状況についてみると、18年度から22年度までの間の売却実績は3708億円となっているが、19年度をピークに減少傾向にある。そして、入札状況についてみると、入札を実施しても落札に至らない割合が増加している。また、特別会計に所属する政府保有株式の売却実績は、20年1

0月に政府保有株式の市中売却を一時凍結したこともあり、19、20両年度の計1166億円となっている。

財務省は、各府省が所管する国有財産について、適正な管理及び有効活用の促進を図るとともに、不要又は余剰となる財産の処分を促進するなどのため、国有財産法に基づく監査を実施したり、国有財産の有効活用に向けた取組を実施したりしている。このうち、財務省が実施した行政財産（土地）の使用状況実態監査では、一部の土地について未利用のまま用途廃止等の処理が行われていなかったり、非効率な利用のまま財産の集約化による余剰部分の有効活用が図られていなかったりなどしている状況が、各省各庁所管普通財産実態監査では、一部の土地について売却等の処分が行われていない状況が、それぞれ見受けられている（145～152ページ参照）。

（4）国の財政状況の透明化の実施状況

ア 国会提出書類、財務書類、各府省のホームページ等

国の財政状況については、国会提出書類、財務書類、各府省のホームページ等により、国の財務等に関する各種の情報について公表する事項を増やしたり、予算と決算が対応する形で情報を公表したりすることなどで、その透明性の向上が図られてきている（154～160ページ参照）。

イ 特別会計における情報の開示の状況

特別会計の財政状況を明らかにする上で重要であると考えられる情報が開示されていない状況が、次のとおり見受けられた。

- （ア）国会提出書類等における表示情報等の状況については、年金特別会計基礎年金勘定の積立金に係る運用収入の累積額が定期的に公表されていない状況となっている。
- （イ）各特別会計における繰入未収金等に関する情報の開示については、一般会計が特会法等に基づき特定国有財産整備特別会計等5特別会計8勘定に対して将来的に繰入れの義務等を負っている状況についての情報が開示されていない状況となっている。
- （ウ）各特別会計における一般会計からの繰入れに関する情報の開示については、農業共済再保険特別会計における一般会計からの過大な繰入額の累計額等の状況についての情報が開示されていない状況となっている。

また、18年報告において透明性の面からの課題として記述した事項については、歳入歳出決定計算書に20年度から事項別内訳が記載されるなどした一方、現在でも、多くの積立金等でその保有すべき規模、基準等が具体的に示されていない、積立金等との間の資金の受払いなどを含めた国の内部の資金の動きの全体が分かるものが示されていないなどの状況となっている（160～171ページ参照）。

2 所見

特別会計を所管している府省は、特別会計改革の実施に際して、行政改革推進法等の趣旨に沿い、国の事務・事業の見直し、剰余金、積立金等の活用等に取り組んだり、18年報告における会計検査院の検査結果を踏まえたりするなどして、特別会計の透明性の向上や決算の結果等の予算への反映等にも取り組んでいる。

しかし、今回の検査で、特別会計改革の実施状況等に関して更なる改善が求められる事態や今後の推移について留意しなければならない状況が見受けられた。

したがって、国の厳しい財政の現状に鑑み、各特別会計の今後の事務・事業の実施に当たっては、特別会計を所管している内閣府等10府省において、今回の会計検査院の検査結果を踏まえ、次の点に留意し、現在取り組んでいる特別会計の改革を着実に実施するとともに、更なる見直しを進め、改革をより実効のあるものにしていくことが重要である。

(1) 特別会計の廃止、統合等及び事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等の状況

ア 事務・事業における経費縮減に向けた取組については、現在取り組んでいる各特別会計の事務・事業の合理化・効率化に向けた取組を進めるとともに、特別会計の効率化を図るための様々な取組における意見を反映するなどして更なる事務・事業の合理化・効率化に向けた取組等を引き続き実施する必要がある。

イ 一般会計や国以外の法人に業務が移行したもののについては、単に特別会計の業務が移行しただけでは、事務・事業の見直しの効果が特別会計の規模の縮小ということにとどまってしまうため、移行後の業務がより効率的に実施されているかという点について検証する必要がある。

(2) 特定財源等の見直し等の状況

ア エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定及びエネルギー需給勘定への一般会計からの繰入れについては、特会法の規定により、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れることとされているため、年度途中において不用額の発生が

見込まれる場合でも歳出予算の執行状況を踏まえた一般会計からの繰入れの減額を行えないことが剰余金が多額となる一因になっていることを踏まえて、剰余金の減少のための取組について検討する必要がある。

イ 航空機燃料税については、前記行政改革の重要方針で、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとするなどの見直しの方針が示され、行政改革推進法により、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定への繰入れの廃止について検討するものとするものとされていることから、今後、その具体的な方向性の検討を進める必要がある。

(3) 財政健全化に向けた剰余金、積立金等の活用等の状況

ア 一般会計からの繰入れを財源とする特別会計については、財政資金の一層の効率的な活用を促進するため、引き続き一般会計からの繰入れを可能な限り抑制するなどして剰余金を縮減したり、翌々年度に活用される剰余金を翌年度の一般会計からの繰入額に反映させるなどして可能な限り翌年度に活用するための方策を検討したりする必要がある。

また、特別会計の中には受益と負担の関係が明確となっているものがあること、保険事業特別会計のように剰余金が将来の歳出の財源として想定されているものがあることなどに留意した上で、国の財政状況が厳しい現状に鑑み、剰余金のうち可能な部分については一般会計に繰り入れるなどして、財政資金をより効果的に活用する取組を更に進めていく必要がある。

イ 特会法により定められている各積立金等の目的を果たすために必要な規模、保有すべき水準等が示されていないものがある。このため、積立金等の残高が適正な水準であるかどうかを判断できないなど、積立金等の有効活用を図る上での財政統制が機能しにくい状況となっているので、特別会計の積立金等の適正な規模、水準等を具体的に示すことを検討する必要がある。

ウ 特別会計を所管する各府省は、特別会計に所属する普通財産の土地について、引き続き売却等に努めるとともに、入札を実施しても落札されず売却できない土地等については、土地売却のノウハウを有する財務省への処分等事務の委任を積極的に活用したり、管理処分方式の多様化へ向けて検討したりすることが必要である。また、行政財産の土地について、未利用となっているものの用途廃止等を

遅滞なく行うとともに、非効率な利用等となっているものの集約化を進め、余剰部分の有効活用を図るなどの必要がある。

(4) 国の財政状況の透明化の実施状況

ア 年金特別会計基礎年金勘定の積立金に係る運用収入の累積額が定期的に公表されていない。しかし、これは将来基礎年金の給付に充てられることとなるため、この累積額についての定期的な情報の開示を検討する必要がある。

また、一般会計が特定国有財産整備特別会計等5特別会計8勘定に対して、特会法等に基づき、将来的に繰入れの義務等を負っているものがあるが、繰入れの時期及び金額が法令等に明記されていないことなどから、国会提出書類及び特別会計財務書類には記載されていない。しかし、将来これらの繰入れを行う際には、その財源として、一部を除いて租税収入等一般会計の歳入を充てる必要があると考えられることから、前記行政改革の重要方針にあるように、一般会計及び特別会計を通じて一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすためにも、このような状況についての情報の開示を検討する必要がある。

さらに、農業共済再保険特別会計の各勘定への一般会計からの繰入れの状況については、農業勘定で一般会計からの繰入れを抑制することで、同特別会計全体としての一般会計からの過大な繰入額の累計額を縮小することとしているが、家畜、果樹、園芸施設各勘定では依然としてこの累計額は残ることになるので、上記と同様、国の財政状況を説明し十分な説明責任を果たすためにも、このような累計額の状況についての情報の開示を検討する必要がある。

イ 18年報告において透明性の面からの課題として記述した事項のうち、現在でも関連する情報についての情報提供が行われていない事項については、国民に対して分かりやすい情報提供に努め、財政の透明性を高める必要がある。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、上記の各項を含む特別会計全体の見直しに関する進展を注視するとともに、特別会計における改革の実施状況等について、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。